

官報号外

平成十九年四月二十七日

○国第六十六回 参議院会議録第一十一号（その一）

平成十九年四月二十七日（金曜日）
午前十時三分開議

○議事日程 第二十一号

平成十九年四月二十七日

午前十時開議

第一 國際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案（厚生労働委員長提出）

第五 放射線を発散させて人の生命等に危険を感じさせる行為等の处罚に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（内閣提出）

第七 戸籍法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第八 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第九 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○議長（扇千景君） 議長は、本院規則第三十三条の規定により、増子輝彦君を総務委員に指名いたします。

○議長（扇千景君） この際、お諮りいたします。

秋元司君、二之湯智君、矢野哲朗君、山内俊夫君から明二十八日から九日間、椎名一保君から明二十八日から八日間、大塚直史君から本日から九日間、それぞれ海外渡航のため請暇の申出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（扇千景君） 御異議ないと認めます。

よつて、いずれも許可することに決しました。

以下 議事日程のとおり

○議長（扇千景君） この際、日程に追加して、

少年法等の一部を改正する法律案について、提

出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（扇千景君） 御異議ないと認めます。長勢

法務大臣。

〔國務大臣長勢甚遠君登壇、拍手〕

○議長（扇千景君） 少年法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、少年人口に占める刑法犯の検挙人員の割合が増加し、強盗等の凶悪犯の検挙人員が高水準で推移している上、いわゆる触法少年による凶悪重大な事件も発生するなど、少年非行は深刻な状況にあります。

このような現状を踏まえ、平成十五年十二月、青少年育成推進本部が策定した青少年育成施策大綱において、触法少年の事案について、警察の調査権限を明確化するための法整備を検討するこ

と、触法少年についても、早期の矯正教育が必要かつ相当と認められる場合に少年院送致の保護処分を選択できるよう、少年院法の改正を検討すること、保護観察中の少年について、遵守事項の遵守を確保し、指導を一層効果的にするための制度的措置について検討することが示されたほか、同月、犯罪対策閣僚会議が策定した犯罪に強い社会の実現のための行動計画においても、非行少年の保護観察の在り方の見直し及び触法少年事案に関する調査権限等の明確化について検討することが取り上げられましたが、これらの検討事項は、いずれも、かねてから立法的手立てが必要と指摘されていましたところであります。

また、平成十四年三月に閣議決定された司法制度改革推進計画において、少年審判手続における公的付添人制度について積極的な検討を行うこととされました。

そこで、この法律案は、少年非行の現状に適切に対処するとともに、国選付添人制度を整備するため、少年法、少年院法及び犯罪者予防更生法等を改正し、所要の法整備を行おうとするものであります。

政府から提出しました法律案の要点を申し上げます。

第一は、少年法を改正して、触法少年及びいわゆる虞犯少年に係る事件の調査手続を整備するものです。

すなわち、触法少年の事件について警察官による任意調査及び押収等の強制調査等の手続を、虞犯少年の事件について警察官による任意調査の手続を、それぞれ整備するとともに、警察官は、調査の結果、家庭裁判所の審判を相当とする一定の事由に該当する事件については児童相談所長に送致しなければならないこととし、児童相談所長等は、一定の重大事件に係る触法少年の事件については、原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならぬこととしております。

第二は、少年法及び少年院法を改正して、十四歳未満の少年の保護処分を多様化するものです。すなわち、十四歳未満の少年についても、家庭裁判所が特に必要と認める場合には、少年院送致の保護処分をすることができるとしております。

第三は、少年法、少年院法及び犯罪者予防更生法を改正して、保護観察に付された者に対する指導を一層効果的にするための措置等を整備するものです。

すなわち、遵守事項を遵守しなかつた保護観察中の者に対し、保護観察所の長が警告を発することができるとした上、それにもかかわらず、なおその者が遵守事項を遵守せず、保護観察によつてはその改善更生を図ることができないと認めるとときは、家庭裁判所において少年院送致等の決定をすることができることがあります。

第四は、少年法及び総合法律支援法を改正して、国選付添人制度を整備するものです。すなわち、一定の重大事件について、少年鑑別所送致の観護措置がとられている場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、家庭裁判所が職権で少年に弁護士である付添人を付与することができるとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととあります。以上がこの法律案の趣旨であります。

政府といましましては、以上を内容とする法律案を提出いたしましたが、衆議院において、触法少年の事件の要件を明確化すること、虞犯少年の事件の調査に関する規定を削除すること、少年の権利保護のための規定を設けること、少年院に送致可能な年齢の下限をおおむね十二歳とすること、保護観察中の遵守事項違反が家庭裁判所における新たな審判事由となることを明確化する

こと、少年が釈放されたときには国選付添人選任の効力が失われる旨の規定を削除すること等を内容とする修正が行われております。(拍手)

○千葉景子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました政府提出、衆議院与党修正に係る少年法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

今回の改正案は、二〇〇〇年の少年法改正から一貫している少年事件の厳罰化の潮流を十四歳未満の触法少年に対しても拡大し、一層推し進めようとするものです。

確かに、前回の改正後、二〇〇三年の長崎の児殺害事件、二〇〇四年の佐世保の小学校同級生殺害事件などが起こり、社会に大きな衝撃を与え、それがこのたびの改正案に結び付いているものだと思います。しかし、児童福祉や少年司法の専門家などは、少年事件対策は衝撃の大きさに惑わされてはならないと口をそろえて言つております。

また、子供たちが健やかに育つことのできる環境をどのようにつくり上げていくかということは、本来、与野党という立場にかかわりなく、時間が掛けて真摯に論じ合うべきテーマです。衆議院において民主党提案の修正案が一部取り入れられ、改善された部分はあるとはいえ、なお問題はあるとされています。

少年法は、その基本理念が保護主義であり、究極的には少年の保護と健全育成を目指すものであることは御承知のとおりです。非行に走った子供を単に罰し、社会から排除したり隔離したりするのではなく、被害者も加害者も地域も積極的にいかわる中で、子供の育ち直しを進めるための政策が今求められているのです。二〇〇〇年の少年法改正以来の厳罰化が少年の改善更生に有効なのでしょうか。法務大臣、厚生労働大臣はどのようにお考えか、お答えください。

改正案は、触法少年事件の調査手続の整備として、警察官による任意調査権限を明確化すると

以下、衆議院での与党修正後の改正案の内容及びその背景等について、関係大臣にお尋ねいたします。

本年二月に警察庁生活安全局が公表した資料によると、少年事件の検挙者は、刑法犯全体では二〇〇三年の十四万四千四百四件をピークに減少し続けています。また、凶悪犯だけを見ても、二〇〇三年の二千二百十一件をピークとして同様に減少を続けています。さらに、触法少年の刑法犯の補導人員も、全体では二〇〇三年の二万一千五百三十九件を境としてやはり減少傾向にあり、凶悪犯だけを見ると二〇〇三年の二百十二件以降横ばいで、大半を占める放火は増加しているものの、殺人、強盗、強姦等はいずれも減少しています。こうした統計を見ると、今回の触法少年厳罰化の理由としてしばしば用いられる、少年事件は増加、凶悪化、低年齢化しているという説明は事実ではないと思われますが、法務大臣、国家公安委員長、それぞれの御認識、御所見をお聞かせください。

また、警察庁統計の凶悪犯とは別に、少年法第十二条の二の第一項各号に定める一定の重大事件新受数の推移はどうなっているのか、それら触法少年についてどのような保護処分がなされたのか、その件数の推移についても法務大臣にお尋ねいたします。

少年法は、その基本理念が保護主義であり、究極的には少年の保護と健全育成を目指すものであることは御承知のとおりです。非行に走った子供を単に罰し、社会から排除したり隔離したりするのではなく、被害者も加害者も地域も積極的にいかわる中で、子供の育ち直しを進めるための政策が今求められているのです。二〇〇〇年の少年法改正以来の厳罰化が少年の改善更生に有効なのでしょうか。法務大臣、厚生労働大臣はどのようにお考えか、お答えください。

改正案は、触法少年事件の調査手続の整備として、警察官による任意調査権限を明確化すると

もに、これまで認められなかつた押収、捜索、検証等の対物的強制調査権限を付与することとしております。重大事件については、警察官が適正な手続の下、物的証拠などを集め捜査することは必要ですが、民主党は、その調査の主体はあくまでも児童相談所と家庭裁判所とし、警察官による調査はこの両者が必要に応じて警察官に協力要請を行つたり、警察官らの求めに同意した場合に限り可能であると考えております。

これに対する改正案では、警察官の調査権限が児童相談所等の権限と並行的に設けられ、警察官が独自の判断で幾らでも調査できるような仕組みとなつております。これでは、警察官が触法児童に対する中心機関になつてしまい、児童福祉の役割が大きく後退してしまうのではないかと強く危惧します。特に、児童福祉を所管する厚生労働大臣は、何ら問題ないとお考えなのでしょうか。児童相談所等が調査の主導権を持つべきであるとする民主党提案では何か不都合もあるのでしょうか。法務大臣、厚生労働大臣の御所見をお聞かせください。

また、警察官に押収、捜索、検証等の対物的強制調査権限が付与されることにより、小中学校でのいじめによる傷害や恐喝などの触法事件で警察官が令状を持つて教育現場に乗り込むことが可能となります。しかし、学校側はどのような体制で協力するのでしょうか。特に、小学校での強制捜査では児童に過剰な不安を与えることの混亂を生ずることのないように配慮すべきであると考えますが、どのような対策を取るのか、文部科学大臣にお尋ねいたします。

十四歳以上の少年事件でも、警察官の過酷な取調べで虚偽の自白がなされたことが後になつて判明し、非行事件はなかつたものとされたものは少なくないとい聞いております。また、最近、死刑を求刑された被告の無罪が確定した佐賀の北方事件や、起訴された十二人全員の無罪が確定した鹿児島県議選の買収事件など冤罪が多発しています

が、これらは、自白を偏重する捜査体質が今なお深くはびこり、警察官の強引な取調べにより自白を強要している捜査の実態を暴露するものと言えます。

こうした警察の体質が改められないままに、表現能力などが不十分で、暗示や誘導にも掛かりやすいと言われる低年齢の少年に対しても、成年の被疑者に認められる黙秘権等の権利も保障されないままに、任意とはいえ警察官の取調べが行われることになれば、虚偽の自白がつくり出されるのではないかと危惧されます。

衆議院における修正では、民主党提案を踏まえて、少年等がこの調査に関していつでも弁護士である付添人を選任することができる事が明記されました。しかし、民主党が提案していた少年に対する黙秘権の告知の義務付けは盛り込まれず、「少年の情操の保護に配慮しつつ」、「質問に当たっては、強制にわたることがあつてはならない。」という訓示規定が追加されただけです。これでは、調査に当たる警察官の行為規範としてもほとんど機能しないのではないかでしょうか。

十四歳以上の犯罪少年に対しては認められる黙秘権が、同様に少年院に送致される可能性のある十四歳未満の触法少年に対しては認められていないというのは明らかに矛盾しており、欠陥法案と言わざるを得ません。なぜ黙秘権の保障を明確に規定しないのか、お尋ねいたします。

また、民主党が提案している児童福祉司又は調査付添人の立会い、ビデオ録画などの義務付け、不適切な取調べに対する児童相談所等による中止命令についても何ら盛り込まれておりません。特に、裁判員制度の実施に向けて捜査の可視化が不可欠とされている昨今、少年の手続においても積極的に可視化を進めるべきと考えますが、これを認めるに何か不都合なことでもあるのでしょうか。

以上の手続の保障について、法務大臣、厚生労働大臣、国家公安委員長の御所見を求めます。

特に、低年齢の少年については、児童福祉施設での育ち直し、福祉的、教育的支援こそが必要です。現在十四歳となつてはいる少年院収容年齢の下限を撤廃するという原案について、長勢法務大臣が五歳児でも少年院送致はあり得る旨の答弁をしたことから、与党内にも疑問の声が高まり、おおむね十二歳を下限とするよう修正されました。

しかし、おおむね十二歳とは十一歳も含むとされ、しかも、これは行為年齢ではなく収容年齢であるため、実際には行為時に十歳の小学校四年生の児童なども含まれることになります。小学生など低年齢の触法少年について、児童自立支援施設などの家庭的な雰囲気の中での育ち直しよりも、少年院収容により罰することが彼らの改善更生に役立つのだという考えには疑問が残ります。安倍総理も記者団に、小学生を少年院に入れることはやむを得ないと発言されたそうですが、小学生に戻る際に、差別や偏見を受けたり、他の児童に不安や混乱を生ずるおそれはないのか。文部科学大臣に御所見を求めます。

改正案は、保護観察中の遵守事項違反者を少年院に送致することができることとしております。院に送致することができることとしておりました。弱い立場にある者が自己責任論で切り捨てられていました。国民の治安への不安もこのような殺伐とした社会のありようと無縁ではありません。少年非行問題に対しては、非行少年の育ち直しという少年法の理念を忘れてはなりません。また、本人だけでなく、周囲の環境を整える観点から、親の支援や再教育、地域社会の再構築などに取り組む必要があります。さらに……

○議長(扇千景君) 千葉君、時間が来ておりま

す。簡潔に願います。

○千葉景子君(続) 早期発見のネットワーク、安心して相談できる仕組み、小中学校における取組、児童相談所や家庭裁判所の充実強化、保護観察制度の本来の意義を失わせるものではないでしょうか。保護司の方々の御苦労は十分承知しております。その活動に対する支援を充実することは当然ですが、だからといって、威嚇によつて保護観察の実効性を確保しようとするのは本末転倒です。

また、遵守事項違反というささいな理由だけではなく、処分理由となつた元の事案をも考慮して決めるというのであれば、正に憲法上禁じられた二重処罰に当たるのでないでしょうか。私たち民衆の指摘に対して、与党修正案では、遵守事項違反が新たな審判事由であるとすることによって、二重処罰ではないかのような形を取つておられます。ですが、元の政府案はどう違うのか、はつきりいたしません。このような規定は削除すべきだと思います。

最後に申し上げます。

少年非行はあっても、非行少年はないということです。非行に走る少年には、家庭での虐待など不幸な生育環境に育つた子供が少なくありません。少年犯罪をつくり出しているのは私たちの社会であり、したがつて、それを解決することができのも、また私たちの社会なのです。非行を犯した少年たちをむちを持って追い回し、少年院に収容してよしとする社会が安倍政権の目指す美しい国、教育重視の内実なのでしょうか。社会の中の最も弱い存在を救済することができなくて、何が再チャレンジなのでしょうか。

安倍内閣の下、社会の格差がより一層拡大し、弱い立場にある者が自己責任論で切り捨てられています。国民の治安への不安もこのような殺伐とした社会のありようと無縁ではありません。少年非行問題に対しては、非行少年の育ち直しという少年法の理念を忘れてはなりません。また、本人だけでなく、周囲の環境を整える観点から、親の支援や再教育、地域社会の再構築などに取り組む必要があります。さらに……

○議長(扇千景君) 千葉君、時間が来ておりま

す。簡潔に願います。

○千葉景子君(続) 早期発見のネットワーク、安心して相談できる仕組み、小中学校における取組、児童相談所や家庭裁判所の充実強化、保護観察制度の本来の意義を失わせるものではないでしょうか。保護司の方々の御苦労は十分承知しております。その活動に対する支援を充実することは当然ですが、だからといって、威嚇によつて保護観察の実効性を確保しようとするのは本末転倒です。

社会復帰支援等の立ち直り支援策の強化等、総合的な対策が何より重要であると考えますが、これらに対する法務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣の御所見を伺つて、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣長勢甚遠君登壇、拍手〕

○國務大臣(長勢甚遠君) 千葉景子議員にお答えを申し上げます。

少年事件は増加、凶悪化、低年齢化していないのでないかとのお尋ねがありました。

少年人口千人当たりの刑法犯検挙人員は、平成九年ごろから増加に転じ、平成十六年以降は前年より減少していますが、依然高い数字を示しています。また、少年による凶悪犯の検挙件数は、昭和四十六年以降千件台でしたが、平成九年以降二千件を超えており、平成十六年以降は二千件を下回りましたが、なお予断を許しません。触法少年による凶悪犯も、平成十五年に十数年ぶりに二百件を上回り、その後、二百件台の年が続いている状況であります。さらに、近年、低年齢の少年による重大事件が発生しております。このような観点から、現在、少年犯罪は深刻な状況にあると考えております。

次に、少年の重大事件の新受数の推移についてお尋ねがありました。

最近五年間ににおける刑法犯のうち、少年法第十二条の二第一項各号に掲げられた事件の家庭裁判所での新受入員の概数は、平成十三年が二千四百七十九人、平成十四年が二千四百四十七人、平成十五年が二千六百八十人、平成十六年が二千五百七十七人、平成十七年が一千七百二十二人となっております。

次に、触法少年についてどのような保護処分がなされたのか、その推移についてお尋ねがありました。

最近五年間における家庭裁判所における触法少年に関する少年保護事件の終局人員のうち、保護官の増員、少年院や更生施設を出た後の就労・

判所の決定時に十四歳以上となり少年院送致となつた者が一人、児童自立支援施設等送致が三十五人、保護観察が二十一人であり、平成十四年は、少年院送致が八人、児童自立支援施設等送致が四十七人、保護観察が十七人であり、平成十六年は、少年院送致が九人、児童自立支援施設等送致が四十二人、保護観察が二十五人であり、平成十七年は、少年院送致が十三人、児童自立支援施設等送致が四十三人、保護観察が十六人となつております。

少年の改善更生に有効かとのお尋ねがありました。少年非行につきましては、単に甘くするとか厳しくするという対応ではなく、少年が立ち直り、社会に戻っていくために適切な処遇を行うことが重要と考えており、平成十二年の少年法改正も、事基本的には少年の健全育成という観点に立ちながら、その規範意識を育て、社会での責任を自覚させることを期したものであります。本法案も、事案の真相解明を前提に少年に対する適切な処遇選択を可能にするという趣旨に基づくものであり、厳罰化を目的とするものではありません。

なお、平成十二年の少年法改正が少年の改善更生にどのような効果があつたかを一義的に述べることは困難であります、同法が施行された平成十三年以前から各種少年犯罪は増加し、施行後も一年、二年ほどはその傾向が続いておりましたが、平成十六年ころからは減少に転ずる結果となつております。

次に、児童相談所等が触法少年事件の調査の主導権を持つべきではないかとのお尋ねがありました。児童相談所における調査は、児童の状況、家庭環境、生活歴等の事項を対象とし、非行事実の解明を直接の目的とするものではないと承知をいたしました。

しておられます。また、家庭裁判所は、裁判所としての性格からすると、事件が認知された直後の段階から積極的かつ能動的な証拠収集を自ら行うことは実際上困難と考えられます。したがって、事案の真相解明のためには、その手法や刑罰法令等に関する専門的知識と経験を有する警察が主体的かつ迅速に調査を行うことが不可欠であり、その結果を児童相談所や家庭裁判所が活用するのが適当と考えられます。

これに対し、児童相談所長等の要請、同意などを必要とする、本来、事件発生後迅速に行う必要があります。

次に、触法少年に対する黙秘権の告知についてのお尋ねがありました。

触法少年はおよそ刑事責任を問われる可能性がない、黙秘権の問題は生じないと見解が有力であると考へております。また、少年の健全育成においては少年が自ら話をしやすい環境を整えることも重要であつて、仮に黙秘権の告知を一律に義務付けられるならば、正直に話をしなくともよいという誤った意識を生じさせるおそれがあり、適当ではないと考えております。もとより、少年に強制的に供述を容認することを容認するものではなく、衆議院における修正でもこのことが明らかにされております。

次に、小学生を少年院で改善更生させることの実効性についてお尋ねがありました。

まず、少年院を处罚する施設ではなく、その健全育成のための育て直しの教育を行う施設であります。少年院では少年を二十四時間体制で預かり、安定した教育環境の下、少年一人一人の特性や問題性に応じたきめ細かい処遇計画を個別に策定し、法務教官がマンツーマンで行う個別的処遇を中心とした教育を行つております。また、少年院には小学校教員免許を有する法務教官が多数おり、現在、年少少年に対する教科教育を含めた処遇プログラムを準備中であります。このようなことから、少年院での教育処遇は小学生に對してもその改善更生に十分に資するものと考へております。

次に、保護観察中の者に対する措置についてお尋ねがありました。

遵守事項を遵守するよう指導監督することは保護観察の基本であります、その違反に対する手当てを設けることが直ちに威嚇につながるものとは考へおりません。かえつて、本法案による制度により、遵守事項の重要性が制度上も明確になります。

次に、二重処罰の禁止は、憲法上の規定上も刑事手続に關するものであり、少年審判に直ちに適用するものではありません。

また、本制度は、保護観察決定後の遵守事項違

しておられます。また、家庭裁判所は、裁判所としての性格からすると、事件が認知された直後の段階から積極的かつ能動的な証拠収集を自ら行うことは実際上困難と考えられます。したがって、事案の真相解明のためには、その手法や刑罰法令等に関する専門的知識と経験を有する警察が主体的かつ迅速に調査を行うことが不可欠であり、その結果を児童相談所や家庭裁判所が活用するのが適当と考えられます。

これに対し、児童相談所長等の要請、同意などを必要とする、本来、事件発生後迅速に行う必要があります。

次に、触法少年に対する黙秘権の告知についてのお尋ねがありました。

触法少年はおよそ刑事責任を問われる可能性がない、黙秘権の問題は生じないと見解が有力であると考へております。また、少年の健全育成においては少年が自ら話をしやすい環境を整えることも重要であつて、仮に黙秘権の告知を一律に義務付けられるならば、正直に話をしなくともよいという誤った意識を生じさせるおそれがあり、適当ではないと考えております。もとより、少年に強制的に供述を容認することを容認するものではなく、衆議院における修正でもこのことが明らかにされております。

次に、小学生を少年院で改善更生させることの実効性についてお尋ねがありました。

まず、少年院を处罚する施設ではなく、その健全育成のための育て直しの教育を行う施設であります。少年院では少年を二十四時間体制で預かり、安定した教育環境の下、少年一人一人の特性や問題性に応じたきめ細かい処遇計画を個別に策定し、法務教官がマンツーマンで行う個別的処遇を中心とした教育を行つております。また、少年院には小学校教員免許を有する法務教官が多数おり、現在、年少少年に対する教科教育を含めた処遇プログラムを準備中であります。このようなことから、少年院での教育処遇は小学生に對してもその改善更生に十分に資するものと考へております。

次に、保護観察中の者に対する措置についてお尋ねがありました。

遵守事項を遵守するよう指導監督することは保護観察の基本であります、その違反に対する手当てを設けることが直ちに威嚇につながるものとは考へおりません。かえつて、本法案による制度により、遵守事項の重要性が制度上も明確になります。

次に、二重処罰の禁止は、憲法上の規定上も刑事手続に關するものであり、少年審判に直ちに適用するものではありません。

また、本制度は、保護観察決定後の遵守事項違

反という新たな事情をとらえて、新たな審判、決定をするものであります。また、当初の保護観察決定の対象となつた事由と同一の事由について重ねて保護処分決定するものではありません。

政府原案と与党修正案の違いについては、与党修正案は遵守事項違反が新たな審判事由であることをより明確にしたこと、また、新たな保護処分をする場合の要件を分かりやすく規定したことについてお尋ねがございました。

初めに、少年事件の増加と凶悪化、低年齢化についてお尋ねがございました。

平成十八年中に検挙されました刑法犯少年は三年連続で減少をしておりますが、人口千人当たり

○國務大臣溝手顕正君 拍手

〔國務大臣溝手顕正君登壇、拍手〕

○國務大臣溝手顕正君 千葉議員の質問にお答

え申し上げます。

の刑法犯少年の検挙人員は成人に比べて約六倍となつております。依然として高水準にあると認識をいたしております。また、凶悪犯で検挙された少年はここ三年ほど同じように減少はしております。平成十八年には一千百七十人となつておりますが、いまだ樂觀できる状態にあるとは思つておりません。さらに、刑法犯の罪に触れる行為を行つて補導された触法少年は、平成十二年以降二万人前後で推移をしております。そのうち凶悪犯で補導された者は、平成十五年以降二百人を超える状況で推移をいたしております。少年による社会の耳目を集める重大な事件が後を絶たないなどからも、少年非行は依然として深刻な状況にあると認識をいたしております。

次に、触法少年の調査に当たつての黙秘権告知や捜査の可視化についてお尋ねがありました。

まず、触法少年は刑事責任を問われることはないわけで、触法少年に対する調査は任意で行われるものであります。また、面接においては、これまで分かりやすい言葉を用いるなど、少年の特性に特段の配慮をいたしております。したがつて、黙秘権の告知を義務付けることは、場合あるいは事情によって調査の目的に沿わないことにもなるから、黙秘権の告知を義務付けることは適当でないと考えております。

また、児童相談所による質問の中止命令は適時の調査の遂行上相当でなく、捜査の可視化の問題につきましては、刑事司法制度全体の中で多角的な検討を行つた上で慎重に議論することが必要だと考えております。(拍手)

(國務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手)

○國務大臣(柳澤伯夫君) 千葉景子議員から私にお尋ねがございました。順次お答えを申し上げます。

まず、少年法の厳罰化が少年の改善更生に有効かとのお尋ねでございます。

平成十二年の少年法改正は、基本的には、少年の健全育成という観点に立ちまして、その規範意

識を育て、社会での責任を自覚させることを期したことのあります。今回の法案も、事実解明へをいたしております。また、凶悪犯で検挙された少年はここ三年ほど同じように減少はしております。平成十八年には一千百七十人となつておりますが、いまだ樂觀できる状態にあるとは思つておりません。さらに、刑法犯の罪に触れる行為を行つて補導された触法少年は、平成十二年以降二万人前後で推移をしております。そのうち凶悪犯で補導された者は、平成十五年以降二百人を超える状況で推移をいたしております。少年による社会の耳目を集める重大な事件が後を絶たないなどからも、少年非行は依然として深刻な状況にあると認識をいたしております。

次に、警察の調査権に関する改正案と民主党案についてのお尋ねがございました。

今回の改正案は、従来、警察が触法少年に対し実施してきた調査につきまして、法律上その権限を明確にするものであること、また、児童相談所が警察の調査結果とともに自ら実施する調査結果に基づきまして触法少年の処遇を決定するというの二点からも、これによつて児童福祉の後退にならぬものではないと考へております。

また、警察と児童相談所の調査はその手法や視点が異なつておりますため、児童相談所が適切な処遇を決定する上での的確かつ幅広い調査の活用ができるという点で、民主党案に比し政府案が適当であると考へております。

少年に対し手続の保障を進めることについてのお尋ねがありました。

触法少年に対する警察官による調査については、児童福祉の観点からは、個々の子供の心身の状況に即して不適切な負担を掛けないよう配慮が必要であると考えております。そのための具体的な手続の在り方につきましては、こうした児童福祉への配慮、非行事実的確な把握の必要性などを総合的に勘案して定められるべきものと考へております。

なお、民主党案につきましては、事案の真相解明に支障が生じるおそれがあるとの指摘があると承知をいたしております。

小学生を少年院で改善更生することの実効性についてお尋ねがございました。

十四歳未満の触法少年、虞犯少年については、児童自立支援施設における開放的かつ家庭的なケ

アになじみにくい触法少年等が現に存在するといふことが施設関係者からも指摘をされております。こうしたことから、少年院の対象年齢をおおむね十二歳以上とすることにつきましては、個々の子供にとつて最適な処遇を選択できるよう、処遇の選択肢を広げるという意義が見いだせるものではないと考へております。

最後に、児童相談所の充実強化等についてのお尋ねでございます。

最も重要な観点としては、児童虐待、障害などの課題に対する対応です。児童相談所が警察の調査結果とともに自ら実施する調査結果に基づきまして触法少年の処遇を決定するというの二点からも、これによつて児童虐待などの課題に対する対応には児童相談所の充実強化が重要であると考えております。こうした認識に基づきまして、児童相談所において中核的な役割を担う児童福祉司の配置について、その充実を図る観点から、本年度、地方財政措置の大幅な拡充を図りました。そのほか、少年非行等の児童を一時的に保護する施設につきまして、定員超過状態の解消や居住環境の改善に向けた取組を進めているところであると考へております。

少年非行問題については、今後とも、関係機関と連携しつつ、総合的な対策に努めてまいりたいと考えております。

少年非行問題について、今後とも、関係機関と連携しつつ、総合的な対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(國務大臣伊吹文明君登壇、拍手)

○國務大臣(伊吹文明君) 三点のお尋ねについてお答えを申し上げます。

まず、警察官の学校への立入りに対する際の児童生徒への配慮ですが、現行の少年法でも、御承認のように、児童生徒に対する警察の調査というものは行われておりますけれども、その際、当然、警察当局は十分な教育的配慮を行なうことが必要なことがあります。

同時に、青少年が自立した人間として成長することを支援するため、教育委員会や各種団体が青少年の社会性をはぐくむ自然体験や生活体験などの体験活動を推進する取組を支援するとともに、学校においても、非行などの問題を抱えた児童生徒の状況に応じた支援、心の教育の充実に努めるよう教育委員会を促してまいりたいと存じます。

(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

次に、少年院に入院後的小学生に対する配慮についてのお尋ねがございました。

少年院では在院者に対して矯正教育の実施を行なうに当たりまして、少年法の四条、五条の規定により、小学校、中学校で必要とされる教科指導が行なわれるよう、適切な配慮がなされるべきものと考へております。

少年院では在院者に対して矯正教育の実施を行なうに当たりまして、少年法の四条、五条の規定により、小学校、中学校で必要とされる教科指導が行なわれるよう、適切な配慮がなされるべきものと考へております。

少年院では在院後、退院をして学校へ戻る際にも、学校においては、保護観察官等と十分連携を取りながら、当該児童へのきめ細かな指導、支援を行うとともに、周りの児童との間に適切な信頼関係が築かれるよう温かい学級集団づくりを進めるなど、学校適応に向け適切な環境が取られるということは、学校及び学校を管理をいたしております教育委員会が進める最も大切な視点であると思ひますので、文部科学大臣としてこの点を大切に行政執行に当たりたいと思いま

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、

株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に

関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。渡辺國務大臣。

〔國務大臣渡辺喜美君登壇、拍手〕

○國務大臣(渡辺喜美君) 株式会社日本政策金融

公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年五月に成立した簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行政改革推進法においては、政策金融改革として、平成二十年度において現行の政策金融機関を再編成し、新たに一つの政策金融機関を設立することとし、その機能を国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能等に限定すること等の方針が規定されたところであります。

政府としては、改革の後退は許さないという姿勢で政策金融改革に取り組んでおり、行政改革推進法等に則して、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるため、これら二法案を提出する次第であります。

第一に、新たに設立する株式会社日本政策金融公庫の目的は、行政改革推進法の規定にのつと

り、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能、並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るために金融の機能を

担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することとしております。

第二に、新公庫の業務について、行政改革推進法において現行の政策金融機関の業務のうち廃止・縮小又は限定することとされたものを忠実に反映するとともに、一般的の金融機関が行う金融の補完を一層推進するため、証券化の手法を活用して一般的の金融機関による貸付けを促進するための業務等を追加することとしております。また、主務大臣が指定する金融機関が行う危機対応業務に必要な信用の供与を行うこととしております。

第三に、新公庫の業務の適切な実施を図るために、役員及び職員、財務及び会計、監督等について所要の規定を整備するとともに、新公庫の設立に関する事項等を規定しております。

次に、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

この法律案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、恩給法を始め、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律を含む八十六の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が株式会社日本政策金融公庫法案等二法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。大久保勉君。

〔大久保勉君登壇、拍手〕

○大久保勉君 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました二法案につきまし

て担当大臣に御質問いたします。

母屋でおかゆを食つて辛抱しようとけちけち節約しておるのに、離れ座敷で子供がすき焼きを

食つておるとは、特別会計の無駄遣いを指摘したことではありません。

私は、塩川元財務大臣の有名な言葉であります。

この敷地内にさらに地下室があり、どんちゃん騒ぎが行われているということを付け加えたいと思

います。地下室とは、特別会計より更に外部の

チェックが利きにくい公益法人や特殊法人を指し

ます。行政改革を断行するに当たって、この地下

室に本気でメスを入れるのであれば大いに評価し

たいと思います。まず、渡辺行政改革担当大臣に

その決意をお尋ねします。

これまで小泉改革を断行するという掛け声の

下、特殊法人が新しく独立行政法人として再出発する多くの法案が成立しました。しかし、法律成

立後の運用は役人に任せつ放しで、何の関心も示

さないのが小泉・安倍政治の実態です。今月二十

五日、日経新聞は一面で、五十四の特殊法人を四

十九の独立行政法人に移行する過程で、総額十二

兆円の累積欠損金が政府出資金で穴埋めされたと

いうことを報道しました。

そこです、この報道内容が真実であるか、尾身大臣に質問します。次に、今後、政府出資金を

減資する場合、その都度、その金額、理由、責任の所在を財務大臣が国会に報告すべきであると考

えますが、尾身財務大臣の御所見を賜りたいと思

います。

累積損失額の穴埋めが大きい上位十独立行政法

人の中に、文部科学省所管が五法人、また厚生労働省所管が三法人含まれております。そこで、伊吹文部科学大臣と柳澤厚生労働大臣に、それぞれの独立行政法人の名称、欠損穴埋め金額、多額の欠損金が発生した理由及び責任の所在を質問しま

す。

最近、財務省は、二〇一五年度末までに郵政公社や日本政策投資銀行など三十六法人の民営化での独立行政法人の名稱、欠損穴埋め金額、多額の欠損金が発生した理由及び責任の所在を質問します。

日本政策投資銀行と商工組合中央金庫は、完全民営化することが昨年の行政改革推進法で決まりました。どのような基準で残す政策金融機関と民営化する政策金融機関を切り分けたのか、これまでの政府の説明は明確ではありません。また、例

えば商工組合中央金庫と中小企業金融公庫は、ともに中小零細金融を扱っております。また、日本政策投資銀行と国際協力銀行とは、国内と海外との違いはありますが、ともに大企業融資や投資銀

業務を行つております。どのような理由でこのようない分けを行つたのか、さらには将来見直しが行われる可能性があるのか、渡辺行政改革担当大臣の御所見を賜りたいと思います。

新公庫は、国民の生活に密着した金融、農業関連金融、中小零細金融から、大企業金融、さらに海外資源確保のためのプロジェクトファイナンスまで、幅広い業務を行う巨大金融機関であります。これまで国際金融の分野で長く働いてきましたが、このように広範囲かつ多様な金融業務を一つの法人で行う諸外国の政策金融機関の例も、あるいは民間金融機関の例も私は知りません。というのは、余りに性質の異なる広範囲かつ多様な金融業務を一つの組織で行うことは管理上不可能に近く、また効率の面やリスク管理の面で問題が発生するからです。私の実務経験に基づいた結論に対して、渡辺大臣の説得力ある反論を是非聞いてみたいのです。

新公庫は、国内統合三機関から継承される国内部門と国際協力銀行から継承される国際部門に大別することができます。

国内金融三機関は、起業、創業、あるいは中小零細企業の資金繰りを金融面から支えるために低

金利での融資を行つております。企業会計原則によると会計処理を行えば、三機関とも貸倒引当金を当

ては、政府からの補助金を基本とする収支相

補てんする制度が備わっております。

一方、国際金融部門は、政府からの補助金を當てにせず、利益を上げることを前提にした収支相

債原則の下で運営されています。そのため、毎年三百億円以上の国庫納付がなされております。

収支差補助金を基本とする国内部門、それと利

益を上げ国庫納付を基本とする国際部門は、言わば水と油であります。この二つの部門が一つの株式会社になる場合、新公庫は収支相債機関となる

のか、それとも非収支相債機関になるか、渡辺大臣に伺いたいと思います。

もし非収支相債機関が選択された場合には、これまで国際協力銀行により毎年三百億円以上納付されてきた国庫納付金がなくなることを意味します。もし収支相債原則が選択された場合には、中

小泉・安倍改革は、複雑な事象を単純化したワ

ンフレーツポリティックスが特徴であります。政

策金融改革もこの例に漏れず、多様な政策目的を

有する政策金融機関を無理やり一つの器に押し込

んだと言えます。そのため、その強引な手法から

発生する現場の大混乱や中小零細企業の痛みに対

して、小泉前首相並みの鈍感力を強いられるこ

になります。このことに対する渡辺行政改革担当

大臣の御認識を伺いたいと思います。

この法案によれば、新公庫の主務大臣が、財

務、農水、経済産業、厚生労働の四大臣となるこ

とであります。四大臣が主務大臣になることは極

めてまれです。一つの公庫にするというのであれ

ば、主務大臣を一名にするのが筋であります。総

割り行政の弊害と、改革という名の下で役所の既

得権益はしっかりと保護されている実態がかいま

えます。

これに関連して、新公庫の役員の人数、主務官

庁から天下りの有無に関して伺いたいと思いま

す。

そこで、新公庫となつた場合に、どのような基

準で業績評価、人材交流、昇給昇格を行つていく

のか伺いたい。また、新公社で新卒の採用、研

修、配属に関してどのような制度を考えているの

か、渡辺大臣の御所見を伺いたいと思います。

政策金融改革は、財投の入口である郵政改革に

より決定されるべきものであります。しかし、余

りにも高過ぎる給与や大き過ぎる部門間格差は問

題と言えます。

そこで、新公庫となつた場合に、どのような基

準で官僚で占められるのであれば、官僚の官僚によ

る官僚のためのエグゼクティブ専用人材バンクで

あるという批判を免れないと思います。現在、公

務員制度改革で人材バンクの制度設計を行つてい

ます。昨年暮れに郵政改反議員が、選挙による

有権者の審判を受けることなく自民党に復党しま

した。また、郵政民営化は実現しつつあります

が、一向に格差や将来不安は解消されません。一

時熱狂が冷め、小泉郵政改革の化けの皮がはが

れてくると、ワーフレーツポリティックスの怖さ

と後味の悪さを国民は感じております。

【國務大臣渡辺喜美君登壇、拍手】

○國務大臣渡辺喜美君 まず、公益法人、特殊

法人等の改革についてのお尋ねでございます。

公益法人、特殊法人等については、先ごろの通

報会で成立した行革推進法並びに公益法人制度

を果たすために具体的にどのような工夫があるの

か、渡辺大臣に御所見を伺いたいと思います。

統合する四機関に共通することは、随意契約率

の高さであります。衆議院調査局、中央省庁の補

助金交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再

就職状況に関する予備的調査によりますと、国内

三機関の場合、その比率は九割です。国際協力銀

行に至つては、一般競争入札〇・八%、指名競争

入札一・三%で、残りの九八%が随意契約という

ことであります。

そこで、新公庫は随意契約を半減するなどして

経費を大幅に下げる努力をすると約束できるか

渡辺大臣の御所見を伺いたいと思います。

次に、四機関で目立つのが職員の高給優遇ぶり

であります。

ラスパイレス指教によりますと、国内三機関の

給与水準は国家公務員の三割増しであり、国際協

力銀行に至つては何と五割増しという高水準であ

ります。もちろん、給与水準は業務内容や職能に

より決定されるべきものであります。しかし、余

りにも高過ぎる給与や大き過ぎる部門間格差は問

題と言えます。

そこで、新公庫となつた場合に、どのような基

準で官僚で占められるのであれば、官僚の官僚によ

る官僚のためのエグゼクティブ専用人材バンクで

あるという批判を免れないと思います。現在、公

務員制度改革で人材バンクの制度設計を行つてい

ます。昨年暮れに郵政改反議員が、選挙による

有権者の審判を受けることなく自民党に復党しま

した。また、郵政民営化は実現しつつあります

が、一向に格差や将来不安は解消されません。一

時熱狂が冷め、小泉郵政改革の化けの皮がはが

れてくると、ワーフレーツポリティックスの怖さ

と後味の悪さを国民は感じております。

置会社にするのも一案であります。政策目的の明確化、業績評価の透明化、さらには組織の効率化

を果たすために具体的にどのような工夫があるの

か、渡辺大臣に御所見を伺いたいと思います。

統合する四機関に共通することは、随意契約率

の高さであります。衆議院調査局、中央省庁の補

助金交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再

就職状況に関する予備的調査によりますと、国内

三機関の場合、その比率は九割です。国際協力銀

行に至つては、一般競争入札〇・八%、指名競争

入札一・三%で、残りの九八%が随意契約という

ことであります。

そこで、新公庫は随意契約を半減するなどして

経費を大幅に下げる努力をすると約束できるか

渡辺大臣の御所見を伺いたいと思います。

次に、四機関で目立つのが職員の高給優遇ぶり

であります。

そこで、新公庫となつた場合に、どのような基

準で官僚で占められるのであれば、官僚の官僚によ

る官僚のためのエグゼクティブ専用人材バンクで

あるという批判を免れないと思います。現在、公

務員制度改革で人材バンクの制度設計を行つてい

ます。昨年暮れに郵政改反議員が、選挙による

有権者の審判を受けることなく自民党に復党しま

した。また、郵政民営化は実現しつつあります

が、一向に格差や将来不安は解消されません。一

時熱狂が冷め、小泉郵政改革の化けの皮がはが

れてくると、ワーフレーツポリティックスの怖さ

と後味の悪さを国民は感じております。

【國務大臣渡辺喜美君登壇、拍手】

○國務大臣渡辺喜美君 まず、公益法人、特殊

法人等の改革についてのお尋ねでございます。

公益法人、特殊法人等については、先ごろの通

報会で成立した行革推進法並びに公益法人制度

を果たすために具体的にどのような工夫があるの

か、渡辺大臣に御所見を伺いたいと思います。

統合する四機関に共通することは、随意契約率

の高さであります。衆議院調査局、中央省庁の補

助金交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再

就職状況に関する予備的調査によりますと、国内

三機関の場合、その比率は九割です。国際協力銀

行に至つては、一般競争入札〇・八%、指名競争

入札一・三%で、残りの九八%が随意契約という

ことであります。

そこで、新公庫は随意契約を半減するなどして

経費を大幅に下げる努力をすると約束できるか

渡辺大臣の御所見を伺いたいと思います。

次に、四機関で目立つのが職員の高給優遇ぶり

であります。

そこで、新公庫となつた場合に、どのような基

準で官僚で占められるのであれば、官僚の官僚によ

る官僚のためのエグゼクティブ専用人材バンクで

あるという批判を免れないと思います。現在、公

務員制度改革で人材バンクの制度設計を行つてい

ます。昨年暮れに郵政改反議員が、選挙による

有権者の審判を受けることなく自民党に復党しま

した。また、郵政民営化は実現しつつあります

が、一向に格差や将来不安は解消されません。一

時熱狂が冷め、小泉郵政改革の化けの皮がはが

れてくると、ワーフレーツポリティックスの怖さ

と後味の悪さを国民は感じております。

【國務大臣渡辺喜美君登壇、拍手】

○國務大臣渡辺喜美君 まず、公益法人、特殊

法人等の改革についてのお尋ねでございます。

公益法人、特殊法人等については、先ごろの通

報会で成立した行革推進法並びに公益法人制度

を果たすために具体的にどのような工夫があるの

か、渡辺大臣に御所見を伺いたいと思います。

統合する四機関に共通することは、随意契約率

の高さであります。衆議院調査局、中央省庁の補

助金交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再

就職状況に関する予備的調査によりますと、国内

三機関の場合、その比率は九割です。国際協力銀

行に至つては、一般競争入札〇・八%、指名競争

入札一・三%で、残りの九八%が随意契約という

ことであります。

そこで、新公庫は随意契約を半減するなどして

経費を大幅に下げる努力をすると約束できるか

渡辺大臣の御所見を伺いたいと思います。

次に、四機関で目立つのが職員の高給優遇ぶり

であります。

そこで、新公庫となつた場合に、どのような基

準で官僚で占められるのであれば、官僚の官僚によ

る官僚のためのエグゼクティブ専用人材バンクで

あるという批判を免れないと思います。現在、公

務員制度改革で人材バンクの制度設計を行つてい

ます。昨年暮れに郵政改反議員が、選挙による

有権者の審判を受けることなく自民党に復党しま

した。また、郵政民営化は実現しつつあります

が、一向に格差や将来不安は解消されません。一

時熱狂が冷め、小泉郵政改革の化けの皮がはが

れてくると、ワーフレーツポリティックスの怖さ

と後味の悪さを国民は感じております。

【國務大臣渡辺喜美君登壇、拍手】

○國務大臣渡辺喜美君 まず、公益法人、特殊

法人等の改革についてのお尋ねでございます。

公益法人、特殊法人等については、先ごろの通

報会で成立した行革推進法並びに公益法人制度

を果たすために具体的にどのような工夫があるの

か、渡辺大臣に御所見を伺いたいと思います。

統合する四機関に共通することは、随意契約率

の高さであります。衆議院調査局、中央省庁の補

助金交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再

就職状況に関する予備的調査によりますと、国内

三機関の場合、その比率は九割です。国際協力銀

行に至つては、一般競争入札〇・八%、指名競争

入札一・三%で、残りの九八%が随意契約という

ことであります。

そこで、新公庫は随意契約を半減するなどして

経費を大幅に下げる努力をすると約束できるか

渡辺大臣の御所見を伺いたいと思います。

次に、四機関で目立つのが職員の高給優遇ぶり

であります。

そこで、新公庫となつた場合に、どのような基

準で官僚で占められるのであれば、官僚の官僚によ

る官僚のためのエグゼクティブ専用人材バンクで

あるという批判を免れないと思います。現在、公

務員制度改革で人材バンクの制度設計を行つてい

ます。昨年暮れに郵政改反議員が、選挙による

有権者の審判を受けることなく自民党に復党しま

した。また、郵政民営化は実現しつつあります

が、一向に格差や将来不安は解消されません。一

分けた基準に関するお尋ねがございました。

政策金融改革については、経済財政諮問会議において、民にできることは民にという考え方を基本とし、政策金融の手法を用いて真に行なうべきものを厳選することが必要であるとの認識の下、現行政策金融機関の担つている機能について、政策金融から撤退をするもの、残すものに分類がなされたところでございます。

この分類において、商工組合中央金庫については、民間金融機関同様のフルバンキング機能であることや、所属団体向けの組合金融であること、日本政策投資銀行については、大企業、中堅企業向け融資であり、民間市場から様々な形態で資金を取り入れが可能であること、これらから、ともに政策金融から撤退をし、その組織について完全他方、今回統合する中小公庫、国際協力銀行等の機関については、中小零細企業、個人の資金調達支援、国策上必要な海外資源確保、国際競争力を確保に不可欠な金融など、政策金融として残すべき真に必要な業務に限定した上で、その業務については行革推進法において新たに設立する一つの政策金融機関に担わせることとされたわけでございます。

なお、新公庫の業務については、今回の法案に規定されているとおり、新公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、新公庫の業務に関し不斷にチェックを行い、その上で、必要があると認めるときは、業務の廃止その他の措置を講じてまいります。

次に、新公庫の組織管理上の効率性についてのお尋ねがございました。

新公庫は、零細事業者への貸付けから国際金融まで多様な業務を担うことから、それぞれの政策分野に責任を持つ主務大臣がきちんと業務実施を監督していくことになつております。ただし、新公庫の運営が縮割りになつてはならないことは当然のことであります。シナジー効果を發揮し、一

体的、効率的な組織運営が行われることが重要であります。

このため、まず新公庫の運営に当たつては、新公庫自身が取締役会による意思決定、そして業務執行の監視等のガバナンス確保、これに資する会社法上の仕組みを活用することによって、各勘定別に縦割りの運営ではない一体的、効率的な組織運営に努める必要があると考えております。また、主務大臣においても緊密に連携し、新公庫の運営に携わることとされたところでございます。

新公庫の性質が收支相償機関であるか否かについてのお尋ねがございました。

新公庫においては、政策目的ごとに財政資金をきらんと分別管理をし、各政策の適切な実施と透明性の確保を図るため、主要政策ごとに勘定区分を行なうということになつております。

新公庫においては、政策目的ごとに財政資金をきらんと分別管理をし、各政策の適切な実施と透明性の確保を図るため、主要政策ごとに勘定区分を行なうということになつております。

新公庫の役員数については、この法案を成立させていただいた後、組織の具体的な姿を固めていく過程において決めることになります。具体的には、設立委員が必要最小限の役員数を検討し、その上で主務大臣が判断し、役員数を定款に定めることがあります。その際、行革大臣としてもしっかり見てまいります。

新公庫の経営責任者については、行革推進法及び新公庫法の規定により、新公庫の設立目的とそ

の担う金融業務に照らし、必要と認められる識見及び能力を有する者から選任されるということになつてゐるんです。また、特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないようになります。そのため、新公庫の役員の選任についても、役員全員について官房長官の同意が必要になります。代表取締役会長及び社長については、主務大臣の認可が必要であり、認可に当たつては役員全員について官房長官の同意が必要になります。

新公庫においては、主要政策ごとに勘定区分を行なうことによっては、収支相償原則の下で運営を行なうか否かについて、国際部門、国内部門とでは取扱いを異にいたしております。すなわち、国際部門に係る勘定に関しても、新公庫においては、予算の国会議決を経て財政措置を講ずることが想定されるものと考えております。

異なる性質の業務を一つの機関に担わせることによる御懸念についてのお尋ねがございました。

新公庫においては、主要政策ごとに勘定区分を行なうことによっては、収支相償原則の下で運営を行なうか否かについて、国際部門、国内部門とでは取扱いを異にいたしておるわけであります。一方、国内部門について

として必要な業務を実施するため、収支相償原則は適用されず、それにより中小零細企業向けの貸し渋りや貸しあげが発生するという懸念もございません。

いずれにせよ、新公庫の成立後、民業補完を旨とした、政策金融として必要なところに必要な資金が円滑に供給されるよう運営していくことが重要であると考えております。

新公庫の役員の人数及び天下りの考え方についてのお尋ねがございました。

新公庫の役員数については、この法案を成立させていただいた後、組織の具体的な姿を固めていく過程において決めることになります。具体的には、設立委員が必要最小限の役員数を検討し、その上で主務大臣が判断し、役員数を定款に定めることがあります。その際、行革大臣としてもしっかり見てまいります。

新公庫の経営責任者については、行革推進法及び新公庫法の規定により、新公庫の設立目的とそ

の担う金融業務に照らし、必要と認められる識見及び能力を有する者から選任されるということになつてゐるんです。また、特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないようになります。そのため、新公庫の役員の選任についても、役員全員について官房長官の同意が必要になります。

新公庫においては、主要政策ごとに勘定区分を行なうことによっては、収支相償原則の下で運営を行なうか否かについて、国際部門、国内部門とでは取扱いを異にいたしておるわけであります。一方、国内部門について

は、必要に応じ予算の国会議決を経て財政措置を講ずることが想定されるものと考えております。

異なる性質の業務を一つの機関に担わせることによる御懸念についてのお尋ねがございました。

新公庫においては、主要政策ごとに勘定区分を行なうことによっては、収支相償原則の下で運営を行なうか否かについて、国際部門、国内部門とでは取扱いを異にいたしておるわけであります。一方、国内部門について

は、必要に応じ予算の国会議決を経て財政措置を講ずることが想定されるものと考えております。

異なる性質の業務を一つの機関に担わせることによる御懸念についてのお尋ねがございました。

新公庫においては、主要政策ごとに勘定区分を行なうことによっては、収支相償原則の下で運営を行なうか否かについて、国際部門、国内部門とでは取扱いを異にいたしておるわけであります。一方、国内部門について

は、必要に応じ予算の国会議決を経て財政措置を講ずることが想定されるものと考えております。

異なる性質の業務を一つの機関に担わせることによる御懸念についてのお尋ねがございました。

新公庫においては、主要政策ごとに勘定区分を行なうことによっては、収支相償原則の下で運営を行なうか否かについて、国際部門、国内部門とでは取扱いを異にいたしておるわけであります。一方、国内部門について

は、必要に応じ予算の国会議決を経て財政措置を講ずることが想定されるものと考えております。

異なる性質の業務を一つの機関に担わせることによる御懸念についてのお尋ねがございました。

新公庫においては、主要政策ごとに勘定区分を行なうことによっては、収支相償原則の下で運営を行なうか否かについて、国際部門、国内部門とでは取扱いを異にいたしておるわけであります。一方、国内部門について

具体的な工夫、委員会設置会社、政策目的の明確化、業績評価の透明化、組織の効率化についてのお尋ねがございました。

新公庫のガバナンスについては、それを可能な限り強固とするための措置を講じております。具体的には、会社法に基づく株式会社とすることにより企業的な組織運営を図り、民間企業会計や会計監査人による監査も導入いたします。また、政

策金融業務の適切な実施等を確保するため、国が監督を行ないます。リスク管理については金融庁の監査も行ないます。さらに、その予算について国会の議決を要し、決算は会計検査院の検査を経て国会に提出することを要するとしております。

また、四機関の統合に当たつては、管理部門の共通する業務の一元化を行い、同一地域に複数の支店が存在するところではこれを極力統合する方針でございます。以上の措置により、一体的で効率的な組織運営を図つてまいります。

また、政府の各政策の内容を踏まえ、新公庫の経営陣が政策金融業務に関する目標を策定し、その実施状況について情報公開の徹底を図りつつ、その評価をしっかりと行なうことが必要であります。そのため、政府の行政改革推進本部の下、行政減量・効率化有識者会議にワーキングチームを設け、しっかりと見ていただくことにしております。

なお、委員会設置会社とするかどうかについての見直しについてのお尋ねがございました。

新公庫の経営の効率化を図るため、各経費について最大限の合理化努力を図つていくことが重要

であり、管理部門等の共通する業務の一元化や支店の統廃合による役職員の縮減、経費の節減を図ることになつております。具体的には、支店の統合について、国内三公庫の二百三十三の店舗のう

官 報 (号 外)

ち、六十地域で同一地域に複数の支店が存在することから、これを極力統合していくとの方針あります。新公庫の役職員の縮減につきましては、行革推進法に基づく総人件費改革により、五年間で五%以上の人員の純減又は人件費の削減を行うことにしております。これに加えて、本店の管理部門等の一元化等により、円滑な業務遂行に必要な職員は確保しつつ、更なる縮減の努力を行つていただく考えであります。

随意契約の見直しについては、最近の社会情勢や各機関の置かれた立場等を踏まえ、必要に応じ、入札を始めとする競争性ある契約に移行するよう、契約方法について不斷の見直しを行います。適切に対処してまいります。

最後に、新公庫における業績評価及び人事管理のお尋ねでございます。

新公庫においてどのような業績評価、どのような人事管理を行うかについては、一義的には組織の一体化を踏まえ新公庫が決めることになります。その際、業績評価については、新公庫の経営理念や目標に即して的確に業務を遂行しているかどうかの観点から適切な評価が行われ、それに基づき、昇給昇格が適切に行われることが必要であります。人事管理については、行革推進法において、国内と国際の部門ごとに専門能力を有する職員の配置及び育成を可能とするなど留意をしています。これを踏まえ、新公庫の業務の内容、求められる専門性等を総合的に勘案し、採用、研修、配属、人材交流等に関する具体的な仕組みをつくってまいります。これにしても、新公庫の管理運営に当たつて、強固なガバナンスの下、一体的かつ効率的な環境を整備することが重要でございます。

以上。（拍手）

○國務大臣(尾身幸次君) 大久保議員の御質問にお答えいたします。

累積欠損金を政府出資金で穴埋めしたとの報道についてのお尋ねがありました。

御指摘の報道の計数の具体的な計算内容は承知しておりますが、平成十五年度から平成十八年度において、独立行政法人化に伴う政府出資金の減少額を国有財産帳の計数に即して申し上げれば、約十二兆円となつております。

こうした独立行政法人化に伴う政府出資金の減少は、從来、各法人に対する研究開発費を出資金として措置してきたことによるところが大きいと考えます。各法人に対する研究開発費は平成十三年度までは出資金として措置されていましたが、実態として、見合いの資産が残らないため、その使用分は財務諸表上、欠損金の累積という形で処理されました。

これらの研究開発の成果は将来にわたり国民に有形無形の資産として残り、その利益が国民に還元されているものであります。民間企業会計と同じ考え方でとらえた場合分かりにくいとの指摘もあつたところでございます。そこで、平成十四年度以降は、出資金ではなく補助金等として措置し、より分かりやすい形に改めたところであります。したがいまして、報道にあるような事業の失敗によって積み上がった損失を国民負担で穴埋めをしたというような御指摘は全く当たらないものと考えております。

いずれにいたしましても、財務大臣といたしましても、独立行政法人における適正かつ効率的な業務運営と経営の透明性の確保は重要な課題であると認識しております。この点について、独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、同制度を所管する総務省及び各主務大臣の下、適切に取り組まれるべきものと考えております。

日本政策金融公庫に統合される三公庫の累積欠損金についてのお尋ねがありました。

現行機関から新公庫への統合に当たっては、新公庫法上、財務、会計の透明性の観点から、資本、負債ともに現行各機関からそれぞれの業務を引き継ぐ各勘定に承継され、その状況が明らかにされます。したがいまして、統合時点において民間企業会計上の累積欠損金が生じることとなつたとしても、現在の政府出資金を減資することや国際協力銀行の剩余金を他の勘定に充当することはあります。

○國務大臣(伊吹文明君) お尋ねの文部科学省所管の独立行政法人の出資金等に対する減少額の大さかた五法人の件でございますが、これらはいずれも旧科学技術庁所管の研究開発型法人でございます。

具体的には、日本原子力研究開発機構の出資金の減少額四兆七百四十三億円、それから宇宙航空研究開発機構の二兆六千二百九十六億円、科学技術振興機構の四千四百十八億円、理化学研究所の三千五百四十三億円、海洋研究開発機構の二千八百一億円です。

この原因でございますが、これは大久保議員によると、パンカーアの御経験があるからすぐに御理解なさると思いますが、いわゆる公会計と企業会計の違い、今財務大臣が申したことによる部分が非常に大きいと思います。研究開発の成果はもちろん国民の将来の資産として残るものでありますから、企業会計では当然この資産価値は貸借対照表上、資産勘定に計上されます。しかし、これに要した費用は毎年損益計算書の経費をもつて処理されます。しかし、公会計ではその仕組みは十分ではありませんので、平成十三年度までは要した費用を出資金の中で処理をしておりました。したがって、法人格の変更により累積損となつたものと出資金を両建て表示をして相殺をしたというのが今回の会計処理の生じた大部分であります。

しかし、もちろん平成十三年度まで各法人の経営上の非違規事項があつたり、あるいは非効率があつた場合には、当然会計検査院の検査を受けておりますから、指摘があつたと存じます。そのことはその時々の責任者が重く受け止めて是正を図つてきたということであります。（拍手）

○國務大臣(柳澤伯夫君) 私に対しましても、厚生労働省所管の独立行政法人の出資金等についてのお尋ねがありました。

特殊法人から独立行政法人へ移行した際に出資す。（拍手）

平成十九年四月二十七日 参議院会議録第二十一号(その一)

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件外一件　社会福等の一部を改正する法律案外一件

—

金が減少している御指摘の厚生労働省所管の三法人の名称とそれぞれの減少金額は次のとおりです。

事である最も重大な犯罪を犯した個人を訴追及び処罰するため、常設の国際刑事裁判所の設立、縮約国の同裁判所に対する協力等について規定する

〔投票開始〕

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。

まず第一に、雇用・能力開発機構が約一兆三千五百四十八億円、二番目に、労働者健康福祉機構が約六千三百二億円、三番目で、年金積立金管理運

ものであります。

〔投票終了〕
○議長(扇千景君)
投票の結果を報告いたしま
す。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

用独立行政法人及び福祉医療機構が約四千三百七十四億円となつております。

法務省は「○一、規程の我が国による総統に伴い、同裁判所が管轄権を有する事件の捜査等への協力のための手続規定及び同裁判所における偽証等その重罰を害する行為についての罰則を整備す

反對	贊成	投票總數
○	百九十六	百九十六

て、各個別法及び独立行政法人会計基準に基づきまして、一つ、経年劣化等に伴う資産の減価償却、二つ、時価を基準とした資産の再評価、三

こと等を内容とするものであります。委員会におきましては、両件を一括して議題とし、規程に定める重大犯罪の中に国内法上処罰で

よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

つ、国等への資産の承継等を行い、資産に見合った出資金額を定めたことによるものであります。適正に処理されたものと認識をいたしております。

きない行為があることと憲法との関係、集団殺害など重大な犯罪を国内法上の犯罪とする必要性、二〇〇九年の規程の検討会議に向けての我が国に対応方針、規程で定める被疑者、被告人などの保護規定の国内法担保等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終え、順次採決の結果、国際刑事裁判所

○議長(扇千景君) 日程第一 國際刑事裁判所に
関するローマ規程の締結について承認を求めるの
件(衆議院送付)

口一マ規程は全会一致をもつて承認すべきものと決定し、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

日程第二　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
以上両件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長田浦直君。

なお 国際刑事裁判所に一マ核程の組織に当たり、同裁判所の運営及び活動に積極的にかかわり、その実効性及び効率性の向上に努めること、人材面での貢献を積極的に行うため、裁判官等輩出のための人材の発掘及び育成に関する体制を強化する。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

化すること等を政府に要請する決議が行われたことを申し添えます。

○田浦直君　ただいま議題となりました條約及び法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国際刑事裁判所ローマ規程は、集団殺害犯罪や人道に対する犯罪など国際社会全体の関心

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。
まず、国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求める件の採決をいたします。
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 日程第三　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四　救急医療用ヘリコプターを用いた救急治療の確保に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)
以上両案を一括して議題といたします。

を代表して小池晃委員、社会民主党・護憲連合を代表して福島みづほ委員より、それぞれ修正案及び原案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

本法律案は、新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行の確保を図るため、建設業者及び宅地建物取引業者に保証金の供託又は責任保険契約の締結を義務付けるとともに、国土交通大臣は、住宅瑕疵担保責任保険の引受けを行う保険法人を指定することができる」ととするものであります。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし
た。
(拍手)

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

まず、委員

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲
9、委員長の報告を求めます。経済産業委員
達忠一君。〕

保責任保険の引受けを行う保険法人を指定すること

—

以上、御報告申し上げます。（拍手）

載

委員会におきましては、参考人からの意見聴取とともに、一連の耐震強度偽装対策立法の効果と本法律案の立置付け、共託、保僉の制度化が中小

○議長(扇千景君) 日程第七 戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔伊達忠一君登壇、拍手〕

事業者に及ぼす影響、事業者に故意、重過失がある場合の消費者保護の方策等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願いま
す。

下栄一君。 [審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載]

〔投票開始〕
○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。
す。——これにて投票を終了いたします。

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案は、産業活力の再生や生産性の向上のために取り組んでいる事業者を支援するものであります。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されておりました。

〔山下栄一君登壇、拍手〕

投票総数	百九十六
賛成	○
反対	百九十六

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案は、中小企業が地域産業資源を活用することにより、地域経済の活性化を図るものであります。

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

本法律案は、戸籍に記載された個人情報を保護するため、戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄抄本等の交付の請求をすることができる場合を制限するとともに、当該請求をする者の本人確認、不正な交付を受けた者の処罰等を行ひ、また、戸籍

よ二て 本案は全会一致をもつて可決されました。
た。 (拍手)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案は、地域の特性を生かした産業集積を促進して、地域経済の自律的発展を図ろうとするものであります。

なお、経済成長戦略大綱に関する件について、三人の参考人から意見聴取を行いました。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。
す。——これにて投票を終了いたします。

行おうとするものであります。
委員会におきましては、戸籍公開の原則を改め
る理由、戸籍謄抄本の不正請求防止策の在り方、
第三者の交付請求に対する本人通知制度の必要

○議長(扇千景君)　日程第八　産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案
日程第九　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案
日程第一〇　企業立地の促進等による地域における

投票總數
贊成
反對
百九十六

性、民法第七百七十二条の嫡出推定規定の運用問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

（いずれも内閣提出、衆議院送付）
以上の三案を一括して議題といたします。

平成十九年四月二十七日 参議院会議録第二十一号(その一) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案 戸籍法の一部を改正する法律案 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案二件

官 報 (号外)

原案どおり可決すべきものと決定し、地域資源活用法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各法律案に対しても附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（扇千景君） これより採決をいたします。まず、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君） 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 投票の結果を報告いたしました。

○議長（扇千景君） 本日はこれにて散会いたしました。午前十一時五十八分散会

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数	賛成	反対
百九十六	百九十六	〇

○議長（扇千景君） 本日はこれにて散会いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

議員	出席者は左のとおり。
近藤 正道君	
鶴淵 洋子君	
谷合 正明君	
小泉 昭男君	
正勝君	
山本 保君	
福本 潤一君	
福島みずほ君	
加藤 修一君	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長（扇千景君） 次に、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案の採決をいたします。	
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。	

議員	出席者は左のとおり。
近藤 正道君	
鶴淵 洋子君	
谷合 正明君	
小泉 昭男君	
正勝君	
山本 保君	
福本 潤一君	
福島みずほ君	
加藤 修一君	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長（扇千景君） 次に、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案の採決をいたします。	
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。	

北澤 傑美君	峰崎 直樹君	財務大臣	辯任
直嶋 正行君	円 より子君	文部科学大臣	伊吹 文明君
和田ひろ子君	小林 元君	厚生労働大臣	柳澤 伯夫君
高嶋 良充君	田名部匡省君	国土交通大臣	冬柴 鐵三君
江田 五月君	西岡 武夫君	(国家)公安委員会委員長	渡辺 喜美君
広中和歌子君	山下八洲夫君	國務大臣	溝手 顕正君
山下八洲夫君	郡司 彰君	國務大臣	辯任
大久保 勉君	林 久美子君	副大臣	遠山 清彦君
鈴木 寛君	小林美恵子君	内閣府副大臣	吉川 春子君
津田弥太郎君	紙 智子君	法務副大臣	補欠
水岡 俊一君	島田智哉子君	國務大臣	西田 実仁君
黒岩 宇洋君	前川 清成君	渡辺 喜美君	補欠
井上 哲士君	松岡 徹君	副大臣	吉川 春子君
神本美恵子君	犬塚 直史君	内閣府副大臣	辯任
緒方 靖夫君	仁比 聰平君	法務副大臣	仁比 聰平君
内藤 正光君	岩本 司君	國務大臣	辯任
吉川 春子君	ルネン・マルティ君	厚生労働委員会	辯任
朝日 俊弘君	大門実紀史君	文教科学委員会	辯任
佐藤 基隆君	羽田雄一郎君	農林水産委員会	辯任
奥石 忠義君	山根 隆治君	経済産業委員会	辯任
小川 敏夫君	佐藤 道夫君	環境委員会	辯任
千葉 景子君	増子 輝彦君	国土交通委員会	辯任
大石 正光君	林 久美子君	決算委員会	辯任
佐藤 泰介君	風間 祐君	議院運営委員会	辯任
長勢 甚遠君	柳田 稔君	那谷屋正義君	辯任
麻生 太郎君	佐藤 泰介君	辯任	辯任
外務大臣	時代理	國務大臣	辯任
経済産業大臣	國務大臣	國務大臣	辯任
大臣臨臣	國務大臣	國務大臣	辯任
同日議長から次の議案が提出された。 救急業務と救急医療との連携協力を強化するための救急制度改革の推進に関する法律案(足立信也君外四名発議(参第二号))	内閣總理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。	沖縄県選挙区選出(四月二十五日當選)	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	内閣總理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。	島尻安伊子君(糸数慶子君の補欠)	同日議員法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)	内閣總理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。	福島県選挙区選出(四月二十五日當選)	国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号)
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号)	内閣總理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。	沖縄県選挙区選出(四月二十五日當選)	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案(閣法第三三号)
国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案(閣法第三三号)	内閣總理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。	島尻安伊子君(糸数慶子君の補欠)	地方公務員法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(閣法第二七号)	内閣總理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。	廣中和歌子君	総務委員会に付託
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案(閣法第二五号)	内閣總理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。	岩永 浩美君	農林水産委員会に付託
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七四号)	内閣總理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。	山本 保君	環境委員会に付託
適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について	内閣總理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。	長谷川憲正君	環境委員会に付託

官 報 (号 外)

て承認を求めるの件

知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

総合研究開発機構法を廃止する法律案

消防法の一部を改正する法律案

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する

法律案

田議長は次の議員提出案を予備審査のため衆議院に提出する。

救急業務と救急医療との連携協力を強化するた

めの救急制度改革の推進に関する法律案（足立

信也君外四名發議)

叶二十六日議長において、次のとおり常任委員の

許任を許可し、その補欠を指名した。

內閣委員

辭任
補欠

郡司
韋君
山本
孝史君

總務委員
印文
供君
核
あさり君

續編卷之二

仁比
聰平君
吉川
春子君

後藤 博子君
長谷川憲正君

法務委員

辭任
補欠

江田 五月君
松下 新平君

吉川春子君仁比聰平君

外交防衛委員

詩集

卷之三

平成十九年四月二十七日 参議院会議録第二十一号(その一) 議長の報告事項

厚生労働委員		議院運営委員	
岡崎トミ子君	尾立 源幸君	下田 敏子君	補欠
農林水産委員	風間 祢君	辞任	辞任
保坂 三藏君	岩永 浩美君	山本 彰君	補欠
松下 新平君	江田 五月君	保君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
経済産業委員	松岡 徹君	島田智哉子君	日本国憲法に関する調査特別委員
辞任	仁比 聰平君	吉川 春子君	辞任
岩永 浩美君	保坂 三藏君	松岡 徹君	補欠
若林 秀樹君	犬塚 直史君	島田智哉子君	同日議員長から次の議案が提出された。
松 あきら君	風間 祢君	吉川 春子君	救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)
国土交通委員	長谷川憲正君	後藤 博子君	(参第三号)
環境委員	岡崎トミ子君	同日衆議院から次の議案が提出された。	同日議員から次の議案が提出された。
予算委員	辞任	同日衆議院から次の議案が提出された。	学校安全対策基本法案(佐藤泰介君外四名発議)
下田 敏子君	補欠	国会職員法の一部を改正する法律案(衆第二二号)	(参第四号)
主濱 了君	尾立 源幸君	児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)(衆第二〇号)	児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)
大門実紀史君	津田弥太郎君	国会職員法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二一号)	株式会社商工組合中央金庫法案(閣法第三九号)
小林美恵子君	小林美恵子君	国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二号)	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
決算委員	補欠	同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。
辞任	主濱 了君	救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)	同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。
津田弥太郎君	津田弥太郎君	若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案(大島敦君外二名提出)	雇用基本法(大島敦君外二名提出)
松井 孝治君	松下 新平君	雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)	同日委員長から次の報告書が提出された。
小林美恵子君	大門実紀史君	水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)	社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(山井和則君外二名提出)
行政監視委員	補欠	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案(閣法第五四号)審査報告書
辞任	松下 新平君		
松井 孝治君			

官 報 (号 外)

平成十九年四月二十七日

参議院会議録第一十一号(その二) 投票者氏名

浅野	勝人君	市川	一朗君	有村	治子君
泉	信也君	岩城	光英君	岡田	直樹君
岩井	國臣君	小野	清子君	狩野	安君
岩永	浩美君	大野	つや子君	岡田	
尾辻	秀久君	片山	虎之助君	荻原	健司君
太田	豊秋君	河合	常則君	岸	宏一君
岡田	廣君	北岡	秀二君	北岡	
加納	時男君	佐藤	昭郎君	佐藤	昭郎君
景山	俊太郎君	小泉	顯雄君	坂本	由紀子君
岸	信夫君	小林	温君	田中	正勝君
木村	仁君	佐藤	泰三君	伊達	昌二君
北川	イツセイ君	櫻井	新君	田浦	直君
陣内	孝雄君	清水	嘉与子君	閑口	忠二君
倉田	寛之君	谷川	勝嗣君	田村	公平君
小泉	昭男君	田中	直紀君	伊達	敬三君
倉田	寛之君	山村	耕太郎君	鶴保	庸介君
佐藤	泰三君	中原	雅治君	中島	啓雄君
佐藤	泰三君	中島	眞人君	中曾根	弘文君
櫻井	新君	中島	秀善君	西島	哲郎君
清水	嘉与子君	竹山	裕君	野村	英利君
谷川	勝嗣君	田中	直紀君	聖子君	
中川	雅治君	山村	耕太郎君		
中島	眞人君	中原	雅治君		
中原	爽君	二之湯	智君		
野上	浩太郎君				

林 芳正君	松田 岩夫君	水落 敏栄君	松田 溝手	外添 要一君
森元 恒雄君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	岩村 祥史君	
吉村剛太郎君	山本 一太君	足立 信也君	山谷えり子君	
朝日 俊弘君	家西 悟君	犬塚 直史君	山本 順三君	
伊藤 基隆君	池口 修次君	大江 康弘君	脇 雅史君	
江田 五月君	岩本 司君	大塚 耕平君	浅尾慶一郎君	
小川 敏夫君	小川 敏夫君	加藤 敏幸君	伊藤 基隆君	
尾立 源幸君	大石 正光君	黒岩 俊美君	池口 修次君	
岡崎トミ子君	大久保 勉君	北澤 敏幸君	岩本 司君	
神本美恵子君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	小川 敏夫君	
工藤堅太郎君	元君	下田 敦子君	大石 正光君	
島田智哉子君	櫻井 充君	田名部匡省君	大久保 勉君	
主演 了君	千葉 樹葉賀津也君	角田 義一君	佐藤 泰介君	
高嶋 鈴木 寛君	辻 變	那谷屋正義君	元君	
良充君	内藤 泰弘君	津田弥太郎君	了君	
富岡由紀夫君	西岡 正光君	直嶋 正行君	充君	

羽田雄一郎君
林 久美子君
広中和歌子君
福山哲郎君
藤本祐司君
前田武志君
松井孝治君
松下新平君
水岡俊一君
築瀬進君
柳田稔君
山根隆治君
風間昶君
浮島とも子君
和田ひろ子君
荒木清寛君
澤雄二君
高野博師君
遠山清彦君
浜田昌良君
山下栄一君
仁比和夫君
松あきら君
市田保君
山本洋子君
紙忠義君
小林美恵子君
又市平君
近藤正道君
征治君

白	眞歎君	廣田	一君	広野	ただし君
藤末	健三君	前川	清成君	増子	輝彦君
円	より子君	松岡	徹君	蓮	舫君
森	ゆうこ君	渡辺	秀央君	魚住裕	一郎君
柳澤	光美君	加藤	修二君	草川	昭三君
山下八洲夫君		谷合	正明君	白浜	一良君
福島みずほ君		西田	実仁君	浜四津敏子君	福本潤一君
吉川	春子君	小池	靖夫君	山口那津男君	福本潤一君
田村	秀昭君	渡辺	孝男君	山本	香苗君
		井上	哲士君		

反対者氏名	○名
長谷川憲正君	荒井 広幸君
今泉 昭君	島尻安伊子君
鈴木 陽悦君	
阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	有村 治子君
泉 信也君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	小野 清子君
尾辻 秀久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡田 直樹君
岡田 広君	荻原 健司君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	片山虎之助君
神取 忍君	河合 常則君
木村 仁君	岸 宏一君
岸 信夫君	
北川イッセイ君	
倉田 寛之君	
岸 小泉 昭男君	北岡 秀二君
佐藤 泰三君	小池 正勝君
小林 温君	小泉 顯雄君
清水嘉与子君	佐藤 哲男君
櫻井 新君	坂本由紀子君
陣内 孝雄君	山東 昭子君
椎名 一保君	佐藤 昭郎君
信介君	

日程第三　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（内閣提出）「委員長報告のとお

反对者氏名

長谷川憲正君
今泉 昭君
鈴木 陽悦君
荒井 広幸君
島尻安伊子君

輿石 佐藤 東君
芝 博一君 道夫君
下田 敦子君
田名部匡省君
千葉 景子君
津田弥太郎君
角田 義一君
那谷屋正義君
直嶋 正行君
羽田雄一郎君
林 久美子君
広中和歌子君
福山 哲郎君
藤本 祐司君
前田 武志君
松井 孝治君
松下 新平君
水岡 俊一君
篠瀬 進君
柳田 稔君
山根 隆治君
和田ひろ子君
荒木 清寛君
浮島とも子君
澤 雄二君
高野 博師君
遠山 清彦君
浜田 昌良君
弘友 和夫君

佐藤 崇介君 島田智哉子君 櫻井 充君
 島田智哉子君 櫻井 充君 主演 了君 鈴木 寛君
 高嶋 良充君 鈴木 寛君 辻 泰弘君 富岡由紀夫君
 鈴木 寛君 辻 泰弘君 内藤 正光君 西岡 武夫君
 白 眞勲君 広田 一君 广野ただしき 藤末 健三君
 前川 清成君 増子 輝彦君 松岡 徹君 森 ゆうこ君
 柳澤 光美君 山下八洲夫君 蓮 航君 加藤 修一君
 草川 昭三君 魚住裕一郎君 谷合 正明君 谷合 正明君
 西田 実仁君 浜四津敏子君 福本 潤一君

賛成者氏名	日程第四 救急醫療用ヘリコプターを用いた救急 医療の確保に関する特別措置法案(厚生労働委員 長提出)	反対者氏名
阿部 正俊君	井上 哲士君	市田 忠義君
青木 幹雄君	緒方 靖夫君	紙 智子君
浅野 勝人君	小池 晃君	小林美恵子君
泉 信也君	吉川 春子君	仁比 聰平君
岩井 國臣君	福島みづほ君	近藤 正道君
岩永 浩美君	又市 征治君	又市 征治君
尾辻 秀久君		
太田 豊秋君		
岡田 広君		
加納 時男君		
景山俊太郎君		
河合 常則君		
	一九七名	一二名

岸	木村	仁君
北川イッセイ君	信夫君	
倉田	寛之君	
小泉	昭男君	
小林	温君	
佐藤	嘉与子君	
泰三君		
櫻井	新君	
清水	孝雄君	
陣内	政二君	
鈴木	勝嗣君	
閑谷	太郎君	
田中	直紀君	
田村耕	裕君	
竹山	秀善君	
谷川	真人君	
中島	雅治君	
中川	芳正君	
中原	爽君	
二之湯	智君	
野上浩太郎君		
南野知恵子君		
山内	俊夫君	
山崎	岩夫君	
水落	敏栄君	
森元	恒雄君	
山本	一太君	
吉村剛太郎君		
朝日	足立	
	信也君	
	俊弘君	

岸	宏一君	北岡	秀二君
沓掛	哲男君	小池	正勝君
佐藤	昭郎君	坂本由紀子君	山東
小泉	顯雄君	昭子君	椎名
大庭	一保君	未松	信介君
関口	昌一君	田浦	直君
田村	公平君	伊達	敬三君
伊達	忠一君	武見	鶴保
中島	啓雄君	中曾根弘文君	庸介君
中村	博彦君	野村	哲郎君
西島	英利君	橋本	聖子君
山谷えり子君	要一君	舛添	祥史君
溝手	顕正君	矢野	哲朗君
山本	順三君	山崎	力君
浅尾慶一郎君	雅史君	脇	伊藤 基隆君

官 報 (号 外)

平成十九年四月二十七日

参議院会議録第二十一号(その一) 投票者氏名

賛成者氏名	和田ひろ子君 荒木 清寛君 浮島とも子君 風間 雄二君 澤 雄二君 高野 博師君 遠山 清彦君 浜田 昌良君 弘友 和夫君 松 あきら君 山下 栄一君 山本 保君 鰐淵 洋子君 市田 忠義君 紙 智子君 小林美恵子君 仁比 聰平君 近藤 正道君 又市 征治君 長谷川憲正君 今泉 昭君 鈴木 陽悦君 吉川 春子君 福島みづほ君 田村 秀昭君 荒井 広幸君 島尻安伊子君	山根 隆治君 魚住裕一郎君 加藤 修一君 草川 昭三君 白浜 一良君 福本 潤一君 西田 實仁君 浜四津敏子君 山口那津男君 山本 香苗君 渡辺 孝男君 井上 哲士君 緒方 靖夫君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 福島みづほ君 田村 秀昭君 荒井 広幸君 島尻安伊子君	渡辺 秀央君 加藤 修一君 草川 昭三君 白浜 一良君 福本 潤一君 西田 實仁君 浜四津敏子君 山口那津男君 山本 香苗君 渡辺 孝男君 井上 哲士君 緒方 靖夫君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 福島みづほ君 田村 秀昭君 荒井 広幸君 島尻安伊子君	筋君
提出、衆議院送付)	反対者氏名	○名	○名	○名
阿部 正俊君				
青木 幹雄君				
秋元 司君				
愛知 治郎君				
一九七名				

浅野	勝人君	泉	岩井	岩永	尾辻	太田	岡田	加納	景山俊太郎	豊秋彦	秀久君	太田	國臣君	信也君
二之湯	智君	中原	中島	竹山	谷川	鈴木	関谷	田中	田村耕太郎	清水嘉子	孝雄君	佐藤	岸	木村
野上浩太郎	君	雅仁	真人	裕君	秀善君	政二君	勝嗣君	直紀君	君	与子君	溫君	泰三君	信夫君	仁君
南野知惠子	君	爽君				陣内	孝雄君	田中	君	君	君	倉田	北川イッセイ	北川イッセイ
						小泉	小林	佐藤	櫻井	嘉子君	溫君	寬之君	木村	岸

市川	有村	治子君
岩城	一朗君	
	光英君	
小野	清子君	
大野つや子君	岡田	
荻原	直樹君	
狩野	健司君	
片山虎之助君	安君	
北岡	岸	宏一君
河合	秀二君	則君
	沓掛	哲男君
	佐藤	昭郎君
山東	坂本由紀子君	正勝君
椎名	昭子君	
末松	信介君	
田浦	昌一君	
田村	平公君	
関口	直君	
伊達	忠一君	
武見	敬三君	
鶴保	庸介君	
中島	啓雄君	
西島	博彦君	
中村	弘文君	
野村	哲郎君	
橋本	英利君	
中曾根	聖子君	

直嶋	水落	松田	林
那谷屋	森元	岩大君	芳正君
正義君	山崎	山内	
一君	吉村剛	山本	
太郎君	太君	俊天君	
景子君	正昭君	正昭君	
賀津也君	信也君	恒雄君	
敦子君	悟弘君	太君	
下田	源幸君	吉村剛	
佐藤	敏幸君	太郎君	
北澤	耕平君	正昭君	
黒岩	正天君	正昭君	
小林	東君	吉村剛	
輿石	宇洋君	太郎君	
芝	道夫君	正昭君	
下田	景子君	吉村剛	
榛葉賀津	也君	太郎君	
千葉	敦子君	正昭君	
津田弥太郎	君	吉村剛	
正行君	義	吉村剛	
角田	一君	吉村剛	
那谷屋	正義君	吉村剛	

外添 要一君
溝手 祥史君
松村 顕正君
山谷えり子君
矢野 哲朗君
山崎 力君
脇 雅史君
浅尾慶一郎君
山本 順三君
伊藤 基隆君
池口 修次君
岩本 司君
小川 敏夫君
大石 正光君
大久保 勉君
岡崎トミ子君
神本美恵子君
工藤堅太郎君
郡司 彰君
小林 元君
佐藤 泰介君
櫻井 充君
島田智哉子君
鈴木 寛君
高嶋 良充君
内藤 マルティ君
辻 泰弘君
富岡由紀夫君
西岡 正光君
武夫君

羽田雄一郎君	林 久美子君
廣中和歌子君	福山 哲郎君
藤本 祐司君	前田 武志君
松井 孝治君	松下 新平君
水岡 俊一君	篠瀬 進君
松下 新平君	柳田 稔君
山根 隆治君	山根 隆治君
和田ひろ子君	和田ひろ子君
荒木 清寛君	浮島とも子君
澤 雄二君	澤 雄二君
高野 博師君	高野 博師君
遠山 清彦君	遠山 清彦君
浜田 昌良君	浜田 昌良君
弘友 和夫君	弘友 和夫君
山下 栄一君	山下 栄一君
市田 忠義君	市田 忠義君
鰐淵 智子君	鰐淵 智子君
小林美恵子君	小林美恵子君
仁比 晴平君	仁比 晴平君
近藤 正道君	近藤 正道君
又市 征治君	又市 征治君

白	廣田	一君
廣野	ただし君	
藤末	健三君	
前川	清成君	
増子	輝彦君	
松岡	徹君	
円	より子君	
森	ゆうこ君	
柳澤	光美君	
山下八洲夫君		
蓮	舫君	
渡辺	秀央君	
魚住裕	一郎君	
加藤	修一君	
草川	昭三君	
西田	実仁君	
白浜	一良君	
谷合	正明君	
浜四津敏子君		
福本	潤一君	
山本	香苗君	
山口那津男君		
渡辺	孝男君	
井上	哲士君	
緒方	靖夫君	
小池	晃君	
吉川	春子君	
福島みづほ君		
大門実紀史君		
田村	秀昭君	

日程第六 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案(内閣提出)

○名	荒井 広幸君
島尻 安伊子君	島尻 安伊子君
鈴木 陽悦君	鈴木 陽悦君
今泉 昭君	今泉 昭君
長谷川 憲正君	長谷川 憲正君
反对者氏名	

阿部	青木	淺野	岩永	岩井	泉	阿部	正俊君
勝人君	幹雄君	勝人君	浩美君	國臣君	信也君	勝人君	正俊君
岡田	太田	尾辻	太田	國臣君	信也君	岡田	正俊君
廣君	豐秋君	秀久君	景山俊太郎君	時男君	時男君	廣君	正俊君
木村	忍君	信夫君	岸	木村	仁君	木村	正俊君
佐藤	昭男君	大曾根	北川イツセイ君	小林	嘉与子君	清水嘉与子君	正俊君
泰三君	寛之君	北川イツセイ君	北川イツセイ君	小泉	孝雄君	陣内	正俊君
新君	溫君	北川イツセイ君	北川イツセイ君	櫻井	政二君	政二君	正俊君

荒井 広幸君	島尻 安伊子君
愛知 治郎君	
秋元 司君	
有村 治子君	
市川 一朗君	
岩城 光英君	
小野 清子君	
大野つや子君	
岡田 直樹君	
荻原 健司君	
狩野 安君	
河合 常則君	
岸 宏二君	
北岡 秀二君	
沓掛 哲男君	
小池 正勝君	
小泉 覚雄君	
佐藤 昭郎君	
坂本由紀子君	
山東 昭子君	
末松 信介君	
関口 昌一君	
椎名 一保君	
未松 信介君	

田中	關谷	勝嗣君
田村耕太郎	裕君	秀善君
中川	雅治君	真人君
中島	中原	爽君
二之湯	野上浩太郎	芳正君
谷川	南野知惠子	君
竹山	水落	敏栄君
大塚	森元	岩夫君
北澤	山内	俊夫君
小林	山崎	恒雄君
輿石	朝日	正昭君
	吉村剛太郎	君
	足立	信也君
	犬塚	一大太君
	家西	悟君
	尾立	平君
	江田	五月君
	康弘君	幸君
	加藤	敏美君
	黒岩	宇洋君
	正夫君	東君

佐藤 道夫君
芝 博一君
主演 了君
辻 鈴木 寛邦
高嶋 良充君
内藤 正光君
富岡由紀大君
西岡 武夫大君
白 眞勲君
広田 一君
広野ただし君
藤末 健三君
前川 清成君
増子 輝彦君
松岡 徹君
円 より子君
森 ゆうこ君
柳澤 光美君
山下八洲夫君
蓮 翁君
渡辺 秀央君
加藤 修一君
草川 昭三君
白浜 一良君
谷合 正明君
西田 實仁君
福本 濱四津敏子君
福本 潤一君
山口那津男君

櫻井 島智哉子
田名部匡省君 棺賀津也
那谷屋正義君 千葉 景子君
津田弥太郎君 角田 義一君
直嶋 正行君 羽田雄一郎君
林 久美子君 広中和歌子君
藤本 祐司君 福山 哲郎君
前田 武志君 松井 孝治君
松下 新平君 松山 俊一君
水岡 進君 柳田 稔君
築瀬 進君 山根 隆治君
風間 祂君 和田ひろ子君
澤 雄二君 荒木 清寛君
浮島とも子君 遠山 清彦君
高野 博師君 浜田 昌良君
弘友 和夫君 山下 栄一君
松 あきら君

官 報 (号 外)

平成十九年四月二十七日

参議院会議録第二十一号(その一) 投票者氏名

平成十九年四月二十七日

参議院会議録第二十一号(その二) 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十九年四月二十七日

参議院会議録第二十一号(その一)

投票者氏名

中川 雅治君	中島 真人君	中島 啓雄君
中原 爽君	中原 爽君	中曾根弘文君
二之湯 智君	二之湯 智君	富岡由紀夫君
野上浩太郎君	南野知恵子君	西島 英利君
林 芳正君	林 芳正君	中村 博彦君
松田 岩夫君	松田 岩夫君	野村 哲郎君
水落 敏栄君	水落 敏栄君	橋本 聖子君
森元 恒雄君	森元 恒雄君	舛添 要一君
山内 俊夫君	山内 俊夫君	松村 祥史君
山崎 正昭君	山崎 正昭君	溝手 康正君
山本 一太君	吉村剛太郎君	矢野 哲朗君
足立 信也君	足立 信也君	山崎 力君
朝日 俊弘君	江田 五月君	山谷えり子君
家西 悟君	犬塚 直史君	山本 順三君
大塚 康弘君	尾立 源幸君	脇 雅史君
加藤 敏幸君	伊藤 基隆君	浅尾慶一郎君
鈴木 寛君	工藤堅太郎君	池口 修次君
高嶋 良充君	佐藤 泰介君	岩本 司君
千葉 景子君	主瀬 了君	小川 敏夫君
島田智哉子君	櫻井 充君	大石 正光君
鈴木 良充君	鈴木 元君	大久保 勉君
高嶋 良充君	鈴木 元君	岡崎トミ子君
千葉 景子君	田名部匡省君	神本美恵子君
島田智哉子君	櫻井 充君	神本美恵子君
鈴木 良充君	鈴木 元君	神本美恵子君
高嶋 良充君	鈴木 元君	神本美恵子君
小池 緒方	下田 博一君	福本 渡辺
晃君 靖夫君	鈴木 元君	谷合 谷合
小林 芝	鈴木 元君	西田 実仁君
紙 智子君	鈴木 元君	浜田 渡辺
市田 錠	鈴木 元君	浜田 渡辺
鈴木 忠義君	鈴木 元君	浜田 渡辺
小林 美恵子君	鈴木 元君	浜田 渡辺

た。

同日議長において、左のとおり議席を
指定した。

〔参考〕
○名
反対者氏名

一五四	島尻安伊子君
一八五	増子 輝彦君
二三〇	柳田 稔君
二三一	松下 新平君
二三二	水岡 俊一君
二三三	前田 武志君
二三四	藤本 祐司君
二三五	松井 孝治君
一五九	大門実紀史君
一六〇	吉川 春子君
一六一	福島みづほ君
一六二	田村 秀昭君
一六三	荒井 広幸君
一六四	島尻安伊子君
一六五	今泉 昭君
一六六	鈴木 陽悦君
一六七	鈴木 仁比聰平君
一六八	近藤 正道君
一六九	又市 征治君
一七〇	長谷川憲正君
一七一	昭君

官 報 (号 外)

第明治二十九年三月三十日
郵便物認可

平成十九年四月二十七日 参議院会議録第二十一号(その一)

官報号外

平成十九年四月二十七日

○第一百六十六回 参議院会議録第一十一号（その一）

〔本号（その一）参照〕

一般会計予算（外務省所管）に七億八千五百九十九円が計上されている。

審査報告書

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年四月二十六日
外交防衛委員長 田浦 直
参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この規程は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪について訴追及び処罰を行うため、常設の国際刑事裁判所の設立、締約国の同意に対する協力等について定めるものである。我が国がこの規程を締結することは、国際社会における重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

この規程の締約国は、すべての人が共通のきずなで結ばれており、その文化が共有された遺産によって継ぎ合わされていることを意識し、また、この繊細な継ぎ合わせる目的のため並びに現在及び将来の世代

されたものがいつでも粉々になり得ることを懸念し、

二十世紀の間に多数の児童、女性及び男性が人類の良心に深く衝撃を与える想像を絶する残酷な行為の犠牲者となってきたことに留意し、

このような重大な犯罪が世界の平和、安全及び福祉を脅かすことを認識し、

国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪が処罰されずに済まされてはならないこと並びにそのような犯罪に対する効果的な訴追が国内的な措置をとり、及び国際協力を強化することによつて確保されなければならないことを確認し、

これらの犯罪を行つた者が処罰を免れることを終わらせ、もつてそのような犯罪の防止に貢献することを決意し、

国際的な犯罪について責任を有する者に対して刑事裁判権行使することがすべての国家の責務であることを想起し、

国際連合憲章の目的及び原則並びに特に、すべての国が、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも憚まなければならないことを再確認し、

これに関連して、この規程のいかなる規定も、いずれかの国の武力紛争又は国内問題に干渉する権限を締約国に与えるものと解してはならないことを強調し、

この規程の締約国は、裁判所の所在地は、オランダ（以下「接受国」という。）のハーグとする。

裁判所は、この規程の締約国会議が承認し、及びその後裁判所のために裁判所長が締結する協定によつて国際連合と連携関係をもつ。

第三条 裁判所の所在地

- 1 裁判所の所在地は、オランダ（以下「接受国」という。）のハーグとする。
- 2 裁判所は、接受国と本部協定を結ぶ。この協定は、締約国会議が承認し、その後裁判所のために裁判所長が締結する。

3 裁判所は、この規程に定めるところにより、裁判所が望ましいと認める場合に他の地で開廷することができる。

第四条 裁判所の法的地位及び権限

1 裁判所は、国際法上の法人格を有する。また、裁判所は、任務の遂行及び目的の達成に必要な法律上の能力を有する。

2 裁判所は、この規程に定めるところによりいずれの締約国の領域においても、及び特別の合意によりその他のいづれの国の領域においても、任務を遂行し、及び権限を行使することができる。

第二部 管轄権、受理許容性及び適用される法

第五条 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪

1 裁判所の管轄権は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に限定する。裁判所は、この規程に基づき次の犯罪について管轄権を有する。

- (a) 集団殺害犯罪
- (b) 人道に対する犯罪
- (c) 戦争犯罪
- (d) 侵略犯罪
- 2 第百二十二条及び第百二十三条の規定に従い、侵略犯罪を定義し、及び裁判所がこの犯罪について管轄権を行使する条件を定める規定が採択された後に、裁判所は、この犯罪について管轄権を行使する。この規定は、国際連合憲章

の関連する規定に適合したものとする。

第六条 集団殺害犯罪

この規程の適用上、「集団殺害犯罪」とは、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもつて行う次のいづれかの行為をいう。

- (a) 当該集団の構成員を殺害すること。
- (b) 当該集団の構成員の身体又は精神に重大な害を与えること。

(c) 当該集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すこと。

- (d) 当該集団内部の出生を妨げることを意図すること。

(e) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

(f) 「集団殺害犯罪」の定義に該当する措置をとること。

(g) 「集団殺害犯罪」の定義に該当する措置をとること。

第七条 人道に対する犯罪

1 この規程の適用上、「人道に対する犯罪」とは、文民たる住民に対する攻撃であつて広範又は組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う次のいづれかの行為をいう。

- (a) 杀人
- (b) 絶滅させる行為
- (c) 奴隸化すること。
- (d) 住民の追放又は強制移送
- (e) 他の身体的な自由の著しいはく奪
- (f) 拷問

(g) 強姦、性的な奴隸、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であつてこれらと同等の重大性を有するもの

(h) 政治的、人種的、国民的、民族的、文化的又は宗教的な理由、3に定義する性に係る理由その他国際法の下で許容されないことが普遍的に認められている理由に基づく特定の集団又は共同体に対する迫害であつて、この1に掲げる行為又は裁判所の管轄権の範囲内にあり、その性質を伴うもの

(i) 人の強制失踪

(j) アパルトヘイト犯罪

(k) その他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(l) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(m) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(n) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(o) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(p) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(q) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(r) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(s) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(t) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(u) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(v) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(w) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(x) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(y) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(z) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

(aa) 「アパルトヘイト犯罪」の定義に該当する他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与える、又は重大な傷害を加えるもの

ことをいい、人(特に女性及び児童)の取引の過程でそのような権限行使することを含む。

(d) 「住民の追放又は強制移送」とは、国際法の下で許容されている理由によることなく、退去その他の強制的な行為により、合法的に所存する地域から関係する住民を強制的に移動させることをいう。

(e) 「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず、抑留されている者又は支配下にある者に著しい苦痛を故意に与えることをいう。ただし、拷問には、専ら合法的な制裁に固有の又はこれに付随する苦痛が生ずることを含まない。

(f) 「強いられた妊娠状態の継続」とは、住民の民族的な組成に影響を与えること又は国際法に対するその他の重大な違反を行なうことを意図して、強制的に妊娠させられた女性を不法に監禁することをいう。この定義は、妊娠に関する国内法に影響を及ぼすものと解してはならない。

(g) 「迫害」とは、集団又は共同体の同一性を理由として、国際法に違反して基本的な権利を意図的にかつ著しくはく奪することをいう。

(h) 「アパルトヘイト犯罪」とは、1に掲げる行為と同様な性質を有する非人道的な行為であつて、一人の人種的集団が他の一以上の人口的集団を組織的に抑圧し、及び支配する制度化された体制との関連において、かつ、当該

体制を維持する意図をもつて行うものをい

う。

(i) 「人の強制失踪」とは、国若しくは政治的組織又はこれらによる許可、支援若しくは默認を得た者が、長期間法律の保護の下から排除

する意図をもつて、人を逮捕し、拘禁し、又は拉致する行為であつて、その自由をはく奪

していることを認めず、又はその消息若しくは所在に関する情報の提供を拒否することを伴うものをいう。

3 この規程の適用上、「性」とは、社会の文脈における両性、すなわち、男性及び女性をいう。「性」の語は、これと異なるいかなる意味も示すものではない。

第八条 戰爭犯罪

1 裁判所は、戦争犯罪、特に、計画若しくは政策の一部として又は大規模に行われたそのような犯罪の一部として行われるものについて管轄権を有する。

2 この規程の適用上、「戦争犯罪」とは、次の行為をいう。

- (a) 千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為、すなわち、関連するジュネーヴ条約に基づいて保護される人々は財産に対して行われる次のいずれかの行為
 - (i) 殺人
 - (ii) 捷戦又は非人道的な待遇(生物学的な実験を含む。)

(iii) 身体又は健康に対する故意に重い苦痛を

与え、又は重大な傷害を加えること。

(iv) 軍事上の必要性によって正当化されない不法かつ恣意的に行う財産の広範な破壊又は微発

捕虜その他の被保護者を強制して敵国の軍隊において服務させること。

(v) 捕虜その他の被保護者から公正な正式の裁判を受ける権利のはく奪

不法な追放、移送又は拘禁

人質をとること。

(vi) 確立された国際法の枠組みにおいて国際的な武力紛争の際に適用される法規及び慣例に對するその他の著しい違反、すなわち、次のいずれかの行為

(i) 文民たる住民それ自体又は敵対行為に直接参加していない個々の文民を故意に攻撃すること。

(ii) 民用物、すなわち、軍事目標以外の物を故意に攻撃すること。

(iii) 国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、物品、組織又は車両であつて、武力紛争に関する国際法の下で文民又は民用物に与えられる保護を受けの権利を有するものを故意に攻撃すること。

(iv) 宗教、教育、芸術、科学又は慈善のために供される建物、歴史的建造物、病院及び傷病者の収容所であつて、軍事目標以外のものを故意に攻撃すること。

(v) 敵対する紛争当事国の國民が戦争の開始前に本国の軍役に服していたか否かを問わず、当該国民に対し、その本国に対する軍事行動への参加を強制すること。

(vi) 襲撃により占領した場合であるか否かを行うこと。

(vii) 毒物又は毒を施した兵器を使用すること。

- (viii) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益全体との比較において、攻撃が、巻き添えによる文民の死亡若しくは傷害、民用物の若しくは科学的な実験であつて、その者

の損傷又は自然環境に対する広範、長期的

かつ深刻な損害であつて、明らかに過度となり得るもの引き起こすことを認識しながら故意に攻撃すること。

(v) 手段のいかんを問わず、防衛されておらず、かつ、軍事目標でない都市、町村、住居又は建物を攻撃し、又は砲撃し若しくは爆撃すること。

(vi) 武器を放棄して又は防衛の手段をもはや持たずに自ら投降した戦闘員を殺害し、又は負傷させること。

(vii) ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章のほか、休戦旗又は敵国若しくは国際連合の旗若しくは軍隊の記章及び制服を不適正に使用して、死亡又は重傷の結果をもたらすこと。

(viii) 占領国が、その占領地域に自國の文民たる住民の一部を直接若しくは間接に移送すること又はその占領地域の住民の全部若しくは一部を当該占領地域の内において若しくはその外に追放し若しくは移送すること。

(ix) 敵対する紛争当事国の國民が戦争の開始前に本国の軍役に服していたか否かを問わず、当該国民に対し、その本国に対する軍事行動への参加を強制すること。

(x) 襲撃により占領した場合であるか否かを行うこと。

(xi) 毒物又は毒を施した兵器を使用すること。

(xii) 敵対する紛争当事国又は軍隊に属する個人を背信的に殺害し、又は負傷させること。

(xiii) 敵対する紛争当事国の財産を破壊し、又は押収すること。ただし、戦争の必要性から絶対的にその破壊又は押収を必要とする場合は、この限りでない。

(xiv) 敵対する紛争当事国の國民の権利及び訴権が消滅したこと、停止したこと又は裁判所において受理されることを宣言すること。

(xv) 敵対する紛争当事国の國民が戦争の開始前に本国の軍役に服していたか否かを問わず、当該国民に対し、その本国に対する軍事行動への参加を強制すること。

(xvi) 襲撃により占領した場合であるか否かを問わず、都市その他の地域において略奪を行ふこと。

(xvii) 窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案物を使用すること。

の医療上正当と認められるものでも、その

者の利益のために行われるものでもなく、かつ、その者を死に至らしめ、又はその健

康に重大な危険が生ずるものを受けさせること。

(xix) 人体内において容易に展開し、又は扁平となる弾丸(例え、外包が硬い弾丸であつて、その外包が弾芯を全面的には被覆しておらず、又はその外包に切込みが施されたもの)を使用すること。

(xx) 武力紛争に関する国際法に違反して、その性質上過度の傷害若しくは無用の苦痛を与える、又は本質的に無差別な兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いること。

(c) 戰闘の方法として、文民からその生存に不可欠な物品をはく奪すること(ジュネーヴ諸条約に規定する救済品の分配を故意に妨げることを含む)によって生ずる飢餓の状態を故意に利用すること。

[xvi] 十五歳未満の児童を自国の軍隊に強制的に徴集し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるために使用すること。

(x) 戰闘の方法が、包括的な禁止の対象とされ、かつ、第百二十一条及び第百二十三条の関連する規定に基づく改正によつてこの規程の附属書に含められることを条件とす。

[xi] 個人の尊厳を侵害すること(特に、侮辱的で体面を汚す待遇)。

(xii) 強姦、性的な奴隸、強制売春、前条2(f)に定義する強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力で

あつて、ジユネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する著しい違反を構成するものを行うこと。

(d) (c) の規定は、国際的性質を有しない武力紛争について適用するものとし、暴動、独立の攻撃すること。

療組織、医療用輸送手段及び要員を故意に従つて使用すること。

[xiii] 文民その他の被保護者の存在を、特定の地点、地域又は軍隊が軍事行動の対象となるないようにするために利用すること。

[xiv] ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章を国際法に従つて使用すること。

(e) 戰闘の方法を有しない武力紛争の場合には、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する著しい違反、すなわち、敵対行為に直接に参加しない者(武器を放棄した軍隊の構成員及び病気、負傷、抑留その他の事由により戦闘能力のない者を含む)に対する次のいずれかの行為

(i) 生命及び身体に対し害を加えること(特に、あらゆる種類の殺人、身体の切断、虐待及び拷問)。

(ii) 個人の尊厳を侵害すること(特に、侮辱的で体面を汚す待遇)。

(iii) 人質をとること。

(iv) 一般に不可欠と認められるすべての裁判上の保障を与える正規に構成された裁判所の宣告する判決によることなく刑を言い渡し、及び執行すること。

(v) 襲撃により占領した場合であるか否かを問わず、都市その他の地域において略奪を行うこと。

(vi) 強姦、性的な奴隸、強制売春、前条2(f)に定義する強いられた妊娠状態の継続、強

又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、適用しない。

(e) 確立された国際法の枠組みにおいて国際的性質を有しない武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反、すなわち、次のいずれかの行為

(i) 文民たる住民それ自体又は敵対行為に直接参加していない個々の文民を故意に攻撃すること。

(ii) ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章を国際法に従つて使用している建物、物品、医療組織、医療用輸送手段及び要員を故意に攻撃すること。

(iii) 国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、物品、組織又は車両であつて、武力紛争に関する国際法の下で文民又は民用物に与えられる保護を受ける権利を有するものを故意に攻撃すること。

(iv) 敵対する紛争当事者の権力内にある者に對し、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学的な実験であつて、その者の利益のために行われるものでもなく、かつ、その者を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険が生ずるものを受けさせること。

(v) 敵対する紛争当事者の財産を破壊し、又は押収すること。ただし、紛争の必要性から絶対的にその破壊又は押収を必要とする場合は、この限りでない。

(vi) 強姦、性的な奴隸、強制売春、前条2(f)に定義する強いられた妊娠状態の継続、強

制断種その他あらゆる形態の性的暴力であつて、ジユネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する著しい違反を構成するものを行うこと。

(vii) 十五歳未満の児童を軍隊若しくは武装集団に強制的に徴集し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参

加させるために使用すること。

(viii) 紛争に関連する理由で文民たる住民の移動を命ずること。ただし、その文民の安全又は絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合は、この限りでない。

(ix) 敵対する紛争当事者の戦闘員を背信的に殺害し、又は負傷させること。

(x) 助命しないことを宣言すること。

(xi) 敵対する紛争当事者の権力内にある者に對し、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学的な実験であつて、その者の利益のために行われるものでもなく、

かつ、その者を死に至らしめ、又はその健

康に重大な危険が生ずるものを受けさせること。

(xii) 敵対する紛争当事者の財産を破壊し、又

は押収すること。ただし、紛争の必要性から絶対的にその破壊又は押収を必要とする

又は散發的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、適用しない。同規定は、政府当局と組織された武装集団との間又はそのような集団相互の間の長期化した武力紛争がある場合において、国の領域内で生ずるそのような武力紛争について適用する。

3 2(c)及び(e)の規定は、あらゆる正当な手段によつて、国内の法及び秩序を維持し若しくは回復し、又は国の統一を維持し、及び領土を保全するための政府の責任に影響を及ぼすものではない。

第九条 犯罪の構成要件に関する文書

1 裁判所は、前三条の規定の解釈及び適用に当たり、犯罪の構成要件に関する文書を参考とする。犯罪の構成要件に関する文書は、締約国会議の構成国の中の三分の二以上の多数による議決で採択される。

2 犯罪の構成要件に関する文書の改正は、次の方が提案することができます。

- (a) 締約国
- (b) 絶対多数による議決をもつて行動する裁判官
- (c) 檢察官

この改正は、締約国会議の構成国の中の三分の二以上の多数による議決で採択される。

3 犯罪の構成要件に関する文書及びその改正は、この規程に適合したものとする。

第十一条 時間にについての管轄権

1 裁判所は、この規程が効力を生じた後に行われる犯罪についてのみ管轄権を有する。

2 いずれかの国がこの規程が効力を生じた後にこの規程の締約国となる場合には、裁判所は、この規程が当該国について効力を生じた後に行われる犯罪についてのみ管轄権行使することができる。ただし、当該国が次条3に規定する宣言を行った場合は、この限りでない。

第十二条 管轄権行使する前提条件

1 この規程の締約国となる国は、第五条に規定する犯罪についての裁判所の管轄権を受諾する。

2 裁判所は、次条(a)又は(c)に規定する場合において、次の(a)又は(b)に掲げる国の一又は二以上がこの規程の締約国であるとき又は3の規定に従い裁判所の管轄権を受諾しているときは、その管轄権を行使することができる。

(a) 領域内において問題となる行為が発生した国又は犯人が船舶若しくは航空機の登録国

(b) 犯罪の被疑者の国籍

3 この規程の締約国でない国が2の規定に基づき裁判所の管轄権の受諾を求められる場合に

は、当該国は、裁判所書記に対して行う宣言により、問題となる犯罪について裁判所が管轄権

の目的のために現行の又は発展する国際法の規則を制限し、又はその適用を妨げるものと解してはならない。

第十三条 管轄権の行使

裁判所は、次の場合において、この規程に基づき、第五条に規定する犯罪について管轄権行使することができる。

(a) 締約国が次条の規定に従い、これらの犯罪の一又は二以上が行われたと考えられる事ができる。ただし、当該国が次条3に規定する宣言を行った場合は、この限りでない。

(b) 國際連合憲章第七章の規定に基づいて行動する安全保障理事会がこれらの犯罪の一又は二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合

(c) 檢察官が第十五条の規定に従いこれらの犯罪に付託する場合

第十四条 締約国による事態の付託

1 締約国は、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の一又は二以上が行われたと考へられる事態を検察官に付託することができるものとし、これにより、検察官に対し、そのような犯罪を行つたことについて一人又は二人以上の特定の者が訴追されるべきか否かを決定するために当該事態を捜査するよう要請する。

2 付託については、可能な限り、関連する状況を特定し、及び事態を付託する締約国が入手す

ることのできる裏付けとなる文書を添付する。

第十五条 檢察官

1 檢察官は、裁判所の管轄権の範囲内にある犯

罪に関する情報を基づき自己の発意により捜査に着手することができる。

2 檢察官は、取得した情報の重大性を分析す

る。このため、検察官は、国、国際連合の諸機関、政府間機関、非政府機関その他の自己が適

当と認める信頼し得る情報源に対して追加的情報を求めることができるものとし、裁判所の所在地において書面又は口頭による証言を受理

することができる。

3 檢察官は、捜査を進める合理的な基礎があると結論する場合には、収集した裏付けとなる資料とともに捜査に係る許可を予審裁判部に請求

する。被害者は、手続及び証拠に関する規則に従い、予審裁判部に対して陳述をすることができる。

4 予審裁判部は、3に規定する請求及び裏付けとなる資料の検討に基づき、捜査を進める合理的な基礎があり、かつ、事件が裁判所の管轄権の範囲内にあるものと認める場合には、捜査の開始を許可する。ただし、この許可は、事件の管轄権及び受理許容性について裁判所がその後に行つた決定に影響を及ぼすものではない。

5 予審裁判部が捜査を不許可としたことは、検

察官が同一の事態に関し新たな事実又は証拠に基づいてその後に請求を行うことを妨げるものではない。

6 檢察官は、1及び2の規定の下での予備的な検討の後、提供された情報が捜査のための合理的な基礎を構成しないと結論する場合には、そ

の旨を当該情報を提供した者に通報する。このことは、検察官が同一の事態に関し新たな事実又は証拠に照らして自己に提供される追加的な情報を検討することを妨げるものではない。

第十六条 捜査又は訴追の延期

いかなる捜査又は訴追についても、安全保障理事会が国際連合憲章第七章の規定に基づいて採択した決議により裁判所に対しこれらを開始せず、又は続行しないことを要請した後十二箇月の間、この規程に基づいて開始し、又は続行することができない。安全保障理事会は、その要請を同一の条件において更新することができる。

第十七条 受理許容性の問題

1 裁判所は、前文の第十段落及び第一条の規定を考慮した上で、次の場合には、事件を受理しないことを決定する。

(a) 当該事件がそれについての管轄権を有する国によって現に捜査され、又は訴追されている場合。ただし、当該国にその捜査又は訴追を行なう意思又は能力がない場合は、この限りでない。

(b) 当該事件がそれについての管轄権を有する国によって既に捜査され、かつ、当該国が被疑者を訴追しないことを決定している場合。ただし、その決定が当該国に訴追を行なう意思又は能力がないことに起因する場合は、この限りでない。

(c) 被疑者が訴えの対象となる行為について既に裁判を受けており、かつ、第二十条の規定により裁判所による裁判が認められない場合

(d) 合

当該事件が裁判所による新たな措置を正当化する十分な重大性を有しない場合

2 裁判所は、特定の事件において捜査又は訴追を行なう意思がないことを判定するため、国を真に行なう意思がないことを考慮した上で、妥当な場合には、次の一又は二以上のことが存在するか否かを検討する。

(a) 第五条に規定する裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任から被疑者を免れさせるために手続が行われた若しくは行なわれていること又はそのために国の決定が行なわれたこと。

(b) その時の状況において被疑者を裁判に付す意図に反する手続上の不当な遅延があつたこと。

(c) 手続が、独立して又は公平に行われなかつた又は行われておらず、かつ、その状況において被疑者を裁判に付する意図に反する方法で行われた又は行われていること。

3 裁判所は、特定の事件において捜査又は訴追を行なう能力がないことを判定するため、国

が自国の司法制度の完全又は実質的な崩壊又は欠如のために、被疑者を確保し、若しくは必要な証拠及び証言を取得することができないか否か又はその他の理由から手続を行うことができないか否かを検討する。

1 檢察官は、事態が第十三条(a)の規定に従つてな決定

裁判所に付託されており、かつ、捜査を開始する合理的な基礎があると決定している場合又は同条(c)及び第十五条の規定に従つて捜査に着手する場合には、すべての締約国及び利用可能な情報を考慮して問題となる犯罪について裁判権を通常行使し得る国に通報する。検察官は、これららの国に対し情報を秘密のものとして通報することができるものとし、また、関係者を保護する

裁判所に付託されており、かつ、捜査を開始する場合には、すべての締約国及び利用可能な情報を考慮して問題となる犯罪について定期的に同条(c)及び第十五条の規定に従つて捜査を真に行なう意思がないことを判定するため、国を真に行なう意思がないことを考慮した上で、妥当な場合には、次の一又は二以上のことが存在するか否かを検討する。

裁判所は、予審裁判部による決定がなされるまでの間において、又はこの条の規定に従つて捜査をゆだねた場合にはいつでも、重要な証拠を得るために得難い機会が存在し、又はそのような証拠がその後に入手することができなくなる著しい危険が存在するときは、例外的に、証拠を保全するために必要な捜査上の措置をとることについて予審裁判部の許可を求める

裁判所は、特定の事件において捜査又は訴追を行なう能力がないことを判定するため、国が自国の司法制度の完全又は実質的な崩壊又は欠如のために、被疑者を確保し、若しくは必要な証拠及び証言を取得することができないか否か又はその他の理由から手続を行うことができないか否かを検討する。

この条の規定に従い予審裁判部の決定について上訴をした国は、追加的な重要な事実又は著しい状況の変化を理由として、次条の規定に従い事件の受理許容性について異議を申し立てる

裁判所は、提起された事件について管轄権を有することを確認する。裁判所は、職権により第十七条の規定に従つて事件の受理許容性を決定することができる。

1 裁判所は、提起された事件について管轄権を有することを確認する。裁判所は、職権により第十七条の規定に従つて事件の受理許容性を決定する

ことができる。当該上訴については、迅速に審理する。

5 檢察官は、2の規定に従つて関係国に捜査をゆだねた場合には、当該関係国に対しその捜査の進捗状況及びその後の訴追について定期的に自己に報告するよう要請することができる。締約国は、不適に遅延することなくその要請に応ずる。

6 檢察官は、予審裁判部による決定がなされるまでの間において、又はこの条の規定に従つて捜査をゆだねた場合にはいつでも、重要な証拠を得るために得難い機会が存在し、又はそのような証拠がその後に入手することができなくなる著しい危険が存在するときは、例外的に、証拠を保全するために必要な捜査上の措置をとることについて予審裁判部の許可を求める

裁判所は、特定の事件において捜査又は訴追を行なう能力がないことを判定するため、国が自国の司法制度の完全又は実質的な崩壊又は欠如のために、被疑者を確保し、若しくは必要な証拠及び証言を取得することができないか否か又はその他の理由から手続を行うことができないか否かを検討する。

この条の規定に従い予審裁判部の決定について上訴をした国は、追加的な重要な事実又は著しい状況の変化を理由として、次条の規定に従い事件の受理許容性について異議を申し立てる

裁判所は、提起された事件について管轄権を有することを確認する。裁判所は、職権により第十七条の規定に従つて事件の受理許容性を決定する

1 裁判所は、提起された事件について管轄権を有することを確認する。裁判所は、職権により第十七条の規定に従つて事件の受理許容性を決定する

2	裁判所の管轄権についての異議の申立て又は第十七条の規定を理由とする事件の受理許容性についての異議の申立ては、次の者が行うことができる。
(a)	被告人又は第五十八条の規定に従つて逮捕状若しくは召喚状が発せられている者
(b)	当該事件について裁判権を有する国であつて、当該事件を現に捜査し若しくは訴追しており、又は既に捜査し若しくは訴追したこと理由として異議の申立てを行うもの
(c)	第十二条の規定に従つて裁判所の管轄権の受諾を求められる国

3	検察官は、管轄権又は受理許容性の問題に関して裁判所による決定を求めることができる。また、第十三条の規定に従つて事態を付託した者は及び被害者は、管轄権又は受理許容性に関する手続において、裁判所に対して意見を提出することができる。
4	裁判所の管轄権又は事件の受理許容性については、異議の申立てを2回に規定する者が一回のみ行うことができる。異議の申立ては、公判の前又は開始時に公判の開始時よりも遅い時に開かれる。裁判所は、例外的な状況において、異議の申立てが二回以上行われること又は公判の開始時よりも遅い時に開かれることが可能である。公判の開始時において又はその後に裁判所の許可を得て行われる事件の受理許容性についての異議の申立ては、第十七条1(c)の規定にのみ基づいて行うことができる。
5	2(b)及び(c)に掲げる国は、できる限り早い機会に異議の申立てを行う。
6	裁判所の管轄権についての異議の申立て又は事件の受理許容性についての異議の申立ては、犯罪事実の確認の前は予審裁判部に対して行なう。裁判所の管轄権又は受理許容性に関する決定については、第八十二条の規定に従い上訴裁判部に上訴をすることができる。
7	異議の申立てが2(b)又は(c)に掲げる国によって行われる場合には、検察官は、裁判所が第七条の規定に従つて決定を行うまでの間、捜査を停止する。

8	検察官は、裁判所が決定を行うまでの間、次のことについて裁判所の許可を求めることができる。(a) 前条6に規定する措置と同種の必要な捜査上の措置をとること。
9	(b) 証人から供述若しくは証言を取得すること又は異議の申立てが行われる前に開始された証拠の収集及び見分を完了すること。
10	(c) 関係国との協力の下に、第五十八条の規定に従つて既に逮捕状を請求した者の逃亡を防止すること。
11	検察官は、第十七条に規定する事項を考慮して関係国に捜査をゆだねる場合には、当該関係国に対して自己が手続に関する情報を入手することができるよう要請することができる。当該情報は、当該関係国の要請により、秘密とする。検察官は、その後捜査を続行することを決定するときは、その旨を当該関係国に通報する。

1	第二十条 一事不再理
2	いかなる者も、この規程に定める場合を除くほか、自己が裁判所によって既に有罪又は無罪の判決を受けた犯罪の基礎を構成する行為について裁判所によって裁判されることはない。
3	いかなる者も、自己が裁判所によって既に有罪又は無罪の判決を受けた第五条に規定する犯罪について他の裁判所によって裁判されることはない。
4	第六条から第八条までの規定によつても禁止されている行為について他の裁判所によって裁決されたいかなる者も、当該他の裁判所における手続が次のようなものであつた場合でない限り、同一の行為について裁判所によって裁判されるることはない。
5	裁判所は、(a)及び(b)に規定するもののほか、裁判所が世界の法体系の中の国内法から見いただした法の一般原則(適当な場合には、その犯罪について裁判権を通常行使し得る国の中の国内法を含む)。ただし、これらの原則がこの規程、国際法並びに国際的に認められる規範及び基準に反しないことを条件とする。
6	裁判所は、従前の決定において解釈したように法の原則及び規則を適用することができる。
7	この条に規定する法の適用及び解釈は、国際的に認められる人権に適合したものでなければならず、また、第七条3に定義する性、年齢、人種、皮膚の色、言語、宗教又は信条、政治的意见その他の意見、国民的、民族的又は社会的出身、貧富、出生又は他の地位等を理由とする不利な差別をすることなく行われなければならない。

第三部 刑法の一般原則

第二十二条 「法なくして犯罪なし」

1 いざれの者も、問題となる行為が当該行為の発生した時において裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を構成しない限り、この規程に基づく刑事上の責任を有しない。

2 犯罪の定義については、厳格に解釈するものとし、類推によって拡大してはならない。あいまいな場合には、その定義については、捜査され、訴追され、又は有罪の判決を受ける者に有利に解釈する。

3 この条の規定は、この規程とは別に何らかの行為を国際法の下で犯罪とすることに影響を及ぼすものではない。

第二十三条 「法なくして刑罰なし」

裁判所によつて有罪の判決を受けた者については、この規程に従つてのみ処罰することができない。

第二十四条 人に關する不遡及

1 いかなる者も、この規程が効力を生ずる前の行為についてこの規程に基づく刑事上の責任を有しない。

2 確定判決の前にその事件に適用される法に変更がある場合には、捜査され、訴追され、又は有罪の判決を受ける者に一層有利な法が適用される。

第二十五条 個人の刑事責任

1 裁判所は、この規程に基づき自然人について管轄権を有する。

2 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行つた者は、この規程により、個人として責任を有し、かつ、刑罰を科される。

3 いざれの者も、次の行為を行つた場合には、この規程により、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について刑事上の責任を有し、かつ、刑罰を科される。

(a) 単独で、他の者と共同して、又は他の者が当該他の者を通じて当該犯罪を行うこと。

(b) 既遂又は未遂となる当該犯罪の実行を命じ、教唆し、又は勧誘すること。

(c) 当該犯罪の実行を容易にするため、既遂又は未遂となる当該犯罪の実行をほう助し、唆しそうの手段を提供することを含む。)

(d) 共通の目的をもつて行動する人の集団による既遂又は未遂となる当該犯罪の実行に対し、その他の方法で寄与すること。ただし、故意に行われ、かつ、次のいずれかに該当する場合に限る。

(i) 当該集団の犯罪活動又は犯罪目的の達成を助長するため寄与する場合。ただし、当該犯罪活動又は犯罪目的が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の実行に關係する場合に限る。

(ii) 当該犯罪を実行するという当該集団の意図を認識しながら寄与する場合

(e) 集団殺害犯罪に関し、他の者に対して集団の規則は、国内法又は国際法のいざれに基づく管轄権を有する。

殺害の実行を直接にかつ公然と扇動すること。

かを問わず、裁判所が当該個人について管轄権を行使することを妨げない。

(f) 實質的な行為によつて犯罪の実行を開始させることにより当該犯罪の実行を試みること(その者の意図にかかわりない事

情のために当該犯罪が既遂とならない場合を含む)。ただし、当該犯罪を実行する試みを放棄し、又は犯罪の未遂を防止する者は、完全かつ自発的に犯罪目的を放棄した場合は、当該犯罪の未遂についてこの規程に基づく刑罰を科されない。

4 個人の刑事責任に関するこの規程のいかなる規定も、国際法の下での国家の責任に影響を及ぼすものではない。

第五条 十八歳未満の者についての管轄権の除外

裁判所は、犯罪を実行したとされる時に十八歳未満であった者について管轄権を有しない。

(i) 当該指揮官又は当該者が、当該軍隊が裁判所に付託するため、自己の権限の範囲内に犯罪を行つており若しくは行おうとしていることを知つており、又はその時における状況によつて知つてゐるべきであつたこと。

(ii) 当該指揮官又は当該者が、当該軍隊によつて、次(i)及び(ii)の条件が満たされた場合には、刑事上の責任を有する。

1 この規程は、公的資格に基づくいかなる区別もなく、すべての者についてひとしく適用する。特に、元首、政府の長、政府若しくは議会の一員、選出された代表又は政府職員としての公的資格は、いかなる場合にも個人をこの規程に基づく刑事責任から免れさせるものではない。

2 個人の公的資格に伴う免除又は特別な手続上

かを問わず、裁判所が当該個人について管轄権を行使することを妨げない。

第二十八条 指揮官その他の上官の責任

裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事责任であつてこの規程に定める他の事由に基づくもののほか、

(a) 軍の指揮官又は実質的に軍の指揮官として行動する者は、その実質的な指揮及び管理の下にあり、又は状況に応じて実質的な権限及び管理の下にある軍隊が、自分が当該軍隊の

管理を適切に行わなかつた結果として裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行つたことにについて、次の(i)及び(ii)の条件が満たされた場合には、刑事上の責任を有する。

(i) 当該指揮官又は当該者が、当該軍隊によつて、次(i)及び(ii)の条件が満たされた場合には、刑事上の責任を有する。

(ii) 当該指揮官又は当該者が、当該軍隊によつて、次(i)及び(ii)の条件が満たされた場合には、刑事上の責任を有する。

1 この規程は、公的資格に基づくいかなる区別もなく、すべての者についてひとしく適用する。特に、元首、政府の長、政府若しくは議会の一員、選出された代表又は政府職員としての公的資格は、いかなる場合にも個人をこの規程に基づく刑事責任から免れさせるものではない。

2 個人の公的資格に伴う免除又は特別な手続上

(b) (a) に規定する上官と部下との関係以外の上級官と部下との関係に関し、上官は、その実質的な権限及び管理の下にある部下が、自分が当該部下の管理を適切に行わなかつた結果として裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行つた場合に

- 行つたことについて、次の(i)から(iii)までのすべての条件が満たされた場合には、刑事上の責任を有する。
- (i) 当該上官が、当該部下が犯罪を行つており若しくは行おうとしていることを知つており、又はこれらのことと明らかに示す情報を意識的に無視したこと。
- (ii) 犯罪が当該上官の実質的な責任及び管理の範囲内にある活動に関係していたこと。
- (iii) 当該上官が、当該部下による犯罪の実行を防止し若しくは抑止し、又は捜査及び訴追のために事案を権限のある当局に付託するため、自己の権限の範囲内ですべての必要かつ合理的な措置をとることをしなかつたこと。

第二十九条 出訴期限の不適用 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪は、出訴期限の対象とならない。

第三十条 主觀的な要素

- 1 いざれの者も、別段の定めがある場合を除くほか、故意に及び認識して客觀的な要素を実行する場合にのみ、裁判所の管轄権の範囲内にあらる犯罪について刑事上の責任を有し、かつ、刑罰を科される。
- 2 この条の規定の適用上、次の場合には、個人に故意があるものとする。
 - (a) 行為に関しては、当該個人がその行為を行うことを意図している場合
 - (b) 結果に関しては、当該個人がその結果を生じさせることを意図しており、又は通常の成り行きにおいてその結果が生ずることを意識している場合

- 「知つてゐる」とは、この意味に従つて解釈するものとする。
- 第三十一条 刑事責任の阻却事由**
- 1 いざれの者も、この規程に定める他の刑事責任の阻却事由のほか、その行為の時において次のいずれかに該当する場合には、刑事上の責任を有しない。
- (a) 当該者が、その行為の違法性若しくは性質を判断する能力又は法律上の要件に適合するよう、その行為を制御する能力を破壊する精神疾患又は精神障害を有する場合
- (b) 当該者が、その行為の違法性若しくは性質を判断する能力又は法律上の要件に適合するよう、その行為を制御する能力を破壊する酩酊又は中毒の状態にある場合。ただし、当該者が、酩酊若しくは中毒の結果として裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を構成する行為を行つておそれがあることを知つており、又はその危険性を無視したような状況において、自ら酩酊又は中毒の状態となつた場合は、この限りでない。

- 2 特定の類型の行為が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であるか否かについての法律の錯誤は、刑事責任の阻却事由とならない。ただし、法律の錯誤は、その犯罪の要件となる主觀的な要素を否定する場合又は次条に規定する場合は、刑事責任の阻却事由となり得る。
- 第三十二条 事実の誤認**
- (d) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を構成するとされる行為が、当該者又はその他の者に対する切迫した死の脅威又は継続的な若しくは切迫した重大な傷害の脅威に起因する圧迫によって引き起こされ、かつ、当該者がこれらの脅威を回避するためにやむを得ずかつ合理的に行動する場合。ただし、当該者が回避しようとする損害よりも大きな損害を引き起こす意図を有しないことを条件とする。そのような脅威は、次のいずれかのものとする。

- 1 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない)の命令に従つてある者によって行われたという事実は、次のすべての条件が満たされないと、当該者の刑事責任を阻却するものではない。
- 第三十三条 上官の命令及び法律の規定**
- 1 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない)の命令に従つてある者によって行われたという事実は、次のすべての条件が満たされないと、当該者の刑事責任を阻却するものではない。
- (a) 当該者が政府又は当該上官の命令に従つた義務を負つていたこと。
- (b) その命令が違法であることを当該者が知らないこと。
- (c) その命令が明白に違法ではなかつたこと。
- 2 この条の規定の適用上、集団殺害犯罪又は人道に対する犯罪を実行するよう命令することは、明白に違法である。
- 第三十四条 裁判所の機関**
- 裁判所は、次の機関により構成される。

(a) 裁判所長会議	は、その提案をすべての締約国に直ちに通報する。
(b) 上訴裁判部門、第一審裁判部門及び予審裁判部門	(b) (a)に規定する提案は、その後、第一百十二条の規定に従つて招集される締約国会議の会合において検討される。当該提案は、当該会合において締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で承認される場合には採択されたものとし、締約国会議が定める時に効力を生ずる。
(c) 檢察局	(c) (i) 刑事法及び刑事手続についての確立した能力並びに裁判官、検察官若しくは弁護士としての又は他の同様の資格の下での刑事手続における必要な関連する経験
(d) 書記局	(ii) 國際人道法、人権に関する法等の国際法に関連する分野における確立した能力及び法律に係る専門的な資格であつて裁判所の司法業務に関連するものの下での広範な経験
第三十五条 裁判官の職務の遂行	(iii) 裁判官の選挙は、3から8まで及び次条2の規定に従つて採択された後、追加的な規定に従い締約国会議の次回の会合において行つ。
1 裁判官は、裁判所の常勤で職務を遂行するものとし、その任期の開始の時から常勤で職務を遂行することができるようす。	(iv) 裁判官の選挙は、(i)の規定に従つて採択された後、追加的な規定に従つて採択され、及び(c)(i)の規定に従つて採択され、及び(c)(ii)の規定に従つて採択された名簿Aに規定する候補者は、(a)この規程のいずれの締約国も、裁判官の選挙のための候補者の指名を行なうことができる。そのよ
2 裁判所長会議は、裁判所の仕事量に基づいて及第直ちに常勤で職務を遂行する。	(b) 効力を生じた後ににおいて、裁判所長会議は、裁判所の仕事量にかんがみて適当と認めるとときは、裁判官の人数を減少させることをいつでも提案することができる。ただし、裁判官の人数は、1に定める人数を下回らないことを条件とする。その提案は、(a)及び(b)に定める手続に従つて取り扱われる。当該提案が採択された場合には、裁判官の人数は、職務を遂行している裁判官の任期の終了に合わせて、必要とされる人数となるまで段階的に減少させる。
第三十六条 裁判官の資格、指名及び選挙	(c) 裁判官は、(i)当該締約国における最高の司法官に任せられる候補者を指名するための手続
1 裁判所の裁判官は、2の規定に従うことと定める裁判官の人数を増加させることをして、十八人とする。	(ii) 国際司法裁判所規程に定める国際司法裁判所の裁判官の候補者を指名するための手続
2 (a) 裁判所を代表して行動する裁判所長会議は、1に定める裁判官の人数を増加させることを、それが必要かつ適當と認められる理由を示して提案することができる。裁判所書記	(iii) 指名には、候補者が3に規定する要件をどのように満たしているかについて必要な程度に詳細に明記した説明を付する。
3 (a) 裁判官は、徳望が高く、公平であり、誠実である、かつ、各自の国で最高の司法官に任命されるのに必要な資格を有する者のうちか	(b) 各締約国は、いずれの選挙にも一人の候補者を指名することができる。ただし、候補者は必ずしも当該各締約国の国民であること
3 (b) 一回目の投票において十分な数の裁判官が選出されなかつた場合には、残りの裁判官が	(c) 締約国会議は、適當な場合には、指名に関する諸問委員会の設置を決定することができる。この場合には、諸問委員会の構成及び権限については、締約国会議が定める。

<p>選出されるまで、(a)に定める手続に従つて引き続き投票を行う。</p> <p>7 裁判官については、そのうちのいずれの二人も、同一の国の国民であつてはならない。裁判所の裁判官の地位との関連でいずれかの者が二以上の国の国民であると認められる場合には、当該者は、市民的及び政治的権利を通常行使する国の国民とみなされる。</p> <p>8 (a) 締約国は、裁判官の選出に当たり、裁判所の裁判官の構成において次のことの必要性を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 世界的主要な法体系が代表されること。 (ii) 地理的に衡平に代表されること。 (iii) 女性の裁判官と男性の裁判官とが公平に代表されること。 <p>(b) 締約国は、特定の問題(特に、女性及び児童に対する暴力を含む。)に関する法的見を有する裁判官が含まれる必要性も考慮する。</p> <p>9 (a) 裁判官は、(b)の規定に従うことを条件として九年間在任するものとし、(c)及び次条2の規定が適用される場合を除くほか、再選される資格を有しない。</p> <p>(b) 最初の選挙において、くじ引による選定により、選出された裁判官のうち、三分の一は三年の任期で、また、三分の一は六年の任期で在任する。残りの裁判官は、九年の任期で在任する。</p> <p>(c) (b)の規定によつて三年の任期で在任する者が選定された裁判官は、九年の任期で再選される資格を有する。</p>	<p>10 9の規定にかかわらず、第三十九条の規定に従つて第一審裁判部又は上訴裁判部に配属された裁判官は、これらの裁判部において審理が既に開始されている第一審又は上訴を完了させるために引き続き在任する。</p> <p>第三十七条 裁判官の空席</p> <p>1 裁判官の空席が生じた場合には、その空席を補充するために前条の規定に従つて選挙を行う。</p>
<p>第三十八条 裁判所長会議</p> <p>1 裁判所長、裁判所第一次長及び裁判所第二次長は、裁判官の絶対多数による議決で選出される。これらの者は、それぞれ、三年の期間又は任期が三年以下の場合には、前条の規定に従い九年の任期で再選される資格を有する。</p> <p>第三十九条 裁判部</p> <p>1 裁判所は、裁判官の選挙の後できる限り速やかに、第三十四条(b)に規定する裁判部門を組織する。上訴裁判部門は裁判所長及び他の四人の裁判官で、第一審裁判部門は六人以上の裁判官で、また、予審裁判部門は六人以上の裁判官で構成する。裁判官の裁判部門への配属は、各裁判部門が遂行する任務の性質並びに選出された裁判官の資格及び経験に基づき、刑事法及び刑事手続についての専門的知識と国際法についての専門的知識とが各裁判部門において適当に組み合わされるように行う。第一審裁判部門及び予審裁判部門は、主として刑事裁判の経験を有する裁判官で構成する。</p> <p>2 裁判所第一次長は、裁判所長に支障がある場合又は裁判所長がその資格を失った場合には、裁判所長に代わって行動する。裁判所第二次長は、裁判所長及び裁判所第一次長の双方に支障がある場合又はこれらの者がその資格を失った場合には、裁判所長に代わって行動する。</p> <p>(b) (i) 上訴裁判部は、上訴裁判部門のすべての裁判官で構成する。</p> <p>(ii) 第一審裁判部の任務は、第一審裁判部門の三人の裁判官が遂行する。</p> <p>(iii) 予審裁判部の任務は、この規程及び手続及び証拠に関する規則に従い予審裁判部門の三人の裁判官又は予審裁判部門の一人の裁判官が遂行する。</p>	<p>(b) その他の任務であつてこの規程によつて裁判所長会議に与えられるもの</p> <p>4 裁判所長会議は、3(a)の規定の下での責任を果たすに当たり、相互に関心を有するすべての事項について検察官と調整し、及びその同意を求める。</p> <p>第三十九条 裁判部</p> <p>1 裁判所は、裁判官の選挙の後できる限り速やかに、第三十四条(b)に規定する裁判部門を組織する。上訴裁判部門は裁判所長及び他の四人の裁判官で、第一審裁判部門は六人以上の裁判官で、また、予審裁判部門は六人以上の裁判官で構成する。裁判官の裁判部門への配属は、各裁判部門が遂行する任務の性質並びに選出された裁判官の資格及び経験に基づき、刑事法及び刑事手続についての専門的知識と国際法についての専門的知識とが各裁判部門において適当に組み合わされるように行う。第一審裁判部門及び予審裁判部門は、主として刑事裁判の経験を有する裁判官で構成する。</p> <p>2(a) 裁判所の司法上の任務は、各裁判部門において遂行する。</p> <p>(b) (i) 上訴裁判部は、上訴裁判部門のすべての裁判官で構成する。</p> <p>(ii) 第一審裁判部の任務は、第一審裁判部門の三人の裁判官が遂行する。</p> <p>(iii) 予審裁判部の任務は、この規程及び手続及び証拠に関する規則に従い予審裁判部門の三人の裁判官又は予審裁判部門の一人の裁判官が遂行する。</p>
<p>第四十条 裁判官の独立</p> <p>1 裁判官は、独立してその任務を遂行する。</p> <p>2 裁判官は、その司法上の任務を妨げ、又はその独立性についての信頼に影響を及ぼすおそれのあるいかなる活動にも従事してはならない。</p> <p>3 裁判所の所在地において常勤で職務を遂行することを求められる裁判官は、他のいかなる職業的性質を有する業務にも従事してはならない。</p>	<p>(c) この2の規定は、裁判所の仕事量の効率的な管理に必要となる場合には、二以上の第一審裁判部又は予審裁判部を同時に設置することを妨げるものではない。</p> <p>3(a) 第一審裁判部又は予審裁判部に配属された裁判官は、その裁判部門に三年間在任し、及びその後その裁判部門において審理が既に開始されている事件が完了するまで在任する。</p> <p>3(b) 上訴裁判部に配属された裁判官は、その裁判部門に自己の任期の全期間在任する。</p> <p>4 上訴裁判部門に配属された裁判官は、その裁判部門にのみ在任する。この条のいかなる規定も、裁判所長会議が裁判所の仕事量の効率的な管理に必要と認める場合には、裁判官を第一審裁判部門から予審裁判部門又は予審裁判部門から第一審裁判部門に一時的に配属することを妨げるものではない。ただし、いかなる場合にも、いづれかの事件の予審裁判段階に関与した裁判官は、当該事件の審理を行つ第一審裁判部の一員となる資格を有しない。</p> <p>第四十一条 裁判官の独立</p> <p>1 裁判官は、独立してその任務を遂行する。</p> <p>2 裁判官は、その司法上の任務を妨げ、又はその独立性についての信頼に影響を及ぼすおそれのあるいかなる活動にも従事してはならない。</p> <p>3 裁判所の所在地において常勤で職務を遂行することを求められる裁判官は、他のいかなる職業的性質を有する業務にも従事してはならない。</p>

4 2及び3の規定の適用に関する問題は、裁判官の絶対多数による議決で決定する。その問題が個々の裁判官に關係する場合には、当該裁判官は、その決定に参加してはならない。

第四十一条 裁判官の回避及び除斥

1 裁判所長会議は、手続及び証拠に関する規則に従い、裁判官の要請により、当該裁判官をこの規程に定める任務の遂行から回避させることができ。

2 (a) 裁判官は、何らかの理由により自己の公平性について合理的に疑義が生じ得る事件に関してはならない。裁判官は、特に、裁判所に係属する事件又は被疑者若しくは被告人に係る国内における関連する刑事事件に何らかの資格において既に関与したことがある場合は、この2の規定に従い当該事件から除斥される。裁判官は、手続及び証拠に関する規則に定める他の理由によつても除斥される。

(b) 檢察官、被疑者又は被告人は、この2の規定に基づいて裁判官の除斥を申し立てることができる。

(c) いずれかの裁判官の除斥に関する問題は、裁判官の絶対多数による議決で決定する。当該いづれかの裁判官は、この事項について意見を提出する権利を有するが、その決定に参加してはならない。

第四十二条 檢察局

1 檢察局は、裁判所内の別個の組織として独立して行動する。検察局は、裁判所の管轄権の範囲にある犯罪の付託及びその裏付けとなる情報の受理及び検討並びに捜査及び裁判所への訴

追について責任を有する。検察局の構成員は、同局外から指示を求めてはならず、また、同局外からの指示に基づいて行動してはならない。

2 檢察局の長は、検察官とする。検察官は、検察局(職員、設備その他資産を含む。)の管理及び運営について完全な権限を有する。検察官は、一人又は二人以上の次席検察官の補佐を受けるものとし、次席検察官は、この規程に基づき検察官に求められる行為を行う権限を有する。検察官と次席検察官とは、それぞれ異なる国籍を有する者とする。これらの者は、常勤で職務を遂行する。

3 檢察官及び次席検察官は、德望が高く、かつ、司法事件の訴追又は裁判について高い能力及び広範な実務上の経験を有する者とし、裁判所の常用語の少なくとも一について卓越した知識を有し、かつ、堪能^{さんのう}でなければならない。

4 檢察官は、秘密投票によって締約国会議の構成国の絶対多数による議決で選出される。次席検察官は、検察官が提供する候補者名簿の中から同様の方法によって選出される。検察官は、三人の候補者を指名する。選挙の際に一層短い任期が決定されない限り、検察官及び次席検察官は、九年の任期で在任するものとし、再選されることはならない。

5 檢察官及び次席検察官は、その訴追上の任務を妨げ、又はその独立性についての信頼に影響を及ぼすおそれのあるいかなる活動にも從事してはならないものとし、他のいかなる職業的性質を有する業務にも從事してはならない。

6 裁判所長会議は、検察官又は次席検察官の要請により、当該検察官又は次席検察官を特定の事案についての任務の遂行から回避させることができる。

7 檢察官及び次席検察官は、何らかの理由により自己の公平性について合理的に疑義が生じ得る事案に關与してはならない。検察官及び次席検察官は、特に、裁判所に係属する事件又は被疑者若しくは被告人に係る国内における関連する刑事事件に何らかの資格において既に関与したことがある場合には、この7の規定に従い当該事件から除斥される。

8 檢察官又は次席検察官の特定の事件からの除斥に関する問題は、上訴裁判部が決定する。

(a) 被疑者又は被告人は、この条に規定する理由に基づきいつでも検察官又は次席検察官の特定の事件からの除斥を申し立てることができる。

(b) (a)に規定する検察官又は次席検察官は、適切と認める場合には、この事項について意見を提出する権利を有する。

9 檢察官は、特定の問題(特に、性的暴力及び児童に対する暴力を含む。)に関する法的知見を有する顧問を任命する。

第四十三条 書記局

1 書記局は、前条の規定に基づく検察官の任務及び権限を害することなく、裁判所の運営及び業務のうち司法の分野以外の分野について責任を有する。

第四十四条 職員

1 檢察官及び裁判所書記は、それぞれの局が必要とする資格を有する職員を任命する。検察官

判所書記は、裁判所長から権限を与えられた任務を遂行する。

3 裁判所の書記及び次席書記は、德望が高く、かつ、高い能力を有していなければならないものとし、裁判所の常用語の少なくとも一について卓越した知識を有し、かつ、堪能^{さんのう}でなければならない。

4 裁判官は、締約国会議の勧告を考慮して、秘密投票によって絶対多数による議決で裁判所書記を選出する。裁判官は、裁判所次席書記の必要が生じた場合には、裁判所書記の勧告に基づいて、同様の方法によって裁判所次席書記を選出する。

5 裁判所書記は、五年の任期で在任し、及び回のみ再選される資格を有するものとし、常勤で職務を遂行する。裁判所次席書記は、五年の任期又は裁判官の絶対多数による議決で決定される一層短い任期で在任するものとし、必要に応じて職務の遂行が求められることを前提として選出される。

6 裁判所書記は、書記局内に被害者・証人室を設置する。この室は、検察局と協議の上、証人、出廷する被害者その他証人が行う証言のために危険にさらされる者に対し、保護及び安全のための措置、カウンセリングその他の適当な援助を提供する。この室には、心的外傷^{げいじやう}的暴力の犯罪に関連するものを含む。)に関する専門的知識を有する職員を含める。

の場合には、その任命には、捜査官の任命を含む。

2 檢察官及び裁判所書記は、職員の雇用に際し、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保するものとし、第三十六条に定める基準を準用して考慮する。

3 裁判所書記は、裁判所長会議及び検察官の同意を得て、職員規則(裁判所職員の任命、報酬及び解雇に関する条件を含む。)を提案する。この職員規則については、締約国会議が承認する。

4 裁判所は、例外的な状況において、裁判所のいずれかの組織の業務を援助するため、締約国、政府機関又は非政府機関により提供される無給の人員の専門的知識を用いることができる。検察官は、検察局のためにその提供を受け入れることができる。そのような無給の人員については、締約国会議が定める指針に従つて雇用する。

第四十五条 厳肅な約束

裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記及び裁判所次席書記は、この規程に基づくそれぞれの職務に就く前に、公開の法廷において、公平かつ誠実にそれぞれの任務を遂行することを厳肅に約束する。

第四十六条 解任

1 裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記又は裁判所次席書記は、次の場合において、2の規定に従つて解任の決定がなされたときは、解任される。(a) 手続及び証拠に関する規則に定める重大な

不当行為又はこの規程に基づく義務の重大な違反を行つたことが判明した場合

(b) この規程が求める任務を遂行することができない場合

2 1の規定に基づく裁判官、検察官又は次席検察官の解任についての決定は、締約国会議が秘密投票によつて次の議決で行う。

(a) 裁判官については、他の裁判官の三分の二以上の多数による議決で採択される勧告に基づく締約国の三分の二以上の多数による議決

(b) 檢察官については、締約国の絶対多数による議決

(c) 次席検察官については、検察官の勧告に基づく締約国の絶対多数による議決

3 裁判所の書記又は次席書記の解任についての決定は、裁判官の絶対多数による議決で行う。

4 この規程により求められる職務を遂行する行為及び能力についてこの条の規定により異議を申し立てられている裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記又は裁判所次席書記は、手続及び証拠に関する規則に従い、証拠を提示し、及び入手し、並びに意見述べる十分な機会を有する。異議を申し立てられた者は、その他の方法でこの問題の検討に参加してはならない。

第四十七条 懲戒処分

前条1に規定する不当行為よりも重大でない性質の不当行為を行つた裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記又は裁判所次席書記は、手続及び証拠に関する規則に従つて懲戒処分を受ける。

第四十八条 特権及び免除

1 裁判所は、その目的の達成に必要な特権及び

免除を各締約国の領域において享有する。

2 裁判官、検察官、次席検察官及び裁判所書記

は、裁判所の事務に従事する間又は裁判所の事務に関し、外交使節団の長に与えられる特権及び免除と同一の特権及び免除を享有する。また、任期の満了後、公的資格で行った口頭又は書面による陳述及び行為に関してあらゆる種類の訴訟手続から免かれることとする。

3 裁判所次席書記、検察局の職員及び書記局の職員は、裁判所の特権及び免除に関する協定により、任務の遂行に必要な特権、免除及び便宜を享する。

4 弁護人、専門家、証人その他裁判所への出廷を要求される者は、裁判所の特権及び免除に関する協定により、裁判所の適切な任務の遂行に必要な待遇を与えられる。

5 特権及び免除に関する協定により、裁判官又は検察官については、裁判官の絶対多数による議決で放棄することができる。

(a) 裁判官又は検察官については、裁判官の特権及び免除に関する協定により、裁判所長会議が放棄することができる。

(b) 裁判所書記については、裁判所長会議が放棄することができる。

(c) 次席検察官及び検察局の職員については、検察官が放棄することができる。

(d) 裁判所次席書記及び書記局の職員については、裁判所書記が放棄することができる。

第五十一条 手続及び証拠に関する規則

1 手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

2 手続及び証拠に関する規則の改正は、次の者が提案することができる。

第四十九条 奉給、手当及び経費

裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記及び裁判所次席書記は、締約国会議が決定する俸給、

手当及び経費を受ける。これらの俸給及び手当については、任期中は減額してはならない。

第五十条 公用語及び常用語

1 裁判所の公用語は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語とする。

2 裁判所の判決その他の裁判所における基本的な問題を解決するための決定は、公用語で公示する。裁判所長会議は、手続及び証拠に関する規則に定める基準に従い、この1の規定の適用上いずれの決定が基本的な問題を解決するためのものと認められるかを決定する。

3 裁判所の常用語は、英語及びフランス語とする。手続及び証拠に関する規則は、他の公用語を常用語として使用することのできる場合について定める。

4 裁判所は、手続の当事者又は手続への参加が認められる国の要請により、これらの当事者又は国が英語及びフランス語以外の言語を使用することを許可する。ただし、その許可是、裁判所が十分に正当な理由があると認める場合に限る。

5 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

6 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

7 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

8 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

9 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

10 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

11 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

12 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

13 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

14 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

15 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

16 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

17 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

18 裁判所は、手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

官報(号外)

以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

3 手続及び証拠に関する規則の採択後、同規則

に定めていない緊急を要する特別の状況が裁判所において生じた場合には、裁判官は三分の二以上の多数による議決で暫定的な規則を作成することができるものとし、締約国会議の次回の通常会合又は特別会合において採択され、改正され、又は否決されるまでこれを適用する。

4 手続及び証拠に関する規則及びその改正並びに暫定的な規則は、この規程に適合したものとする。手続及び証拠に関する規則の改正及び暫定的な規則は、搜査され、訴追され、又は有罪の判決を受けた者について不利に遡及して適用してはならない。

5 この規程と手続及び証拠に関する規則とが抵触する場合には、この規程が優先する。

第五十二条 裁判所規則

1 裁判官は、この規程及び手続及び証拠に関する規則に従い、裁判所の日常の任務の遂行に必要な裁判所規則を絶対多数による議決で採択する。

2 檢察官及び裁判所書記は、裁判所規則の作成及びその改正に当たつて協議を受ける。

3 裁判所規則及びその改正は、裁判官が別段の決定を行わない限り、採択された時に効力を生ずる。裁判所規則及びその改正は、採択後直ちに意見を求めるために締約国に通報されるものとし、六箇月以内に締約国の過半数から異議が申し立てられない場合には、引き続き効力を有する。

第五部 捜査及び訴追

第五十三条 捜査の開始

1 檢察官は、入手したことのできた情報を評価した後、この規程に従つて手続を進める合理的な基礎がないと決定しない限り、捜査を開始するか否かを決定する。検察官は、捜査を開始するか否かを決定するに当たり、次の事項を検討する。

(a) 利用可能な情報により、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が行われた又は行われていると信ずるに足りる合理的な基礎が認められるか否か。

(b) 事件について第十七条に規定する受理許容性があるか否か又は受理許容性があり得るか否か。

(c) 犯罪の重大性及び被害者の利益を考慮してもなお捜査が裁判の利益に資するものでないと信ずるに足りる実質的な理由があるか否か。

(d) 第五十三条(b)に規定するときは安全保障理事会の要請により、予審裁判部は、手続を進めない旨の1又は2の規定に基づく検察官の決定を検討することができるものとし、検察官に対し当該決定を再検討するよう要請することができる。

(e) 予審裁判部は、手続を進めない旨の検察官の決定が専ら1(c)又は2(c)の規定に基づく場合には、職権によつて当該決定を検討することができる。そのような場合には、検察官の決定は、予審裁判部が追認するときのみ効力を有する。

(f) 第五十三条(d)の規定に基づく予審裁判部の許可がある場合

(g) 第五十七条3(d)の規定に基づく検察官は、次の行為を行うことができる。

(h) 証拠を収集し、及び検討すること。

(i) 被疑者、被害者及び証人の出頭を要請し、並びにこれらの者を尋問すること。

(j) 国若しくは政府間機関による協力又は政府間取極に基づく協力であつてそれぞれの権限又は任務に基づくものを求めること。

(k) 検察官は、新たな事実又は情報に基づき、捜査又は訴追を開始するか否かの決定をいつでも再検討することができる。

(l) 第五十四条 捜査についての検察官の責務及び権限

(m) 検察官は、次のことを行ふ。

(n) 真実を証明するため、この規程に基づく刑事责任があるか否かの評価に関連するすべての事実及び証拠を網羅するよう捜査を及ぼし、並びにその場合において罪があるものとする事情及び罪がないものとする事情を同等に捜査すること。

(o) 情報の秘密性、関係者の保護又は証拠の保

性がないこと。

(p) すべての事情(犯罪の重大性、被害者の利益、被疑者の年齢又は心身障害及び被疑者が行つたとされる犯罪における当該者の役割を含む)を考慮して、訴追が裁判の利益のためになければならないこと。

(q) 第十四条の規定に基づいて付託を行つた国又は第十三条(b)に規定するときは安全保障理事会の要請により、予審裁判部は、手続を進めない旨の1又は2の規定に基づく検察官の決定を検討することができるものとし、検察官に対し当該決定を再検討するよう要請することができる。

(r) 第九部の規定に基づく場合

(s) 第五十七条3(d)の規定に基づく予審裁判部の許可がある場合

(t) 検察官は、次の行為を行うことができる。

(u) 証拠を収集し、及び検討すること。

(v) 被疑者、被害者及び証人の出頭を要請し、並びにこれらの者を尋問すること。

(w) 国若しくは政府間機関による協力又は政府間取極に基づく協力であつてそれぞれの権限又は任務に基づくものを求めること。

(x) 検察官は、新たな事実又は情報に基づき、捜査又は訴追を開始するか否かの決定をいつでも再検討することができる。

(y) 第五十四条 捜査についての検察官の責務及び権限

(z) 検察官は、次のことを行ふ。

(aa) 真実を証明するため、この規程に基づく刑事责任があるか否かの評価に関連するすべての事実及び証拠を網羅するよう捜査を及ぼし、並びにその場合において罪があるものとする事情及び罪がないものとする事情を同等に捜査すること。

(ab) 情報の秘密性、関係者の保護又は証拠の保

<p>金を確保するために必要な措置をとること又は必要な措置をとるよう要請すること。</p> <p>第五十五条 捜査における被疑者の権利</p> <p>1 被疑者は、この規程による捜査に關し、次の権利を有する。</p> <p>(a) 自己負罪又は有罪の自白を強要されないと。</p> <p>(b) あらゆる形態の強制、強迫若しくは脅迫、拷問又はその他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは体面を汚す待遇若しくは处罚を与えられること。</p> <p>(c) 自己が十分に理解し、かつ、話す言語以外の言語によつて尋問される場合には、有能な通訳の援助及び公正の要件を満たすために必要な翻訳を無償で与えられること。</p> <p>(d) 恣意的に逮捕され、又は抑留されないこと。</p> <p>2 被疑者が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行つたと信ずるに足りる理由があり、かつ、当該被疑者が検察官により又は第九部の規定に基づく請求によつて国内當局により尋問されようとしている場合には、当該被疑者は、次の権利も有するものとし、その旨を尋問に先立つて告げられる。</p> <p>(a) 尋問に先立ち、当該被疑者が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行つたと信ずるに足りる理由があることを告げられること。</p> <p>(b) 黙秘すること。この默秘は、有罪又は無罪の決定において考慮されない。</p> <p>(c) 自ら選任する弁護人を持つこと。また、弁</p>		<p>護人がおらず、かつ、裁判の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること。</p> <p>第五十六条 得難い捜査の機会に関する</p> <p>(a) 予審裁判部の役割</p> <p>(b) 檢察官は、ある捜査が証人から証言若しくは供述を取得し、又は証拠を見分し、収集し若しくは分析するための得難い機会を提供するものであり、かつ、これらの証言、供述又は証拠を後に公判のために利用することができなくなるおそれがあると判断する場合には、その旨を予審裁判部に通知する。</p> <p>(c) 裁判部は、検察官の要請により、手続の効率性及び信頼性を確保し、並びに特に被疑者の権利を保護するために必要な措置をとことができ。</p> <p>(d) 檢察官は、予審裁判部が別段の命令を発しない限り、(a)に規定する捜査に関連して逮捕された者又は召喚状に応じて出頭した者に対し、当該者がその事案について陳述を行うことができ。</p> <p>(e) 徒々べき手順に関して勧告し、又は命令すること。</p> <p>(f) 手續の記録を作成するよう指示すること。</p>		<p>支援する専門家を任命すること。</p> <p>(d) 逮捕された者若しくは召喚状に応じて裁判所に出頭した者のための弁護人が手続に参加することを許可すること又は逮捕若しくは出頭がまだなされていない場合には、手続に参加し、及び被疑者の利益を代表する弁護人を任命すること。</p> <p>(e) 証拠の収集及び保全並びに関係者の尋問について監視し、及び勧告又は命令を行うため、予審裁判部のうちから裁判官一人又は必要な場合には予審裁判部門若しくは第一審裁判部門のうちから対応可能な裁判官一人を指名すること。</p> <p>(f) 証拠を収集し、又は保全するために必要な他の措置をとること。</p> <p>(g) 予審裁判部は、検察官がこの条の規定に基づく措置を求めなかつた場合であつても、裁判において被告人のために不可欠であると認める証拠を保全するためには、そのような措置をとすることが必要であると判断するときは、検察官が当該措置を要請しなかつたことに十分な理由があるか否かについて検察官と協議する。予審裁判部は、その協議により、検察官が当該措置を要請しなかつたことが正当化されないと結論する場合には、職権によつて当該措置をとることができる。</p> <p>(h) 職権によつて措置をとる旨のこの3の規定に基づく予審裁判部の決定について、検察官は、異議を申し立てができる。その異議の申立てについては、迅速に審理する。</p>		<p>第五十七条 予審裁判部の任務及び権限</p> <p>1 予審裁判部は、この規程に別段の定めがある場合を除くほか、この条の規定に従つて任務を遂行する。</p> <p>2 (a) 第十五条、第十八条、第十九条、第五十四条、第六十一条、及び第七十二条の規定に基づつてなされる予審裁判部の命令又は決定は、その裁判官の過半数の同意を得なければならぬ。</p> <p>(b) (a)に規定する場合以外の場合には、手続及び証拠に関する規則に別段の定めを除くほか、予審裁判部の一人の裁判官がこの規程に定める任務を遂行することができる。</p> <p>(c) この条の規定に従つて公判のために保全され若しくは収集される証拠又はその記録の許容性は、第六十九条の規定に従つて公判において規律され、及び第一審裁判部が決定する重要性を</p>	
<p>2 (b) 1 (b)に規定する措置には、次のことを含める</p> <p>(a) 徒々べき手順に関して勧告し、又は命令すること。</p> <p>(b) 手續の記録を作成するよう指示すること。</p>		<p>支援する専門家を任命すること。</p> <p>(d) 逮捕された者若しくは召喚状に応じて裁判所に出頭した者のための弁護人が手続に参加することを許可すること又は逮捕若しくは出頭がまだなされていない場合には、手続に参加し、及び被疑者の利益を代表する弁護人を任命すること。</p> <p>(e) 証拠の収集及び保全並びに関係者の尋問について監視し、及び勧告又は命令を行うため、予審裁判部のうちから裁判官一人又は必要な場合には予審裁判部門若しくは第一審裁判部門のうちから対応可能な裁判官一人を指名すること。</p> <p>(f) 証拠を収集し、又は保全するために必要な他の措置をとること。</p> <p>(g) 予審裁判部は、検察官がこの条の規定に基づく措置を求めなかつた場合であつても、裁判において被告人のために不可欠であると認める証拠を保全するためには、そのような措置をとすることが必要であると判断するときは、検察官が当該措置を要請しなかつたことに十分な理由があるか否かについて検察官と協議する。予審裁判部は、その協議により、検察官が当該措置を要請しなかつたことが正当化されないと結論する場合には、職権によつて当該措置をとることができる。</p> <p>(h) 職権によつて措置をとる旨のこの3の規定に基づく予審裁判部の決定について、検察官は、異議を申し立てができる。その異議の申立てについては、迅速に審理する。</p>		<p>支援する専門家を任命すること。</p> <p>(d) 逮捕された者若しくは召喚状に応じて裁判所に出頭した者のための弁護人が手続に参加することを許可すること又は逮捕若しくは出頭がまだなされていない場合には、手続に参加し、及び被疑者の利益を代表する弁護人を任命すること。</p> <p>(e) 証拠の収集及び保全並びに関係者の尋問について監視し、及び勧告又は命令を行うため、予審裁判部のうちから裁判官一人又は必要な場合には予審裁判部門若しくは第一審裁判部門のうちから対応可能な裁判官一人を指名すること。</p> <p>(f) 証拠を収集し、又は保全するために必要な他の措置をとること。</p> <p>(g) 予審裁判部は、検察官がこの条の規定に基づく措置を求めなかつた場合であつても、裁判において被告人のために不可欠であると認める証拠を保全するためには、そのような措置をとすることが必要であると判断するときは、検察官が当該措置を要請しなかつたことに十分な理由があるか否かについて検察官と協議する。予審裁判部は、その協議により、検察官が当該措置を要請しなかつたことが正当化されないと結論する場合には、職権によつて当該措置をとることができる。</p> <p>(h) 職権によつて措置をとる旨のこの3の規定に基づく予審裁判部の決定について、検察官は、異議を申し立てができる。その異議の申立てについては、迅速に審理する。</p>			
<p>(b) 職権によつて措置をとる旨のこの3の規定に基づく予審裁判部の決定について、検察官は、異議を申し立てることができる。その異議の申立てについては、迅速に審理する。</p> <p>(c) 必要な場合には、被害者及び証人の保護並</p>		<p>4 この条の規定に従つて公判のために保全され若しくは収集される証拠又はその記録の許容性は、第六十九条の規定に従つて公判において規律され、及び第一審裁判部が決定する重要性を</p>					

びにこれらの者のプライバシーの保護、証拠の保全、逮捕された者又は召喚状に応じて出頭した者の保護並びに国家の安全保障に関する情報の保護のための措置をとること。

(d) 檢察官に対し、第九部の規定に基づく締約国との協力を確保することなく当該締約国の領域内において特定の捜査上の措置をとることを許可すること。ただし、その事件について、可能な場合には当該締約国の見解を考慮した上で、当該協力を実施する権限を有する当局又は司法制度の構成要素の欠如のために当該締約国が当該協力を明らかに実施することができない旨の決定を予審裁判部が行った場合に限る。

(e) 次条の規定に従つて逮捕状又は召喚状が発せられている場合には、この規程及び手続及び証拠に関する規則の規定に従い、証拠の証明力及び関係当事者の権利を十分に考慮した上で、第九十三条(k)の規定に基づき締約国との協力を求めることにより、特に被害者の最終的な利益のために没収のための保全措置をとること。

第五十八条 予審裁判部による逮捕状又は召喚状の発付

1 予審裁判部は、捜査の開始後いつでも、検察官の請求により、当該請求及び検察官が提出した証拠その他情報を検討した上で、次の(a)及び(b)の要件に該当していると認める場合には、被疑者に係る逮捕状を発する。

(a) 当該被疑者が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行ったと信するに足りる合理的な理由がある。

由が存在すること。

(b) 当該被疑者の逮捕が次のいずれかのことに必要と認められること。

(i) 当該被疑者の出廷を確保すること。

(ii) 当該被疑者が検査又は訴訟手続を妨害せず、又は脅かさないことを確保すること。

(iii) 妥当な場合には、当該被疑者が当該犯罪又は裁判所の管轄権の範囲内にあり、かつ、同一の状況から生ずる関連する犯罪を継続して行うことを防止すること。

2 檢察官の請求には、次の事項を含める。

(a) 被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する関連情報

(b) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であつて当該被疑者が行つたとされるものに関する具体的な言及

(c) 当該犯罪を構成するとされる事実の簡潔な説明

(d) 当該被疑者が当該犯罪を行つたと信ずるに足りる合理的な理由を証明する証拠その他の情報の要約

(e) 檢察官が当該被疑者を逮捕することが必要であると信する理由

4 逮捕状は、裁判所が別段の命令を発するまでの間、効力を有する。

5 裁判所は、逮捕状に基づき、第九部の規定により被疑者の仮逮捕又は逮捕及び引渡しを請求することができる。

6 檢察官は、予審裁判部に対し、逮捕状に記載された犯罪を変更し、又はこれに追加することにより当該逮捕状を修正するよう要請することができる。予審裁判部は、変更され、又は追加された犯罪を被疑者が行つたと信するに足りる合理的な理由があると認める場合には、当該逮捕状をそのように修正する。

7 檢察官は、逮捕状を求めるに代わるものとして、被疑者に出頭を命ずる召喚状を予審裁判部が発することを請求することができる。予審裁判部は、当該被疑者が行つたとされる犯罪を行つたと信するに足りる合理的な理由があり、かつ、その出頭を確保するために召喚状が十分なものであると認める場合には、当該被疑者に出頭を命ずる召喚状を発する(国内法に定めがあるときは、自由を制限する条件(抑留を除く。)を付するか否かを問わない。)。召喚状には、次の事項を含めるものとし、これを当該被疑者に送付する。

(a) 当該被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する関連情報

(b) 当該被疑者が出頭すべき特定の日

(c) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であつて当該被疑者が行つたとされるものに関する具体的な言及

(d) 当該犯罪を構成するとされる事実の簡潔な説明

第五十九条 拘束を行う国における逮捕の手続

1 仮逮捕又は逮捕及び引渡しの請求を受けた締約国は、その国内法及び第九部の規定に従い、被疑者を逮捕するための措置を直ちにとる。

2 被疑者は、拘束を行う國の権限のある司法当局に遅滞なく引致されるものとし、当該司法当局は、自國の国内法に従つて次のことを判断する。

(a) 当該者が逮捕状の対象とされていること。

(b) 当該者が適正な手続に従つて逮捕されたこと。

(c) 当該者の権利が尊重されていること。

3 2に規定する者は、拘束を行う國の権限のある当局に対し、引渡しまでの間暫定的な釈放を請求する権利を有する。

4 拘束を行う國の権限のある当局は、3に規定する請求について決定を行うに当たり、行われたとされる犯罪の重大性にかんがみ、暫定的な釈放を正当化する緊急かつ例外的な状況が存在するか否か及び当該拘束を行う國が2に規定する者を裁判所に引き渡す義務を履行することができることを確保するために必要な保障措置が存在するか否かを検討する。当該当局は、逮捕状が前条1(a)及び(b)の規定に従つて適切に発せられたか否かを検討することはできない。

5 予審裁判部は、暫定的な釈放の請求について通報されるものとし、拘束を行う國の権限のある当局に対して勧告を行う。当該当局は、その決定を行う前に、当該勧告(2に規定する者の逃亡を防止するための措置に関する勧告を含む。)に十分な考慮を払う。

6 2に規定する者に暫定的な釈放が認められた場合には、予審裁判部は、その暫定的な釈放の状況について定期的に報告するよう要請することができる。

7 2に規定する者は、拘束を行う国が引渡しを決定した後、できる限り速やかに裁判所に引き渡される。

第六十条 裁判所における最初の手続

1 被疑者が裁判所に引き渡され、又は自発的に若しくは召喚状に応じて出頭した場合には、予審裁判部は、当該被疑者が行つたとされる犯罪及びこの規程に基づく被疑者の権利(公判までの間暫定的な釈放を請求する権利を含む)について、当該被疑者が告げられていることを確認する。

2 逮捕された者は、公判までの間暫定的な釈放を請求することができる。予審裁判部は、第五十八条に定める要件に該当していると認める場合には当該者を引き続き拘禁し、そのように認めない場合には条件付又は無条件で当該者を釈放する。

3 予審裁判部は、2に規定する者の拘禁又は釈放についての決定を定期的に再検討するものとし、また、検察官又は当該者の要請によつてもその決定を再検討することができる。予審裁判部は、そのような変化によつて必要と認める場合には、拘禁、釈放又は釈放の条件についての決定を修正することができる。

4 予審裁判部は、被疑者が検察官による許容されない遅延のために公判前に不合理な期間拘禁されることを確保する。そのような遅延が生

じた場合には、裁判所は、条件付又は無条件で当該被疑者を釈放することを検討する。

5 予審裁判部は、必要な場合には、釈放された者の出頭を確保するために逮捕状を発することができる。

第六十一条 公判前の犯罪事実の確認

1 予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し又は自発的な出頭の場合に、検察官が公判を求めるようとしている犯罪事実を確認するための審理を行う。

2 その審理は、検察官並びに訴追された者及びその弁護人の立会いの下に行う。

3 予審裁判部は、訴追された者の立会いがなくとも、検察官の要請又は自己の職権により、次の場合には、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するために審理を行うことができる。

(a) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合

(b) 当該者が逃亡した場合又は当該者を発見することができない場合であつて、当該者の出頭を確保し、並びに当該者に対して犯罪事実及びその犯罪事実を確認するための審理が行われる場合

(c) 証拠を提出すること。

4 審理の前、検察官は、捜査を継続し、及び犯罪事実の改定又は撤回を行うことができる。訴追された者は、審理の前に犯罪事実の改定又は撤回について妥当な通知を受ける。検察官は、犯罪事実を撤回する場合には、予審裁判部に対してその撤回の理由を通知する。

5 審理において、検察官は、訴追された者が訴追された犯罪を行つたと信ずるに足りる実質的な理由を証明するために十分な証拠をもつてそれがどの犯罪事実を裏付けなければならない。検察官は、証拠書類又はその要約に依拠することができるものとし、公判における証言が予定されている証人を招致する必要はない。

6 審理において、訴追された者は、次のことを行うことができる。

(a) 犯罪事実について異議を申し立てること。

(b) 検察官が提出する証拠について異議を申し立てること。

(c) 証拠を提出すること。

7 予審裁判部は、審理に基づき、訴追された者が訴追されたそれぞれの犯罪を行つたと信するに足りる実質的な理由を証明するために十分な証拠が存在するか否かを決定し、その決定に基づいて次のことを行う。

8 検察官は、予審裁判部が犯罪事実についての確認を拒否する場合であつても、追加的な証拠によって要請が裏付けられるときは、その後に確認の要請を行ふことを妨げられない。

9 検察官は、犯罪事実が確認されてから公判が開始されるまでの間、予審裁判部の許可を得て、かつ、被告人に通知した後に犯罪事実を改定することができる。検察官が追加的な犯罪事實を加え、又は一層重大な犯罪事実に改めることを求める場合には、これらの犯罪事実を確認するためのこの条の規定に基づく審理が行われなければならない。検察官は、公判の開始後、第一審裁判部の許可を得て犯罪事実を撤回することができる。

10 既に発せられたいかなる令状も、予審裁判部により確認されなかつた犯罪事実又は検察官により撤回された犯罪事実について効力を失う。

11 この条の規定に従つて犯罪事実が確認された後、裁判所長会議は、第一審裁判部を組織する。第一審裁判部は、9及び第六十四条4の規定に従いその後の手続を行う責任を有するものとし、これらの手続において関連し、かつ、適

用することができる予審裁判部の任務を遂行することができる。

第六部 公判

第六十二条 公判の場所

公判の場所は、別段の決定が行われる場合を除くほか、裁判所の所在地とする。

第六十三条 被告人の在廷による公判

1 被告人は、公判の間で在廷するものとする。
2 第一审裁判部は、在廷している被告人が公判を妨害し続ける場合には、当該被告人を退廷させることができるものとし、必要な場合には通信技術を使用することにより、被告人が法廷の外から公判を観察し、及び弁護人に指示することができるようにするための措置をとる。このができるようにするための措置をとる。このとができるようにするための措置をとる。このが十分でないことが判明した後の例外的な状況においてのみ、かつ、真に必要な期間においてのみとするものとする。

第六十四条 第一审裁判部の任務及び権限

1 この条に規定する第一一审裁判部の任務及び権限は、この規程及び手続及び証拠に関する規則に従つて行使する。

2 第一审裁判部は、公判が、公正かつ迅速なものであること並びに被告人の権利を十分に尊重して、かつ、被害者及び証人の保護に十分な考慮を払つて行われることを確保する。

3 この規程に従つて事件の公判を割り当てられたときは、当該事件を取り扱う第一一审裁判部は、次のことを行う。

(a) 当事者と協議し、公判手続の公正かつ迅速な実施を促進するために必要な手続を採用すること。

(b) 公判で使用する一又は二以上の言語を決定すること。

(c) この規程の他の関連する規定に従うこととして、事前に開示されていない文書又は情報を、公判のために十分な準備をすることができるよう公判の開始前に十分な余裕をもつて開示するための措置をとること。

限

第六十五条 有罪の自認についての公判

1 (a) 公判は、公開で行う。ただし、第一一审裁判部に又は必要なときは予審裁判部門における対応可能な裁判官に付託することができます。

2 第一审裁判部は、適当な場合には、当事者に通知することにより、二人以上の被告人に対する犯罪事実に関して併合し、又は分離することを指示することができる。

3 第一审裁判部は、公判前又はその過程において任務を遂行するに当たり、必要に応じて次を遂行すること。

(a) 第六十一条11に規定する予審裁判部の任務を遂行すること。

(b) 必要な場合にはこの規程に基づき国の援助を得ることにより、証人の出席及び証言並びに文書その他の証拠の提出を求めること。

(c) 秘密の情報を保護するための措置をとること。

(d) 当事者が公判前に既に収集し、又は公判の間に提出した証拠に加え、証拠の提出を命ずること。

(e) 被告人、証人及び被害者を保護するための手続をとること。

措置をとること。

(f) その他の関連する事項について決定すること。

(b) 公判で使用する一又は二以上の言語を決定すること。

(c) この規程の他の関連する規定に従うこととして、事前に開示されていない文書又は情報を、公判のために十分な準備をすることができるよう公判の開始前に十分な余裕をもつて開示するための措置をとること。

7 公判は、公開で行う。ただし、第一一审裁判部は、第六十八条に規定する目的のため又は証拠として提出される秘密の若しくは機微に触れる情報を保護するため、特別の事情により特定の公判手続を非公開とすることを決定することができる。

8 (a) 公判の開始時において、第一一审裁判部は、予審裁判部が事前に確認した犯罪事実を被告人に對して読み聞かせ、当該被告人が当該犯罪事実の性質を理解していることを確認する。第一一审裁判部は、当該被告人に対し、次条の規定に従つて有罪を自認する機会又は無罪の陳述をする機会を与える。

(b) 公判において、裁判長は、公判手続の実施(公正かつ公平な態様によつて実施されることを確保することを含む)について指示を与えることができる。当事者は、裁判長の指示に従つて行うことができる。

9 第一审裁判部は、当事者の申立て又は自己の職権により、特に次のことを行う権限を有する。

10 (a) 証拠の許容性又は関連性を決定すること。

(b) 審理の過程において秩序を維持するためには、必要なすべての措置をとること。

(c) 第一审裁判部は、公判の完全な記録であつて公判手続を正確に反映したもののが作成され、及び裁判所書記によつて保持され、かつ、保存されることを確保する。

1 第一审裁判部は、被告人が前条8(a)の規定に従つて有罪を自認する場合には、次のことが認められるか否かを判断する。

(a) 被告人が有罪を自認することの性質及び結果を理解していること。

(b) 被告人が弁護人と十分に協議した後に自発的に自認していること。

(c) 有罪の自認が、次に掲げるものに含まれる事件の事実によつて裏付けられていること。

(i) 檢察官が提起し、かつ、被告人が自認した犯罪事実

(ii) 檢察官が提示する資料であつて、犯罪事實を補足し、かつ、被告人が受け入れるもの

(iii) 証人の証言等検察官又は被告人が提出するその他の証拠

2 第一审裁判部は、1に規定することが認められる場合には、提出された追加的な証拠とともに有罪の自認を当該有罪の自認に係る犯罪の立証に求められるすべての不可欠な事実を証明するものとして認めるものとし、被告人を当該犯罪について有罪と決定することができる。

3 第一审裁判部は、1に規定することが認められない場合には、有罪の自認がなされなかつたものとみなす。この場合には、この規程に定められた通常の公判手続に従つて公判を続けることを決定するものとし、また、事件を他の第一一审裁判部に移送することができる。

4 第一审裁判部は、裁判の利益、特に被害者の利益のために事件について一層完全な事実の提

(c) 示が必要であると認める場合には、次のことを行うことができる。 (a) 檢察官に対し、証人の証言を含む追加的な証拠の提出を求めること。 (b) この規程に定める通常の公判手続に従つて公判を続けることを決定すること。この場合には、有罪の自認がなされなかつたものとみなし、事件を他の第一審裁判部に移送することができる。	(d) 第六十三条2の規定に従うことと条件として、公判に出席すること、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて防御を行うこと、弁護人がいない場合には弁護人を持つ権利を告げられること及び裁判の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、裁判所によつて弁護人を付されること。 (e) 自己に不利な証人を尋問し、又はこれに対して尋問させること並びに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求める。また、防御を行ふこと及びこの規程に基づいて許容される他の証拠を提出すること。	(c) 不当に遅延することなく裁判に付されるることに資すると信するもの又は訴追に係る証拠の信頼性に影響を及ぼし得るものを開示することを認めること。これらこの2の規定の適用について疑義がある場合には、裁判所が決定する。
(f) 裁判所の公判手続又は裁判所に提示される文書が自己が十分に理解し、かつ、話す言語によらない場合には、有能な通訳の援助及び公正の要件を満たすために必要な翻訳を無償で与えられること。 (g) 証言又は有罪の自白を強要されないこと及び黙秘すること。この黙秘は、有罪又は無罪の決定において考慮されない。	1 裁判所は、被害者及び証人の安全、心身の健康、尊厳及びプライバシーを保護するために適切な措置をとる。裁判所は、その場合において、すべての関連する要因(年齢、第七条3に定義する性、健康及び犯罪(特に、性的暴力又は児童に対する暴力を伴う犯罪)の性質を含む)を考慮する。検察官は、特にこれらの犯罪の捜査及び訴追の間このような措置をとる。当該措置は、被告人の権利及び公正かつ公平な公判を害するものであつてはならず、また、これらと両立しないものであつてはならない。	1 裁判所は、被害者及び証人又は被告人を保護するため、公判手続のいづれかの部分を非公開で行い、又は証拠の提出を電子的手段その他特別な手段によつて行うことを認めることができる。これらの措置については、特に、性的暴力の被害者である場合又は児童が被害者若しくは証人である場合には、裁判所が別段の命令を発する場合を除くほか、すべての事情、特に被害者又は証人の意見を尊重して実施する。
(h) 自己の防御において宣誓せずに口頭又は書面によつて供述を行うこと。 (i) 自己に舉証責任が転換されず、又は反証の責任が課されないこと。	2 裁判所は、被害者の個人的な利益が影響を受ける場合には、当該被害者の意見及び懸念が裁判所が適当と判断する公判手続の段階において示されるべきであると認める場合には、被害者の意見及び懸念が裁判所が適当と判断する公判手続の段階において示されるべきであると認める。	2 並びに被告人の権利及び公正かつ公平な公判を害さず、かつ、これらと両立する態様で、提示され、及び検討されることを認める。これらこの2の規定の適用について疑義がある場合には、裁判所が適当と認めるときは、手続及び証拠に関する規則に従い、ビデオ又はオーディオ技術の手段による証人の直接の
(j) 自己が十分に理解し、かつ、話す言語で、犯罪事実の性質、理由及び内容を速やかにかつ詳細に告げられること。 (k) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ、並びに自ら選任する弁護人と自由かつ内密に連絡を取ること。	3 裁判所は、被害者の個人的な利益が影響を受ける場合には、当該被害者の意見及び懸念が裁判所が適当と判断する公判手続の段階において示されるべきであると認める。	3 並びに被告人の権利及び公正かつ公平な公判を害さず、かつ、これらと両立する態様で、提示され、及び検討されることを認める。これらこの2の規定の適用について疑義がある場合には、裁判所が適当と認めるときは、手続及び証拠に関する規則に従い、ビデオ又はオーディオ技術の手段による証人の直接の

				(号外)
8	裁判所は、國が収集した証拠の許容性及び関連性を決定するに当たり、當該國の国内法の適用に関する決定を行わない。	又は記録された証言を提供すること及び文書又は反証した文書を提出することを許可することができる。これらの措置は、被告人の権利を害するものであつてはならず、また、これと両立しないものであつてはならない。	3 当事者は、第六十四条の規定に従つて事件に関連する証拠を提出することができる。裁判所は、真実を確定するために必要と認めるすべての証拠の提出を求める権限を有する。	3 当事者は、第六十四条の規定に従つて事件に関連する証拠を提出することができる。裁判所は、真実を確定するために必要と認めるすべての証拠の提出を求める権限を有する。
3	裁判所は、手続及び証拠に関する規則に定める秘密性に関する特權の定めを尊重し、及び遵守する。	6 裁判所は、公知の事実の立証を要求してはならないが、その事実を裁判上顯著なものと認めることができる。	5 裁判所は、手続及び証拠に関する規則に定める秘密性に関する特權の定めを尊重し、及び遵守する。	4 裁判所は、証拠の許容性及び関連性について、特に証拠の證明力及び証拠が公正な公判又は証人の証言の公正な評価に与え得る不利益を考慮して、手続及び証拠に関する規則に従つて決定を行うことができる。
2	裁判所の構成員がその公の職務に關連して賄賂を要求し、又は受け取ること。	7 この規程に違反する方法によつて得られた証拠は、次の場合には、許容性がないものとする。	(d) 裁判所の構成員に対し、その職務を遂行しないこと又は不適正に遂行することを強要し、又は説得する目的で、妨害し、脅迫し、脅迫し、又は買収すること。	4 裁判所は、証拠の許容性及び関連性について、特に証拠の證明力及び証拠が公正な公判又は証人の証言の公正な評価に与え得る不利益を考慮して、手続及び証拠に関する規則に従つて決定を行うことができる。
1	裁判所は、開示が自國の安全保障上の利益を害し得ると判断する場合には、この条の規定に従つてこの問題の解決を得るために手続に参加する権利を有する。	8 裁判所は、國が収集した証拠の許容性及び関連性を決定するに当たり、當該國の国内法の適用に関する決定を行わない。	(e) 裁判所の構成員に対し、当該構成員又は他の構成員が職務を遂行したことに関して報復を行うこと。	5 いづれの国も、手続のいづれかの段階において自國の情報又は文書が開示されていることは開示されるおそれがあることを知り、かつ、その開示が自國の安全保障上の利益を害し得ると判断する場合には、この条の規定に従つてこの問題の解決を得るために手続に参加する権利を有する。
2	1に規定する措置の適用を規律する手続は、手続及び証拠に関する規則に定める手続とす。	3 裁判所は、有罪判決の場合には、五年を超えない期間の拘禁刑若しくは手続及び証拠に関する規則に定める罰金又はその双方を科すること	(f) 裁判所の構成員がその公の職務に關連して賄賂を要求し、又は受け取ること。	6 いづれの国も、手続のいづれかの段階において自國の情報又は文書が開示されていることは開示されるおそれがあることを知り、かつ、その開示が自國の安全保障上の利益を害し得ると判断する場合には、この条の規定に基づいて適用される秘密性に関する要求又は次条の規定の適用を妨げるものではない。
1	1 この条の規定は、國が、その情報又は文書の開示が自國の安全保障上の利益を害し得ると判断する案件について適用する。そのような案件には、第五十六条2及び3、第六十三条、第六十四条3、第六十七条2、第六十八条6、第	8 裁判所は、國が収集した証拠の許容性及び関連性を決定するに当たり、當該國の国内法の適用に関する決定を行わない。	(a) 援助についての請求の修正又は明確化	7 この条の規定は、情報又は証拠の提供を要請するにもかかわらず虚偽の証言を行つこと。
2	2 この条に規定する犯罪についての裁判所の管轄権の行使を規律する原則及び手続は、手続及び証拠に関する規則に定める原則及び手続とす。	3 裁判所は、有罪判決の場合には、五年を超えない期間の拘禁刑若しくは手続及び証拠に関する規則に定める罰金又はその双方を科すること	(b) 求められる情報若しくは証拠の関連性についての裁判所の判断又は関連性がある場合で	8 いづれの国も、情報の開示が自國の安全保障上の利益を害し得ると判断する場合には、この問題を協力的な手段によつて解決するため、場合に応じて、検察官、被告人、予審裁判部又は第一審裁判部と共に行動して、これらの者が次に掲げるすべての合理的な措置をとるよう求められる。

官報(号外)

- あつても自國以外の情報源から証拠を入手することができるか否か若しくは既に入手しているか否かについての裁判所の判断
- (c) 異なる情報源からの又は異なる形態による情報又は証拠の入手
- (d) 援助を提供することができる条件(特に、要約又は編集した文書の提出、開示の制限、非公開による又はいずれか一方の当事者による手続の利用その他この規程及び手続及び証拠に関する規則に基づいて認められる保護措置を含む)についての同意の取得
- 6 いづれの国も、問題を協力的な手段によつて解決するためのすべての合理的な措置をとつた後、自國の安全保障上の利益を害することなく情報又は文書を提供し、又は開示し得る手段又は条件がないと認める場合には、検察官又は裁判所に対してその旨を具体的な理由を付して通報する。ただし、その理由を具体的に記載することそれ自体が自國の安全保障上の利益を必然的に害し得る結果となるときは、この限りでない。
- 7 その後に裁判所は、これらの証拠が関連性を有し、かつ、被告人の有罪又は無罪を証明するためには必要であると判断する場合には、次の措置をとることができる。
- (a) 情報又は文書の開示が第九部に規定する協力についての請求又は2に規定する状況において求められ、かつ、国が第九十三条4に規定する拒否の理由を援用している場合には、次のことを行うことができる。
- (i) (ii) に規定する結論を出す前に、当該国の

意見を検討するために更なる協議を要請すること。その協議には、適当な場合には、非公開かついずれか一方の当事者による審理を含む。

その事件の状況にかんがみ被請求国が第九十三条4に規定する拒否の理由を援用することによってこの規程の下での義務に従つて行動していないと結論を下す場合に、その理由を明示して第八十七条の規定に従つて問題を付託すること。

その状況において適当な場合には、事実の存否について被告人の公判において推定を行うこと。

(b) (a) に規定する状況以外の状況においては、次のことを行うことができる。

(i) 情報又は文書の開示を命ぜること。

(ii) 情報又は文書の開示を命じない場合には、その状況において適当なときは、事實の存否について被告人の公判において推定を行うこと。

第七十三条 第三者の情報又は文書

締約国は、自國が保管し、保有し、又は管理する文書又は情報であつて、他の国、政府間機関又は国際機関より自國に對して秘密のものとして提示されたものの提出を裁判所により請求される場合には、当該文書又は情報の開示のためにその出所元の同意を求める。出所元が締約国である場合には、当該締約国は、当該文書若しくは情報の開示に同意し、又は前条の規定に従つて開示の問題を裁判所との間で解決する。出所元が締約国ではなく、かつ、開示への同意を拒否する場合には、被請求国は、裁判所に対し、秘密性についての出

所元に対する既存の義務のために当該文書又は情報を提供することができないことを通報する。

第七十四条 判決のための要件

- 1 第一審裁判部のすべての裁判官は、公判の各段階に出席し、及び評議に終始参加する。裁判所長会議は、個々の事例に応じ、対応可能な場合には、一人又は二人以上の補充の裁判官を指名することができる。これらの補充の裁判官は、公判の各段階に出席するものとし、第一審裁判部の裁判官が出席し続けることができない場合には、当該第一審裁判部の裁判官と交代する。
- 2 第一審裁判部の判決は、証拠及び手続全体の評価に基づいて行う。判決は、犯罪事実及びその改定に記載された事実及び状況を超えるものであつてはならない。裁判所は、公判において裁判所に提出され、かつ、裁判所において審理された証拠にのみ基づいて判決を行うことができる。
- 3 第一審裁判部の裁判官は、判決において全員一致の合意を得るよう努めるものとし、全員一致の合意が得られない場合には、判決は、第一審裁判部の裁判官の過半数をもつて行う。
- 4 第一審裁判部の評議は、秘密とする。
- 5 判決については、書面によるものとし、第一審裁判部の証拠に関する認定及び結論についての十分な、かつ、詳しい理由を付した説明を記載する。第一審裁判部は、一の判決を行う。全員一致の合意が得られない場合には、第一審裁判部の判決には、多数意見及び少数意見を記載する。判決又はその要約については、公開の法廷で言い渡す。

第七十五条 被害者に対する賠償

- 1 裁判所は、被害者に対する又は被害者に係る賠償(原状回復、補償及びリハビリテーションの提供を含む)に関する原則を確立する。その確立された原則に基づき、裁判所は、その判決において、請求により又は例外的な状況においては、請求者に対する又は被害者に係る損害、損失及び傷害の範囲及び程度を決定することができるものとし、自己の行動に関する原則を説明する。
- 2 裁判所は、有罪の判決を受けた者に対し、被害者に対する又は被害者に係る適切な賠償(原状回復、補償及びリハビリテーションの提供を含む)を特定した命令を直接発することができる。
- 3 裁判所は、適当な場合には、第七十九条に規定する信託基金を通じて賠償の裁定額の支払を命ずることができる。
- 4 裁判所は、この条の規定に基づき命令を発する前に、有罪の判決を受けた者、被害者その他の関係者若しくは関係国又はこれらの代理人の意見を求めることができるものとし、それらの意見を考慮する。
- 5 締約国は、第百九条の規定の例により、この条の規定に基づく命令を執行する。

6 この条のいかなる規定も、国内法又は国際法に基づく被害者の権利を害するものと解してはならない。

第七十六条 刑の言渡し

1 第一審裁判部は、有罪判決の場合には、科すべき適切な刑を検討するものとし、公判の間に提出された証拠及び述べられた意見であつて刑に関連するものを考慮する。

2 第一審裁判部は、第六十五条の規定が適用される場合を除くほか、公判の終了前に、手続及び証拠に関する規則に従い、刑に関連する追加的な証拠又は意見を審理するための追加的な審理を職権によって行うことができるものとし、検察官又は被告人の要請があるときは、当該追加的な審理を行うものとする。

3 2の規定の適用がある場合には、前条の規定に基づく意見は、2に規定する追加的な審理の間及び必要なときは更なる審理の間に審理される。4 刑については、公開の場で及び可能な限り被告人の在廷の下に言い渡す。

第七部 刑罰

第七十七条 適用される刑罰

1 裁判所は、第一百十条の規定に従うことを条件として、第五条に規定する犯罪について有罪の判決を受けた者に対し、次のいずれかの刑罰を科すことができる。

(a) 最長三十年を超えない特定の年数の拘禁刑 (b) 犯罪の極度の重大さ及び当該有罪の判決を受けた者の個別の事情によって正当化されるときは終身の拘禁刑

2 裁判所は、拘禁刑のほか、次のものを命ずる

ことができる。

(a) 手続及び証拠に関する規則に定める基準に基づく罰金

(b) 1に規定する犯罪によって直接又は間接に生じた収益、財産及び資産の没収。ただし、善意の第三者の権利を害することのないように行う。

第七十八条 刑の量定

1 裁判所は、刑の量定に当たり、手続及び証拠に関する規則に従い、犯罪の重大さ、有罪の判決を受けた者の個別の事情等の要因を考慮する。

2 裁判所は、拘禁刑を科するに当たり、裁判所の命令に従つて既に拘禁された期間がある場合

にはその期間を刑期に算入するものとし、また、犯罪の基礎を構成する行為に関連する他の拘禁された期間を刑期に算入することができ

る。

3 一人の者が二以上の犯罪について有罪の判決を受けた場合には、裁判所は、各犯罪について

の刑及びそれらを併合した刑(拘禁刑の全期間を特定したもの)を言い渡す。当該全期間は、少なくとも言い渡された各犯罪についての刑のうちの最長の期間とするものとし、三十年の拘禁刑又は前条1(b)の規定に基づく終身の拘禁刑の期間を超えないものとする。

4 刑罰は、締約国会議の決定により、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のため信託基金を設置する。

2 裁判所は、その命令により、罰金として又は没収によって徴収された金銭その他の財産を信

託基金に移転することを命ずることができる。

3 信託基金は、締約国会議が決定する基準に従つて管理される。

第八十条 国内における刑罰の適用及び国内法への影響の否定

この部のいかなる規定も、各国の国内法に定める刑罰の適用を妨げるものではなく、また、この部に規定する刑罰を定めていない国の法律に影響を及ぼすものでもない。

第八部 上訴及び再審

第八十一条 無罪若しくは有罪の判決又は刑の量定に対する上訴

は刑の量定に対する上訴に対する上訴

1 第七十四条の規定に基づく判決に対する上訴手続及び証拠に関する規則に従い、次のとおり

(a) 檢察官は、次のいずれかを理由として上訴をすることができる。

(b) 有罪の判決を受けた者は、第一審裁判部が別段の命令を発する場合を除くほか、上訴の手続の間、引き続き拘禁される。

(c) 裁判所は、専ら1の規定に基づく有罪判決に対する上訴に関し、(a)の規定の下で減刑のための理由があると認める場合には、(b)に規定する手続と同一の手続を適用する。

第八十二条 上訴に対する上訴

は刑の量定に対する上訴に対する上訴

1 第七十四条の規定に基づく判決に対する上訴手続及び証拠に関する規則に従い、次のとおり

(a) 檢察官は、次のいずれかを理由として上訴をすることができる。

(b) 有罪の判決を受けた者は、第一審裁判部が別段の命令を発する場合を除くほか、上訴の手続の間、引き続き拘禁される。

(c) 有罪の判決を受けた者の拘禁の期間が科された拘禁刑の期間を超える場合には、当該者の手続の間、引き続き拘禁される。

(d) 無罪判決の場合には、被告人は、次の(i)及び(ii)の規定が適用されることを条件として、手続の間、引き続き拘禁される。

(e) 無罪判決の場合には、被告人は、(c)に規定する手続の間、引き続き拘禁される。

(f) 無罪判決の場合には、被告人は、(c)に規定する手続の間、引き続き拘禁される。

(g) 無罪判決の場合には、被告人は、(c)に規定する手続の間、引き続き拘禁される。

(h) 無罪判決の場合には、被告人は、(c)に規定する手続の間、引き続き拘禁される。

4

裁判所は、刑の執行は、3(a)及び(b)の規定に従

(b) 裁判所は、刑の量定に対する上訴に関し、有罪判決の全部又は一部を取り消し得る理由があると認める場合には、検察官及び有罪の

判決を受けた者に対する上訴に対する上訴

があると認める場合には、検察官及び有罪の

官報 (号外)

- うことを条件として、上訴が許される期間及び上訴の手続の間、停止する。
- 第八十二条 他の決定に対する上訴**
- いざれの当事者も、手続及び証拠に関する規則に従い、次の決定のいざれに対しても上訴をすることができる。
 - 管轄権又は受理許容性に関する決定
 - 捜査され、又は訴追されている者の釈放を認める又は認めない旨の決定
 - 第五十六条の規定に基づいて職権によつて措置をとるとの予審裁判部の決定
 - 手続の公正かつ迅速な実施又は公判の結果に著しい影響を及ぼし得る問題に係る決定であつて、上訴裁判部によって速やかに解決されることにより手続を実質的に進めることができると予審裁判部又は第一審裁判部が認めるもの

- 2 関係国又は検察官は、予審裁判部の許可を得た上で第五十七条の規定に基づく予審裁判部の決定に対して上訴をすることができる。当該上訴については、迅速に審理する。
- 3 上訴それ自体は、上訴裁判部が手続及び証拠に関する規則に基づく要請により別段の命令を発しない限り、手続の停止の効力を有しない。
- 4 被害者の法律上の代理人、有罪の判決を受けた者又は第七十五条の規定に基づく命令によつて不利な影響を受ける財産の善意の所有者は、手続及び証拠に関する規則に定めるところにより、賠償の命令に対して上訴をすることができる。
- 第八十三条 上訴についての手続**
- 上訴裁判部は、第八十一条及びこの条の規定

うことを条件として、上訴が許される期間及び上訴の手続の間、停止する。

第八十二条 他の決定に対する上訴

- いざれの当事者も、手続及び証拠に関する規則に従い、次の決定のいざれに対しても上訴をすることができる。
 - 管轄権又は受理許容性に関する決定
 - 捜査され、又は訴追されている者の釈放を認める又は認めない旨の決定
 - 第五十六条の規定に基づいて職権によつて措置をとるとの予審裁判部の決定
 - 手続の公正かつ迅速な実施又は公判の結果に著しい影響を及ぼし得る問題に係る決定であつて、上訴裁判部によって速やかに解決されることにより手続を実質的に進めることができると予審裁判部又は第一審裁判部が認めるもの

- 2 関係国又は検察官は、予審裁判部の許可を得た上で第五十七条の規定に基づく予審裁判部の決定に対して上訴をすることができる。当該上訴については、迅速に審理する。
- 3 上訴それ自体は、上訴裁判部が手続及び証拠に関する規則に基づく要請により別段の命令を発しない限り、手続の停止の効力を有しない。
- 4 被害者の法律上の代理人、有罪の判決を受けた者又は第七十五条の規定に基づく命令によつて不利な影響を受ける財産の善意の所有者は、手続及び証拠に関する規則に定めるところにより、賠償の命令に対して上訴をすることができる。
- (b) 異なる第一審裁判部において新たに公判を行ふことを命ずること。
- これらのために、上訴裁判部は、原判決をした第一審裁判部に対して事實に係る問題を決定させ、及びその決定を報告させるために当該問題を差し戻し、又は当該問題を決定するために自ら証拠を請求することができる。有罪の判決を受けた者又は当該者のために行動する検察官のみが判決又は刑の量定に対し上訴をしているときは、上訴裁判部は、当該判決又は刑の量定を当該者について不利に修正することができます。
- 5 上訴裁判部は、刑の量定に対する上訴において刑が犯罪に比して不均衡であると認める場合には、第七部の規定に従つて当該刑を変更することができる。
- 6 上訴裁判部の判決については、裁判官の過半数をもつて行い、公開の法廷で言い渡す。判決には、その理由を明示する。全員一致の合意がない場合には、上訴裁判部の判決には、得られない場合には、上訴裁判部の判決には、多数意見及び少数意見を記載するが、いざれの

に基づく手続を行うに当たり、第一審裁判部のすべての権限を有する。

第八十二条 他の決定に対する上訴

- いざれの当事者も、手続及び証拠に関する規則に従い、次の決定のいざれに対しても上訴をすることができる。
 - 管轄権又は受理許容性に関する決定
 - 捜査され、又は訴追されている者の釈放を認める又は認めない旨の決定
 - 第五十六条の規定に基づいて職権によつて措置をとるとの予審裁判部の決定
 - 手続の公正かつ迅速な実施又は公判の結果に著しい影響を及ぼし得る問題に係る決定であつて、上訴裁判部によって速やかに解決されることにより手続を実質的に進めることができると予審裁判部又は第一審裁判部が認めるもの

- 2 関係国又は検察官は、予審裁判部の許可を得た上で第五十七条の規定に基づく予審裁判部の決定に対して上訴をすることができる。当該上訴については、迅速に審理する。
- 3 上訴それ自体は、上訴裁判部が手続及び証拠に関する規則に基づく要請により別段の命令を発しない限り、手続の停止の効力を有しない。
- 4 被害者の法律上の代理人、有罪の判決を受けた者又は第七十五条の規定に基づく命令によつて不利な影響を受ける財産の善意の所有者は、手続及び証拠に関する規則に定めるところにより、賠償の命令に対して上訴をすることができる。
- (b) 異なる第一審裁判部において新たに公判を行ふことを命ずること。
- これらのために、上訴裁判部は、原判決をした第一審裁判部に対して事實に係る問題を決定させ、及びその決定を報告させるために当該問題を差し戻し、又は当該問題を決定するために自ら証拠を請求することができる。有罪の判決を受けた者から再審の請求を行ふことについて書面による明示の指示を受けていたもの又は当該被告人のために行動する検察官は、有罪の確定判決又は刑の量定の再審を、次に理由に基づいて上訴裁判部に申し立てることができる。
- (a) 次の(i)及び(ii)の条件を満たす新たな証拠が発見されたこと。
- (i) 公判の時に利用することができず、かつ、そのことの全部又は一部が再審を申し立てる当事者の責めに帰すべきものではなかったこと。
- (ii) 公判において証明されていたならば異なる判決となっていた可能性があるほど十分に重要なものであること。
- 2 確定判決によつて有罪と決定された場合において、その後に、新たな事実又は新しく発見された事実により誤審のあったことが決定的に立証されたときは、当該有罪判決の結果として刑に服した者は、法律に基づいて補償を受ける。ただし、その知られなかつた事実が適当な時に明らかにされなかつたことの全部又は一部が当該者の責めに帰するものであることが証明される見されたこと。
- (c) 有罪判決又は犯罪事実の確認に参加した裁判官のうち一人又は二人以上が、その事件において、第四十六条の規定に従つてこれらの

裁判官も、法律問題に関して個別の意見又は反対意見を表明することができる。

第八十二条 他の決定に対する上訴

- いざれの当事者も、手続及び証拠に関する規則に従い、次の決定のいざれに対しても上訴をすることができる。
 - 管轄権又は受理許容性に関する決定
 - 捜査され、又は訴追されている者の釈放を認める又は認めない旨の決定
 - 第五十六条の規定に基づいて職権によつて措置をとるとの予審裁判部の決定
 - 手続の公正かつ迅速な実施又は公判の結果に著しい影響を及ぼし得る問題に係る決定であつて、上訴裁判部によって速やかに解決されることにより手続を実質的に進めることができると予審裁判部又は第一審裁判部が認めるもの

- 2 上訴裁判部は、上訴の対象となつた手続が判決若しくは刑の量定の信頼性に影響を及ぼすほど不公正であつたと認める場合又は上訴の対象となつた判決若しくは刑の量定が事実に関する誤り、法律上の誤り若しくは手続上の誤りによつて実質的に影響を受けたと認める場合に、は、次のいざれのことを行ふことができる。
- (a) 判決又は刑の量定を破棄し、又は修正すること。
- 3 裁判官も、法律問題に関して個別の意見又は反対意見を表明することができる。
- 4 上訴裁判部は、申立てに根拠がないと認める場合には、当該申立てを却下する。上訴裁判部は、当該申立てに根拠があると認める場合には、手続及び証拠に関する規則に定める態様によつて各当事者からの聴取を行つた後、判決を変更すべきか否かについての決定を行うため、必要に応じ、次のいざれのことを行ふことができる。
- (a) 原判決をした第一審裁判部を再招集すること。
- (b) 新たな第一審裁判部を組織すること。
- (c) この事案について自己が管轄を保持すること。
- 5 上訴裁判部は、無罪の判決を受けた者が在廷しない場合であつても、判決を言い渡すことができる。
- 第八十四条 有罪判決又は刑の量定の再審**
- 有罪の判決を受けた者若しくはその死亡後は配偶者、子、親若しくは当該有罪の判決を受けた者の死亡の時に存命していた者であつて当該有罪の判決を受けた者から再審の請求を行ふことについて書面による明示の指示を受けていたもの又は当該被告人のために行動する検察官は、有罪の確定判決又は刑の量定の再審を、次に理由に基づいて上訴裁判部に申し立てることができる。
 - 原判決をした第一審裁判部を再招集すること。
 - 新たな第一審裁判部を組織すること。
 - この事案について自己が管轄を保持すること。

裁判官の解任が正当化されるほどの重大な不當行為又は義務の重大な違反を行つていたこと。

第八十二条 他の決定に対する上訴

- いざれの当事者も、手続及び証拠に関する規則に従い、次の決定のいざれに対しても上訴をすることができる。
 - 管轄権又は受理許容性に関する決定
 - 捜査され、又は訴追されている者の釈放を認める又は認めない旨の決定
 - 第五十六条の規定に基づいて職権によつて措置をとるとの予審裁判部の決定
 - 手続の公正かつ迅速な実施又は公判の結果に著しい影響を及ぼし得る問題に係る決定であつて、上訴裁判部によって速やかに解決されることにより手続を実質的に進めることができると予審裁判部又は第一審裁判部が認めるもの

- 2 上訴裁判部は、申立てに根拠がないと認める場合には、当該申立てを却下する。上訴裁判部は、当該申立てに根拠があると認める場合には、手続及び証拠に関する規則に定める態様によつて各当事者からの聴取を行つた後、判決を変更すべきか否かについての決定を行うため、必要に応じ、次のいざれのことを行ふことができる。

裁判官の解任が正当化されるほどの重大な不

的な状況において、無罪の確定判決又はそのような理由による公判手続の終了の後に釈放された者に対し、手続及び証拠に関する規則に定める基準に従い、自己の裁量によって補償を与えることができる。

第九部 國際協力及び司法上の援助

第八十六条 協力を行う一般的義務
締約国は、この規程に従い、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について裁判所が行う捜査及び訴追において、裁判所に対し十分に協力をする。

第八十七条 協力の請求について的一般規定

(a) 裁判所は、締約国に対して協力を求める権限を有する。このような請求については、外交上の経路又は各締約国が批准、受諾、承認して送付する。
(b) 請求については、適当な場合には、(a)の規定の適用を妨げない限りにおいて、国際刑事警察機構又は適当な地域的機関を通じて送付することができる。
2 協力の請求及び請求の裏付けとなる文書については、被請求国が批准、受諾、承認又は加入した選択に従い、被請求国の公用語若しくは裁判所の常用語のうちの一によつて行い、又はこれらの言語のうちの一による訳文を添付することによって行う。
その選択のその後の変更については、手続及び証拠に関する規則に従つて行う。

3 被請求国は、協力の請求及び請求の裏付けとなる文書を秘密のものとして取り扱う。ただし、請求内容を実施するために開示が必要となる限りにおいては、この限りでない。

4 裁判所は、この部の規定に従つて提供される援助を求めることとの関連で、被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を確保するために必要な措置(情報の保護に関する措置を含む。)をとることができる。裁判所は、この部の規定に基づいて入手することのできる情報が被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法によつて提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。

5 (a) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取扱又は協定その他の適当な根拠に基づき、この部の規定に従つて援助を提供するよう求めることができる。
(b) 裁判所は、この規程の締約国でない国であつて裁判所と特別の取扱又は協定を締結したもののがこれらの取扱又は協定に基づく請求に協力しない場合には、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によって裁判所に付託されたものであるときは、安全保障理事会に對し、その旨を通報することができる。

6 裁判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供を要請することができます。また、裁判所は、その形態の協力及び援助であつて当該機関との合意によつて定めるものを要請することができる。

7 締約国がこの規程に反して裁判所による協力の請求に応ぜず、それにより裁判所のこの規程に基づく任務及び権限の行使を妨げた場合には、裁判所は、その旨の認定を行うことができるものとし、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によって裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に対し、その問題を付託することができる。

8 第八十八条 国内法の手続の確保
締約国は、自国の国内法の手続がこの部に定めすべての形態の協力のために利用可能であることを確保する。
8 (a) 第八十九条 裁判所への人の引渡し
1 裁判所は、ある者の逮捕及び引渡しの請求を第九十一条に規定するその裏付けとなる資料とともに、当該者がその領域に所在するとみられる国に対して送付することができるものとし、当該者の逮捕及び引渡しにおいて当該国の協力を求める。締約国は、この部の規定及び自国の国内法の手続に従つて逮捕及び引渡しの請求に応ずる。

2 引渡しを求められた者が第二十条に規定する一事不再理の原則に基づいて国内裁判所に異議の申立てを行つた場合には、被請求国は、受理許否かを確認するため直ちに裁判所と協議する。事件を受理することが決定されているときは、被請求国は、請求された引渡しの実施を続行する。受理許否についての決定がなされていないときは、被請求国は、裁判所が受理許容についての決定を行つたまで当該引渡しの実施を延期することができる。

3 (a) 締約国は、他の国が裁判所に引き渡す者を自国の領域内を通過して護送することについて、自国内の通過が引渡しを妨げ、又は遅延させ得るものでない限り、自国の国内法の手続に従つて承認する。

(b) 裁判所による通過についての請求は、第十八条の規定に従つて送付される。通過についての請求には、次の事項を含める。

(i) 犯罪事実及びその法的な評価に関する簡潔な説明
(ii) 護送される者に関する記述
(iii) 逮捕及び引渡しのための令状
(iv) 護送される者は、通過の間抑留される。
(v) 護送される者が空路によつて護送される場合において通過国の領域に着陸する予定がないときは、その承認は、必要とされない。

(e) 通過国は、その領域において予定外の着陸が行われる場合には、(b)に規定する裁判所による通過についての請求を求めることができる。通過国は、通過についての請求を受領して当該通過が行われるようになるまで護送される者を抑留する。ただし、この(e)に規定する目的のための抑留は、請求が予定外の着陸から九十六時間以内に受領されない限り、当該時間を超える期間にわたることができない。

4 被請求国は、裁判所への引渡しを求められる者に対し、自國において引渡しを要求されている犯罪とは異なる犯罪について訴訟手続がとられており、又は当該者が服役している場合には、請求を認める決定を行つた後に裁判所と協議する。

a 裁判所による捜査又は裁判の過程において得られた陳述、文書その他の形態の証拠の送付	a 裁判所による捜査又は裁判の過程において得られた陳述、文書その他の形態の証拠の送付
b 裁判所の命令によつて拘禁されている者に対する尋問	b 裁判所の命令によつて拘禁されている者に対する尋問
(ii) (i) aの規定に基づく援助の場合であつて、	(ii) (i) aの規定に基づく援助の場合であつて、
a 文書その他の形態の証拠がいすかの国の援助によつて得られたときは、その送付には、当該国の同意を必要とする。	a 文書その他の形態の証拠がいすかの国の援助によつて得られたときは、その送付には、当該国の同意を必要とする。
b 陳述、文書その他の形態の証拠が証人又は専門家によつて提供されたときは、その送付は、第六十八条の規定に従つて行う。	b 陳述、文書その他の形態の証拠が証人又は専門家によつて提供されたときは、その送付は、第六十八条の規定に従つて行う。
(c) 裁判所は、この10に定める条件の下で、この規程の締約国でない国からのこの10に規定する援助についての請求に応ずることができ	(c) 裁判所は、この10に定める条件の下で、この規程の締約国でない国からのこの10に規定する援助についての請求に応ずことができ
第九十四条 進行中の捜査又は訴追に関する請求内容の実施の延期	第九十五条 受理許容性についての異議の申立ての際の請求内容の実施の延期
1 被請求国は、請求内容を即時に実施することができる請求内容に係る事件と異なる事件について進行中の捜査又は訴追を妨げ得る場合には、当該請求内容の実施を裁判所と合意した期間延長することができる。ただし、その延期は、被請求国における当該捜査又は訴追を完了するため必要な期間を超えてはならない。被請求国は、延期の決定を行う前に、一定の条件を付して援助を直ちに提供することができるか否かを検討すべきである。	1 裁判所が第十八条又は第十九条の規定に従い受理許容性についての異議の申立てを審議している場合には、被請求国は、この部の規定に基づく請求内容の実施を裁判所による決定がなされるまでの間延期することができる。ただし、裁判所がこれらの条の規定に従い検察官が証拠の収集を行うことができることを特に決定している場合は、この限りでない。
2 1の規定に従つて延期の決定が行われる場合であつても、検察官は、前条1(j)の規定に基づき証拠を保全する措置を求めることができる。	2 裁判所が第十八条又は第十九条の規定に従い受理許容性についての異議の申立てを審議している場合には、被請求国は、この部の規定に基づく請求内容の実施を裁判所による決定がなされるまでの間延期することができる。ただし、裁判所がこれらの条の規定に従い検察官が証拠の収集を行うことができることを特に決定している場合は、この限りでない。
(d) (c) 請求の基礎となる重要な事実の簡潔な説明又は特定に関するもの	(e) 請求内容を実施するために被請求国の法律に従つて必要とされる情報
(d) 従うべき手続又は要件の理由及び詳細	(f) 求める援助が提供されるためのその他の関連情報
第九十六条 第九十三条に規定する他の形態の援助についての請求	第九十七条 協議
1 第九十三条に規定する他の形態の援助についての請求は、書面によつて行う。緊急の場合には、請求は、第八十七条1(a)に定める経路を通じて確認されることを条件として、文書による記録を送付することができる媒体によつて行うことができる。	1 締約国は、この部の規定に基づく請求であつて、その関係において、その請求内容の実施を遅らせ、又は妨げるおそれのある問題があると認められるものを受けるときは、この事態を解決するため裁判所と遅滞なく協議する。この問題には、特に次のようなものを含めることができる。
2 請求については、該当する場合には、次のもの	2 当該請求内容を実施するためには情報が不足である。
(a) 請求の目的及び求める援助の簡潔な説明（請求の法的根拠及び理由を含む。）	(a) 当該請求内容を実施するためには情報が不足である。
(b) 引渡しの請求のときは、最善の努力にもかかわらず引渡しを求められている者を発見することができないという事実又は行われた捜査により被請求国にいる者が明らかに令状に示された者でないと判断されたという事実	1 援助についての請求は、被請求国との法律の関連する手続に従い、当該法律によつて禁止されていない限り、請求において特定されている方法（請求において示されている手続に従うこと又は請求において特定されている者が実施の過程に立ち会い、及びこれを補助することを認めることを含む）により実施する。
(c) 請求の基礎となる重要な事実の簡潔な説明又は特定に関するもの	2 緊急の請求の場合には、これに応じて提供する文書又は証拠については、裁判所の要請により、早急に送付する。
3 請求の基礎となる重要な事実の簡潔な説明又は特定に関するもの	3 被請求国の回答については、その国元來の言語及び様式により送付する。
4 検察官は、この部の他の条の規定の適用を妨	4 検察官は、この部の他の条の規定の適用を妨
第九十八条 免除の放棄及び引渡しへの同意に関する協力	第九十八条 免除の放棄及び引渡しへの同意に関する協力
1 裁判所は、被請求国に對して第三國の人又は財産に係る國家の又は外交上の免除に関する国際法に基づく義務に違反する行動を求めることがなり得る引渡し又は援助についての請求を行ふことができる。ただし、裁判所がこの限りでない。	1 裁判所は、被請求国に對して第三國の国民の裁判所と協議する。その協議の過程において、当該締約国は、自國の国内法に定める個別の要件を所と協議する。
2 裁判所は、被請求国に對して派遣國の国民の裁判所に通報する。	2 裁判所への引渡しに當該派遣國の同意を必要とするという國際約束に基づく義務に違反する行動を求めることがなり得る引渡しの請求を行うことができる。
(e) 請求内容を実施するために被請求国の法律に従つて必要とされる情報	(e) 請求内容を実施するために被請求国の法律に従つて必要とされる情報
(f) 求める援助が提供されるためのその他の関連情報	(f) 求める援助が提供されるためのその他の関連情報

げることなく、強制的な措置によることなく実施することができる請求内容特に、個人の任意に基づき当該個人と面会し、又は当該個人から証拠を取得すること(当該請求内容を実施するため不可欠である場合には被請求国の当局の立会いを伴うことなくこれらを行うことを含む)及び公共の場所を変更することなく見分を行ふことを含む)の効果的な実施に必要な場合には、いざれかの国の領域において当該請求内容を次のとおり直接実施することができる。

(a) 被請求国がその領域において犯罪が行われたとされる国であり、かつ、第十八条又は第十九条の規定に従つて受理許容性の決定が行なわれている場合には、検察官は、被請求国とのすべての可能な協議の後、当該請求内容を直接実施することができる。

(b) (a)に規定する場合以外の場合には、検察官は、被請求国との協議の後、当該被請求国が提起する正当な条件又は関心に従つて当該請求内容を実施することができる。被請求国は、この(b)の規定に基づく請求内容の実施について問題があると認めるときは、この事態を解決するために裁判所と遅滞なく協議する。

5 裁判所が聴取し、又は尋問した者に対して国家の安全保障に関連する秘密の情報の開示を防止するための制限を援用することを認める第七十二条の規定は、この条の規定に基づく援助についての請求内容の実施についても、適用する。

1 被請求国の領域内において請求内容の実施に要する通常の費用は、裁判所が負担する次の費

用を除くほか、当該被請求国が負担する。

(a) 証人及び専門家の旅費及び安全に関する費用又は第九十三条の規定に基づく拘禁されている者の移送に関する費用

(b) 翻訳、通訳及び反訳に係る費用

(c) 裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記、裁判所次席書記及び裁判所の機関の職員の旅費及び滞在費

(d) 裁判所が請求する専門家の意見又は報告に係る費用

(e) 拘束を行つた国による裁判所に引き渡される者の護送に関する費用

(f) 請求内容の実施から生ずる可能性のある特別の費用であつて協議によつて認められるもの

第一百二条 用語

この規程の適用上、

(a) 「引渡し」とは、この規程に基づき、国がいざれかの者を裁判所に引き渡すことをいう。

(b) 「犯人引渡し」とは、条約、協定又は国内法に基づき、一の国がいざれかの者を他の国に引き渡すことをいう。

第十部 刑の執行

第一百三条 拘禁刑の執行における国役割

1 (a) 拘禁刑は、刑を言い渡された者を受け入れる意思を裁判所に対し明らかにした国の一覧表の中から裁判所が指定する国において執行される。

(b) 国は、刑を言い渡された者を受け入れる意思を宣言する際に、裁判所が同意し、かつ、この部の規定に適合した受入れについての条件を付することができる。

(c) 個別の事件に関して指定された国は、裁判所の指定を受け入れるか否かを裁判所に對して速やかに通報する。

2 (a) 刑を執行する国は、拘禁の期間又は程度に実質的に影響を及ぼし得るあらゆる状況(1の規定に従つて合意された条件の実施を含む)を裁判所に通報する。裁判所に対する既知の又は予想し得るそのような状況についての通報は、少なくとも四十五日前までに行なう。その間、刑を執行する国は、第一百十条に規定する義務に違反するおそれのある行動をとつてはならない。

3 裁判所は、1の規定に基づく指定を行つた国に通報するとともに、次条1の規定に基づいて手続を進める。

4 いざれの国にも1の規定に基づく指定がなされない場合には、拘禁刑は、第三条2に規定する本部協定に定める条件に従い、接受国が提供する刑務所において執行される。その場合は、拘禁刑の執行によつて生ずる費用は、裁判所が負担する。

5 (a) 第一百四条 刑を執行する国は、拘禁刑は、第三条2に規定する条件に従い、接受国が提供する本部協定に定める条件に従い、接受国が提供する刑務所において執行される。その場合は、拘禁刑の執行によつて生ずる費用は、裁判所が負担する。

6 (a) 刑を言い渡された者は、裁判所に對し、刑を執行する国から移送されることをいつでも申し立てることができる。

7 (a) 刑を言い渡された者は、裁判所に對し、刑を執行する国から移送されることをいつでも申し立てることができる。

8 (a) 刑を言い渡された者は、裁判所に對し、刑を執行する国から移送されることをいつでも申し立てることができる。

9 (a) 刑を言い渡された者は、裁判所に對し、刑を執行する国から移送されることをいつでも申し立てることができる。

10 (a) 刑を言い渡された者は、裁判所に對し、刑を執行する国から移送されることをいつでも申し立てることができる。

11 (a) 刑を言い渡された者は、裁判所に對し、刑を執行する国から移送されることをいつでも申し立てることができる。

12 (a) 刑を言い渡された者は、裁判所に對し、刑を執行する国から移送されることをいつでも申し立てることができる。

13 (a) 刑を言い渡された者は、裁判所に對し、刑を執行する国から移送されることをいつでも申し立てることができる。

14 (a) 刑を言い渡された者は、裁判所に對し、刑を執行する国から移送されることをいつでも申し立てることができる。

15 (a) 刑を言い渡された者は、裁判所に對し、刑を執行する国から移送されることをいつでも申し立て立てることができる。

第一百五条 刑の執行

1 拘禁刑は、第一百三條1(b)の規定により特定した条件に従うことを条件として、締約国に対して拘束力を有するものとし、締約国は、いかな

る場合にも当該拘禁刑を修正してはならない。

2 裁判所のみが上訴及び再審の申立てについて決定する権限を有する。刑を執行する国は、刑を言い渡された者がそのような申立てを行うことを妨げてはならない。

第一百六条 刑の執行の監督及び拘禁の条件

1 拘禁刑の執行については、裁判所の監督の対象となるものとし、また、被拘禁者の待遇を規律する広く受け入れられている国際条約上の基準に適合したものとする。

2 拘禁の条件は、刑を執行する国の法律によつて規律され、かつ、被拘禁者の待遇を規律する広く受け入れられている国際条約上の基準に適合したものとする。この条件は、いかなる場合にも刑を執行する国における同様の犯罪について有罪の判決を受けた被拘禁者に与えられる条件と同等のものとする。

3 刑を言い渡された者と裁判所との間の連絡は、妨げられず、かつ、秘密とされる。

第一百七条 刑を終えた者の移送

1 刑を終えた者であつて刑を執行する国の国民でないものについては、当該刑の終了後、刑を執行する国の法律に従い、当該者を受け入れる義務を有する国又は当該者を受け入れることに同意する他の国に移送することができるものとし、その際、これらの国に移送されることとなる当該者の希望を考慮する。ただし、刑を執行する国が当該者に対してその領域内に引き続きとどまる 것을 허가하는 경우는, この限りでない。

2 締約国は、自國が沒收の命令を執行すること

3 刑を言い渡された者と裁判所との間の連絡は、妨げられず、かつ、秘密とされる。

第一百八条 他の犯罪の訴追又は処罰の制限

1 刑を執行する国によつて拘禁されている刑を言い渡された者は、当該者が当該刑を執行する国に移送される前に行った行為について訴追、処罰又は第三国への犯人引渡しの対象とされない。ただし、当該刑を執行する国を要請により、そのような訴追、処罰又は犯人引渡しが裁判所によつて認められている場合は、この限りでない。

2 裁判所は、1に規定する者の意見を聴取した後に1に規定する事項を決定する。

3 1の規定は、1に規定する者が裁判所によつて科された刑を終えた後に刑を執行する国の領域内に任意に三十日を超えて滞在している場合又は当該国から離れた後に当該国に領域に戻る場合には、適用しない。

第一百九条 罰金及び没収に係る措置の実施

1 締約国は、自國の国内法の手続に従い、善意の第三者の権利を害することなく、第七部の規定に基づいて裁判所が発する罰金又は没収の命令を執行する。

2 締約国は、自國が没収の命令を執行すること

3 刑を執行する国は、裁判所が言い渡した刑期の終了前にその刑を言い渡された者を釈放してはならない。

4 裁判所は、1に規定する者が刑期の三分の一の期間又は終身の拘禁刑の場合には二十五年間にこの事項についての決定を行ふ。裁判所は、1に規定する者が刑期の二分の一の期間に服した時に、減刑をすべきか否かを決定するためこれららの刑を再審査する。このような再審査は、これらの時よりも前に行つてはならない。

第一百十条 減刑に関する裁判所の再審査

1 刑を執行する国は、裁判所が言い渡した刑期の終了前にその刑を言い渡された者を釈放してはならない。

2 裁判所のみが減刑を決定する権限を有する。裁判所のみが減刑を決定する権限を有する。裁判所は、3の規定に基づく最初の再審査において減刑が適当ないと決定する場合であつても、その後、手続及び証拠に関する規則に定める間隔を置いて及び同規則に定める基準を適用して、減刑の問題を再審査する。

第一百一条 逃亡

1 有罪の判決を受けた者が拘禁を逃れ、刑を執行する国から逃亡する場合には、当該国は、裁判所と協議の上、現行の二国間又は多数国間の取極に基づき当該者が所在する国に対し当該者の引渡しを請求し、又は裁判所に對して第九部の規定に基づいて当該者の引渡しを求めるよう要請することができる。裁判所は、当該者が刑に服していた国又は裁判所が指定した他の国に当該者を引き渡すよう指示することができる。

第一百十二条 締約国会議

1 この規程によりこの規程の締約国会議を設置する。各締約国は、締約国会議において一人の代表を有するものとし、代表は、代表代理及び随員を伴うことができる。その他の国であつてこの規程又は最終文書に署名したものは、締約国会議においてオブザーバーとなることができる。

2 締約国会議は、次の任務を遂行する。

(a) 適当な場合には、準備委員会の勧告を検討し、及び採択すること。

(b) 裁判所の運営に関する裁判所長会議、検察官及び裁判所書記に対する管理監督を行うこと。

官報(号外)			
		(c) 3の規定により設置される議長団の報告及び活動を検討し、並びにこれらについて適当な措置をとること。	(d) 裁判所の予算を検討し、及び決定すること。
		(e) 第三十六条の規定に従い裁判官の人数を変更するか否かを決定すること。	(f) 第八十七条 ⁵ 及び7に規定する請求に協力しないことに関する問題を検討すること。
		(g) その他の任務であつてこの規程又は手続及び証拠に関する規則に適合するものを遂行すること。	
3(a)		締約国会議には、三年の任期で締約国会議によって選出される一人の議長、二人の副議長及び十八人の構成員から成る議長団を置く。	
(b)		議長団は、特に、配分が地理的に衡平に行われること及び世界の主要な法体系が適切に代表されることを考慮して、代表としての性質を有するものとする。	
(c)		議長団は、必要に応じ、少なくとも年一回会合する。議長団は、締約国会議が任務を遂行するに当たつて同会議を補助する。	
4		締約国会議は、裁判所の効率性及び経済性を高めるため、必要に応じ、補助機関(裁判所を検査し、評価し、及び調査するための独立した監督機関を含む。)を設置することができる。	
5		裁判所長、検察官及び裁判所書記又はこれらの代理人は、適当な場合には、締約国会議及び議長団の会合に出席することができる。	
6		締約国会議は、裁判所の所在地又は国際連合本部において年一回会合するものとし、必要な場合には、特別会合を開催する。この規程に別	
7		各締約国は、一の票を有する。締約国会議及び議長団においては、決定をコンセンサス方式によつて行うようあらゆる努力を払う。コンセンサスに達することができない場合には、この規程に別段の定めがあるときを除くほか、次のとおり決定を行う。	
(a)		実質事項についての決定は、出席し、かつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で承認されることにより行わなければならない。この場合において、締約国の絶対多数をもつて投票のための定足数とする。	
(b)		手続事項についての決定は、出席し、かつ投票する締約国の単純多数による議決で行う。	
8		裁判所の費用に対する分担金の支払が延滞している締約国は、その延滞金の額がその時までの満二年間に当該締約国が支払うべきであった分担金の額に等しいか又はこれを超える場合は、締約国会議及び議長団における投票権を失う。ただし、締約国会議は、支払の不履行が当該締約国にとってやむを得ない事情によるると認めることは、当該締約国に締約国会議及び議長団における投票を認めることができる。	
9		締約国会議は、その手続規則を採択する。	
10		締約国会議の公用語及び常用語は、国際連合の会合に関するすべての財政事項について総会の公用語及び常用語とする。	
第十二部 財政			
10	第一百三十三条 財政規則	裁判所の記録、帳簿及び決算報告(年次会計報告を含む。)については、独立の会計検査専門家が毎年検査する。	
第一百八十八条 年次会計検査			
3		締約国会議の会合又は検討会議における改正の採択については、コンセンサスに達することができない場合には、締約国の三分の二以上の招集することができる。	
第一百四十四条 費用の支払			
1		裁判所の司法上の任務に関する紛争について規律する。	
2		その他の二以上の締約国間の紛争であつてこの規程及び締約国会議が採択する財政規則によつて解決する。	
3		裁判所及び締約国会議(議長団及び補助機関を含む。)の費用については、裁判所の資金から支払われるところに従い、次のとおり規定する。	
4		裁判所及び締約国会議(議長団及び補助機関を含む。)の費用は、締約国会議が決定する予算に定めるところに従い、次の財源より充てる。	
5		(a) 締約国が支払う分担金	
6		(b) 國際連合総会の承認を受けて国際連合が提供する資金、特に安全保障理事会による付託のための費用に關連する資金	
7		裁判所は、前条の規定の適用を妨げることなく、追加的な資金として、締約国会議が採択する関連する基準に従い、政府、国際機関、個人、法人その他の主体からの任意拠出金を受領し、及び使用することができる。	
8		第一百六十六条 任意拠出金	
9		裁判所は、前条の規定の適用を妨げることなく、追加的な資金として、締約国会議が採択する関連する基準に従い、政府、国際機関、個人、法人その他の主体からの任意拠出金を受領し、及び使用することができる。	
10		第一百六十七条 分担金の額の決定	
11		1 締約国は、この規程の効力発生から七年を経過した後、その改正を提案することができる。改正案については、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、これをすべての締約国に対して速やかに通報する。	
12		2 締約国会議は、通報の日から三箇月以後に開催するその次の会合において、出席し、かつ投票する締約国の過半数による議決で改正案を取り上げるか否かを決定する。締約国会議は、当該改正案を直接取り扱い、又は関係する問題により正当化される場合には、検討会議を招集することができる。	

多数による議決を必要とする。

4 改正は、5に規定する場合を除くほか、国際

連合事務総長に対する締約国の八分の七による
批准書又は受諾書の寄託の後一年ですべての締
約国について効力を生ずる。

5 第五条から第八条までの規定の改正は、当該

改正を受諾した締約国については、その批准書
又は受諾書の寄託の後一年で効力を生ずる。当該

該改正を受諾していない締約国については、裁
判所は、当該改正に係る犯罪であつて、当該締
約国の国民によつて又は当該締約国の領域内に
おいて行われたものについて管轄権を行使して
はならない。

6 改正が4の規定に従い締約国の八分の七に
よつて受諾されたときは、当該改正を受諾して
いない締約国は、当該改正の効力発生の後一年
以内に通告を行うことによつてこの規程から脱
退することができる。この脱退は、第一百二十七
条1の規定にかかわらず、直ちに効力を生ずる
が、同条2の規定に従うことを条件とする。

7 国際連合事務総長は、締約国会議の会合又は
検討会議において採択された改正をすべての締
約国に通報する。

第一百二十二条 制度的な性質を有する規

定の改正

1 いづれの締約国も、専ら制度的な性質を有す
る規定、すなわち、第三十五条、第三十六条8
及び9、第三十七条、第三十八条、第三十九条
1(第一文及び第二文)、2及び4、第四十二条
4から9まで、第四十三条2及び3、第四十四
条、第四十六条、第四十七条並びに第四十九条
の規定の改正について、前条1の規定にかかわ

らず、いつでも提案することができる。改正案
については、国際連合事務総長又は締約国会議
が指名する他の者に対して提出するものとし、
これらの者は、これをすべての締約国及び締約
国に参加する他の者に対して速やかに通報
する。

2 この条の規定に基づく改正については、コン

センサスに達することができない場合には、締
約国会議又は検討会議が締約国の三分の二の多
数による議決で採択する。その改正は、締約國
会議又は検討会議による採択の後六箇月ですべ
ての締約国について効力を生ずる。

第一百二十三条 この規程の検討

1 国際連合事務総長は、この規程の効力発生の
後七年目にこの規程の改正を審議するために檢
討会議を招集する。この規程の検討には、少な
くとも第五条に規定する犯罪を含めることができ
る。検討会議は、締約国会議に参加する者に
同一の条件で開放される。

2 その後いつでも、いづれかの締約国の要請が
あるときは、国際連合事務総長は、1に規定す
る目的のため、締約国の過半数による承認を得
て検討会議を招集する。

第一百二十六条 効力発生

3 第百二十二条からの規定は、検討会
議において審議されるこの規程の改正の採択及
びその効力発生について適用する。

第一百二十四条 経過規定

いづれの国も、第十二条1及び2の規定にかか
わらず、この規程の締約国になる際、この規程が
当該国について効力を生じてから七年の期間、あ
る犯罪が当該国に由つて又は当該国に領域
内において行われたとされる場合には、第八条に
の規定の改正について、前条1の規定にかかわ

規定する犯罪類型に関して裁判所が管轄権を有す
ることを受諾しない旨を宣言することができる。

この条の規定に基づく宣言は、いつでも撤回する
ことができる。この条の規定については、前条1

の規定に従つて招集される検討会議で審議する。
第一百二十五条 署名、批准、受諾、承認
又は加入

第一百二十七条 脱退

1 締約国は、国際連合事務総長にあてた書面に
よる通告によつてこの規程から脱退するこ
とができる。脱退は、一層遅い日が通告に明記され
ている場合を除くほか、その通告が受領された

日の後一年で効力を生ずる。

2 いづれの国も、その脱退を理由として、この
規程の締約国であった間のこの規程に基づく義
務(その間に生じた財政上の義務を含む。)を免
除されない。脱退は、脱退する国が協力する義
務を有している検討及び手続であつて、当該脱
退が効力を生ずる日の前に開始されたものに関
する裁判所との協力に影響を及ぼすものではな
く、また、当該脱退が効力を生ずる日の前に裁
判所が既に審議していた問題について審議を繼
続することを妨げるものでもない。

第一百二十八条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシ
ア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの規
程の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事
務総長は、その認証謄本をすべての国に送付す
る。

1 この規程は、六十番目の批准書、受諾書、承
認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託され
た日の後六十日目の日属する月の翌月の初日
に効力を生ずる。

第一百二十六条 効力発生

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正
当に委任を受けてこの規程に署名した。

千九百九十八年七月十七日にローマで作成し
た。

書又は加入書の寄託の後六十日目の日の属する
月の翌月の初日に効力を生ずる。

第一百二十七条 脱退

1 締約国は、国際連合事務総長にあてた書面に
よる通告によつてこの規程から脱退するこ
とができる。脱退は、一層遅い日が通告に明記され
ている場合を除くほか、その通告が受領された

日の後一年で効力を生ずる。

2 いづれの国も、その脱退を理由として、この
規程の締約国であつた間のこの規程に基づく義
務(その間に生じた財政上の義務を含む。)を免
除されない。脱退は、脱退する国が協力する義
務を有している検討及び手続であつて、当該脱
退が効力を生ずる日の前に開始されたものに関
する裁判所との協力に影響を及ぼすものではな
く、また、当該脱退が効力を生ずる日の前に裁
判所が既に審議していた問題について審議を繼
続することを妨げるものでもない。

第一百二十八条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシ
ア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの規
程の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事
務総長は、その認証謄本をすべての国に送付す
る。

1 この規程は、六十番目の批准書、受諾書、承
認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託され
た日の後六十日目の日属する月の翌月の初日
に効力を生ずる。

第一百二十六条 効力発生

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正
当に委任を受けてこの規程に署名した。

千九百九十八年七月十七日にローマで作成し
た。

審査報告書

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年四月二十六日

参議院議長 扇 千景殿
外交防衛委員長 田浦 直

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結に伴い、国際刑事裁判所が管轄権を有する事件の捜査等への協力のための手続規定及び国際刑事裁判所における偽証等その運営を害する行為についての罰則を整備すること等を内容とするものであつて、妥当な措置と認められた。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年三月二十九日

衆議院議長 河野 洋平

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案

案

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 国際刑事裁判所に対する協力

第一節 通則(第三条・第五条)
第二節 証拠の提供等

第一款 証拠の提供(第六条・第十三条)
第二款 裁判上の証拠調べ及び書類の送達

第三款 受刑者証人等移送(第十七条・第十八条)

第三節 引渡犯罪人の引渡し等
第一款 引渡犯罪人の引渡し(第十九条・第二十一条)

第三款 受刑者証人等移送(第十七条・第十八条)

第三節 引渡犯罪人の引渡し(第十九条・第二十一条)

第三款 受刑者証人等移送(第十七条・第十八条)

第三節 引渡犯罪人の引渡し(第十九条・第二十一条)

第三款 受刑者証人等移送(第十七条・第十八条)

第三節 引渡犯罪人の引渡し(第十九条・第二十一条)

附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、国際刑事裁判所に関する法律

ローマ規程(以下「規程」という。)が定める集団殺害犯罪その他の国際社会全体の関心事である。

最も重大な犯罪について、国際刑事裁判所の捜査、裁判及び刑の執行等についての必要な協力に関する手続を定めるとともに、国際刑事裁判所の運営を害する行為についての罰則を定めること等により、規程的的確な実施を確保することを目的とする。

七 受刑者証人等移送 規程第九十三条1及び7の規定による国際刑事裁判所の請求により、証人その他の国際刑事裁判所の手続における関係人(国際刑事裁判所の捜査又は裁判の対象とされる者を除く。)として出頭させることを可能とするため、国内受刑者(日本国において懲役刑若しくは禁錮刑又は国際受刑者移送法平成十四年法律第六十六号)第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。)を移送することをいう。

八 引渡犯罪人の引渡し 規程第八十九条1又は第一百一条の規定による国際刑事裁判所の引渡しの請求により、その引渡しの対象とされた者(以下「引渡犯罪人」という。)の引渡しをすることをいう。

九 仮拘禁 規程第九十二条1の規定による国際刑事裁判所の仮逮捕の請求により、その仮逮捕の対象とされた者(以下「仮拘禁犯罪人」という。)を仮に拘禁することをいう。

十 執行協力 規程第七十五条5若しくは百九条1の規定により罰金刑(国際刑事裁判所が規程第七十条3又は第七十七条2(a)の規定により命ずる罰金をいう。以下同じ。)、没収刑(国際刑事裁判所が規程第七十七条2(b)の規定により命ずる没収をいう。以下同じ。)若

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際刑事裁判所 規程第一条に規定する国際刑事裁判所をいう。

二 管轄刑事案件 規程第五条1及び第七十条1の規定により国際刑事裁判所が管轄権を有する犯罪について国際刑事裁判所がその管轄権を行使する事件をいう。

三 重大犯罪 規程第五条1の規定により国際刑事裁判所が管轄権を有する国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪として規程に定める犯罪をいう。

四 証拠の提供 規程第九十三条1の規定による国際刑事裁判所の請求により、国際刑事裁判所の捜査又は裁判に係る手続(以下「国際刑事裁判所の手続」という。)に必要な証拠を国際刑事裁判所に提供することをいう。

五 裁判上の証拠調べ 規程第九十三条1の規定による国際刑事裁判所の請求により、規程第三十九条2に規定する上訴裁判部又は第一審裁判部が行う証拠調べについての援助として日本国裁判所が行う証拠調べをいう。

六 書類の送達 規程第九十三条1の規定によ

る国際刑事裁判所の請求により、規程第三十九条2に規定する上訴裁判部、第一審裁判部又は予審裁判部が行う書類の送達についての援助として日本国裁判所が行う書類の送達をいう。

しきは被害回復命令(国際刑事裁判所が規程第七十五条の規定により発する命令をいふ。以下同じ。)の確定裁判の執行をすること又は規程第七十五条4若しくは第九十三条1の規定により没収刑若しくは被害回復命令のための保全をすることをいう。

十一 協力 証拠の提供、裁判上の証拠調べ、書類の送達、受刑者証人等移送、引渡し犯罪人等の引渡し、仮拘禁及び執行協力をいう。

十二 請求犯罪 協力(引渡し犯罪人の引渡し及び仮拘禁を除く。)の請求において犯されたとされている犯罪をいう。

十三 引渡し犯罪 引渡し犯罪人の引渡し又は仮拘禁に係る協力の請求において当該引渡し犯罪人又は仮拘禁犯罪人が犯したとされている犯罪をいう。

第二章 国際刑事裁判所に対する協力

第一節 通則

(協力の請求の受理等)

第三条 国際刑事裁判所に対する協力に関する次に掲げる事務は、外務大臣が行う。

一 國際刑事裁判所からの協力の請求の受理

二 國際刑事裁判所との協議及び国際刑事裁判所に対して行うべき通報

三 國際刑事裁判所に対する証拠の送付及び罰金刑、没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行に係る財産の引渡し並びに書類の送達についての結果の通知

(外務大臣の措置)

第四条 外務大臣は、国際刑事裁判所から協力の請求を受理したときは、請求の方式が規程に適合しないと認める場合を除き、国際刑事裁判所

が発する協力請求書又は外務大臣の作成した協力の請求があつたことを証明する書面に関係書類を添付し、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。

(国際刑事裁判所との協議)

第五条 外務大臣は、国際刑事裁判所に対する協力に関し、必要に応じ、国際刑事裁判所と協議するものとする。

第六条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、次の各号のいずれか規定する措置をとるものとする。

一 当該協力の請求が国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)第一条第一号に規定する共助(以下この号及び第三十一条第一項第二号において「捜査共助」といふ。)の要請と競合し、かつ、規程の定めるところによりその要請を優先させることができるものと認めること。

二 当該協力の請求に応ずることにより、規程に反することとなるとき。

三 当該協力の請求に応ずることにより、規程に反することとなるとき。

四 請求犯罪が規程第七十条1に規定する犯罪である場合において、当該請求犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合にその行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

五 当該協力の請求に応ずることにより、請求犯罪以外の罪に係る事件で日本国の検察官、検察事務官若しくは司法警察職員によつて捜査され又は日本国の裁判所に係属しているものについて、その捜査又は裁判を妨げるおそれがあり、直ちに当該請求に応ずることが相当ないと認めるとき。

六 その他直ちに当該協力の請求に応しないことに正当な理由があるとき。

七 前項の規定により法務大臣がとる措置は、次項に規定する場合を除き、次の各号のいずれかとすると。

一 相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を命ぜること。

二 国家公安委員会に証拠の提供に係る協力の請求に関する書面を送付すること。

第八条 國際捜査共助等に関する法律第七条、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定は、第六条第一項の請求による証拠の提供に係る協力について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「第五条第一項第一号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第六号)第六条第二項第一号」と、同条第二項中「前条」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第七条」と、同条第三項中「第五条第一項第三号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第六条第二項第三号」と、同法第十三条中「この法律に特別の定めがある」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第八条において準用する第八条、第十条及び前条に規定する」と読み替えるものとする。(虚偽の証明書の提出に対する罰則)

第九条 前条において準用する国際捜査共助等に

関する法律第八条第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十
五号)又は第四章の罪に触れるときは、これを適用しない。

(処分を終えた場合等の措置)

第十条 検事正は、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、法務大臣に対し、収集した証拠を送付しなければならない。第六条第二項第三号の国の機関の長が協力に必要な証拠の収集を終えたときも、同様とする。

2 都道府県公安委員会は、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長が協力に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、国家公安委員会に対し、収集した証拠を送付しなければならない。

3 国家公安委員会は、前項の証拠の送付を受けたときは、速やかに、意見を付して、法務大臣に対し、これを送付するものとする。

4 第六条第三項の規定により証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた訴訟に関する書類の保管者は、速やかに、意見を付して、法務大臣に対し、当該書類又はその謄本を送付しなければならない。ただし、直ちにこれ送付することに支障があると認めるときは、速やかに、法務大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

(証拠の提供の条件)

第十二条 法務大臣は、前条第一項、第三項又は

第四項の規定により送付を受けた証拠を国際刑事裁判所に提供する場合において、必要があると認めるときは、当該証拠の使用又は返還に関する条件を定めるものとする。

第十二条 法務大臣は、第六条第二項第二号若しくは第三号又は第三項の規定による措置をとつた後において、同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当すると認めて、証拠の提供に係る協力をしないこととするときは、遅滞なく、その旨を証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた者に通知するものとする。

(外務大臣等との協議)

第十三条 法務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、外務大臣と協議するものとする。

一 第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することを理由として、証拠の提供に係る協力をしないこととする。

二 第六条第一項第五号又は第六号のいずれかに該当することを理由として、証拠の提供に係る協力をすることを留保するとき。

三 第十一条の条件を定めるとき。

四 第十六条第二項各号の規定による証拠の提供に係る協力の請求に関する書類の送付を受ける場合について準用する。

5 法務大臣が第六条第二項各号の規定による証拠の提供に係る協力の請求に関する書類の送付を受ける場合について準用する。

(法務大臣の措置)

送達

第十四条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により受刑者証人等移送の決定等

定により裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、第六条第一項各号のいずれにも該当しないときは、相応と認める地方裁判所に対し、当該協力の請求に関する書面を送付するものとする。

二 国内受刑者が二十歳に満たないとき。
三 国内受刑者の犯した罪に係る事件が日本国内の裁判所に係属するとき。

(裁判所の措置等)

第十五条 外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法(明治三十八年法律第六十三号)第一条第二項、第一條ノ二第一項(第一号、第五号及び第六号を除く)、第二条及び第三条の規定は、裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力について準用する。

2 前条の地方裁判所は、裁判上の証拠調べ又は書類の送達を終えたときは、速やかに、法務大臣に対し、当該裁判上の証拠調べにより得られた証拠を送付し、又は書類の送達の結果を通知しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の請求に応ずることが相当ないと認めて受刑者証人等移送をしないこととするとき及び前項の条件を定めるときは、あらかじめ、外務大臣と協議するものとする。

4 国際捜査共助等に関する法律第十九条第三項の規定は、第一項の決定をした場合について準用する。

(国内受刑者の引渡しに関する措置等)

第十八条 法務大臣は、前条第四項において準用する国際捜査共助等に関する法律第十九条第三項の規定による命令をしたときは、外務大臣に受領許可証を送付しなければならない。

2 外務大臣は、前項の規定による受領許可証の送付を受けたときは、直ちに、これを国際刑事裁判所に送付しなければならない。

3 第一項に規定する命令を受けた刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員は、速やかに、国内受刑者を国際刑事裁判所の指定する場所に護送し、国際刑事裁判所の指定する者であつて受領許可証を有するものに対し、当該国内受刑者を引き渡さなければならない。

第十七条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により受刑者証人等移送に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、第六条第一項第四号及び次の各号のいずれにも該当

せず、かつ、当該請求に応ずることが相当であると認めるときは、三十日を超えない範囲内で国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人等移送の決定をするものとする。

一 国内受刑者の書面による同意がないとき。
二 国内受刑者が二十歳に満たないとき。
三 国内受刑者の犯した罪に係る事件が日本国内の裁判所に係属するとき。

国際捜査共助等に関する法律第二十一条及び第二十二条の規定は、前項の規定による国際刑事裁判所の指定する者に対する引渡しに係る国内受刑者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「受刑者証人移送」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二条第七号に規定する受刑者証人等移送」と読み替えるものとする。

第三節 引渡犯罪人の引渡し等

第一款 引渡犯罪人の引渡し

(引渡犯罪人の引渡しの要件)
第十九条 引渡犯罪人の引渡しは、引渡犯罪が重大犯罪である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行なうことができる。

一 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪に当たるものでないとき。

二 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われ、又は引渡犯罪に係る裁判が日本国の裁判所において行われたとした場合において、日本国の法令により引渡犯罪人に刑罰を科し、又はこれを執行することができないと認められるとき。

三 引渡犯罪について国際刑事裁判所において有罪の判決の言渡しがある場合を除き、引渡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行つたことを疑つに足りる相当な理由がないとき。

四 引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国裁判所において確定判決を経たとき。ただし、当該事件について、国際刑事裁判所において、規程第十七条の規定により事件を受理する旨の決定をし、又は公判手続を開始しているときは、この限りでない。

二 引渡犯罪に係る事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。ただし、当該事件について、国際刑事裁判所において、規程第十七条の規定により事件を受理する旨の決定をし、又は有罪の判決の言渡しをしているときは、この限りでない。

三 引渡犯罪に係る事件が日本国民であるとき。

六 引渡犯罪人が日本国民であるとき。

(法務大臣の措置)
第二十条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により引渡犯罪人の引渡しに係る協力の請求が認められるときは、

2 引渡犯罪人の引渡しは、引渡犯罪が規程第七号のいずれかに該当する場合を除き、これを行なうことができる。

十一条に規定する犯罪である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行なうことができる。

一 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国

のいずれかに該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し、関係書類を送付して、引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当する

こと

が

あると認めるときは、引渡犯罪人の所在その他必要な事項について調査を行うことができる。

二 当該協力の請求が逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第三条に規定する逃亡犯罪人の引渡しの請求又は同法第二十三条第一項に規定する犯罪人を仮に拘禁することとの請求と競合し、かつ、規程の定めるところによりこれらの請求を優先させることができない場合において、当該逃亡犯罪人の引渡し又は犯罪人を仮に拘禁することが相当であると認めるとき。

三 当該協力の請求に応ずることにより、規程第九十八条に規定する国際法に基づく義務又は国際約束に基づく義務に反することとなるとき。

四 当該協力の請求に応ずることにより、引渡犯罪以外の罪に係る事件で日本国の検察官、検察事務官若しくは司法警察職員によつて捜査されているもの又は引渡犯罪以外の罪に係る事件引渡犯罪人以外の者が犯したものに限る)で日本国裁判所に係属しているものについて、その捜査又は裁判を妨げるおそれがあり、直ちに当該請求に応ずることが相当でないと認めるとき。

五 その他直ちに当該協力の請求に応じないことに正当な理由があるとき。

六 法務大臣は、前項の規定による命令その他引渡犯罪人の引渡しに係る協力の請求が認められるときは、

2 第二十二条 東京高等検察庁の検察官は、第二十条第一項の規定による命令があつたときは、引渡犯罪人の現住地が分からぬ場合を除き、速やかに、東京高等裁判所に対し、引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

2 逃亡犯罪人引渡法第八条第一項後段、第二項及び第三項の規定は、引渡犯罪人の引渡しに係る前項の審査の請求について準用する。

第三十三条 東京高等裁判所は、審査の結果に基づいて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定める決定をしなければならない。

一 前条第一項の審査の請求が不適法であるとき 却下する決定

二 引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するとき その旨の決定

三 引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当しないとき その旨の決定

2 逃亡犯罪人引渡法第九条の規定は前条第一項の審査の請求に係る東京高等裁判所の審査について、同法第十条第二項及び第三項の規定は前項の決定について、同法第十二条の規定は第二十条第一項の規定による命令の取消しについて、同法第十二条の規定は引渡犯罪人の釈放について、同法第十三条の規定は当該審査に係る裁判書の謄本について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九条第三項ただし書中「次条第一項第一号又は第二号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第 号)第二十三条第一項第一号又は第三号」と、同法第十二条第一項中「第三条」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四条」と、「請求国」とあるのは「国際刑事裁判所」と、「受け、又は第三条第一号に該当するに至つた」とあるのは「受けた」と、同条第二項中「第四条第一項の」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十条第一項」と、「第四条第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、「第八条第三項」とあるのは「同法第二十二条第一項の」とあるて準用する第八条第三項」と、同法第十二条中「第十条第一項第一号若しくは第二号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法

律第二十三条第一項第一号若しくは第三号」と読み替えるものとする。

(審査手続の停止)

第二十四条 東京高等裁判所は、前条第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第九条の審査に

おいて、引渡犯罪人から、引渡犯罪に係る事件が外国の裁判所に係属すること又は当該事件につき外国の裁判所において確定判決を経たことを理由として、当該引渡犯罪人の引渡しが認められない旨の申立てがされた場合には、国際

裁判所において当該事件につき規程第十七条の規定により事件を受理するかどうかが決

定されるまでの間、決定をもつて、審査の手続を停止することができる。

2 東京高等検察院検事長は、前項の申立てがあつたときは、速やかに、法務大臣に対し、その旨の報告をしなければならない。

3 法務大臣は、前項の報告を受けたときは、外務大臣に対し、第一項の申立てがあつた旨の通知をするものとする。

4 外務大臣は、前項の通知を受けたときは、国際刑事裁判所に対し、第一項の申立てがあつた旨の通報をするとともに、引渡犯罪につき規程第十七条の規定による事件を受理するかどうかの決定に關し、国際刑事裁判所と協議するものとする。

5 東京高等検察院の検察官は、前項の規定による拘禁の停止がされた場合において、第二十条第一項第二号から第五号までのいずれにも該当しないと認めるときは、東京高等検察院検事長に対し引渡犯罪人の引渡しを命ずるとともに、引渡犯罪人にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該決定があつた日から十日以内にしなければならない。

6 法務大臣は、第四項の規定による拘禁の停止の命令をした後において、第二十条第一項第四号及び第五号のいずれにも該当しないこととなつたときは、第一項の規定による引渡しの命令をしなければならない。

7 東京高等検察院の検察官は、前項の引渡しの命令があつたときは、第五項の規定による拘禁の停止を取り消さなければならない。

8 逃亡犯罪人引渡法第二十二条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用す

るものとする。

6 東京高等検察院の検察官は、前項の規定による拘禁の停止がされている場合において、国際刑事裁判所において引渡犯罪につき規程第十七条の規定により事件を受理する旨の決定があつたときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の釈放を命じなければならない。

3 東京高等検察院の検察官は、前項の規定による命令があつたときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人を釈放しなければならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する決定があつた場合において、第二十条第一項第四号又は第五号のいずれかに該当すると認めるときは、東京高等検察院検事長に対し、その旨を通知するとともに、拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の拘禁の停止をするよう命じなければならない。

5 東京高等検察院の検察官は、前項の規定による拘禁の停止の命令があつたときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の拘禁の停止をしなければならない。この場合においては、前条第五項後段の規定を準用する。

6 法務大臣は、第四項の規定による拘禁の停止の命令をした後において、第二十条第一項第四号及び第五号のいずれにも該当しないこととなつたときは、第一項の規定による引渡しの命令をしなければならない。

7 東京高等検察院の検察官は、前項の引渡しの命令があつたときは、第五項の規定による拘禁の停止を取り消さなければならない。

8 逃亡犯罪人引渡法第二十二条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用す

官報(号外)

(引渡犯罪人の引渡しの命令の延期)

第二十六条 法務大臣は、前条第一項に規定する

場合(引渡犯罪が重大犯罪である場合に限る。)

において、次の各号のいずれかに該当し、かつ

つ、直ちに引渡犯罪人の引渡しをすることが相
当ないと認めるときは、同項の規定にかかわ
らず、その引渡しの命令を延期することができ
る。

一 引渡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係
る事件が日本国に裁判所に係属するとき。

二 前号に規定する事件について、引渡犯罪人
が日本国の裁判所において刑に処せられ、そ
の執行を終わらず、又は執行を受けないこと
となつていいとき。

三 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定によ
り引渡しの命令を延期するときは、東京高等検察

庁検事長に対し、その旨を通知するとともに、
拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の
拘禁の停止をするよう命じなければならない。

4 法務大臣は、前項の規定により引渡犯罪人の
引渡しの命令を延期するときは、直ちに、拘禁許可状に
より拘禁されている引渡犯罪人の拘禁の停止を
しなければならない。この場合においては、第
二十四条第五項後段の規定を準用する。

5 東京高等検察庁の検察官は、第一項の規定に
より拘禁の停止をするかどうかの判断に当たつ
ては、前項の意見を尊重するものとする。ただ
し、急速を要し、当該意見を聽くとまがない
ときは、これを待たないで当該拘禁の停止をす
ることができる。

6 第二十四条第五項後段の規定は、第一項の規
定によればならない。

5 東京高等検察庁の検察官は、前項の引渡しの命
令をしなければならない。

命令があつたときは、第三項の規定による拘禁
の停止を取り消さなければならない。

6 逃亡犯罪人引渡法第二十二条第三項から第六
項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人
の拘禁の停止を取り消した場合について準用す
る。

7 (拘禁が困難な場合における拘禁の停止及びそ
の取消し)

第二十七条 東京高等検察庁の検察官は、拘禁許
可状により拘禁されている引渡犯罪人の申立て
により又は職権で、拘禁によって著しく引渡犯
罪人の健康を害するおそれがあるときその他拘
禁を継続することが困難であると認めるとき
は、当該引渡犯罪人の拘禁の停止をすることが
できる。

2 東京高等検察庁検事長は、前項の申立てが
あつたとき又は東京高等検察庁の検察官が職権
で拘禁の停止をしようとするときは、法務大臣
に対し、その旨の報告をしなければならない。

3 法務大臣は、前項の報告を受けたときは、外
務大臣に対し、その旨の通知をするものとす
る。

4 外務大臣は、前項の通知を受けたときは、國
際刑事裁判所に対し、引渡犯罪人の拘禁の停止
に関する意見を求めるものとする。

5 東京高等検察庁の検察官は、第一項の規定に
基づく引渡犯罪人の引渡しは、当該命令の日
(拘禁の停止がされているときは、当該拘禁の
停止の取消しにより引渡犯罪人が拘禁された
日)から三十日以内にしなければならない。

6 第二十四条第五項後段の規定は、第一項の規
定による拘禁の停止を取り消した場合について準用す
る。

定により拘禁の停止をする場合について準用す
る。

7 東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるとき
は、いつでも、第一項の規定による拘禁の停
止を取り消すことができる。

8 逃亡犯罪人引渡法第二十二条第三項から第六
項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人
の拘禁の停止を取り消した場合について準用す
る。

9 (拘禁の停止中の失効)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当するとき
は、第二十四条第五項、第二十五条第五項、第
二十六条第三項又は前条第一項の規定により停
止されている拘禁は、その効力を失う。

10 一 引渡犯罪人に對し、第二十三条第一項第一
号又は第三号の決定の裁判書の謄本が送達さ
れたとき。

二 引渡犯罪人に對し、第二十三条第二項にお
いて準用する逃亡犯罪人引渡法第十一条第二
項の規定による通知があつたとき。

三 第二十条第一項第四号又は第五号のいずれ
かに該当することを理由として、同項の規定
による命令を留保し、又は第二十五条第四項
の規定による措置をとること。

四 第二十六条第一項の規定により引渡犯罪人
の引渡しの命令を延期するとき。

五 第三十一条逃亡犯罪人引渡法第十六条第一項か
ら第三項まで、第十七条第一項、第十八条及び
第十九条の規定は、第二十五条第一項の規定に
よる引渡しの命令に係る引渡犯罪人の引渡しに
ついて準用する。この場合において、同法第十
八条中「前条第五項又は第二十二条第六項の規
定による報告」とあるのは、国際刑事裁判所に對
する協力等に關する法律第二十五条第八項、第
二十六条第六項又は第二十七条第八項において
準用する第二十二条第六項の規定による報告

がされた場合における前項の規定の適用につい
ては、当該拘禁の停止がされていた期間は、同
項の期間に算入しないものとする。

6 第三十条 法務大臣は、次の各号のいずれかに該
当する場合には、あらかじめ、外務大臣と協議
するものとする。

7 第二十条第一項第一号(第十九条第一項に
係る部分に限る。)に該当することを理由とし
て、第二十条第一項の規定による命令を留保
するとき。

8 第二十条第一項第二号又は第三号のいずれ
かに該当することを理由として、引渡犯罪人
の引渡しに係る協力をしないこととするとき。

9 第二十条第一項第四号又は第五号のいずれ
かに該当することを理由として、同項の規定
による命令を留保し、又は第二十五条第四項
の規定による措置をとること。

10 第二十六条第一項の規定により引渡犯罪人
の引渡しの命令を延期するとき。

11 第三十一条逃亡犯罪人引渡法第十六条第一項か
ら第三項まで、第十七条第一項、第十八条及び
第十九条の規定は、第二十五条第一項の規定に
よる引渡しの命令に係る引渡犯罪人の引渡しに
ついて準用する。この場合において、同法第十
八条中「前条第五項又は第二十二条第六項の規
定による報告」とあるのは、国際刑事裁判所に對
する協力等に關する法律第二十五条第八項、第
二十六条第六項又は第二十七条第八項において
準用する第二十二条第六項の規定による報告

(同法第二十七条第八項において準用する場合にあつては、同法第二十五条第一項の規定による引渡しの命令があつた後に拘禁の停止の取消しがされた場合における報告に限る。)と、同法第十九条中「請求国」とあるのは「国際刑事裁判所」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する逃亡犯罪人引渡法第六条第一項の引渡状及び同条第三項の受領許可状には、引渡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、引渡しの場所、引渡しの期限及び発付の年月日並びに国際刑事裁判所の言い渡した拘禁刑の執行中に逃亡した引渡犯罪人の引渡しにあつては国際刑事裁判所が引渡先として指定する外国の名称を記載し、法務大臣が記名押印しなければならない。

第三十二条 前条第一項において準用する逃亡犯罪人引渡法第十七条第一項の規定による指揮を受けた刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員は、引渡犯罪人を、引渡状に記載された引渡しの場所に護送し、国際刑事裁判所の指定する者であつて受領許可状を有するものに引き渡さなければならない。

第三十三条 前条の規定により引渡犯罪人の引渡しを日本国内において受けた者は、速やかに、当該引渡犯罪人を国際刑事裁判所又は第三十一条第二項に規定する引渡先として指定された外國に護送するものとする。

(仮拘禁の命令)

第三十四条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により仮拘禁に係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、第二十条第一項各号

(第一号については、第十九条第一項第三号に係る部分を除く。)のいずれかに該当すると認められる場合を除き、東京高等検察官に對し、假拘禁をすべき旨を命じなければならない。

(仮拘禁に関する措置)

第三十五条 東京高等検察官は、前条の規定による命令を受けたときは、東京高等検察官の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する仮拘禁許可状により、仮拘禁犯罪人を拘禁させなければならない。

2 逃亡犯罪人引渡法第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七条の規定は前項の仮拘禁許可状による仮拘禁犯罪人の拘禁について、同法第二十六条の規定は仮拘禁許可状により拘禁されている仮拘禁犯罪人の釈放について、同法第二十八条の規定は前条に規定する書面の送付があつた場合に假拘禁犯罪人について第二十条第一項の規定による命令があつた場合について、同法第二十九条の規定は假拘禁許可状による拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

3 東京高等検察官は、仮拘禁許可状により拘禁されている仮拘禁犯罪人の申立てにより又は職権で、拘禁によつて著しく仮拘禁犯罪人の健康を害するおそれがあるときその他拘禁の継続が困難であると認めるときは、当該仮拘禁犯罪人の拘禁の停止をすることができる。

4 第二十七条第二項から第七項まで及び逃亡犯罪人引渡法第二十二条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による仮拘禁犯罪人の拘禁の停止及び当該拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

5 第三項の規定により仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、仮拘禁犯罪人に対し第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第二十七条第一項の規定による告知がされたときは、当該仮拘禁許可状による拘禁の停止は、第二十七条第一項の規定による拘禁の停止とみなす。

6 第三項の規定により仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、停止されている仮拘禁許可状による拘禁は、その効力を失う。

一 仮拘禁犯罪人に対し、第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第二十六条第一項又は第十九条第三項中「第八条第一項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二項各号」とあるのは「同項各号」と、同法第二十七条第三項中「第八条第一項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二項各号」とあるのは「同項各号」と、同法第二十二条第一項に規定する」と、「第四条第一項」に該当する場合は、前二款に定める東京高等裁判所若しくはその裁判官又は東京高等検察官の職務の執行について準用する。

十二条第一項において準用する第八条第一項後段」と、同法第二十九条中「拘束された日から二箇月(引渡し条約に二箇月より短い期間の定めがあるときは、その期間)」とあるのは「拘束された日の翌日から六十日」と読み替えるものとする。

第三款 雜則

(行政手続法等の適用除外)

第三十六条 前二款の規定に基づいて行う処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

2 前二款の規定に基づいて行う処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。)に係る抗告訴訟

3 同条第一項に規定する抗告訴訟をいう。)については、同法第十二条第四項及び第五項(これら

の規定を同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

4 第二十九条第二項から第七項まで及び逃亡犯

罪人引渡法第二十二条第三項から第五項までの

規定は、前項の規定による仮拘禁犯罪人の拘禁の停止及び当該拘禁の停止を取り消した場合に

ついて準用する。

5 第三項の規定により仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、仮拘禁犯罪人に

対し第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法

第二十七条第一項の規定による告知がされたと

きは、当該仮拘禁許可状による拘禁の停止は、

第二十七条第一項の規定による拘禁の停止とみ

なす。

6 第三項の規定により仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、停止されている仮拘禁許可状による拘禁は、その効力を失う。

一 仮拘禁犯罪人に対し、第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第二十六条第一項又は第十九条第三項中「第八条第一項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二項各号」とあるのは「同項各号」と、同法第二十二条第一項に規定する」と、「第四条第一項」に該当する場合は、前二款に定める東京高等裁判所若しくはその裁判官又は東京高等検察官の職務の執行について準用する。

第四節 執行協力

(執行協力の要件)

第三十八条 執行協力は、請求犯罪が重大犯罪である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行うことができる。

一 没收刑のための保全に係る執行協力について、請求犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき。ただし、当該事件につい

て、仮拘禁犯罪人が仮拘禁許可状により拘束された日の翌日から六十日以内に、当該仮拘禁犯

罪人に対し、第二項において準用する逃亡犯

罪人引渡法第二十七条第一項の規定による

告知がないとき。

1の規定により事件を受理する旨の決定をし、又は公判手続を開始しているときは、この限りでない。

二 没収刑のための保全に係る執行協力については、請求犯罪に係る事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。ただし、当該事件について、国際刑事裁判所において、規程第十七条の規定により事件を受理する旨の決定をし、又は有罪の判決の言渡しをしているときは、この限りでない。

三 没収刑のための保全に係る執行協力については、請求犯罪につき日本国において刑罰を科すとした場合において、日本国が法令によれば当該執行協力の請求に係る財産が追徴保全をすることができる財産に当たるものではないとき。

四 被害回復命令のための保全であつてその内容及び性質を考慮して日本国の法令によれば当該執行協力の請求に係る財産が没収保全をすることができる財産に当たるものでないとき(当該請求に係る財産が、請求犯罪に係る行為によりその被害を受けた者から得た財産である場合には、その者又はその一般承継人に帰属することを理由として没収保全をすることができる財産に当たるものでないときを除く)。

四 被害回復命令のための保全であつてその内容及び性質を考慮して日本国の法令によれば没収の保全に相当するものに係る執行協力については、請求犯罪につき日本国において刑罰を科すとした場合において、日本国が法令によれば当該執行協力の請求に係る財産が没収保全をすることができる財産に当たるものでないとき(当該請求に係る財産が、重大犯罪に係る行為によりその被害を受けた者から得た財産である場合には、その者又はその一般承継人に帰属することを理由として没収保全をすることができる財産に当たるものでない者又はその一般承継人に返還すべきものであ

る場合には、それらの者に帰属することを理由として没収保全をすることができる財産に当たるものでないときを除く)。

二 没収刑のための保全に係る執行協力については、請求犯罪に係る事件について日本国

裁判所において確定判決を経たとき。ただし、当該事件について、国際刑事裁判所において、規程第十七条の規定により事件を受

る場合には、それらの者に帰属することを理由として没収保全をすることができる財産に当たるものでないときを除く)。

(法務大臣の措置)

第三十九条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により執行協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、相当地と認める地方検察庁の検事

に対し、関係書類を送付して、執行協力に必要な措置をとるよう命ずるものとする。

一 前条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当すると認めるとき。

二 執行協力の請求が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第五十九条第一項の規定による共助、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

による共助又は捜査共助の要請と競合しつつ、規程の定めるところによりその要請を優先させることができる場合において、当該要請に係る措置をとることが相当であると認めるとき。

三 第六条第四項の規定は、第一項の規定による命令その他の執行協力に関する措置をとる場合について準用する。

(検事正の措置及び審査の請求)

第四十条 前条第一項の規定による命令を受けた検事正は、その府の検察官に執行協力に必要な措置をとらせ、執行協力の実施に係る財産を保管しなければならない。

二 前項の検察官は、執行協力の請求が罰金刑、没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、裁判所に対し、執行協力をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。この場合において、当該請求が被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、当該被害回復命令の内容及び性質を考慮し、これが日本国によれば没収又は追徴の確定裁判のいざれに相当するかについて、意見を付さなければならない。

当でないと認めるとき。

五 その他直ちに執行協力の請求に応じないことに正当な理由があるとき。

二 法務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、外務大臣と協議するものとする。

一 前項第二号又は第三号のいずれかに該当することを理由として、執行協力に係る協力をしないこととするとき。

二 前項第一号(前条第一項第一号及び第二号に係る部分に限る)、第四号又は第五号のいずれかに該当することを理由として、前項の規定による命令を留保するとき。

三 第六条第四項の規定は、第一項の規定による命令その他の執行協力に関する措置をとる場合について準用する。

(検事正の措置及び審査の請求)

第四十条 前条第一項の規定による命令を受けた検事正は、その府の検察官に執行協力に必要な措置をとらせ、執行協力の実施に係る財産を保管しなければならない。

二 前項の検察官は、執行協力の請求が罰金刑、

没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、裁判所に対し、執行協力をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。この

場合において、当該請求が被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、当該被害回復命令の内容及び性質を考慮し、これが日本

国によれば没収又は追徴の確定裁判のいざれに相当するかについて、意見を付さなければ

ならない。

べきを除く)。

(法務大臣の措置)

第三十九条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により執行協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、相当地と認める地方検察庁の検事

に対し、関係書類を送付して、執行協力に必要な措置をとるよう命ずるものとする。

一 前条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当すると認めるとき。

二 執行協力の請求が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第五十九条第一項の規定による共助、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

による共助又は捜査共助の要請と競合しつつ、規程の定めるところによりその要請を優先させることができると認められる場合において、当該要請に係る措置をとることが相当であると認めるとき。

三 第六条第四項の規定は、第一項の規定による命令その他の執行協力に関する措置をとる場合について準用する。

(検事正の措置及び審査の請求)

第四十条 前条第一項の規定による命令を受けた検事正は、その府の検察官に執行協力に必要な措置をとらせ、執行協力の実施に係る財産を保管しなければならない。

二 前項の検察官は、執行協力の請求が罰金刑、

没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、裁判所に対し、執行協力をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。この

場合において、当該請求が被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、当該被害回復命令の内容及び性質を考慮し、これが日本

国によれば没収又は追徴の確定裁判のいざれに相当するかについて、意見を付さなければ

ならない。

当でないと認めるとき。

五 その他直ちに執行協力の請求に応じないことに正当な理由があるとき。

二 法務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、外務大臣と協議するものとする。

一 前項第二号又は第三号のいずれかに該当することを理由として、執行協力に係る協力をしないこととするとき。

二 前項第一号(前条第一項第一号及び第二号に係る部分に限る)、第四号又は第五号のいずれかに該当することを理由として、前項の規定による命令を留保するとき。

三 第六条第四項の規定は、第一項の規定による命令その他の執行協力に関する措置をとる場合について準用する。

(検事正の措置及び審査の請求)

第四十条 前条第一項の規定による命令を受けた検事正は、その府の検察官に執行協力に必要な措置をとらせ、執行協力の実施に係る財産を保管しなければならない。

二 前項の検察官は、執行協力の請求が罰金刑、

没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、裁判所に対し、執行協力をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。この

場合において、当該請求が被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、当該被害回復命令の内容及び性質を考慮し、これが日本

国によれば没収又は追徴の確定裁判のいざれに相当するかについて、意見を付さなければ

ならない。

(裁判所の審査等)

第四十一条 裁判所は、審査の結果に基づいて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めた決定をしなければならない。

- 一 前条第二項の審査の請求が不適法であるとき 却下する決定
- 二 執行協力の請求に係る確定裁判の全部又は一部について執行協力をすることができる場合に該当するとき その旨の決定
- 三 執行協力の請求に係る確定裁判の全部について執行協力をすることができる場合に該当しないとき その旨の決定

2 裁判所は、被害回復命令の確定裁判に係る執行協力の請求について、前項第二号に定める決定をするときは、当該被害回復命令の内容及び性質に応じ、当該確定裁判が日本国法令によれば没収又は追徴の確定裁判のいずれに相当するかを示さなければならない。

3 裁判所は、没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、第一項第二号に定める決定をするときは、滅失、毀損その他の事由により当該確定裁判を執行することができない場合にこれに代えて当該確定裁判を受けた者から追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならぬ。

4 裁判所は、没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、第一項第二号に定める決定をする場合は、その旨及び性質を考慮して日本国の法令により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示すべきときも、同様とする。

5 裁判所は、被害回復命令の確定裁判に係る執行協力の請求について、第一項第二号に定める決定をする場合は、その旨及び性質を考慮して日本国の法令により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示すべきときを除く。)は、その旨及び性質を考慮して日本国の法令により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示された被害回復命令の執行に代えて当該確定裁判を受けた者から追従すべき日本円の金額を同時に示さなければならぬ。

6 裁判所は、没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、第一項第二号に定める決定をする場合は、その旨及び性質を考慮して日本国の法令により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示すべきときも、同様とする。

7 裁判所は、没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、第一項第二号に定める決定をする場合は、その旨及び性質を考慮して日本国の法令により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示すべきときを除く。)は、その旨及び性質を考慮して日本国の法令により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示された被害回復命令の執行に代えて当該確定裁判を受けた者から追従すべき日本円の金額を同時に示さなければならぬ。

8 組織的犯罪処罰法第五十九条第三項及び第六

国において刑罰を科すとした場合において日本

国に由れば当該請求に係る財産が没収の裁判をすることができる財産に当たるものでないと認めるとき(当該請求に係る財産が、請求犯に係る行為によりその被害を受けた者から得た財産である場合には、その者又はその一般承継人に帰属することを理由として没収の裁判をすることができる財産に当たるものでないと認めるときを除く。)は、その旨及び性質を考慮して日本国の法令により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示された被害回復命令の執行に代えて当該確定裁判を受けた者から追従すべき日本円の金額を同時に示さなければならぬ。

決定をする場合において、当該確定裁判に係る目的とされている財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有するとと思われるに足りる相当な理由のある者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該確定裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認めるときは、その旨及び当該確定裁判の執行に代えて当該確定裁判を受けた者から追従すべき日本円の金額を同時に示さなければならぬ。

十一 条第三項の規定は没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について第一項第二号に定める決定をする場合(被害回復命令の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、同号に定める決定をする場合において、第二項の規定により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示すべきときを含む。)について、同条第五項及び第七項から第九項までの規定は執行協力の請求に係る前条第二項の規定による審査について、組織的犯罪処罰法第六十三条の規定は前条第二項の審査の請求に係る決定に対する抗告について、それぞれ準用する。

十二 条第三項の規定は没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について第一項第二号に定める決定をする場合(被害回復命令の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、同号に定める決定により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示すべきときを含む。)について、同条第五項及び第七項から第九項までの規定は執行協力の請求に係る前条第二項の規定による審査について、組織的犯罪処罰法第六十三条の規定は前条第二項の審査の請求に係る決定に対する抗告について、それぞれ準用する。

第四十二条 次の各号に掲げる確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、前条第一項第二号に定める決定が確定したときは、当該確定裁判は、執行協力の実施に關しては、それぞれ、当該各号に定める日本国裁判所が言い渡した確定裁判とみなす。

一 罰金刑の確定裁判 罰金の確定裁判

二 没収刑及び前条第二項の規定により没収の確定裁判に相当する旨が示された被害回復命令の確定裁判(次号に掲げるものを除く。)

三 没収刑又は前条第二項の規定により没収の確定裁判に相当する旨が示された被害回復命令の確定裁判(次号に掲げるものを除く。)

四 前条第二項の規定により追徴の確定裁判に相当する旨が示された被害回復命令の確定裁判

相当するものに係る同号に定める決定についても、同様とする。

2 前項第二号に掲げる確定裁判についての執行協力を実施する場合において、その没収刑又は被害回復命令の目的とされている財産について、滅失、毀損その他の事由により当該確定裁判を執行することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該確定裁判は、これを受けた者から前条第三項の規定により示された金額を追徴する旨の日本国の裁判所が言い渡した確定裁判とみなす。

3 檢察官は、第一項第二号に掲げる確定裁判についての執行協力の実施に係る財産で、国際刑事裁判所への送付に適さないものについては、これを売却することができる。この場合において、その代価は、当該確定裁判についての執行協力の実施に係る財産とみなす。

4 檢事正は、罰金刑、没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行に係る執行協力の実施を終えたときは、速やかに、その執行協力の実施に係る財産を法務大臣に引き渡さなければならぬ。

5 組織的犯罪処罰法第六十五条の規定は、第一項に規定する執行協力の請求に係る前条第一項第二号に定める決定の取消しについて準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第六十五条第二項中「没収」とあるのは「罰金、没収」と、同条第三項中「第六十三条」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案」の請求に係る前条第一項第二号に定める決定の取消しについて準用する。

6 前項の規定による請求を受けた場合において、第一項の没収刑又は被害回復命令のための保全に關する処分は、その審査の請求を受けた裁判所が行う。

(没収保全命令)

第十四条 裁判所又は裁判官は、前条第一項前段の規定による請求を受けた場合において、第一三十八条第一項各号及び第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、没収保全命令を發して、当該請求に係る財産について、この節の定めるところにより、その処分を禁止するものとする。

2 裁判所又は裁判官は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収刑の執行によって消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつてその執行のため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、附帯保全命令を別に發し

(没収保全の請求)

第四十三条 檢察官は、執行協力の請求が、被害回復命令のための保全に係るものであつてその内容及び性質を考慮して日本国の法令によれば追徴の保全に相当するものであると認めるときは、裁判官に、追徴保全命令を發して被害回復命令の裁判を受けるべき者に対しその財産の处分を禁止することを請求しなければならない。

3 組織的犯罪処罰法第二十三条规定による更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。(追徴保全の請求)

4 第一項の没収保全命令又は第二項の附帯保全命令については、国際刑事裁判所において規程第六十一条1に規定する審理が行われる前であつても、これをすることができる。

5 組織的犯罪処罰法第二十三条规定及び第六十八条の規定は、前項の場合における没収保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十三条规定第七項中「公訴の提起があった」とあるのは「国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条1に規定する審理が開始された」と、「被告人」とあるのは「当該審理の対象とされる者」と、組織的犯罪処罰法第六十八条第一項各号及び第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、追徴保全命令を發して、被害回復命令の裁判を受けるべき者に対し、その財産の処分を禁止するものとする。

6 前項の規定による請求を受けた場合において、第三十条第一項各号及び第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、追徴保全命令を發して、被害回復命令の裁判を受けるべき者に対し、その財産の処分を禁止するものとする。

(追徴保全命令)

第四十六条 裁判所又は裁判官は、前条第一項の規定による請求を受けた場合において、第三十条第一項各号及び第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、追徴保全命令を發して、被害回復命令の裁判を受けるべき者に対し、その財産の処分を禁止するものとする。

2 組織的犯罪処罰法第二十二条第四項、第二十

三条第六項及び第四十二条第二項から第四項までの規定は、前項の追徴保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十二条第四項中「第一項若しくは第二項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十六条第一項」と、組織的犯罪処罰法第二十三条第六項中「第一項又は第四項」とあ

るの「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十六条第一項」と、組織的犯罪処罰法第二十三条第六項中「第一項又は第四項」とあ

るの「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十五条第一項」と、組織的犯罪処罰法第四十二条第三項及び第四項中「被告人」とあ

るの「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十二条第三項及び第四項中「被告人」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二条第十号に規定する被害回復命令の裁判を受けるべき者」と、同項中「公訴事実」とあるのは「同条第十二号に規定する請求犯罪」と読み替えるものとする。

第四十七条 この節に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官のする審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については組織的犯罪処罰法第三章、第四章(第二十二条、第二十三条、第三十二条、第三十三条、第四十二条、第四十三条、第四十七条及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る)、及び第六十九条から第七十二条まで、刑事訴訟法(第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る)、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を、

三編第一章及び第四章並びに第七編に限る)、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を、

第三章 国際刑事警察機構に対する措置	第一項第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。 (政令への委任)
第五十二条 国家公安委員会は、国際刑事裁判所から国際刑事警察機構を通じて管轄刑事案件の捜査に関する措置の請求を受けたときは、第六条第一項第四号に該当する場合を除き、次の各号のいずれかの措置をとることができる。	第四十九条 外務大臣は、国際刑事裁判所から通過護送(外国の官憲又は国際刑事裁判所の指定する者(次条において「外国官憲等」という。))が規程第八十九条の規定による引渡しの対象となる者(次条において「引渡対象者」という。)を日本国内を通過して護送することを、次条において同じ。の承認の請求があつたときは、請求の方式が規程に適合しないと認める場合を除き、これを承認するものとする。 (護送中の着陸があつた場合の措置)
二 第六条第二項第三号の国機関の長に当該措置の請求に関する書面を送付すること。	5 外務大臣は、前項の通知を受けたときは、国際刑事裁判所に対し、引渡対象者を拘束した旨を通報するものとする。
三相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること。	6 外務大臣は、国際刑事裁判所から前条の通過護送の承認の請求を受けたときは、第四項の警察官に対し、その旨を通知するものとする。

第五章 第二章の規定による措置	7 第三項に規定する期間内に前条の通過護送の承認の請求が受理された場合には、警察官は、同項の規定にかかわらず、引渡対象者の護送を行ふ外國官憲等に引渡対象者を引き渡すまでの間、当該引渡対象者を引き続き拘束することができる。ただし、外務大臣から当該通過護送の承認をしない旨の通知を受けた場合には、その拘束を続けることができない。
二 第六条第二項第三号の国機関の長に当該措置の請求に関する書面を送付すること。	8 警察官は、第三項又は前項の規定により引渡対象者の拘束を続けることができなくなつたときは、これを入国警備官に引き渡すものとする。
三相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること。	9 前各項に定めるもののほか、警察官による引渡対象者の拘束に関する手続について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。 (最高裁判所規則)
四 第四章 国際刑事裁判所の運営を害する罪(証拠隠滅等)	10 第五十三条 他人の管轄刑事案件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
五 第五章 第二章の規定による措置	11 2 犯人の親族が犯人の利益のために前項の罪を犯したときは、その刑を免除することができ

第六章 第二章の規定による措置	12 犯人の親族が犯人の利益のために前項の罪を犯したときは、その刑を免除することができ
二 第六条第二項第三号の国機関の長に当該措置の請求に関する書面を送付すること。	13 第五十四条 自己若しくは他人の管轄刑事案件の捜査若しくは裁判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、その事件に関し
三相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること。	14 第五十五条 他人の管轄刑事案件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
四 第四章 国際刑事裁判所の運営を害する罪(証拠隠滅等)	15 他人の管轄刑事案件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
五 第五章 第二章の規定による措置	16 他人の管轄刑事案件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

て、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(証人等買収)

第五十五条 自己又は他人の管轄刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下罰金に処する。

(組織的な犯罪に係る証拠隠滅等)

第五十六条 規程が定める罪に当たる行為が、団体(共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項において同じ。)により反復して行われるもの)の活動として、當該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について前三条(第五十三条第二項を除く。次項において同じ。)のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 規程が定める罪が、団体に不正権益(団体の

威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきもの

をいう。以下この項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大すること

する目的で犯された場合において、その罪に係る管轄刑事事件について前三条のいずれかに該当する行為をした者も、前項と同様とする。

(偽証等)

第五十七条 規程第六十九条に定めるところには、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、その証言をした管轄刑事事件について、その裁判が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

3 国際刑事裁判所における手続に従つて宣誓した鑑定人、通訳人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をしたときは、前二項の例による。

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第五十八条 国際刑事裁判所の裁判官、検察官そ

の他の職員(以下「国際刑事裁判所職員」といいう。)が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

その要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 国際刑事裁判所職員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(第三者供賄)

第五十九条 国際刑事裁判所職員が、その職務に關し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第六十条 国際刑事裁判所職員が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、三年以下の有期懲役に処する。

2 国際刑事裁判所職員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、としたときは、五年以下の懲役に処する。

3 国際刑事裁判所職員があつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(あつせん収賄)

第六十一条 国際刑事裁判所職員が請託を受け、他の国際刑事裁判所職員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようあつせんすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(没収及び追徴)

第六十二条 犯人又は情を知った第三者が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄)

第六十三条 第五十八条から第六十一条までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(職務執行妨害及び職務強要)

第六十四条 国際刑事裁判所職員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 国際刑事裁判所職員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(国民の国外犯)

第六十五条 この章の罪は、刑法第三条の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、規程が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第五十五条及び第五十六条(第五十五条に該当する行為に係る部分に限る。)の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に犯された請求犯罪又は引渡犯罪に係る協力の請求については、第二章の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、適用しない。

一 国際刑事裁判所が規程第十三条(b)の規定により管轄権を行使するとき。

二 当該請求犯罪又は引渡犯罪が、規程の締約国である外国について規程が効力を生じた後に、当該外国内若しくはその国籍を有する船舶若しくは航空機内で犯され、又は当該外國

の国籍を有する者により犯されたものであるとき。

三 当該請求犯罪又は引渡犯罪が、規程第十二条の規定により当該請求犯罪若しくは引渡罪について国際刑事裁判所の管轄権の行使を受諾した国の国内若しくはその国籍を有する船舶若しくは航空機内で犯され、又は当該国に国籍を有する者により犯されたものであるとき。

2 前項の規定は、国際刑事警察機構を通じた管轄刑事案件の捜査に関する措置の請求に係る第三章の規定の適用について準用する。(逃亡犯罪人引渡法の一部改正)

第三条 逃亡犯罪人引渡法の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

3 法務大臣は、第一項の規定による命令その他逃亡犯罪人の引渡しに関する措置をとるべき必要があると認めるときは、逃亡犯罪人の所在その他必要な事項について調査を行うことができる。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第四条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「第二十五条第一項又は」を「第二十五条第一項、」に改め、「第二十三条第一項」の下に「又は国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第号)第二十一条第一項若しくは第三十一条第一項」を加える。

審査報告書

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年四月二十六日

厚生労働委員長 鶴保 康介
参議院議長 扇 千景殿

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの規定を追加する修正を行つた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、介護福祉士の資質の向上を図るために教育カリキュラム等の見直しに当たつては、養成施設

ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。また、本改

正による介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護報酬の見直しなど制度面を含めて介護福祉士の社会的評価に見合う待遇の確保につながる施策の推進に努めること。

二、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保対策を総合的に推進すること。

七、社会的援助のニーズが増大していることから、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会

福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となつてゐるかどうかについて検証を行うこと。

九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周知徹底を図ること。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用の場の充実を図るため、これらの資格の取得方法及び身体障害者福祉司等の任用の資格の見直し等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認めるが、附則に、経済上の連携に関する日本国政府とフィリピン共和国との間の協定に関する議の状況を勘案し、本法律の公布後五年を目途として、准介護福祉士の制度について

五、実務経験ルートに新たに課される六ヶ月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるよう基準の設定を行うこと。

六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たつては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たつては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようすること。

七、社会的援助のニーズが増大していることから、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会

福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となつてゐるかどうかについて検証を行うこと。

九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周知徹底を図ること。

右決議する。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十九年三月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改

正する法律

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正す

る。

目次中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改

める。

第二条第一項中「指導」の下に「、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サー

ビスを提供する者その他の関係者(第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。)との連絡及び調整を、「第七条」の下に及び第四十七條の二」を加え、同条第一項中「入浴、排せつ、食事その他の」を「心身の状況に応じた」に改める。

第七条第二号中「、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「職業能力開発校等」という。)を削り、同条第三号中「、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

第三十九条第一号から第三号までの規定中

「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削り、同条第五号を削る。

第四章中第四十五条の前に次の二条を加える。

（誠実義務）

第四十四条の二 社会福祉士及び介護福祉士

その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならぬ。

第四十七条を次のように改める。

（連携）

第四十七条 社会福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス(次項において「福祉サービス等」という。)が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

九 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者に改め、同号を同

条第十二条とし、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

（政令及び厚生労働省令への委任）

第四十四条 この章に規定するもののほか、第

三十九条第一号から第三号までに規定する学校及び養成施設の指定並びに第四十条第二項

第一号に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に關し必要な事項は政令で、介護福祉士試験、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に關し必要な事項は厚生労働省令で定める。

附則第二条を次のように改める。

（政令及び厚生労働省令への委任）

第三十八条 この章に定めるもののほか、社会

福祉士短期養成施設等及び社会福祉士一般養成施設等の指定に關し必要な事項は政令で、

社会福祉士試験、指定試験機関、社会福祉士の登録、指定登録機関その他のこの章の規定の施行に關し必要な事項は厚生労働省令で定め

る。

第四十七条の二 社会福祉士又は介護福祉士

（資質向上の責務）

は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

第二条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第七条第一号及び第二号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改め、同条第十一号中「(昭和二十六年法律第四十五条)」を削り、「五年以上ある者」を「四年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者」に改め、同号を同

条第十二条とし、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

一 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて三年以上(専攻科において二年以上必要な知識及び技能を修得する場合には、二年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

第四十四条を次のように改める。

（政令及び厚生労働省令への委任）

第四十四条 この章に規定するもののほか、第

三十九条第一号から第三号までに規定する学校及び養成施設の指定並びに第四十条第二項

第一号に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に關し必要な事項は政令で、介護福祉士試験、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に關し必要な事項は厚生労働省令で定める。

附則第二条を次のように改める。

（介護福祉士試験の受験資格の特例）

第二条 第四十一条第二項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十日までに学校教育法

に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上(専

攻科において二年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以

る」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改める。

第四十条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて三年以上(専

攻科において二年以上必要な知識及び技能を修得する場合には、二年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

第四十四条を次のように改める。

（政令及び厚生労働省令への委任）

第四十四条 この章に規定するもののほか、第

三十九条第一号から第三号までに規定する学校及び養成施設の指定並びに第四十条第二項

第一号に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に關し必要な事項は政令で、介護福祉士試験、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に關し必要な事項は厚生労働省令で定める。

附則第二条を次のように改める。

（介護福祉士試験の受験資格の特例）

第二条 第四十一条第二項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十日までに学校教育法

に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上(専

攻科において二年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以

上)介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

2 前項に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に関する事項は、政令で定める。

附則第三条及び第四条を削る。

第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

(介護福祉士の資格)

第三十九条 介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。

第四十条第二項第三号中「前号」を「前各号」に、「能力」を「知識及び技能」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号

の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)

二 畜産大学の准介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号

の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)

二 畜産大学の准介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 当該大学により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合におい

て、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した養成施設において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)

二 畜産大学の准介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定めた養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したも

の大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉

士として必要な知識及び技能を修得したも

の

三 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号

の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)

二 畜産大学の准介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた者

から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉に関する

法律の規定であつて政令で定めるものによ

り、罰金の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日

から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三

十二条第一項第二号又は第二項の規定によ

り介護福祉士の登録を取り消され、その取

消しの日から起算して二年を経過しない者

五 次条第三項において準用する第三十二条

第一項第二号又は第二項の規定により准介

護福祉士の登録を取り消され、その取消し

の日から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三

十二条第一項第二号又は第二項の規定によ

り介護福祉士の登録を取り消され、その取

消しの日から起算して二年を経過しない者

五 次条第三項において準用する第三十二条

第一項第二号又は第二項の規定により准介

護福祉士の登録を取り消され、その取消し

の日から起算して二年を経過しない者

助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもつて、介護等を業とする者をいう。以下同じ。)となる資格を有する。

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、准介護福祉士となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉に関する

法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三

十二条第一項第二号又は第二項の規定によ

り介護福祉士の登録を取り消され、その取

消しの日から起算して二年を経過しない者

五 次条第三項において準用する第三十二条

第一項第二号又は第二項の規定により准介

護福祉士の登録を取り消され、その取消し

の日から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三

十二条第一項第二号又は第二項の規定によ

り介護福祉士の登録を取り消され、その取

消しの日から起算して二年を経過しない者

五 次条第三項において準用する第三十二条

第一項第二号又は第二項の規定により准介

護福祉士の登録を取り消され、その取消し

の日から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三

十二条第一項第二号又は第二項の規定によ

り介護福祉士の登録を取り消され、その取

消しの日から起算して二年を経過しない者

五 次条第三項において準用する第三十二条

第一項第二号又は第二項の規定により准介

護福祉士の登録を取り消され、その取消し

の日から起算して二年を経過しない者

准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九条中「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「附則第三十一条中「社会福祉士登録簿」とあるの

は「准介護福祉士登記証」と、第三十二条中「社会福祉士」とあるのは「准介護福

祉士」と、「第四十五条及び第四十六条」とあるのは「准介護福

列記以外の部分中「第二項」とあるのは「附則第五条第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)第四条第一項に規定する職業紹介の事業(その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。)その他の」と、第十六条第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、第二十二条第二項第二号中「第十一条第二項第十四条规定において準用する場合を含む。」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三条第一項及び第二十七条第一号中「第十条第一項」とあるのは「附則第五条第一項」と、第三十六条第二项中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と読み替えるものとする。

第九条 前条において準用する第四十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
第十条 附則第五条第三項において準用する第十六条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十一条 附則第五条第三項において準用する第三十二条第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第四条第三項において準用する第三十二条第二項の規定により准介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、准介護福祉士の名称を使用したもの

二 附則第七条の規定に違反した者

第十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、准介護福祉士について準用する。この場合において、第四十四条の二から第四十六条まで、第四十七条第二項及び第四十七条の二の規定は、准介護福祉士について準用する。この場合において、第四十四条の二中「社会福祉士」と「准介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十五条及び第四十六条中「社会福祉士」

士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七条第二項中「介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七条の二中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、適応するためとあるのは「適応し、並びに介護福祉士となるため」と、「相談援助又は介護等」とあるのは「介護等」と読み替えるものとする。

土又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
士」
一 附則第五条第三項において準用する第十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 附則第五条第三項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 社会福祉士

(知的障害者福祉法の一部改正)

第六条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 社会福祉士

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定及び附則第三条から第五条までの規定 平成二十一年四月一日

(準備行為)

第二条 第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号及び附則第二条第一項の規定による高等学校及び中等教育学校の指定並びにこれに関し必要な手続その他他の行為は、前条第三号に掲げる規定の施行前においても第二条の規定による改正後の同法第四十条第二項第一号及び附則第二条第一項の規定の例により行うことができる。

二 第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(以下「新法」という。)第四十条第

二項第一号から第三号まで及び第五号の規定に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を

二 附則第七条の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を

いう名称を使用している者については、新法附則第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(内中)「の介護福祉士の登録」の下に、若しくは同法附則第四条第一項(登録)の准介護福祉士の登録」を加え、同号(大口中「介護福祉士」の下に「又は准介護福祉士」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十一條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 第四条第一項第八十五号の規定の適用については、当分の間、同号中「及び介護福祉士」とあるのは、「並びに介護福祉士及び准介護福祉士」とする。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案を提出する。

平成十九年四月二十六日

提出者
厚生労働委員長 鶴保 康介

参議院議長 扇 千景殿

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もつて国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

(目的)

第二条 この法律において「救急医療用ヘリコプター」とは、次の各号のいずれにも該当するヘリコプターをいう。

一 救急医療に必要な機器を装備し、及び医薬品を搭載していること。

二 救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内その他の当該所に配備されていること。

(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策の目標等)

第三条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案を提出する。

療の確保に関する施策は、医師が救急医療用ヘリコプターに搭乗して速やかに傷病者の現在する場所に行き、当該救急医療用ヘリコプターに装備した機器又は搭載した医薬品を用いて当該傷病者に対し当該場所又は当該救急医療用ヘリコプターの機内において必要な治療を行いつつ、当該傷病者を速やかに医療機関その他の場所に搬送することのできる態勢を、地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標とするものとする。

前項の施策は、地域の実情に応じ次に掲げる事項に留意して行われるものとする。
一 傷病者の医療機関その他の場所への搬送に関し、必要に応じて消防機関、海上保安庁その他関係機関との連携及び協力が適切に図られること。
二 へき地における救急医療の確保に寄与すること。

三 都道府県の区域を超えた連携及び協力の体制が整備されること。

四 都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域ごとに、病院の医師、消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者による次に掲げる基準の作成等のための協議の場を設ける等、関係者の連携に関し必要な措置を講ずるものとする。

五 都道府県は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項に規定する基本方針(次条第一項において「基本方針」という。)に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとする。

(医療法の基本方針に定める事項)

第六条 都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域ごとに、病院の医師、消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者による次に掲げる基準の作成等のための協議の場を設ける等、関係者の連携に関し必要な措置を講ずるものとする。

七 都道府県は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項に規定する基本方針(次条第一項において「基本方針」という。)に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとする。

八 当該救急医療用ヘリコプターの出動に係る基準

九 消防機関等と病院との連絡体制に関する基準

(救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保)

十 病院の医師が直ちに搭乗することができる場所の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は同法第三十条の六の規定に基づきこの規定を変更する場合において、当該医療計画に救

急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項

二 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院(以下単に「病院」という。)に

三 次条に規定する関係者の連携に関する事項

四 関係者の連携に関する事項

五 関係者の連携に関する事項

六 関係者の連携に関する事項

七 関係者の連携に関する事項

八 関係者の連携に関する事項

九 関係者の連携に関する事項

十 関係者の連携に関する事項

十一 関係者の連携に関する事項

十二 関係者の連携に関する事項

十三 関係者の連携に関する事項

十四 関係者の連携に関する事項

十五 関係者の連携に関する事項

十六 関係者の連携に関する事項

十七 関係者の連携に関する事項

十八 関係者の連携に関する事項

十九 関係者の連携に関する事項

二十 関係者の連携に関する事項

合には、これに応ずるよう努めるものとする。

(補助)

第八条 都道府県は、病院の開設者に対し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

(助成金交付事業を行う法人の登録)

第九条 病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「助成金交付事業」という。)を行う當利を目的としない法人は、厚生労働大臣の登録を受けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の登録を受けることができない。

一 第十二条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人
二 第十二条の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行なう役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人

3 厚生労働大臣は、第一項の登録の申請をした法人が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 助成金交付事業に関する基金であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものを設け、助成金交付事業に要する費用に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額をもつてこれに

充てるものであること。

二 助成金交付事業を全国的に適正かつ確実に行なうに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

(報告又は資料の提出)
第十四条 第九条から前条までに定めるもののほか、第九条第一項の登録に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(施行期日)
第十五条 厚生労働大臣は、助成金交付事業の適正な実施を確保するために必要な限度において、前条第一項の登録を受けた法人に対し、その業務又は經理の状況に關し報告又は資料の提出をさせることができる。

(指導及び助言)
第十六条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人に対し、助成金交付事業が円滑に実施されるように必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

(登録の取消し)
第十七条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。

二 第九条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 第十条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

(公示)
第十八条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録をしたとき及び前条の規定により同項の登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十四条 第九条から前条までに定めるもののほか、第九条第一項の登録に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(附則)
第十九条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(健康保険等の適用に係る検討)
第二十条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供の効果、救急医療の提供に要する費用の負担の在り方等を勘案し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて健康保険法(大正十一年法律第七十号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他の医療に関する給付について定める法令の規定に基づく支払について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約等の適確な実施を確保するため、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条规定により送付する。
平成十九年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、核によるテロリズムの行為の防

止に関する国際条約等の適確な実施を確保するため、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引

き起こし、又は放射線を発散させて、人の生

命、身体又は財産に危険を生じさせる行為等に

ついての処罰規定を整備するものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条规定により送付する。

平成十九年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案

参議院議長 扇 千景殿
文教科学委員長 狩野 安

平成十九年四月二十六日

質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六百六十六号)及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十七号)と相まって、放射性物質等による人の生命、身体及び財産の被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第六百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

この法律において「放射性物質」とは、次に掲げるものをいう。

一 核燃料物質その他の放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物(原子力基本法第三条第三号に規定する核燃料物質を除く)。

二 前号に掲げるものによって汚染された物。

三 この法律において「原子核分裂等装置」とは、次に掲げるものをいう。

一 放射性物質を装備している装置であつて、次に掲げるもの

イ 核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を起させる装置。

ロ 放射性物質の放射線を発散させる装置。

二 荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置。

第三条 放射性物質をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置をみだりに操作すること

により、又はその他不當な方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、無期又は二年以上の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、五年以下の懲役に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第四条 前条第一項の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を製造した者は、一年以上の有期懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第五条 第三条第一項の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を所持した者は、十年以下の懲役に処する。

2 第三条第一項の犯罪の用に供する目的で、放射性物質を所持した者は、七年以下の懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第六条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正

第一条 この法律は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第六百二十六号)の規定の適用については、第三条から第七条までの罪は、同法別表に掲げる罪とみなす。

(条約による国外犯の適用に関する経過措置)

第三条 第八条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約並びに核爆弾使用の防止に関する国際条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第五条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九

制に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第七十六条の二」を「第七十七条」に改める。

第七十六条の二及び第七十六条の三を削る。

第八十条の五第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第七十六条の二を「規制」に改める。

四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第六百二十六号)の規定の適用については、第三条から第七条までの罪は、同法別表に掲げる罪とみなす。

第三条 第八条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約並びに核爆弾使用の防止に関する国際条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第五条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九

年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

(放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正)の一部を次のように改正する。

4 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第五条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「規制等」を「規制」に改める。

第七十六条の二を削る。

第七十六条の三第二項中「未遂罪」を「罪の未遂」に改め、第八章中同条を第七十六条の二とする。

第七十六条の四を削る。

第七十六条の三第二項中「未遂罪」を「罪の未遂」に改め、第八章中同条を第七十六条の二とする。

第六条の三第一項中「及び第七十六条の四の罪は刑法第四条の二の例に、第七十六条の三」を削り、「同法」を「刑法」に改める。

附則第七条の前の見出しを削り、同条に見出として「(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)」を付する。

附則第八条を削り、附則第九条を附則第八条とする。

第八条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部を規定する法律案

第一次の改正する。

第一条の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第七十七条」を「第七十六条の二」に改める。

第七十六条の三を第七十六条の四とし、第七十六条の二に一条を加える改正規定を次の

ように改める。

第八章中第七十七条の前に次の二条を加え

る。

第七十六条の二 核爆発を生じさせた者は、

七年以下の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第八十条の五第一項の改正規定を次のように改める。

第八十条の五を同条第二項とし、同条に第一

項として次の二項を加える。

第七十六条の二の罪は、刑法第三条の例に従う。

第七十六条の二を削る。

第七十六条の三第二項中「未遂罪」を「罪の未遂」に改め、第八章中同条を第七十六条の二とする。

第七十六条の四を削る。

第七十六条の三第二項中「未遂罪」を「罪の未遂」に改め、第八章中同条を第七十六条の二とする。

第六条の三第一項中「及び第七十六条の四の罪は刑法第四条の二の例に、第七十六条の三」を削り、「同法」を「刑法」に改める。

附則第七条の前の見出しを削り、同条に見出として「(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)」を付する。

附則第二条第一項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十一条の二の規定」を削り、同条第二項を削る。

附則第八条を削り、附則第九条を附則第八条とする。

審査報告書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年四月二十六日

国土交通委員長 大江 康弘

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤である住宅の備えるべき安全性その他の品質又は性能を確保するために、住宅に瑕疵があつた場合においてはその瑕疵担保責任が履行されることが重要であることにかんがみ、建設業者による住宅建設瑕疵担保証金の供託、宅地建物取引業者による住宅販売瑕疵担保証金の供託、住宅に係る瑕疵担保責任の履行によって生ずる損害をてん補する一定の保険の受け等を行う住宅瑕疵担保責任保険法人の指定等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

努力すること。

また、被保険業者に故意・重過失がある場合においても、住宅購入者等の保護・救済に欠けることがないよう十全の対応を図ること。

四、住宅瑕疵担保責任の迅速かつ適切な履行が確保されるよう、住宅の瑕疵の有無について技術的に適正な判断・助言ができる第三者機関の設置について検討するなど、指定住宅紛争処理機関における紛争処理に対する技術的支援体制の充実強化を図ること。

また、指定住宅紛争処理機関に対するあつせん及び調停の申請に時効中断効を付与することについて、速やかに検討の上、必要な措置を講ずること。

右決議する。

運用に遺憾なきを期すべきである。

一、先に成立した建築基準法等改正法及び建築士法等改正法と相まって、安全で安心できる住宅が消費者に供給されるよう、欠陥住宅や不良業者の排除の徹底を図ること。

二、住宅瑕疵担保保証金の供託の基準額の算定・設定において、新築住宅の合計戸数に応じた瑕疵に基づく損害の状況を適正かつ適切に勘案すること。また、住宅瑕疵担保責任の履行の確保に不足を来すことのないよう、適宜基準額の見直しを行うこと。

三、住宅瑕疵担保責任保険の内容の基準が住宅購入者等の保護のため十分なものとなるよう定めるとともに、住宅瑕疵担保責任保険法人制度創設の趣旨を踏まえ、保険対象住宅の検査の徹底を期すること等により、被保険住宅及び被保険業者に対する信頼と高い評価が確保されるよう努めること。

また、被保険業者に故意・重過失がある場合においても、住宅購入者等の保護・救済に欠けることがないよう十全の対応を図ること。

四、住宅瑕疵担保責任の迅速かつ適切な履行が確保されるよう、住宅の瑕疵の有無について技術的に適正な判断・助言ができる第三者機関の設置について検討するなど、指定住宅紛争処理機関における紛争処理に対する技術的支援体制の充実強化を図ること。

また、指定住宅紛争処理機関に対するあつせん及び調停の申請に時効中断効を付与することについて、速やかに検討の上、必要な措置を講ずること。

右決議する。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案
右
国会に提出する。

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍晋三

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 住宅建設瑕疵担保保証金(第三条・第十条)

第三章 住宅販売瑕疵担保保証金(第十一條・第十六条)

第四章 住宅瑕疵担保責任保険法人(第十七条)

第五章 住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争の処理(第三十三条)

第六章 雜則(第三十五条・第三十八条)

第七章 罰則(第三十九条・第四十三条)

附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤である住宅の備えるべき安全性その他の品質又は性能を確保するために、住宅の瑕疵の発生の防止が図られるとともに、住宅に瑕疵があつた場合においてはその瑕

疵担保責任が履行されることが重要であること

にかんがみ、建設業者による住宅建設瑕疵担保

保証金の供託、宅地建物取引業者による住宅販

売瑕疵担保保証金の供託、住宅瑕疵担保責任保

険法人の指定及び住宅瑕疵担保責任保険契約に

係る新築住宅に関する紛争の処理体制等につい

て定めることにより、住宅の品質確保の促進等

に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以

下「住宅品質確保法」という。)と相まって、住宅

を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買

主の利益の保護並びに円滑な住宅の供給を図

り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健

全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「住宅」とは住宅品質確

保法第二条第一項に規定する住宅をいい、「新

築住宅」とは同条第二項に規定する新築住宅を

いう。

第三条 この法律において「建設業者」とは、建設業

法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に規定

する建設業者をいう。

第四条 この法律において「宅地建物取引業者」とは、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者を

いう。

第五条 この法律において「特定住宅建設瑕疵

担保責任保険契約に係る新築住宅

に関する法律(第三十三条)

第六条 この法律において「宅地建物取引業者」とは、宅地建物取引業法(昭和十八年法律第四十

三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関で

ある。

第七条 この法律において「特定住宅瑕疵担保責任」と

は、住宅品質確保法第九十四条第一項又は第九

十五条第一項の規定による担保の責任をいう。

この法律において「住宅建設瑕疵担保責任保

険契約」とは、次に掲げる要件に適合する保険契約をいう。

一 建設業者が保険料を支払うことを約するものであること。

二 その引受けを行う者が次に掲げる事項を約して保険料を收受するものであること。

イ 住宅品質確保法第九十四条第一項の規定による担保の責任(以下「特定住宅建設瑕疵担保責任」という。)に係る新築住宅に同項に規定する瑕疵がある場合において、建設業者が当該特定住宅建設瑕疵担保責任を履行したときに、当該建設業者の請求に基づき、その履行によって生じた当該建設業者の損害をてん補すること。

ロ 特定住宅建設瑕疵担保責任に係る新築住宅に住宅品質確保法第九十四条第一項に規定する瑕疵がある場合において、建設業者が相当の期間を経過してもなお当該特定住宅建設瑕疵担保責任を履行しないときに、当該住宅を新築する建設工事の発注者(建設業法第二条第五項に規定する発注者をいい、宅地建物取引業者であるものを除く。以下同じ。)の請求に基づき、その瑕疵によつて生じた当該発注者の損害をてん補すること。

一 宅地建物取引業者が保険料を支払うことによつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

二 その引受けを行う者が次に掲げる事項を約して保険料を收受するものであること。

イ 住宅品質確保法第九十五条第一項の規定による担保の責任(以下「特定住宅販売瑕疵担保責任」という。)に係る新築住宅に同項に規定する隠れた瑕疵がある場合において、宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行にて、宅地建物取引業者が当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行したときに、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行にて、宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行にて、宅地建物取引業者が当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行したときに、当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

ロ 特定住宅販売瑕疵担保責任に係る新築住

宅に住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する瑕疵がある場合において、宅地建物取引業者が相当の期間を経過してもなお当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行しないときに、当該新築住宅の買主(宅地建物取引業者であるものを除く。第十九条

工事に係る新築住宅の引渡しを受けた時から十年以上の期間にわたつて有効であること。

五 国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、変更又は解除をすることができないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、その内容が第二号イに規定する建設業者及び同号ロに規定する発注者の利益の保護のため必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。

は、住宅品質確保法第九十四条第一項又は第九

十五条第一項の規定による担保の責任をいう。

この法律において「住宅建設瑕疵担保責任保

険契約」とは、次に掲げる要件に適合する保

険契約をいう。

一 建設業者が保険料を支払うことを約するものであること。

二 その引受けを行う者が次に掲げる事項を約して保険料を收受するものであること。

イ 住宅品質確保法第九十四条第一項の規定による担保の責任(以下「特定住宅建設瑕疵担保責任」という。)に係る新築住宅に同項に規定する瑕疵がある場合において、建設業者が当該特定住宅建設瑕疵担保責任を履行したときに、当該建設業者の請求に基づき、その履行によって生じた当該建設業者の損害をてん補すること。

二 その引受けを行う者が次に掲げる事項を約して保険料を收受するものであること。

イ 住宅品質確保法第九十五条第一項の規定による担保の責任(以下「特定住宅販売瑕疵担保責任」という。)に係る新築住宅に同項に規定する隠れた瑕疵がある場合において、宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行にて、宅地建物取引業者が当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行したときに、当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

ロ 特定住宅販売瑕疵担保責任に係る新築住

宅に住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する瑕疵がある場合において、宅地建物取引業者が相当の期間を経過してもなお当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行しないときに、当該新築住宅の買主(宅地建物取引業者であるものを除く。第十九条

第二号を除き、以下同じ。)の請求に基づき、その隠れた瑕疵によって生じた当該買主の損害をてん補すること。

三 前号イ及びロの損害をてん補するための保険金額が二千万円以上であること。

四 新築住宅の買主が当該新築住宅の売主である宅地建物取引業者から当該新築住宅の引渡しを受けた時から十年以上の期間にわたつて有効であること。

五 国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、変更又は解除をすることができないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、その内容が第二号イに規定する宅地建物取引業者及び同号ロに規定する買主の利益の保護のため必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。

(住宅建設瑕疵担保保証金の供託等)

第三条 建設業者は、各基準日(毎年三月三十一日及び九月三十日をいう。以下同じ。)において、当該基準日前十年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅について、当該発注者に対する特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、住宅建設瑕疵担保証金の供託をしていなければならぬ。

2 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人(以下この章及び次章において単に「住宅瑕疵担保責任保険法人」という。)と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又は

これに代わるべき書面を発注者に交付した場合における当該住宅建設瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅を除く。以下この条において「建設新築住宅」という。)の合計戸数の別表の下欄に掲げた区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で、建設新築住宅の合計戸数を基礎として、新築住宅に住宅品質確保法第九十四条第一項に規定する瑕疵があつた場合に生ずる損害の状況を勘案して政令で定めるところにより算定する額(以下この章において「基準額」という。)以上の額とする。

3 前項の建設新築住宅の合計戸数の算定に当たつては、建設新築住宅のうち、その床面積の合計が政令で定める面積以下のものは、その二戸をもつて一戸とする。

4 前項に定めるもののほか、住宅を新築する建設工事の発注者と二以上の建設業者との間で締結された請負契約であつて、建設業法第十九条第一項の規定により特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に係る当該建設業者それぞれの負担の割合が記載された書面が相互に交付されたものにて、当該基準日前十年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅について、当該発注者に対する特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、住宅建設瑕疵担保証金の供託をしていなければならぬ。

5 第一項の住宅建設瑕疵担保保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。以下同じ。)をもつて、これに充てることができる。

6 第一項の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の供託は、当該建設業者の主たる事務所の最寄りの供託所にするものとする。

(住宅建設瑕疵担保保証金の還付等)

第四条 前条第一項の新築住宅を引き渡した建設業者は、基準日ごとに、当該基準日に係る住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び同条第二項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について、国土交通省令で定めるところにより、その建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第五条 前項の建設業者が新たに住宅建設瑕疵担保保証金の供託をし、又は新たに住宅建設瑕疵担保責任保証法人と住宅建設瑕疵担保責任保証契約を締結して同項の規定による届出をする場合においては、住宅建設瑕疵担保保証金の供託又は住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結に関する書類で国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

第六条 第三条第一項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

第七条 第二項の権利を有する者は、次に掲げるときに限り、同項の権利の実行のため住宅建設瑕疵担保住宅の発注者は、その損害賠償請求権に関しては、当該供託建設業者が供託をしている住宅建設瑕疵担保保証金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

第八条 当該損害賠償請求権について債務名義を得たとき。

第九条 当該損害賠償請求権の存在及び内容について当該供託建設業者と合意した旨が記載された公正証書を作成したときその他これに準ずる場合として国土交通省令で定めるとき。

第十条 当該供託建設業者が死亡した場合その他該損害の賠償の義務を履行することができず、又は著しく困難である場合として国土交

通省令で定める場合において、国土交通省令で定めるところにより、前項の権利を有する

ことについて国土交通大臣の確認を受けたとき。

第十二条 当該供託建設業者と合意した旨が記載された公正証書を作成したときその他これに準ずる場合として国土交通省令で定めるとき。

第十三条 当該供託建設業者が死亡した場合その他該損害の賠償の義務を履行することができず、又は著しく困難である場合として国土交

通省令で定める場合において、国土交通省令で定めるところにより、前項の権利を有する

ことについて国土交通大臣の確認を受けたとき。

第十四条 当該供託建設業者と合意した旨が記載された公正証書を作成したときその他これに準ずる場合として国土交通省令で定めるとき。

第十五条 前項に定めるもののほか、第一項の権利の実行に必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、その建設業法第三条第一

(住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託)

第七条 供託建設業者は、前条第一項の権利の実行その他の理由により、住宅建設瑕疵担保保証金が基準額に不足することとなつたときは、法務省令・国土交通省令で定める日から二週間以内にその不足額を供託しなければならない。

2 供託建設業者は、前項の規定により供託したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨をその建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三条第五項の規定は、第一項の規定により供託する場合について準用する。

(住宅建設瑕疵担保保証金の保管替え等)

第八条 供託建設業者は、金銭のみをもつて住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている場合において、主たる事務所を移転したためその最寄りの供託所が変更したときは、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所に対し、費用を予納して、移転後の主たる事務所の最寄りの供託所への住宅建設瑕疵担保保証金の保管替えを請求しなければならない。

2 供託建設業者は、有価証券又は有価証券及び金銭で住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしてい場合において、主たる事務所を移転したためその最寄りの供託所が変更したときは、遅滞なく、当該住宅建設瑕疵担保保証金の額と同額の住宅建設瑕疵担保保証金の供託を移転後の主たる事務所の最寄りの供託所にしなければならない。その供託をしたときは、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、移転前の主たる事務所の最寄りの供託所に供託をしていた住宅

建設瑕疵担保保証金を取り戻すことができる。

3 第三条第五項の規定は、前項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の供託をする場合について準用する。

(住宅建設瑕疵担保保証金の取戻し)

第九条 供託建設業者又は建設業者であつた者若しくはその承継人で第三条第一項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしているもの

は、基準日において当該住宅建設瑕疵担保保証金の額が当該基準日に係る基準額を超えることとなつたときは、その超過額を取り戻すことができる。

2 前項の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しは、国土交通省令で定めるところによ

り、当該供託建設業者又は建設業者であつた者がその建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、することができない。

3 前二項に定めるもののほか、住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

(建設業者による供託所の所在地等に関する説明)

第十条 供託建設業者は、住宅を新築する建設工

事の発注者に対し、当該建設工事の請負契約を締結するまでに、その住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の所在地その他住宅建物の合計が政令で定める面積以下のものは、その二戸をもつて一戸とする。

4 前項に定めるもののほか、新築住宅の買主と二以上の自ら売主となる宅地建物取引業者との間で締結された売買契約であつて、宅地建物取引業法第三十七条第一項の規定により当該宅地建物取引業者が特定住宅販売瑕疵担保責任の履行に係る当該宅地建物取引業者それぞれの負担の割合が記載された書面を当該新築住宅の買主に交付したものに係る販売新築住宅その他の政令で定める販売新築住宅については、政令で、

て、当該基準日前十年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅について、当該買主に対する特定住宅販売瑕疵担保責任の履行を確保するため、住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしていなければならない。

2 前項の住宅販売瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該宅地建物取引業者が住宅建設瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した場合における当該住宅販売瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅を除く。以下この条において「販売新築住宅」という。)の合計戸数の別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で、販売新築住宅の合計戸数を基礎として、新築住宅に住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する隠れた瑕疵があつた場合に生ずる損害の状況を勘案して政令で定めるところにより算定する額(第十三条において「基準額」という。)以上の額とする。

3 前項の販売新築住宅の合計戸数の算定に當たっては、販売新築住宅のうち、その床面積の合計が政令で定める面積以下のものは、その二戸をもつて一戸とする。

2 前項の宅地建物取引業者が新たに住宅販売瑕疵担保保証金の供託をし、又は新たに住宅建設瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結して同項の規定による届出をする場合においては、住宅販売瑕疵担保保証金の供託又は住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結に関する書類で国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

(自ら売主となる新築住宅の売買契約の新たな締結の制限)

第十三条 第十一条第一項の新築住宅を引き渡した宅地建物取引業者は、同項の規定による供託をし、かつ、前条第一項の規定による届出をし

第二項の販売新築住宅の合計戸数の算定の特例を定めることができる。

5 第一項の住宅販売瑕疵担保保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

6 第一項の規定による住宅販売瑕疵担保保証金の供託は、当該宅地建物取引業者の主たる事務所の最寄りの供託所にするものとする。

(住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出等)

第十二条 前条第一項の新築住宅を引き渡した宅地建物取引業者は、基準日ごとに、当該基準日に係る住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び同条に規定する住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について、国土交通省令で定めるところにより、その宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事(信託会社等にあつては、国土交通大臣。次条において同じ。)に届け出なければならない。

2 前項の宅地建物取引業者が新たに住宅販売瑕疵担保保証金の供託をし、又は新たに住宅建設瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結して同項の規定による届出をする場合においては、住宅販売瑕疵担保保証金の供託又は住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結に関する書類で国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

(自ら売主となる新築住宅の売買契約の新たな締結の制限)

第十三条 第十一条第一項の新築住宅を引き渡した宅地建物取引業者は、同項の規定による供託をし、かつ、前条第一項の規定による届出をし

なければ、当該基準日の翌日から起算して五十日を経過した日以後においては、新たに自ら売主となる新築住宅の売買契約を締結してはならない。ただし、当該基準日後に当該基準日に係る住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託をし、かつ、その供託について、国土交通省令で定めるところにより、その宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の確認を受けたときは、その確認を受けた日以後においては、この限りでない。

(住宅販売瑕疵担保保証金の還付等)

第十四条 第十一条第一項の規定により住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている宅地建物取引業者(以下「供託宅地建物取引業者」という。)が特定住宅販売瑕疵担保責任を負う期間内に、住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する隠れた瑕疵によって生じた損害を受けた当該特定住宅販売瑕疵担保責任に係る新築住宅の買主は、その損害賠償請求権に関し、当該供託宅地建物取引業者が供託をしている住宅販売瑕疵担保保証金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利を有する者は、次に掲げるときに限り、同項の権利の実行のため住宅販売瑕疵担保保証金の還付を請求することができる。

一 当該損害賠償請求権について債務名義を取得したとき。

二 当該損害賠償請求権の存在及び内容について当該供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公正証書を作成したときその他これに準ずる場合として国土交通省令で定めるとき。

三 当該供託宅地建物取引業者が死亡した場合その他当該損害の賠償の義務を履行することができる、又は著しく困難である場合として国土交通省令で定める場合において、国土交

通省令で定めるところにより、前項の権利を有することについて国土交通大臣の確認を受けたとき。

3 前項に定めるもののほか、第一項の権利の実行に関し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

(宅地建物取引業者による供託所の所在地等に関する説明)

第十五条 供託宅地建物取引業者は、自ら買主となる新築住宅の買主に対し、当該新築住宅の売買契約を締結するまでに、その住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の所在地その他住宅販売瑕疵担保保証金に関する国土交通省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(準用)

第十六条 第七条から第九条までの規定は、供託

宅地建物取引業者について準用する。この場合において、第七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「基準額」とあるのは

「第十二条第二項に規定する基準額(以下単に「基準額」という。)」と、同条第二項及び第九条第二項中「建設業法第三条第一項の許可」とあるのは「宅地建物取引業法第三条第一項の免許」

と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(第二条第三項に規定する信託会社等にあっては、国土交通大臣)」と、第七条第三項及び第八

条第五項」と、第九条第二項及び第二項中「建設

業者であつた者」とあるのは「宅地建物取引業者であつた者」と、同条第一項中「第三条第一項」とあるのは「第十二条第一項」と読み替えるものとする。

第四章 住宅瑕疵担保責任保険法人

(指定)

第十七条 国土交通大臣は、特定住宅瑕疵担保責任その他住宅の建設工事の請負又は住宅の売買に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法五百七十条において準用する同法第五百六十

六条第一項に規定する担保の責任の履行の確保を図る事業を行うことを目的とする一般社団法人、一般財團法人その他政令で定める法人であつて、第十九条に規定する業務(以下「保険等の業務」という。)に係る、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、

住宅瑕疵担保責任保険法人(以下「保険法人」という。)として指定することができる。

二 第三十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

二 第三十条第一項又は第二項の規定による命令により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第十八条 国土交通大臣は、指定をしたときは、

当該保険法人の名称及び住所、保険等の業務を行なう事務所の所在地並びに保険等の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 保険法人は、その名称若しくは住所又は保険等の業務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

三 役員又は構成員の構成が、保険等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保険等の業務を行なっている場合には、その業務を行なうことによって保険等の

業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2 国土交通大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定以下単に「指定」という。)をしてはならない。

3 保険法人は、その名称若しくは住所又は保険等の業務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 保険法人は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

<p>(業務)</p> <p>第十九条 保険法人は、次に掲げる業務を行ふものとする。</p> <p>一 住宅建設瑕疵担保責任保険契約及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約(以下「住宅瑕疵担保責任保険契約」という。)の引受けを行うこと。</p> <p>二 民法第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項に規定する担保の責任の履行によって生じた住宅の建設工事の請負人若しくは住宅の売主の損害又はこれらに規定する瑕疵若しくは隠れた瑕疵によつて生じた住宅の建設工事の注文者若しくは住宅の買主の損害をてん補することを約して保険料を收受する保険契約(住宅瑕疵担保責任保険契約を除く。)の引受けを行うこと。</p> <p>三 他の保険法人が引き受けた住宅瑕疵担保責任保険契約又は前号の保険契約に係る再保険契約の引受けを行うこと。</p> <p>四 住宅品質確保法第九十四条第一項又は第九十五条第一項に規定する瑕疵又は隠れた瑕疵(以下この条において「特定住宅瑕疵」という。)の発生の防止及び修補技術その他特定住宅瑕疵に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>五 特定住宅瑕疵の発生の防止及び修補技術その他特定住宅瑕疵に関する調査研究を行うこと。</p> <p>六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。(役員の選任及び解任)</p> <p>第二十条 保険法人の役員の選任及び解任は、国</p>	<p>土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 國土交通大臣は、保険法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は保険等の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、保険法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。</p>
<p>(業務規程)</p> <p>第二十一条 保険法人は、保険等の業務の開始前に、保険等の業務に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 保険等の業務の実施の方法その他の業務規程が保険等の業務の的確な実施上不適当となつたと認めるときは、保険法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>(事業計画等)</p>	<p>2 國土交通大臣は、第一項の認可をした業務規程が保険等の業務の実施の方法その他の業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。</p>
<p>第三十二条 保険法人は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を積み立てなければならない。</p> <p>(帳簿の備付け等)</p> <p>第二十五条 保険法人は、国土交通省令で定めるところにより、保険等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。</p> <p>(財務及び会計に關し必要な事項の国土交通省令への委任)</p>	<p>3 第二十四条 保険法人は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を積み立てなければならない。</p> <p>(責任準備金)</p>
<p>第三十三条 保険法人は、次に掲げる業務を行ふものとし、それと並んで、その職員に、保険法の事務所に立ち入り、保険等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第二十九条 保険法人は、国土交通大臣の許可を受けなければ、保険等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p> <p>2 国土交通大臣が前項の規定により保険等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該保険法人に係る指定は、その効力を失う。</p> <p>3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第三十条 国土交通大臣は、保険法人が第十七条第二項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣は、保険法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて保険等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 保険等の業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 不正な手段により指定を受けたとき。</p>	<p>(区分経理)</p> <p>第二十三条 保険法人は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十九条第一号の業務及びこれに附帯する業務</p> <p>二 第十九条第二号の業務及びこれに附帯する業務</p>

その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(国土交通省令への委任)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条の規定に違反して住宅を新築する建設工事の請負契約を締結した者

二 第十三条の規定に違反して自ら売主となる新築住宅の売買契約の締結をした者

第四十条 第三十条第二項の規定による保険等の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした保険法人の役員又は職員は、一年以下

下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 第四条第一項、第七条第二項(第十

六条において準用する場合を含む。)又は第十二

条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした保険法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の規定に違反して帳簿を備え付けて、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたと

二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 第二十九条第一項の規定による許可を受けないで、保険等の業務の全部を廃止したとき。

五 第二十九条第一項と「二百七十八条第一項」と「二百九十六条第一項」と「振替債」とあるのは「振替社債等」とする。

第六条 一般財團法人」とあるのは、「同法第三十四条の規定により設立された法人」とする。

第七条 「第二十八条第一項中「若しくは入札契約適正化法」を「入札契約適正化法」に改め、「第二項の規定」の下に「若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第

四号。以下この条において「履行確保法」という。)第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定」を加え、同項第三号中「これ」を

「履行確保法並びにこれら」に改め、同項に次の一号を加える。

八 第二十九条第一項と「二百七十八条第一項」と「振替債」とあるのは「振替社債等」とする。

第九条 履行確保法第三条第一項、第五条又は第七条第一項の規定に違反したとき。

第十条 第二十八条第二項及び第三項中「一に」を「い

ずれかに」に改め、同条第四項中「若しくは入札契約適正化法」を「入札契約適正化法」に改め、「第二項の規定」の下に「若しくは履行確保法第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定」を加え、同条第五項中「一に」を「い

ずれかに」に改め。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（建設業法の一部改正）

第十六条 建設業法の一部を次のように改正する。

第十七条 第二十八条第一項中「若しくは入札契約適正化法」を「入札契約適正化法」に改め、「第二項の規定」の下に「若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第

四号。以下この条において「履行確保法」という。)第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定」を加え、同項第三号中「これ」を

「履行確保法並びにこれら」に改め、同項に次の一号を加える。

第十八条 第二十八条第二項及び第三項中「一に」を「い

ずれかに」に改め、同条第四項中「若しくは入札契約適正化法」を「入札契約適正化法」に改め、「第二項の規定」の下に「若しくは履行確保法第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定」を加え、同条第五項中「一に」を「い

ずれかに」に改め。

（建設業法の一部改正）

第十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第二十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第二十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定」を加え、同項第三号中「法令」の下に「(履行確保法及びこれに基づく命令を除く。)」を加え、同条第二項第二号中「又は第六十四条の二十三前段」を「若しくは第六十四条の二十三前段の規定又は履行確保法第十一条第一項、第十三条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第

一項に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「規定」の下に「若しくは履行確保法第十一条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定」を加える。

審査報告書 戸籍法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成十九年四月二十六日 参議院議長 扇 千景殿 法務委員長 山下 栄一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戸籍に記載された個人情報を保護するため、戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄抄本等の交付の請求をすることができる場合を制限するとともに、当該請求をする者の本人確認、不正に交付を受けた者の処罰等を行い、また、戸籍の真実性を担保するため、届出の受理の通知手続等を定めるなど戸籍の制度について所要の整備を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 戸籍制度が我が国の社会において、国民の親族的身分関係を登録・公証するという国民に身近な制度であることにかんがみ、特に、本法による戸籍の公開制度の見直し及び戸籍の記載の真実性を担保するための措置について周知徹底を図ること。
二 第三者に対する戸籍の謄抄本の交付や運転免許證等を有しない者の本人確認が的確に行われるよう、全国統一的かつ適切な運用に努めるこ

三 弁護士、行政書士等の資格者が戸籍の謄抄本

を交付請求する場合における業務上の必要性の判断については、各資格者の業務に照らし個別に行うこと。

四 本法による戸籍制度の整備に伴い、市町村の事務負担が過重になることのないよう、必要な措置を講ずること。

五 戸籍事務のコンピュータ化の完成時期に合わせて、個人情報の管理・保護に万全を期し、戸籍情報の社会的な性格の違いに応じた公開の在り方について検討を行うとともに、戸籍に記載すべき情報の在り方についても引き続き調査・研究を行うこと。

六 本法の施行状況等を注視しつつ、虚偽の届出を行つた者に対する制裁の実効性の確保や第三者による戸籍謄抄本の不正請求防止策について引き続き検討を行い、必要に応じて刑罰等につき見直しすること。

七 本法の施行状況及び他の関連制度における扱いにも配慮し、戸籍謄抄本の不正請求・使用事案による被害に伴う諸問題についての対応策を幅広く検討すること。

八 民法第七百七十二条の運用に関しては、生まれてくる子の立場に配慮し適切な措置を検討すること。

右決議する。

戸籍法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年二月二十七日

参議院議長 扇 千景殿 衆議院議長 河野 洋平

別表第三条、第十一条関係	
区分	額の範囲
一 一下の場合	二千万円以下
二 一を超えて十以下の場合	二千万円を超えて三千八百万円以下
三 十を超えて五十以下の場合	三千八百万円を超えて七千万円以下
四 五十を超えて百以下の場合	七千万円を超えて一億円以下
五 百を超えて五百以下の場合	一億円を超えて一億四千万円以下
六 五百を超えて千以下の場合	一億四千万円を超えて一億八千万円以下
七 千を超えて五千以下の場合	一億八千万円を超えて三億四千万円以下
八 五千を超えて一万以下の場合	三億四千万円を超えて四億四千万円以下
九 一万を超えて二万以下の場合	四億四千万円を超えて六億三千万円以下
十 二万を超えて三万以下の場合	六億三千万円を超えて八億三千万円以下
十一 三万を超えて四万以下の場合	八億三千万円を超えて九億八千万円以下
十二 四万を超えて五万以下の場合	九億八千万円を超えて十一億四千万円以下
十三 五万を超えて十万以下の場合	十一億四千万円を超えて十八億九千万円以下
十四 十万を超えて二十万以下の場合	十八億九千万円を超えて三十二億九千万円以下
十五 二十万を超えて三十万以下の場合	三十二億九千万円を超えて四十五億九千万円以下
十六 三十万を超える場合	四五五億九千万円を超えて百二十億円以下

戸籍法の一部を改正する法律案

戸籍法の一部を改正する法律

戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例(第百十七条の二—第一百七十三条の四)」を「第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例(第百十八条の二—第一百七十三条)」と「第八章 不服申立て(第百二十一条—第一百二十五条)」を「第九章 離別(第百二十二条—第一百三十二条)」と改め、

百二十条(「第六章 不服申立て(第百二十一条—第一百二十五条)」を「第七章 離別(第百二十二条—第一百三十二条)」と改め、

百二十条)に改める。

第十条第一項中「何人でも、」を「戸籍に記載されている者(その戸籍から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第二十四条第二項の規定によつて訂正された場合におけるその者を除く。)を含む)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、そのに改め、「証明書」の下に「(以下「戸籍謄本等」という。)」を加え、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第四項中「同項の謄本、抄本又は証明書」を「戸籍謄本等」に改め、同条第二項を削る。

第十一条の次に次の三条を加える。

第十一条の二 前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一 自己の権利を使使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内

(司法書士法人を含む。次項において同じ。)、

土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む)、

次項において同じ。)、税理士(税理士法人を含む。次項において同じ。)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。)、弁理士(特許業務法人を含む。次項において同じ。)、海事代理士又は行政書士(行政書士法人を含む)は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。

この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事

件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

第一項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要な場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

一 弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外に

おける民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務(弁護士法人についての

代理人、司書士にあつては、司法書士法(昭和二

年法律第二百三十七号)第二条第一項第一号

に規定する不服申立て及びこれに關する主張又は陳述についての代理業務

四 税理士にあつては、税理士法(昭和二十六

年法律第二百三十七号)第二条第一項第一号

に規定する不服申立て及びこれに關する主張又は陳述についての代理業務

五 社会保険労務士にあつては、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の三に規定する審査請求、異議申立て及び再審査請求並びにこれらに關する行政機関等の調査又は処分に關し当該行政機関等

に対してもする主張又は陳述についての代理業

務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務(同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。)

六 弁理士にあつては、弁理士法(平成十二年

法律第四十九号)第四条第一項に規定する特

許局における手続(不服申立てに限る。)、異

議申立て及び裁定に関する経済産業大臣に對

する手続(裁定の取消しに限る。)についての

代理業務、同条第二項第一号に規定する税閑長又は財務大臣に対する手続(不服申立てに限る。)についての代理業務、同法第六条に規定する訴訟

二 國又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき國又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

二 國又は地方公共団体の機関に提出する必要

がある場合 戸籍謄本等を提出すべき國又は

地方公共団体の機関及び当該機関への提出を

必要とする理由

三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

前項の規定にかかわらず、國又は地方公共團

体の機関は、法令の定める事務を遂行するため

に必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請

求をすることができる。この場合において、當該請求の任に當たる権限を有する職員は、その官職、當該事務の種類及び根拠となる法令の條項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

第一項の規定にかかわらず、弁護士(弁護士

法人を含む。次項において同じ。)、司法書士

二 司法書士にあつては、司法書士法(昭和二

年法律第二百三十七号)第二条第一項第一号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟

十五年法律第二百九十七号)第三条第一項第三

号及び第六号から第八号までに規定する代理

業務(同項第七号及び第八号に規定する相談

業務並びに司法書士法人については同項第六

号に規定する代理業務を除く。)

三 土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査

士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第三

条第一項第二号に規定する審査請求の手続に

ついての代理業務並びに同項第四号及び第七

号に規定する代理業務

四 税理士にあつては、税理士法(昭和二十六

年法律第二百三十七号)第二条第一項第一号

に規定する不服申立て及びこれに關する主張

又は陳述についての代理業務

五 社会保険労務士にあつては、社会保険労務

士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一

項第一号の三に規定する審査請求、異議申

立て及び再審査請求並びにこれらに關する行政

機関等の調査又は処分に關し当該行政機関等

に規定する代理業務(同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務(同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。))

六 弁理士にあつては、弁理士法(平成十二年

法律第四十九号)第四条第一項に規定する特

許局における手続(不服申立てに限る。)、異

議申立て及び裁定に関する経済産業大臣に對

する手続(裁定の取消しに限る。)についての

代理業務、同条第二項第一号に規定する税閑

長又は財務大臣に対する手続(不服申立てに限る。)についての代理業務、同法第六条に規定する訴訟

の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務(特許業務法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。)

第一項及び第三項の規定にかかわらず、弁護士は、刑事に関する事件における弁護人としての業務、少年の保護事件若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第三条に規定する処遇事件における付添人としての業務、逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐人としての業務、人身保護法(昭和二十三年法律第百九十九号)第十四条第二項の規定により裁判所が選任した代理人としての業務、人

事訴訟法(平成十五年法律第百九号)第十三条第二項及び第三項の規定により裁判長が選任した訴訟代理人としての業務又は民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第三十五条第一項に規定する特別代理人としての業務を遂行するために必要な場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、弁護士の資格、これらの業務の別及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

前条第三項の規定は、前各項の請求をしようとする者について準用する。

第十条の三 第十条第一項又は前条第一項から第五項までの請求をする場合において、現に請求の任に当たつてゐる者は、市町村長に対し、運

転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たつてゐる者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならない。

前項の場合において、現に請求の任に当たつてゐる者が、当該請求をする者(前条第二項の請求にあつては、当該請求の任に当たる権限を有する職員。以下この項及び次条において「請求者」という。)の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たつている者は、市町村長に対し、法務省令で定める方法により、請求者の依頼又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書面を提供しなければならない。

第十条の四 市町村長は、第十条の二第一項から

第五項までの請求がされた場合において、これらの規定により請求者が明らかにしなければならない事項が明らかにされていないと認めるときは、当該請求者に対し、必要な説明を求めることができる。

第十一条の二第一項中「記載されている者」の下に「(その戸籍から除かれた者を含む。次項において同じ。)」を加える。

第十二条の二を次のように改める。

第十条の二 第十条から第十条の四までの規定

は、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書以下

〔除籍謄本等」という。)の交付の請求をする場合に準用する。

第二十条の四中「在る者又は在つた者」を「記載

されている者(その戸籍から除かれた者を含む。)に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 市町村長は、届出によつて効力を生ずべき認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚の届出(以下この条において「縁組等の届出」という。)が市役所又は町村役場に出頭した者によってされた場合には、当該出頭した者に対し、法務省令で定めるところにより、当該出頭した者が届出事件の本人(認知にあつては認知する者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たつている者は、市町村長に対し、法務省令で定める方法により、請求者の依頼又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書面を提供しなければならない。

前項の規定による申出に係る縁組等の届出があつた場合において、当該申出をした者が市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを第一項の規定による措置により確認することができなかつたときは、当該縁組等の届出を受理することができない。

市町村長は、前項の規定により縁組等の届出を受理することができなかつた場合は、遅滞なく、第三項の規定による申出をした者に対し、法務省令で定める方法により、当該縁組等の届出があつたことを通知しなければならない。

第四十八条第三項中「第十条第四項」を「第十条第三項及び第十条の三」に改め、「これを」を削る。

第八十七条第二項中「以外の親族」の下に「、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人」を加える。

第一百二十六条を附則第一条とし、第一百二十七条を附則第二条とし、第一百二十八条を附則第三条とし、第一百二十九条を附則第四条とし、第一百三十条を附則第五条とする。

第一百三十二条を附則第一項中「第一百二十八条第一項」を

「附則第三条第一項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を附則第六条とす

る。

第一百三十二条を附則第七条とする。

第二十条の四中「在る者又は在つた者」を「記載

頭して届け出たことを第一項の規定による措置により確認することができないときは当該縁組等の届出を受理しないよう申し出ることができる。

市町村長は、前項の規定による申出に係る縁組等の届出があつた場合において、当該申出をした者が市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを第一項の規定による措置により確認することができなかつたときは、当該縁組等の届出を受理することができない。

第三条第一項」に改め、同条を附則第八条とす
る。

〔第三十八条第一項但書〕を〔第三十八条第一項ただし書〕に改め、同条第二項中「添附し」を「添付し」に改め、同条を附則第九条とする。

〔第十四条第一項ただし書〕に改め、同条を附則第十条とする。

第三百三十七条中「第一百二十八条第一項」を「附則第三条第一項」に改め、同条を附則第十二条とする。

第一百三十八条第三項中「第一百十九条」を「第一百二十二条」に改め、同条を附則第十三条とする。

第一百四十条を附則第十四条とし、第一百四十一條を附則第十五条とする。

第一百二十三条中「これを」を削り、本則中同条を

条第三号中「その他の」を「その他」に改め、同条第
四号中「戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは

は抄本、第十条第一項若しくは第十二条の二第一項の証明書」を「戸籍謄本等、除籍謄本等」に改

「第一百七条の四第一項」を「第一百二十条第一項」に
改め、同条を第一百三十七条とする。

第一百二十二条中「第二項」の下に「これらの規定

平成十九年四月二十七日 参議院会議録第一十一号(その二) 戸籍法の一部を改正する法律案

同条を第百三十六条とする。

第百二十条中「これを三万円」を「五万円」に改め、同条を第百三十五条とし、同条の前に次の章名及び三条を加える。

第九章 罰則

第一百三十二条 戸籍の記載又は記録を要しない事項について虚偽の届出をした者は、一年以下の

懲役又は二十万円以下の罰金に処する。外国人に
に関する事項について虚偽の届出をした者も、

同様とする。

第百三十三条 偽りその他不正の手段により、第十一条若しくは第十条の一に規定する書類等本

等、第十二条の二に規定する除籍謄本等又は第

百二十条第一項に規定する書面の交付を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百三十四条 偽りその他不正の手段により、第

四十八条第二項（第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧を）、又は同項

の規定による証明書の交付を受けた者は、十万円以下の過料を科する。

円以下の過料に処する。

定する請求に係るものを除く。)に関する市町村長の处分を加え、同条を第一百二十三条とし、同条

の次に次の二条及び一章を加える。

第一百二十四条 第十条第一項又は第十条の二第二項から第五項までの請求(これらの規定を第十一

二条の二において準用する場合を含む。)、第四十八条第二項の規定による請求及び第一百二十条

第一項の請求について市町村長がした処分に不服がある者は、市役所又は町村役場の所在地を

管轄する法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。

第八章 雜則

第一百二十六条 市町村長又は法務局若しくは地方法務局の長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるものため、その必要の限度において、これら的情報を提供することができる。

第一百二十七条 戸籍事件に関する市町村長の处分については、行政手続法(平成五年法律第十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第一百二十八条 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第一百三十条 行政手続等における情報通信の技術利用に関する法律(平成十四年法律第百五十号)において「情報通信技術利用法」という。(第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令で定めるところによる。)

第四十七条の規定は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してした届出及び申請について準用する。

第四十条又は民法第七百四十一條若しくは第八百一条の規定による届出及び第四十一条の規定による証書の提出については、情報通信技術利用法第三条の規定は、適用しない。

戸籍及び除かれた戸籍については、情報通信技術利用法第六条の規定は、適用しない。

第一百三十二条 この法律に定めるもののほか、届書その他戸籍事務の処理に關し必要な事項は、法務省令で定める。

第一百十九条中「家事審判法」の下に「(昭和二十二年法律第百五十二号)」を加え、「これを」を削り、「申立」を「申立て」に改め、同条を第百二十二条とする。

第一百八十八条中「戸籍事件」の下に「(第百二十四条に規定する請求に係るものを除く。)」を加え、「申立」を「申立て」に改め、同条を第百二十二条とする。

第六章の章名中「雑則」を「不服申立て」に改め
る。

第六章を第七章とする。

第一百七条の四第一項中「第十二条の二第一項」
を「第十条の二第一項から第五項まで(これらの
規定を第十二条の二において準用する場合を含
む。)に、「これらの規定の臘本、抄本又は證明
書」を「戸籍謄本等又は除籍謄本等」に改め、第五

章の二中同条を第百二十条とする。
第一百七条の三を第百十九条とし、第百十七条
の二を第百十八条とする。

第五章の二を第六章とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前の戸籍法(次項において「旧法」という。)第十
一条第一項、第十二条の二第一項又は第四十八条
第二項の規定によりされた請求に係る戸籍事件
及び当該戸籍事件についての不服申立てについ
ては、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第四十八条第一項の
規定によりされた請求に係る戸籍事件について
は、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第
一項の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこの法律の施行後にしての行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。

平成十九年四月二十六日 参議院会議録第二十一号(その二) 戸籍法の一部を改正する法律案 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案
(地方交付税法の一部改正)
第四条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百
十ー号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第三十七号中「第百十七
条の三第二項」を「第百十九条第二項」に改め
る。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における
取扱いに関する法律の一部改正)
第五条 地方公共団体の特定の事務の郵便局にお
ける取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百
二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第百十七条の四第一項」を
「第百二十条第一項」に、「第十二条の二第一項
の規定に基づく同項」を「第十二条の二において
準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法
第十二条の二」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する
法律の一一部改正)
第六条 競争の導入による公共サービスの改革に
関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部
を次のように改正する。

第三十四条第一号中「第百十七条の四
第一項」を「第百二十条第一項」に、「第十二条の二
の規定に基づく同項」を「第十二条の二
において準用する同法第十条第一項の規定に基
づく同法第十二条の二」に改める。

(審査報告書)
産業活力再生特別措置法等の一部を改正する
法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十九年四月二十六日
参議院議長 扇 千景殿
要領書
一、委員会の決定の理由
二、経済産業委員長 伊達 忠一

参議院議長 扇 千景殿
要領書
一、委員会の決定の理由
二、経済産業委員長 伊達 忠一

の効率化、質の向上、新事業の促進による雇用
の創出等に重点的に取り組むこと。

二 中小企業の再生支援については、中小企業再
生支援協議会の全国組織を早期に活動させ、専
門人材の活用など機能強化を図るとともに、債
務保証制度の活用等により、私的整理中の中小
企業が十分な融資を確保することができるよう
努めること。また、裁判外紛争解決事業者につ
いての法務大臣の認証及び経済産業大臣の認定
に当たっては、厳正な認定基準に基づき、中立
公正な業務を行う事業者に限定すること。

三 いわゆる包括的ライセンス契約登録制度にお
いては、具体的な特許番号が特定されず、通常
実施権者の名称、実施権の内容、実施範囲が非
公示であるなど第三者が登録内容を直ちに確認
することができないことから、登録対象となる
実施権の特定方法、取引における情報開示の在
り方、実施権者保護の在り方について、知的財
産権の取引実態を十分に考慮しつつ、ガイドラ
インを策定するなど引き続き検討すること。

附帯決議
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。
二、附帯決議
実施権の特定方法、取引における情報開示の在
り方、実施権者保護の在り方について、知的財
産権の取引実態を十分に考慮しつつ、ガイドラ
インを策定するなど引き続き検討すること。
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十九年四月十二日
参議院議長 扇 千景殿
衆議院議長 河野 洋平
等による検討を急ぎ、ITの活用等による業務

<p>産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案</p> <p>産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律</p> <p>(産業活力再生特別措置法の一部改正)</p> <p>第一条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次を次のように改める。</p> <p>目次</p> <table border="0"> <tr><td>第一章 総則(第一条―第四条)</td></tr> <tr><td>第二章 事業再構築、共同事業再編、経営資源活用、技術活用事業革新及び経営資源融合の円滑化(第五条―第三十条)</td></tr> <tr><td>第三章 中小企業の活力の再生</td></tr> <tr><td>第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化(第三十一条―第三十九条)</td></tr> <tr><td>第二節 中小企業再生支援体制の整備(第四十条―第四十七条)</td></tr> <tr><td>第四章 事業再生の円滑化(第四十八条―第五十四条)</td></tr> <tr><td>第五章 事業活動における知的財産権の活用</td></tr> <tr><td>第一節 特許料の特例等(第五十五条―第五十七条)</td></tr> <tr><td>第二節 特定通常実施権登録(第五十八条)</td></tr> <tr><td>第六章 雜則(第七十二条―第七十六条)</td></tr> <tr><td>附則</td></tr> </table> <p>第一条 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るために、その生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国産業の活力の再生に寄与することを目的とする。</p>	第一章 総則(第一条―第四条)	第二章 事業再構築、共同事業再編、経営資源活用、技術活用事業革新及び経営資源融合の円滑化(第五条―第三十条)	第三章 中小企業の活力の再生	第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化(第三十一条―第三十九条)	第二節 中小企業再生支援体制の整備(第四十条―第四十七条)	第四章 事業再生の円滑化(第四十八条―第五十四条)	第五章 事業活動における知的財産権の活用	第一節 特許料の特例等(第五十五条―第五十七条)	第二節 特定通常実施権登録(第五十八条)	第六章 雜則(第七十二条―第七十六条)	附則
第一章 総則(第一条―第四条)											
第二章 事業再構築、共同事業再編、経営資源活用、技術活用事業革新及び経営資源融合の円滑化(第五条―第三十条)											
第三章 中小企業の活力の再生											
第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化(第三十一条―第三十九条)											
第二節 中小企業再生支援体制の整備(第四十条―第四十七条)											
第四章 事業再生の円滑化(第四十八条―第五十四条)											
第五章 事業活動における知的財産権の活用											
第一節 特許料の特例等(第五十五条―第五十七条)											
第二節 特定通常実施権登録(第五十八条)											
第六章 雜則(第七十二条―第七十六条)											
附則											

<p>第二条第九項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の二」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第二号の二号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第五項を第八項とし、同項の次に次の四項を加える。</p> <p>9 この法律において「一般事業革新設備」とは、事業革新設備であつて、特定事業革新設備以外のものをいう。</p> <p>10 この法律において「特定事業革新設備」とは、事業革新設備であつて、国内及び外国において第八項第二号の新技術に係る知的財産権(知的財産基本法第二条第一項の知的財産をいう。第十六条第二項第四号において同じ。)の適切な保護が図られている場合として經濟産業省令で定める場合に該当する場合における当該事業革新設備をいう。</p>
--

<p>11 この法律において「特定信用状」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者の依頼により銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関(次項及び第二十一条において単に「金融機関」という。)が発行する信用状であつて、当該事業者の外国関係法人の外國銀行等(銀行法昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項に規定する外国銀行等をいう。以下同じ。)からの借入れ(手形の割引を受けることを含む。)による債務の不行等を履行する旨を表示するものをいう。</p> <p>12 この法律において「特定信用状発行契約」とは、事業者と金融機関との間で締結される契約であつて、当該金融機関が特定信用状を発行することを約し、当該金融機関が当該特定信用状に基づく債務を履行した場合において当該事業者が当該金融機関に対しても該債務を履行した額に相当する金額その他經濟産業省令で定める金額を支払うことを約するものを行う。</p> <p>5 この法律において「外国関係法人」とは、外國法人(新たに設立されるものを含む。)であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその經營を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。</p> <p>6 この法律において「技術活用事業革新」とは、事業者が行おうとする事業活動のうち、次に掲げる方法により取得した経営資源を自らの経営資源と一体的に活用して、技術革新</p>

<p>7 この法律において「経営資源融合」とは、その進展に即応した産業技術の研究開発を行うことにより、事業革新を行い、又は商品の新たな販売の方式の導入若しくは役務の新たな提供の方式の導入による外国における新たな事業の生産性を著しく向上させることを目指したものという。</p> <p>一 産業技術の研究開発に必要となる経営資源の取得を目的として合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、若しくは資本の相当程度の増加(関係事業者がこれらを行う場合及び外国において外国関係法人がこれらに相当するものを行つ場合を含む。)、他の会社の株式の取得(当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。)、当該外國法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの取得(当該取得により当該外國法人が外國関係法人となる場合に限る。)又は会社の設立(外國関係法人の設立を含む。)を行う方法</p> <p>二 事業者又は関係事業者若しくは外國関係法人が他の事業者、大学その他經濟産業省令で定める者から知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二項の知的財産権及び外國におけるこれに相当するものをいう。)の移転若しくは設定を受け、又は営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項の営業秘密及び外國におけるこれに相当するものをいう。)の開示を受ける方法</p>

の行う事業の分野を異にする二以上の事業者が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせ

一体的に活用して、著しく高い生産性が見込まれる事業を行なうことを目指した事業活動であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該二以上の事業者及びこれらの関係事業者に係る合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、他の会社の株式の取得(当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る)、資本の相当程度の増加又は会社の設立を伴うものであること。

二 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成若しくは提供に係る役務の構成を相当程度変化させ、又は国内における新たな需要を相当程度開拓するものであること。

17 第二条に次の五項を加える。

この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること(再生手続、更生手続その他政令で定める法律に定める手続によりその事業の再生を図る場合を除く。)をいう。

18 この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者(裁判外紛争解決手続の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二条第四号に規定する者をいう。第四十八条において同じ。)であつて、同条第一項の規定により認定を受け

たものをいう。

19 この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第一条第三号に規定する手続をいう。第四十八条第一項第二号において同じ。)であつて、特定認証紛争解決手続事業者が事業再生に係る紛争について行なうものをいう。

20 この法律において「特定通常実施権許諾契約」とは、法人である特許権者、実用新案権者又は特許権若しくは実用新案権についての専用実施権者が、他の法人に、その特許権、実用新案権又は専用実施権(特許権又は実用新案権についての専用実施権をいう。以下同じ。)についての通常実施権(第六十三条第一項及び第二項第一号を除き、以下単に「通常実施権」という。)を許諾することを内容とする書面電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができきない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいう。)で作成されているものを含む。以下この項において同じ。)でされた契約であつて、当該書面に許諾の対象となるすべての特許権、実用新案権又は専用実施権に係る特許番号(特許法昭和三十四年法律第二百二十一号)第六十六条第三項第六号の特許番号をいう。以下同じ。)又は実用新案登録番号(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第十四条第三項第六号又は特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものと

された同法第三条の規定による改正前の実用新案法第十四条第三項の登録番号をいう。以下同じ。)が記載されているもの以外のものを

とは、特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権について、この法律の規定により登録すべき事項を記録する帳簿をいう。

21 この法律において「特定通常実施権登録簿」とは、特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権について、この法律の規定により登録すべき事項を記録する帳簿をいう。

22 第三十八条第一項中「第三十五条」を「第七十一条に改め、同条を第七十六条とする。」

第三十七条第一項中「承継する事業を所管する大臣」の下に「技術活用事業革新計画に係る事業を所管する大臣、経営資源融合計画に係る事業を所管する大臣」を加え、同項ただし書中「第二条の三」を「第四条」に改め、同条を第七十五条とする。

第三十六条第二項中「第三十二条」を「第五十五条」に改め、同条を第七十四条とする。

第三十五条第二項中「第二十九条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定認証紛争解決事業者に対し、特定認証紛争解決手続の業務又は第五十二条に規定する資金の借入れに係る確認の業務の実施状況について報告を求めることができる。

3 前二項の規定により登録をした場合における当該通常実施権については、特許法第六十七条の三第一項第二号、第八十四条、第八十七条第一項、第一百二十三条第四項及び第一百二十五条の二第一項第二号並びに実用新案法第二十一条第三項において準用する特許法第八十四条及び第八十七条第一項並びに実用新案法第三十七条第四項の規定は、適用しない。

第五章を第六章とする。

第四章中第三十三条を第五十七条とし、同条

の次に次の二節を加える。

第二節 特定通常実施権登録
(通常実施権の対抗要件に関する特例)

第五十八条 特定通常実施権許諾契約により通常実施権が許諾された場合において、当該許諾に係る通常実施権につき特定通常実施権登録簿に登録をしたときは、当該通常実施権について、特許法第九十九条第一項(実用新案法第十九条第三項において準用する場合を含む。)の登録があつたものとみなす。

2 特定通常実施権許諾契約により通常実施権が許諾された場合において、当該許諾に係る通常実施権の全部の移転又は処分の制限につき特定通常実施権登録簿に登録をしたときは、当該通常実施権について、特許法第九十九条第三項(実用新案法第十九条第三項において準用する場合を含む。)の登録があつたものとみなす。

3 前二項の規定により登録をした場合における当該通常実施権については、特許法第六十七条の三第一項第二号、第八十四条、第八十七条第一項、第一百二十三条第四項及び第一百二十五条の二第一項第二号並びに実用新案法第二十一条第三項において準用する特許法第八十四条及び第八十七条第一項並びに実用新案法第三十七条第四項の規定は、適用しない。

(特定通常実施権登録簿)
第五十九条 特許庁に、特定通常実施権登録簿を備える。

官報(号外)

<p>2 特定通常実施権登録簿は、その全部又は一部を磁気ディスク(これに準する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる。以下同じ。)をもつて調製することができる。</p> <p>3 前条第一項及び第二項に規定する特定通常実施権登録簿への登録(以下「特定通常実施権登録」という。)は、特定通常実施権登録簿に、次に掲げる事項を記録することによって行う。</p>
<p>一 登録の目的</p> <p>二 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>三 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾を受けた者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>四 特定通常実施権許諾契約における許諾の対象となる特許権、実用新案権又は専用実施権を特定するために必要な事項で経済産業省令で定めるもの</p> <p>五 特定通常実施権許諾契約において設定行為で定めた特許発明の実施又は登録実用新案の実施をする範囲</p> <p>六 申請の受付の年月日</p> <p>七 登録の存続期間</p> <p>八 登録番号</p> <p>九 登録の年月日</p> <p>4 前項第七号の存続期間は、十年を超えることができない。(登録の申請)</p> <p>第六十条 第五十八条第一項の登録は、特定通</p>
<p>常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者及び特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者が申請しなければならない。</p> <p>2 第五十八条第二項の特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権の全部の移転の登録は、当該通常実施権を移転した者及び当該通常実施権の移転を受けた者が申請しなければならない。</p> <p>(延長登録)</p> <p>第六十一条 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者であつて特定通常実施権登録を受けたもの(以下「特定権者」という。)及び特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者であつて特定通常実施権登録を受けたもの(以下「特定通常実施権者」という。)は、特定通常実施権登録を延長する登録を申請することによって行う。</p>
<p>2 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。</p> <p>一 当該特定通常実施権登録を抹消する旨</p> <p>二 申請の受付の年月日</p> <p>三 登録の年月日</p> <p>(登録対象外登録)</p> <p>第六十三条 特定通常実施権者は、特許庁長官に対し、その特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又は専用実施権(当該特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又は専用実施権が他人に移転された場合における当該特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権を含む。)が、当該特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権登録の対象でないことの登録を申請することができる。</p>
<p>2 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録簿に記録されている事項(第五十九条第三項第五号から第五号までに掲げる事項を除く。以下この項において同じ。)の閲覧若しくは謄写(特定通常実施権登録簿の全部又は一部が磁気ディスクをもつて調製されているときは、当該磁気ディスクをもつて調製された部分に記録されている事項を経済産業省令で定める方法により表示したもの)又は当該事項を証明した書面(第六十九条第一項第二号において「開示事項証明書」という。)の交付を請求することができる。</p> <p>2 次に掲げる者は、特許庁長官に対し、それぞれに係る特定通常実施権許諾者に係る特定通常実施権登録について、特定通常実施権登録簿に記録されている事項(第五十九条第三項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)を証明した書面(以下「登録事項概要証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時において、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消さ</p>
<p>常実施権者は、次に掲げる事由があるときは、特定通常実施権登録を抹消する登録を申請することができる。</p> <p>一 特定通常実施権許諾契約による通常実施権の効力を失ったこと。</p> <p>二 特定通常実施権許諾契約による通常実施権の許諾が取消し、解除その他の原因により効力を失ったこと。</p> <p>三 特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権の全部が消滅したこと。</p> <p>四 登録の年月日</p> <p>(登録事項証明書等の交付)</p> <p>第六十四条 何人も、特許庁長官に対し、特定通常実施権登録簿に記録されている事項(第五十九条第三項第五号から第五号までに掲げる事項を除く。以下この項において同じ。)の閲覧若しくは謄写(特定通常実施権登録簿の全部又は一部が磁気ディスクをもつて調製されているときは、当該磁気ディスクをもつて調製された部分に記録されている事項を経済産業省令で定める方法により表示したもの)又は当該事項を証明した書面(第六十九条第一項第二号において「開示事項証明書」という。)の交付を請求することができる。</p> <p>2 それに係る特定通常実施権許諾者に係る特定通常実施権登録について、特定通常実施権登録簿に記録されている事項(第五十九条第三項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)を証明した書面(以下「登録事項概要証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時において、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消さ</p>

官報(号外)

1	平成十九年四月二十七日 参議院会議録第二十一号(その二) 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案	令で定めるもの
2	前項に掲げる場合のほか、第二項各号に掲げる者は、それぞれに係る特定通常実施権許諾者の特定通常実施権登録において特定通常実施権登録契約により通常実施権の許諾を受けた者として記録されている者に対し、当該特定通常実施権登録に係る登録事項証明書の交付を特許庁長官に対して請求する旨を通知した場合は、当該通知の到達した日から政令で定める期間を経過した後において、特許庁長官に対し、当該登録事項証明書の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求時ににおいて、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての専用実施権をその後に取得した者は、前号に掲げる者が取得した同号の特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権を差し押さえ、又は仮に差し押さえた債権者	4 前項に掲げる場合のほか、第二項各号に掲げる者は、それぞれに係る特定通常実施権許諾者の特定通常実施権登録において特定通常実施権登録契約により通常実施権の許諾を受けた者として記録されている者に対し、当該特定通常実施権登録に係る登録事項証明書の交付を特許庁長官に対して請求する旨を通知した場合は、当該通知の到達した日から政令で定める期間を経過した後において、特許庁長官に対し、当該登録事項証明書の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求時ににおいて、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての専用実施権をその後に取得した者は、前号に掲げる者が取得した同号の特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権を差し押さえ、又は仮に差し押さえた債権者
3	前各号に掲げる者について利害関係を有する者として政令で定めるもの	5 前項の通知は、経済産業省令で定める事項を記載した確定日付のある証書による方法その他経済産業省令で定める方法によってしなければならない。
4	特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権を取得した者	6 第四項の通知は、同項の特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者として記録されている者に係る特定通常実施権登録簿に記録された本店又は主たる事務所の所在地にあって発すれば足りる。
5	前各号に掲げる者について利害関係を有する者として政令で定めるもの	7 第四項の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
6	特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者	8 第一項から第四項までの特許庁長官に対する請求の手続に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。
7	特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者について利害関係を有する者として政令で定めるもの	（行政手続法の適用除外）
8	第一項から第四項までの特許庁長官に対する請求の手続に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。	第六十五条 この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。
9	前項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。	（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）
10	過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。	第六十六条 特定通常実施権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。
11	前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。	第六十七条 特定通常実施権登録簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）
12	（特許法の準用）	第七十条 特許法第三条及び第五条第一項の規定は、この節の規定又は当該規定に基づく命令に規定する手続についての期間に準用する。
13	（異議申立てと訴訟との関係）	第七十一条 特許法第七条、第八条、第十一條から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十五十八条（第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。
14	第六十八条 この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。	2 特許法第七条、第八条、第十一條から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十五十八条第一項、第二十条並びに第二十五条の規定は、この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による手続に準用する。この場合において、同法第十七条第三項第三号中「第百九十五条第一項から第三項まで」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第六十九条第一項」と読み替えるものとする。
15	（手数料の納付）	3 登録事項概要証明書の交付を請求する者
16	第六十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して登録簿に記録された本店又は主たる事務所の所在地にあって発すれば足りる。	4 登録事項証明書の交付を請求する者
17	特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者について利害関係を有する者として政令で定めるもの	5 登録事項証明書の交付を請求する者
18	（手数料の納付）	6 登録事項証明書の交付を請求する者
19	第六十四条第一項の規定により閲覧又は	7 登録事項証明書の交付を請求する者

新及び経営資源融合並びに創業」に改め、同条を第五十五条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第一節 特許料の特例等

第三十条を削る。

第四章の章名を削る。

第二十九条の八中「(平成十年法律第九十号)」を削り、第三章第二節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第四章 事業再生の円滑化

(認証紛争解決事業者の認定)

第四十八条 認証紛争解決事業者であつて、裁判外紛争解決手続の促進に関する法律

第六条第一号の紛争の範囲を事業再生に係る紛争を含めて定めているものは、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者を手続実施者

(裁判外紛争解決手続の促進に関する法律第二条第一号の手続実施者をいう。)として選任することができる。

二 事業再生に係る紛争についての認証紛争解決手続の実施方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る認証紛争解決事業者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定を受けた認証紛争解決事業者が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は第五十二条の資金の借入れに係る確認を適切に行つてないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(調停機関に関する特例)

第四十九条 事業者が特定債務等の調整(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律平成十一年法律第百五十八号)第二条

第二項に規定する特定債務等の調整をいう。)

に係る調停の申立てをした場合(当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。)において、当該申立て前に当該

申立てに係る事件について特定認証紛争解決手続が実施されていた場合には、裁判所は、

当該特定認証紛争解決手続が実施されていることを考慮した上で、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第五条第一項ただし書の規定により裁判官だけで調停を行うことが相当であるかどうかの判断をするものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務)

第五十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構

は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間(当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたときは、当該申立ての時までの期間。次条において「事業再生準備期間」という。)における事業再生を行おうとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借

入れに係る債務の保証を行う。

一 特定認証紛争解決事業者 特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間

二 認定支援機関 事業再生を行おうとする中小企業者に係る事業再生の計画の作成についての指導又は助言(特定認証紛争解決手続において行うものを除く。)を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計画についての合意が成立し、又は合意が成立しないことが明らかになるまでの間

(中小企業信用保険法の特例)

第五十一条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生円滑化

関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第二項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、事業再生を行おうとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことがで

きない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金の借入れ(事業再生準備期間における資金の借入れに限る。)に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定に係るものについては、これらの規定

中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		第三条の二第一項及び第三条の三第一項	
		保険額の合計額が	保険額の合計額が
第三条の二第三項		定する事業再生円滑化関連保証(以下「事業再生円滑化関連保証」という。)に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ	事業再生円滑化関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三条の三第二項	当該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とす

当事者である債権者が当該事業者に対しても他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員の同意を得ていること。

(再生手続の特例)

第五十三条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、前条の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、同条の規定による確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権(同条第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた再生債権に限る。)との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五条)第百六十三条第一項の再生計画案をいう。以下この条において同じ。)が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが前条各号のいずれにも適合することが認められていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第一百五十五条第一項に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断する。

(再生手続の特例)

第五十二条 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解决手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該特定認証紛争解决手続の開始から終了に至るまでの間における当該事業者の資金の借入れが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に該当するものであること。
二 当該資金の借入れに係る債権の弁済を、当該特定認証紛争解决手続における紛争の

号の債権者に同号の同意の際保有されていた更生債権に限る。)との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが同条各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)第六十八条第一項に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

第二十九条の七中「第二十九条の七」を「第四十六条」に改め、同条を第四十六条とし、第二十九条の六を第四十五条とし、第二十九条の五を第四十四条とし、第二十九条の四を第四十三条とし、第二十九条の三を第四十二条とする。

第二十九条の二第二項中「次項第四号ハ」を「第四項第四号ハ」に改め、同項第一号及び第二号中「経営資源再活用」の下に「技術活用事業革新、経営資源融合」を加え、同項第四号中「第二十九条の八」を「第四十七条」に改め、同項に次の一號を加える。

第二十七條の表上欄中「平成二十年三月三十日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同表下欄中「第二十四条第五項、第七項及び第八項」を「第三十五条规定第一項、第三項及び第四項」に、「第二十五条」を「第三十六条」に、「第二十六条第五項から第八項まで」を「第三十五条第一項から第四項まで」に、「第二十六条」を「第三十七条」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十九条の二第二項中「昭和三十八年法律第二十六条规定第一項中「第二条第七項第一号」を削り、同項第一号中「第二条第十四項第二号」に改め、同項第二号中「中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等」いう。以下この条において同じ。」を削り、同条を第三十七条とし、第二十五条を第三十六条とする。

紛争解決手続(同法第一条第一号に規定する手続をいう。)を実施することができる。

第二十九条第一項中「又は経営資源活用新事業を「技術活用事業革新、経営資源融合、経営資源活用新事業」に、「支援し」を「支援するとともに、中小企業の事業の再生を適切に支援し」に改め、同条を第四十条とする。

第三章第一節中第二十八条を第三十九条とする。

第五十四条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、第五十二条の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について更生手続開始の決まりを認めた場合において、同条の規定による確認を受けた資金の借入れに係る更生債権と

第五十四条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、第五十二条の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について更生手続開始の決まりを認めた場合において、同条の規定による確認を受けた資金の借入れに係る更生債権と

3 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び前項各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の認定を受け、かつ、第四十八条第一項の認定を受け、事業再生に係る紛争について民間

第二十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(中小企業信用保険法の特例)」を付し、同条第一項中「無担保保険」を「中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)」に、「中小企業信用保険法

第三条の「第二項」を「同項」に改め、「をいう」の下に「同じ」と加え、「第二条第七項第一号」を「第二条第十四項第一号」に、「含む。」に「を含む。」以下同じ。)に、「第二十四条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二条第七項第一号」を「第二条第十四項第一号」に改め、「前項に規定する」を削り、同条中第五項から第八項までを削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るものうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

口 第二条第十四項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

二 当該保険関係に係る債務の保証の委託の申込みを、前号イ及びロに規定する事業の廃止の日又は解散の日から五年を経過する日前に行つたこと。

第三十二条を第三十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十四条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借り入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)の保険関係であつて、特定信用状関連保証(特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保險額の合計額が」とあるのは「産業活力再生特別措置法第三十四条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約(同法第二条第十二項の特

第三条第二項	百分の七十	百分の八十	特定信用状発行契約(産業活力再生特別措置法第二条第十二項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。)に基づく債務の額(中
第三条第三項	借入金の額		小企業者の外国関係法人(同法第二条第五項の外国関係法人をいう。以下同じ。)の外國銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四十九号)第四条第三項の外國銀行等をいう。)からの借入金の額に相当する額に限る。)のうち保証をした額(特殊保証の場合は限度額)の総額と借入
第五条	第五条		金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれとする。
第五条	第五条		2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

百分の七十(無担保保険、特 別小口保険、流動資産担保保 険、公害防止保険、エネル ギー対策保険、海外投資関係 保険、新事業開拓保険、事業 再生保険及び特定社債保険に あつては、百分の八十)	百分の八十
第五条第一号及び 第三号並びに 第八条第一号及 び第三号	特定信用状発行契約に基づく債務
借入金又は社債に係る債務	特定信用状発行契約に基づく債務
第三十五条 普通保険、無担保保険又は中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、経営資源活用関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営資源活用新事業計画に従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資金に係るもの)を受けて了承された中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これら規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	第三十五条 普通保険、無担保保険又は中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、経営資源活用関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営資源活用新事業計画に従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資金に係るもの)を受けて了承された中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(産業活力再生特別措置法第三十二条第二項に規定する認定経営資源活用新事業計画に従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資金(以下この条において「経営資源活用新事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係についての同項中「二億円」とあるのは「六億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」とする。
第三条第一項	保険価額の合計額が
第三条の二第一項及び 第三条の三第一項	産業活力再生特別措置法第三十五条第一項に規定する経営資源活用関連保証(以下「経営資源活用関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
当該債務者	経営資源活用関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
当該債務者	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
当該債務者	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

第三条の三第二項	当該保証をした 当該債務者	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(産業活力再生特別措置法第三十二条第二項に規定する認定経営資源活用新事業計画に従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資金(以下この条において「経営資源活用新事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係についての同項中「二億円」とあるのは「六億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」とする。	2 生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。	2 生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。
3 普通保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十」とある普通保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再	3 第二十一条中「及び経営資源再活用」を「経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合」に改め、第二章中同条を第二十九条とし、同条の次に次の二条を加える。 (サービス業の生産性の向上の支援) 第二十条 国は、我が国産業の活力の再生におけるサービス業の生産性の向上の重要性にかんがみ、サービス業における事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合の円滑な実施のため、サービス業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。	3 第二十一条中「及び経営資源再活用」を「経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合」に改め、第二章中同条を第二十九条とし、同条の次に次の二条を加える。 (サービス業の生産性の向上の支援) 第二十条 国は、我が国産業の活力の再生におけるサービス業の生産性の向上の重要性にかんがみ、サービス業における事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合の円滑な実施のため、サービス業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。
2 国は、サービス業に属する事業を営む事業	2 国は、サービス業に属する事業を営む事業	2 国は、サービス業に属する事業を営む事業

者が、基本指針(サービス業に属する事業者)について第四条第一項の規定により事業野別指針が定められた場合にあっては、基本指針及び当該事業分野別指針)を踏まえ、当該事業者や大学等と相互に連携を図りながら協力してサービス業の生産性の向上に資すことを活動を行う場合には、当該活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

法人(認定技術活用事業革新計画において)外國関係法人が行う措置に関する計画が含まれている場合における当該外國関係法人に限り(る)に係るもののが取得及び保有の事業を営むことを約することができる。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

「第十九条中「又は経営資源再活用」を「、経営資源再活用、技術活用事業革新又は経営資源融台」に改め、同条を第一十七条とする。

「第十八条第一項中「又は経営資源再活用」を「、経営資源再活用、技術活用事業革新又は経営資源融台」に改め、同条を第二十六条とする。

第十四条から第十七条までを削り、第十三条を第二十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

(投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例)

第二十三条 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の組合員は、技術活用事業革新を円滑化するため、同法第三条第一項の組合契約において、同項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券(同項第三号に規定する指定有価証券をいう。若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものであつて、外国関係

「第三条第一項に掲げる事業又は産業活力再生特別措置法第二十三条第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業又は同法第二十三条第一項に規定する事業以外の行為」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う技術活用事業革新円滑化業務)

第二十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、技術活用事業革新を円滑化するため、認定技術活用事業革新事業者が認定技術活用事業革新計画(外国関係法人が行う措置に関する計画を含むものに限る。)に従つて技術活用事業革新を行う場合における当該認定技術活用事業革新事業者の特定信用状発行契約に基づく債務(当該外国関係法人が当該措置に必要な資金を外国銀行等から借り入れることにより当該外国銀行等に対し負担する債務の不履行が生じた場合において、当該認定技術活用事業革新事業者が当該契約の相手方である金融機関に対し負担する債務に限る。)の保証の業務を行う。

付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権(新株予約権付社債等(同項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条及び第三十七条において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は新株移転された株式を含む。)の保有を行うことができる。

2 前項の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は新株移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

第五条第一項又は第六条第一項」を「並びに産業活力再生特別措置法第三条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項」に、「(産業活力再生特別措置法第二条第二項)を「(産業活力再生特別措置法第一条第二項)に、「議事録」とあるのは「議事録、産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあつては、当該場合」を「当該場合」とあるのは「当該場合」と、「議事録」とあるのは「議事録、産業活力再生特別措置法第二十二条第一項に規定する場合にあつては当該場合」に改め、同条を第二十条とする。

第十一条第二項中「第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項」を「第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第三条第一項、第五条第一項」を「認定経営資源再活用計画」に、「第十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第二項中「第三条第一項、第五条第一項

を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十一
条とする。

項又は第六条第一項を「第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第九条第二項中「認定の変更」を「変更の認定」に改め、同条を第十七条とする。

第八条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

四 導入しようとする事業革新設備が特定事業革新設備である場合には、当該特定事業革新設備に係る第二条第八項第二号の新技術に係る知的財産の保護の状況

第八条第三項第一号中「第二条の三第一項」を「第四条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第七条の二第一項中「営業」を「事業」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条の二第一項」を「第八条第一項」に、「又は他の」を「他の」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」の認定(第十条第一項)に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合、同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る技術活用事業革新計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る技術活用事業革新計画について第十二条第一項に規定する

官報(号外)

「当該送付に係る」を加え、「又は経営資源再活用計画」を「経営資源再活用計画」に改め、「経営資源再活用のための措置」の下に「技術活用

事業革新計画に従つて行おうとする技術活用事

業革新のための措置又は経営資源融合計画に

従つて行おうとする経営資源融合のための措置

(以下この項において「事業再構築等関連措置」という。)を加え、「当該事業再構築」を「当該送付に係る事業再構築」に、「当該共同事業再編」を「共同事業再編」に、「又は当該経営資源再活用」を「経営資源再活用」に改め、「属する事業分野」の下に「技術活用事業革新に係る業種又は経営資源融合に係る事業の属する事業分野(以下この項において「事業再構築業種等」という。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、当該事業

再構築業種等における内外の市場の状況、事

業再構築等関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

第七条の二第二項中「又は経営資源再活用計画」を「経営資源再活用計画、技術活用事業革新計画又は経営資源融合計画」に改め、同条第一項に、「又は第六条第一項」を「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「又は第六条第一項」を「第九条第一項」の認定(第十条第一項)に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合、同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る技術活用事業革新計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る技術活用事業革新計画について第十二条第一項に規定する

技術活用事業革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 技術活用事業革新の目標

二 技術活用事業革新による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三 技術活用事業革新の内容及び実施時期

四 技術活用事業革新の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 技術活用事業革新に伴う労務に関する事項

六 同一の業種に属する二以上の事業者の地位を不当に害するものでないこと。

四 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

五 当該技術活用事業革新計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受けた事業者の申請に係る技術活用事業革新計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申

請を行つ事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

第七条第三項中「前条第五項各号」を「前条第

四項各号」に改め、同条第五項中「前条第五項及び第六項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の四条を加える。

(技術活用事業革新計画の認定)
第十一条 事業者は、その実施しようとする技術活用事業革新に関する計画(以下「技術活用事業革新計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

二 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

四 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

五 当該技術活用事業革新計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受けた事業者の申請に係る技術活用事業革新計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申

請を行つ事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

六 同一の業種に属する二以上の事業者の申

請に係る技術活用事業革新計画又は同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受けた事業者の申請に係る技術活用事業革新計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申

請を行つ事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

六 同一の業種に属する二以上の事業者の地位を不当に害するものでないこと。

四 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

五 当該技術活用事業革新計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受けた事業者の申請に係る技術活用事業革新計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申

請を行つ事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

六 同一の業種に属する二以上の事業者の地位を不当に害するものでないこと。

四 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

五 当該技術活用事業革新計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受けた事業者の申請に係る技術活用事業革新計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申

請を行つ事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

六 同一の業種に属する二以上の事業者の地位を不当に害するものでないこと。

四 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

五 当該技術活用事業革新計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受けた事業者の申請に係る技術活用事業革新計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。

ことができる。

6 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その技術活用事業革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該技術活用事業革新計画が基本指針(当該技術活用事業革新計画に係る事業について第四条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあっては、基本指針及び当該事業分野別指針)に照らし適合するものであること。

二 当該技術活用事業革新計画が、第一項の認定を受けることができる。

□ 一般消費者及び関連事業者の利益を不

当に害するおそれがあるものでないこ

と。

7 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、

主務省令で定めるところにより、当該認定に

係る技術活用事業革新計画の内容を公表する

ものとする。

(技術活用事業革新計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた者(当該

認定に係る技術活用事業革新計画に従つて合

併により設立された法人を含む。以下「認定

技術活用事業革新事業者」という。)は、当該

認定に係る技術活用事業革新計画を変更しよ

うとするときは、主務省令で定めるところに

より、その認定をした主務大臣の認定を受け

なければならぬ。

2 主務大臣は、認定技術活用事業革新事業者

又はその関係事業者若しくは外国関係法人が

当該認定に係る技術活用事業革新計画(前項

の規定による変更の認定があつたときは、そ

の変更後のもの。以下「認定技術活用事業革

新計画」という。)に従つて技術活用事業革新

のための措置を行つていないと認めるとき

は、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定技術活用事業革新計画が

前条第六項各号のいずれかに適合しないもの

となつたと認めるときは、認定技術活用事業

革新事業者に対して、当該認定技術活用事業

革新計画の変更を指示し、又はその認定を取り

消しができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取

り消しがしたときは、その旨を公表するものと

する。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定に準用する。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定に準用する。

(経営資源融合計画の認定)

第十三条 その行う事業の分野を異にする二以上

の事業者は、その実施しようとする経営資源

融合に関する計画(以下「経営資源融合計

画」という。)を作成し、主務省令で定めると

ころにより、これを平成二十八年三月三十一

日までに主務大臣に提出して、その認定を受

けることができる。

2 経営資源融合計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営資源融合の目標

二 経営資源融合による生産性及び財務内容

の健全性の向上の程度を示す指標

三 経営資源融合の内容及び実施時期

四 経営資源融合による生産性及び財務内容

の健全性の向上の程度を示す指標

五 経営資源融合に伴う労務に関する事項

六 次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、第一項

の認定の申請を行う事業者と当該事業者が

経営資源を有効に組み合わせ一体的に

活用して行う事業と同一の分野に属する

事業を営む他の事業者との間の適正な競

争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不

当に害するおそれがあるものでないこ

と。

4 経営資源融合計画には、関係事業者が当該

事業者の経営資源融合のために行う措置に関

する計画を含めることができる。

5 主務大臣は、第一項の認定を受けた者(当該

認定に係る経営資源融合計画に従つて合併に

第四条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分野別指針)に照らし適切なものであること。

二 当該経営資源融合計画に係る経営資源融合が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該経営資源融合計画に係る経営資源融

合が過剰供給構造の解消を妨げるものでな

いこと。

四 当該経営資源融合計画に係る経営資源融

合が国民経済の国際経済環境と調和のとれ

た健全な発展を阻害するものでないこと。

五 当該経営資源融合計画が従業員の地位を

不当に害するものでないこと。

六 次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、第一項

の認定の申請を行う事業者と当該事業者が

経営資源を有効に組み合わせ一体的に

活用して行う事業と同一の分野に属する

事業を営む他の事業者との間の適正な競

争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不

当に害するおそれがあるものでないこ

と。

6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、

主務省令で定めるところにより、当該認定に

係る経営資源融合計画の内容を公表するもの

とする。

(経営資源融合計画の変更等)

第十四条 前条第一項の認定を受けた者(当該

認定に係る経営資源融合計画に従つて合併に

するときは、その認定をするものとする。

一 当該経営資源融合計画が基本指針(当該

経営資源融合計画に係る事業分野について

認定に係る経営資源融合計画に従つて合併に

する。

より設立された法人を含む。以下「認定経営資源融合事業者」という。)は、当該認定に係る経営資源融合計画を変更しようとすると認められる。

2 主務大臣は、認定経営資源融合事業者又はその関係事業者が当該認定に係る経営資源融合計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営資源融合計画」という。)に従つて経営資源融合のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定経営資源融合計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定絏営資源融合計画に対する措置を行つていいないと認める。

4 主務大臣は、認定絏営資源融合計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定絏営資源融合計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定に準用する。

第六条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項第一号中「第二条の三第一項」を「第四条第一項」に改め、同項第六号イ中「当該申請を」を「内外の市場の状況に照らして、当該申請を」に改め、「確保される」の下に「ものである」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条

第五項とし、同条を第九条とする。

第五条の二第二項中「認定の変更」を「変更の認定」に改め、同条を第八条とする。

第五条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項第一号中「第二条の三第一項」を「第四条第一項」に改め、同項第五号イ中「第一項」を「内外の市場の状況に照らして、第一項」に改め、「確保される」の下に「ものである」を加え、同条を第七条とする。

第四条第二項中「認定の変更」を「変更の認定」に改め、同条を第六条とする。

第三条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第六項第八号中「営業」を「事業」に改め、同号イ中「当該申請」を「内外の市場の状況に照らして、当該申請」に改め、「確保される」の下に「ものである」を加え、同条を第五条とする。

第二章 事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合の円滑化

第一条の三第一項中「ある事業分野」の下に「又は生産性の向上が特に必要な事業分野」を加え、第一章中同条を第四条とする。

第二条の二第二項第二号ハ中「ほか」を「ほか」に改め、同項第三号ニ中「イ、ロ及びハ」を「イからハまで」に、「ほか」を「ほか」に改め、同項第四号ハ中「ほか」を「ほか」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号イ中「事業革新設備」を「一般事業革新設備及び特定事業革新設備」に改め、同号ロ中「事業革新設備」を「一般事業革新設備及び特定事業革新設備」に

改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 技術活用事業革新に関する次に掲げる事項

イ 技術活用事業革新による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

ロ 技術活用事業革新の実施方法に関する事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、技術活用事業革新に関する重要な事項

六 経営資源融合に関する次に掲げる事項

イ 経営資源融合による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、経営資源融合に関する重要な事項

七 第二条の二を第三条とする。

(産業技術力強化法の一部改正)

第一条 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2 この法律において「技術経営力」とは、技術に関する研究及び開発の成果を経営において用いることにより得られる効率的な技術力である。

他の経営資源と組み合わせて有効に活用することともに、将来の事業内容を展望して研究及び開発を計画的に展開する能力をいう。

第三条に次の二項を加える。

2 技術経営力の強化は、それが前項に規定する産業技術力の強化に資するものであることにかんがみ、事業者が研究及び開発を行うに当たり、自らの競争力の現状及び技術革新の

動向を適確に把握するとともに、その将来的事業活動の在り方を展望することが重要であること、並びに現在の事業分野にかかわらず広く知見を探求し、これにより得られた知識を融合して活用することが重要であることを踏まえて、行わるものとする。

3 国は、第一項に規定する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するに際しては、技術経営力の強化の促進の重要性を踏まえるものとする。

第七条中「企業化」の下に「並びに技術経営力の強化」を加える。

第十七条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い)

第十九条 国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果(以下この条において「特定研究開発等成果」といいう。)に係る特許権その他の政令で定める権利(以下この条において「特許権等」という。)について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者は又は請負者(以下この条において「受託者等」という。)から譲り受けないことができる。

一 特定研究開発等成果が得られた場合に

は、遅滞なく、国にその旨を報告すること

を受託者等が約すること。

二 国が公共の利益のために特に必要がある

としてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。

三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第

三者に許諾することを受託者等が約すること。

四 前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究及び開発を行わせ、かつ、当該法人がその研究及び開発の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該

研究及び開発の受託者との関係及び国が資金を提供して他の法人にソフトウェアの開発を行わせ、かつ、当該法人がその開発の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合における当該法人と当該開発の請負者との関係に準用する。

五 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。

六 第十六条第一項第一号中「若しくは助手」を「助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 その特許発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものであ

施行する。ただし、第一条中産業活力再生特別措置法第二条に五項を加える改正規定(同条第二十項及び第二十一項に係る部分に限る)及び同法第四章中第三十三條を第五十七条とし、同条の次に一節を加える改正規定(同章中第三十三条を第五十七条とする部分を除く)並びに附則第九条及び第十二条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 政府は、前条ただし書の政令で定める日以後平成二十八年三月三十一日までの間に、第一条の規定による改正後の産業活力再生特別措置法(以下「新産業活力再生特別措置法」という。)第五章第二節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に規定するもののほか、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間に、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、新産業活力再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

(事業再構築計画等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法(以下「旧産業活力再生特別措置法」という。)第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第八条第一項の規定による認定の申請は、それぞれ新産業活力再生特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十六条第一項の規定による認定の申請とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第八条第一項の認定を受けている者

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築等円滑化業務の廃止に伴う経過措置)

第六条第一項の認定を受けているものとみなす。

第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十

則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

六条第一項の認定を受けているものとみなす。(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第九条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第四十条第一項の規定により手数料を」の下に「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第六十九条第一項の規定により手数料を」を加え、同条

第二項中「及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」を「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び産業活力再生特別措置法」に改める。

第二項中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表第二号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表

第三号中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表

四条第一項を「第六条第一項」に改め、同表第一号中「第四条第二項」を「第六条第二項」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表

二号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表

五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表第三号中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表

二号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表

二号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表

二号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条の四第五項中「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第号)の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同項の表第一号中「第四条第二項」を「第六条第二項」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表

二号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表

三号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

四号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

五号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

六号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

七号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

八号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

九号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

十号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

十一号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

十二号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

十三号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

十四号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

十五号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

十六号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

十七号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

十八号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

十九号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

二十号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

二十一号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

二十二号中「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰

かかわらずなお従前の例による。

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号及び第十四号中「含む」を「含み、特定通常実施権の登録を除く」に改め、同号の

次に次のように加える。

十四の二 特定通常実施権の登録

(一) 特定通常実施権(産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)第二条第二十項(定義)に規定する特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権をいう。以下この号において同じ。)の設定の登録

(二) 特定通常実施権の移転の登録

イ 法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

三 (一)に掲げる登録の存続期間を延長する登録

四 特定通常実施権の処分の制限の登録

五 (一)から(四)まで、(六)及び(七)に掲げる登録以外の登録

六 登録の更正その他の政令で定める登録

七 登録の抹消

登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
一件につき十五万円	一件につき一万五千円	一件につき三万円	一件につき七万五千円	一千分の四	一件につき一千円
	一件につき一万円	一件につき千円	一件につき千円	千分の四	一件につき千円

(研究交流促進法の一部改正)

第十二条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)第三十条第一項」を「産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十九条第一項」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十号中「第十四条」を「第二十四条及び第五十条」に改め、「及び出資」を削り、「第二十九条の八」を「第四十七条」に改める。

活力再生特別措置法」という。)第十四条第一号の業務

二 改正前産業活力再生特別措置法第十四条第二号の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
附則第十三条の二の見出しを削り、同条の前

に見出しとして「(機構の納付金等)」を付し、同条第一項中「次条」を「附則第十四条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

四 第十三条の三 機構は、附則第八条の五各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行つてある金額に限る)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

五 第十八条第一項第一号中「第二十九条の八」を「第四十七条」に改める。

六 附則第八条の四の次に次の二条を加える。

(改正前産業活力再生特別措置法に係る業務の特例)

第七条第一項 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

八 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

九 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

十 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

十一 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

十二 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

十三 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

十四 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

十五 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

十六 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

十七 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

十八 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

十九 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

二十 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

二十一 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

二十二 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

二十三 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

二十四 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

二十五 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

二十六 第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第一二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

め、同表第二十一条第一項の項中欄中「第十号」

を「掲げる業務」に改め、同項下欄中「第十号並びに附則第八条の三第一号及び第三号」を「掲げ

る業務、附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条の五の業務」に改め、同表第三十五条第二号の項中「第八条の四」

を「第八条の五」に改める。

(株式会社産業再生機構法の一部改正)

第十四条 株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正す

る。

第十五条 第二十二条第三項中「第二条の二第一項」を「第五条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、

「第三条第一項」に、「第二条の三第一項」を「第六条第一項」を「第九条第一項」に改める。

四条第一項に改める。

第五十七条条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、

「第三条第一項」に、「第二条の三第一項」を「第六条第一項」を「第九条第一項」に改める。

審査報告書

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年四月二十六日

経済産業委員長 伊達 忠一
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の経済構造の変化を踏まえ、地域における中小企業の事業活動を促進することにより地域経済の活性化を図るため、中

小企業による地域産業資源を活用した商品の開発、生産又は需要の開拓等を促進するための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費として、平成十九年度一般会計予算(経済産業省所管)に三十億円が計上されている。

附帯決議

地域経済活性化のためには、各地域の強みとなる地域資源を活用した新たな商品・サービスを創出しようとする中小企業の事業活動の促進が重要

であることに鑑み、新連携支援事業等との連携を図りつつ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

一 主務大臣による基本方針の策定に当たつて

は、基本構想を作成する都道府県及び地域資源活用事業を実施する中小企業者に混乱が生じることのないよう具体的な内容を提示するととも

に、都道府県による基本構想の作成過程において、市町村、商工会・商工会議所、产地の事業協同組合、農業協同組合等、地域関係者の意見が十分反映されるよう努めること。また、中小企業者が作成する事業計画の認定に当たつては、公正性が担保されるよう明確な認定基準を定めること。

二 地域資源活用事業を地域主導で行うことがで

きるよう、農林水産業と製造業・サービス業等との連携や产学研連携の推進、マーケティングや地域ブランド戦略に精通した人材の確保・育成支援の拡充を図ること。なお、地域中小企業の

資金調達を円滑化するための地域中小企業応援

ファンドにおいては、投融資を受ける機会に地

域間格差が生じることのないよう努めること。

三 地域資源を活用した中小企業の事業活動を果的に支援する観点から、関係省庁、地方公共団体、地域の試験研究機関、地域金融機関等の

緊密な連携体制を構築すること。

右決議する。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十九年四月十二日

参議院議長 扇 千景殿
衆議院議長 河野 洋平

要領書

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を支援することにより、地域における中小企業の事業活動の促進を図り、もつて地域経済の活性化を通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設

合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の

2

この法律において「地域産業資源」とは、次の

各号のいずれかに該当するものをいう。

一 自然的経済的社会的条件からみて一体であ

会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

る地域(以下単に「地域」という。)の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品

二 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術

三 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているものは、中小企業者が行う事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いを行われる商品の開発(当該地域産業資源に係る地域において生産されることとなる商品の開発に限る。以下この項において同じ。)、生産(当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。以下この項において同じ。)又は需要の開拓(当該地域産業資源に係る地域において生産された商品の需要の開拓に限る。以下この項において同じ。)

二 地域産業資源である鉱工業品の生産に係る地域において提供されることとなる役務の開拓又は役務(当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。)若し

くは需要の開拓(当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。)

(基本方針)

第三条 主務大臣は、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針

二 地域産業資源の内容

三 当該地域産業資源を用いて行う地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化を推進する方策

一 地域産業資源活用事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域産業資源の内容に関する事項

三 地域産業資源活用事業の内容に関する事項

四 地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項

五 地域産業資源活用事業を促進するに当たつて配慮すべき事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聽かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本構想の認定)

第五条 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた基本構想を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る基本構想(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定基本構想」といふ。)が基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項

の認定について準用する。

(地域産業資源活用事業計画の認定)

第六条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用事業に関する計画(中

に掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合

併し、若しくは出資して会社を設立しようとす

る場合にあっては、その組合若しくは連合会又

はその合併若しくは出資により設立される会社

(合併後存続する会社を含む。)が行う地域産業

資源活用事業に関するものを含む。以下「地域

産業資源活用事業計画」という。)を作成し、主

務省令で定めるところにより、これを主務大臣

に提出して、その地域産業資源活用事業計画が

適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知

事を経由して行わなければならない。この場合

において、都道府県知事は、当該地域産業資源

活用事業計画を検討し、意見を付して、主務大

臣に送付するものとする。

3 地域産業資源活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地域産業資源活用事業の目標

二 地域産業資源活用事業の内容及び実施期間

三 地域産業資源活用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場

合において、当該申請に係る地域産業資源活用

事業計画が次の各号のいずれにも適合するもの

であると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定基本構想に記載された地域産業資源を活用して行われるものであること。

二 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針(第三条第二項第二号に規定する事項に限る。)に照らして適切なものであること。

三 前項第二号及び第三号に掲げる事項が地域産業資源活用事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(地域産業資源活用事業計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る地域産業資源活用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならぬ。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る地域産業資源活用事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて地域産業資源活用事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

従つて行われる地域産業資源活用事業(以下「認定地域産業資源活用事業」という。)に必要な資金に係るもの(以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3 前条第二項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)又は同法第三条の四第一項に規定する債務担保保険(以下「売掛金債権担保保険」という。)の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる地域産業資源活用事業(以下「認定地域産業資源活用事業」という。)に必要な資金に係るもの(以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に

第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第三条の四第一項
保険額の合計額が
地域産業資源活用事業関連保証及びその他の保証額の合計額とその他の保険関係の保証額の合計額とがそれぞれ

第三条の二第三項及び第三条の四第二項
第三条の二第三項及び第三条の四第二項
当該借入金の額のうち
当該債務者
に、それぞれ当該借入金の額のうち
地域産業資源活用事業関連保証及びその他の保証に、それぞれ当該債務者
に、当該債務者
に、それぞれ当該保証をした
地域産業資源活用事業関連保証及びその他の保証に、当該債務者
に、当該債務者
に、当該債務者

第三条第一項 保険額が 計額が 地域産業資源活用事業関連保証に係る保証額の合計額とその他の保証額の合計額とが それぞれ	第三条第一項 保険額の合 計額が 地域産業資源活用事業関連保証及びその他の保証額の合計額とが それぞれ
第三条第一項 保険額が 計額が 地域産業資源活用事業関連保証に係る保証額の合計額とその他の保証額の合計額とが それぞれ	第三条第一項 保険額の合 計額が 地域産業資源活用事業関連保証及びその他の保証額の合計額とが それぞれ

第三条第一項 保険額が 計額が 地域産業資源活用事業関連保証に係る保証額の合計額とその他の保証額の合計額とが それぞれ	第三条第一項 保険額の合 計額が 地域産業資源活用事業関連保証及びその他の保証額の合計額とが それぞれ
第三条第一項 保険額が 計額が 地域産業資源活用事業関連保証に係る保証額の合計額とその他の保証額の合計額とが それぞれ	第三条第一項 保険額の合 計額が 地域産業資源活用事業関連保証及びその他の保証額の合計額とが それぞれ

掛金債権担保保険の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第百零一条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第二百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定地域産業資源活用事業を行ふために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

一 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定地域産業資源活用事業を行ふために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(食品流通構造改善促進法の特例)

第十条 食品流通構造改善促進機構は、食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品(食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。)の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者(以下「食品製造業者等」という。)が行う認定地域産業資源活用事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証

二 食品製造業者等が行う認定地域産業資源活用事業に要する費用の一部を負担してする当該認定地域産業資源活用事業への参加

三 認定地域産業資源活用事業を行ふ食品製造業者等の委託を受けてする認定計画に従つた施設の整備

第 二 十 八 章

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株

1 2 3 4

			第十三条第一項 掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(以下「地域産業資源活用事業促進法」という。)第十条第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項 号	第十八条第一項、第十九条及び第二十条 第一項第一号	第十二条各号 に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域産業資源活用事業促進法第十条第一項第一号に掲げる業務	掲げる業務
第二十一条第一項第三 号	この章	第十二条各号に掲げる業務又は地域産業資源活用事業促進法第十条第一項各号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域産業資源活用事業促進法第十条第一項第一号に掲げる業務	掲げる業務
課税の特例)	(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 (国等の施策)	この章若しくは地域産業資源活用事業促進法	この章若しくは地域産業資源活用事業促進法	この章若しくは地域産業資源活用事業促進法
十一條 認定地域産業資源活用事業を行おうとする中小企業者であつて、当該認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務の需要の開拓の程度が経済産業大臣の定める基準に適合するこ とについて経済産業大臣の確認を受けたもの か、当該認定計画に従つて取得し、又は製作し た機械及び装置については、租税特別措置法	(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 (国等の施策)	(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 (国等の施策)	(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 (国等の施策)	(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 (国等の施策)

の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

又は役務の紹介その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(資金の確保)

第十三条 国は、認定地域産業資源活用事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第十四条 国及び都道府県は、認定地域産業資源活用事業を行う者に対し、当該認定地域産業資源活用事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十五条 主務大臣は、認定地域産業資源活用事業を行う者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第十六条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項

第一号及び第二号に掲げる事項については経済産業大臣、その他の部分については経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 第四条第一項、第三項(第五条第三項において準用する場合を含む。)及び第四項(第五条第三項において準用する場合を含む。)並びに第五

条第一項及び第二項における主務大臣は、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

3 第六条第一項、第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)及び第四項(第七条第三項において準用する場合を含む。)及び第五項(第七条第三項において準用する場合を含む。)並びに第六

三項において準用する場合を含む。)、第七条第一項及び第二項、前条並びに次条における主務大臣は、経済産業大臣及び認定地域産業資源活用事業に係る事業を所管する大臣とする。	4 第六条第一項及び第七条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同項に規定する主務大臣の発する命令とする。
(権限の委任)	(権限の委任)

第十七条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第十八条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第十九条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(平成十九年法律第三十三号)

に改める。

法律第三十三号を「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十三号)」に改める。

審査報告書

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年四月二十六日

経済産業委員長 伊達 忠一

参考議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、地域における

た場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(中小企業基本法の一部改正)

第三条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第一百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)」を「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十三号)」に改める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十九年度一般会計予算(経済産業省所管)に約八十四億円、同年度エネルギー対策特別会計に約二十九億円がそれぞれ計上されている。

附帯決議

地域経済の持続的な成長及び格差是正のためには、地域が自らの個性をいかして産業集積の形成及び活性化を図ることが重要であることに鑑み、これまでの企業立地政策の評価を踏まえて、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 地方自治体が巨額の補助金や税制優遇措置によって企業誘致競争を過熱させることがないよう十分注意するとともに、地域の特性や人材をいかした真に地域経済の発展に資するものとなるよう、適切な助言・支援を行う体制を充実強化する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過して

化すること。また、労働者の雇用条件や生活環境が十全に確保されるよう関係省庁が連携して取り組むこと。

二 企業立地においてはスピードがますます重要な手続に対し、ワントップで迅速な処理が行われ、関係省庁及び地方自治体は連携して、各種の措置を図るとともに、工場立地法の緑地面積の緩和や農地転用の処分の迅速化に当たっては、制度本来の趣旨を損なうことがないよう十分配慮して適切に行うこと。

三 企業立地が国際競争となる中で、我が国がアジア諸国等と伍して競争していくため、法人税の実効税率の引下げ等の抜本的な措置を検討するとともに、対日投資促進策として、地方への外国企業誘致の促進にも積極的に取り組むこと。

右決議する。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月十二日

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案	第一章 総則(第一条—第四条)
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第二章 地域における産業集積の形成等のための措置
	第一節 基本計画の同意等(第五条—第八条)
	第二節 同意集積区域における措置(第九条—第十三条)
	第三節 承認企業立地計画等に係る措置(第十四条—第二十三条)
	第三章 雜則(第二十四条—第二十九条)
	附則
	第一章 総則
(目的)	

第一条 この法律は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域における産業集積の形成及び活性化を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。	2 この法律において「企業立地」とは、事業者が、その事業の用に供する工場又は事業場の新増設(既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。)を行うことをいう。	3 この法律において「事業高度化」とは、事業者が次に掲げる措置を行うことにより、その事業の生産性の向上を図ることをいう。	4 この法律において「産業集積の活性化」とは、事業者を中核とした産業集積の形成が行われることをいう。	5 この法律において「産業集積の活性化」とは、産業集積の存在する地域において企業立地又は事業高度化が行われることにより、当該産業集積の有する機能が強化され、かつ、当該産業集積における事業の構造が高度化することをいう。	6 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供であつて、生産に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させるもの	会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号ま				
第二条 地域における産業集積の形成及び活性化は、産業集積が事業者相互間における効率的な					

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

官 報 (号 外)		六 集積区域における企業立地及び事業高度化を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する事項
二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの		一 産業集積の形成及び活性化(以下「産業集積の形成等」という。)の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの		2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの		一 産業集積の形成等の意義及び目標に関する事項
五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの		二 自然的・経済的・社会的条件からみて一体である地域のうち企業立地及び事業高度化を重視的に促進すべき区域(以下「集積区域」という。)の設定に関する事項
六 企業組合		三 集積区域においてその業種に属する事業に係る企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき業種(以下「集積業種」という。)の指定に関する事項
七 協業組合		四 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備(既存の施設の活用を含む)、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する基本的な事項
八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、		第五条 自然的・経済的・社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村(特別区を含む。以下単に「市町村」という。)及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県(以下単に「都道府県」という。)は、共同して、基本方針に基づき、第七条の規定により組織す
		第六 集積区域における前号の業種(以下「指定集積業種」という。)に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標
		七 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備(既存の施設の活用を含む)、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

八 産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項

九 市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項

十 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際し配慮すべき事項

十一 第三号に規定する区域における第七号の施設（工場若しくは事業場若しくはこれらの用に供するための工場用地若しくは業務用地又は研究開発のための施設若しくは研修施設に限る。）の整備が、農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいう。以下この号において同じ。）として利用されて

十二 その他の産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要な事項

十三 計画期間

3 基本計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したもの

のでなければならない。

4 基本計画は、産業集積の形成又は産業集積の活性化が効果的かつ効率的に図られるよう、市町村及び都道府県の役割分担を明確化しつつ定めるものとする。

5 主務大臣は、基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

二 当該基本計画の実施が集積区域における産業集積の形成又は産業集積の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 第十条の規定による工場立地法の特例措置が定められた場合にあっては、当該特例措置の実施により相当程度の産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果が見込まれるものであること。

五 主務大臣は、基本計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 市町村及び都道府県は、基本計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本計画の変更）

第六条 市町村及び都道府県は、前条第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これ

るときは、共同して、次条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市町村及び都道府県は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の同意について準用する。

（地域産業活性化協議会）

第七条 市町村及び都道府県は、その作成しようとする基本計画並びに第五条第五項の規定による同意を得た基本計画（前条第一項又は第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に關し必要な事項その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果が見込まれるものでは産業集積の活性化に關し必要な事項について協議するため、第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施し、又は実施すると見込まれる者と共同して、協議により規約を定め、地域産業活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する市町村及び都道府県は、協議会に、次に掲げる者であつて同項の規定により共同して協議会を組織することとされていないものを構成員として加える

ことができる。

一 集積区域として設定する区域をその地区に含む商工会又は商工会議所

二 集積区域として設定する区域又はその近傍に存在する大学その他の研究機関

三 前二号に掲げる者ほか、同意基本計画の円滑かつ効果的な実施に關し密接な関係を有すると見込まれる者

四 企業立地又は事業高度化の促進に關し専門的知識及び経験を有する者

三 市町村及び都道府県は、第一項の規定により協議会を組織しようとするときは、主務省令で定める期間、主務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

4 前項の規定により協議会を組織することが公表された場合において、第二項各号に掲げる者であつて協議会の構成員として加えるとされるないものは、前項の主務省令で定める期間内に、協議会を組織しようとする市町村及び都道府県に対して自己を協議会の構成員として加え

るよう申し出ることができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に

関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

（国の情報提供等）

第八条 国は、市町村及び都道府県による基本計画の作成に資するため、企業立地の動向に

る情報の収集、整理、分析及び提供を行うよう努めるものとする。

2 国は、同意基本計画に係る市町村及び都道府

県に対し、当該同意基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言を行うものとする。

第二節 同意集積区域における措置

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う企

業立地等促進業務)

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、同意基本計画において定められた集積区域(以下「同意集積区域」とい

う。)において、当該同意集積区域に係る指定集積業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行なう事業者(以下「特定事業者」という。)による企業立地及び事業高度化を促進するため、同意集積区域において、工場(特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)、事業場(特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)又は当該工場若しくは該事業場(特定事業の用に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うことができる。

2 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 同意集積区域における工場又は事業場の整備並びに当該工場又は当該事業場の賃貸その他の管理及び譲渡

他の管理及び譲渡

二 前項の規定により機構が行う工場又は事業

場の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場又は当該事業場の利

用者の利便に供する施設の整備並びに当該施

設の賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号の業務に関連する技術的援助

(工場立地法の特例)

第十一条 同意基本計画(第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。)において定められた同項第三号に規定する区域(以下「同意企業立地重点促進区域」という。)の存する

市町村は、同意企業立地重点促進区域における製造業等(工場立地法第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この条において同じ。)に

第一号に規定する緑地をいう。以下この条において同じ。)及び環境施設(同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。以下この条において同じ。)のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項(以下この条において「緑地面積率等」という。)について、条例で、次項

第一項の規定により市町村の長が事務を行なう場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和四八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同

意企業立地重点促進区域については、市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地

法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」と

規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣

は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について

て、同意企業立地重点促進区域における重点的な企業立地の必要性を踏まえ、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

3 第一項の規定により準則を定める条例(以下「緑地面積率等条例」という。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該綠地面積率等条例に係る同意企業立地重点

促進区域に係るものは、当該同意企業立地重点促進区域の存する市町村の長が行うものとする。

4 前項の規定により市町村の長が事務を行なう場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和四八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同

意企業立地重点促進区域については、市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地

法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「第十二条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により市町村の長が事務を行なう場合においては、前条第四項の規定を準用する。

この場合において、同項中「第十条第一項の規定により准則が定められた場合にあつては、その准則」とあるのは、「第十二条第一項の規定によ

り条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

6 第十二条 緑地面積率等条例の施行前に都道府県

知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調

査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出であつて緑地面積

率等条例の施行の日において勧告、勧告に係る

第十二条 緑地面積率等条例を定めた市町村は、

事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における緑地面積率等条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同意企業立地重点促進区域の廃止又は前条第一項の規定により経過措置を定める条例(以下この項において「経過措置条例」という。)の廃止若しくは失効により、当該緑地面積率等条例、経過措置条例が定められている場合にあっては、当該経過措置条例で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場について、それぞれ当該緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、当該同意企業立地重点促進区域の廃止の日又は当該経過措置条例の廃止若しくは失効の日前に当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る事務又は当該経過措置条例に係る同条第一項の特定工場に係る事務を行うものとされた市町村の長(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を除く。)にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の

規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日(以下この条において「特定日」という。)以後においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日ににおいて勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制

限の期間の短縮については、なお従前の例による。

4 前項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農地法等による処分についての配慮)

第十三条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、同意企業立地重点促進区域内の土地を同意

二 特定事業のための施設又は設備の設置その他企業立地のための措置に関する事項

三 企業立地に必要な資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、企業立地計画が基本方針(第四条第二項第九号に規定する事項に限る。)及び同意基本計画に適合するものであると認めるとときは、その承認をするものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定による承認を行つたときは、関係市町村長に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(企業立地計画の変更等)

第十五条 前条第三項の承認を受けた事業者(以下「承認企業立地事業者」という。)は、当該承認に係る企業立地計画の変更をしようとするとき

は、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならぬ。

2 都道府県知事は、承認企業立地事業者が前条

規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日(以下この条において「特定日」という。)以後

においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る都道府県の知事にうとする特定事業者は、当該企業立地に関する企

業立地重点促進区域に係る都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日ににおいて勧告、勧告に係る事項を変更

すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制

限の期間の短縮については、なお従前の例による。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認を申請することができる。

2 企業立地計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(事業高度化計画の承認)

第十六条 同意集積区域において事業高度化を行おうとする特定事業者は、当該事業高度化に関する計画(以下「事業高度化計画」という。)を作成し、当該同意集積区域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

2 事業高度化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(事業高度化計画の承認)

第十七条 都道府県知事は、事業高度化計画が基本方針

4 都道府県知事は、前項の規定による承認を行つたときは、関係市町村長に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(企業立地計画の変更等)

第十八条 前条第三項の承認を受けた事業者(以下「承認企業立地事業者」という。)は、当該承認に係る企業立地計画の変更をしようとするとき

は、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の規定による承認を行つたときは、関係市町村長に対して、遅滞な

よつ適切な配慮をするものとする。

3 都道府県知事は、事業高度化計画が基本方針

4 都道府県知事は、前項の規定による承認を行つたときは、その承認をするものとする。

く、その旨を通知しなければならない。

(事業高度化計画の変更等)

第十七条 前条第三項の承認を受けた事業者(以下「承認事業高度化事業者」という。)は、当該承認に係る事業高度化計画の変更をしようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認事業高度化事業者が前条第三項の承認に係る事業高度化計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業高度化計画」といふ。)に従つて事業高度化のための措置を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第十八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法)

律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」といふ。)の保険関係であつて、地域産業集積関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は

第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認企業立地事業者が承認企業立地計画に従つて企業立地のための措置を行うために必要な資金に係るもの又は承認事業高度化事業者が承認事業高度化計画に従つて事業高度化のための措置を行うために必要な資金に係るものを行いう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす

る。

2 普通保険の保険関係であつて、地域産業集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険)」については、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、地域産業集積関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三条第一項	保険金額の合計額が
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	地域産業集積関連保証に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とそ

第三条の二第二項	当該借入金の額のうち	借入金の額のうち
第三条の三第二項	当該保証をした	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
当該債務者	保証をした	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、地域産業集積関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第十九条 承認企業立地計画に従つて企業立地を行う承認企業立地事業者であつて、同意集積区用に供する家屋若しくはその敷地である土地の

取得に対する不動産取得税若しくは当該施設の使用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定められたときには、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保)

第三章 雜則

(地域的な雇用構造の改善のための措置との有機的な連携)

第三章 雜則

(報告の徵収)

業立地計画に係る企業立地のための措置又は承認事業高度化計画に係る事業高度化のための措置を適確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

第三章 雜則

(報告の徵収)

第三章 雜則

(報告の徵収)

農林水産大臣及び基本計画に定められた指定集積業種に属する事業を所管する大臣)とする。

3 前二条における主務大臣は、経済産業大臣及び特定事業を所管する大臣とする。

4 第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第七条第三項における主務省令は、第一項に規定する大臣の発する命令とする。

(罰則)

第二十九条 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

(附則)

2 協力しなければならない。

(主務大臣及び主務省令)

第二十七条 主務大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、同意基本計画の円滑な実施を促進されるよう、企業立地に関する処分その他の措置に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第三条 機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項の政令で定める日まで

平成十九年四月二十七日 参議院会議録第二十一号(その二) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案

第二十一条 国及び地方公共団体は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて企業立地又は事業高度化のための措置を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十二条 国及び都道府県は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企

業立地の促進等による地域における企業立地及び事業高度化のための措置を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

(大学等との連携協力の円滑化等)

第二十六条 主務大臣及び文部科学大臣は、同意

集積区域における企業立地及び事業高度化を促

進するため必要があると認めるときは、研究開

発及び人材育成に關し、市町村及び都道府県と

大学、高等専門学校及び大学共同利用機関(以

下この項において「大学等」という。)との連携及

び協力並びに特定事業者と大学等との連携及び

協力が円滑になれるよう努めるものとする。

(報告の徵収)

第三章 雜則

(地域的な雇用構造の改善のための措置との有

機的な連携)

第三章 雜則

(地域的な雇用構造の改善のための措置との有

の間、同項第一号から第三号まで及び同条第二項の規定により管理を行つてある工場用地、産業業務施設用地又は業務用地について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第

二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従つて行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 機構は、前項の業務を行おうとする場合において、当該工場用地が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託をしている者の同意を得なければならぬ。

第四条 機構は、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の二第一項の規定により整備又は管理を行つてある工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従つて行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)は、廃止する。)

(高度化等計画の承認の申請等に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に前条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(以下「旧法」という。)第七条第一項の規定により承認の申請がされた同項の高度化等計画で、

あつてこの法律の施行の際承認をするかどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により承認を受けた旧法第七条第一項の高度化等計画は、附則第八条第一項の規定の適用については、旧法第八条第二項の承認高度化等計画(以下「旧承認高度化等計画」とい

う。)とみなす。

3 前項の高度化等計画を実施する者は、次条第三項及び第五項の規定の適用については、旧法第十条第一項の承認高度化等円滑化商工組合等(以下「旧承認高度化等円滑化計画」とい

う。)とみなす。

4 第二項の高度化等計画を実施する者は、附則第八条第五項に規定する中小企業者であるものは、附則第八条第二項及び第三項の規定の適用については、旧法第十五条第一項の承認高度化等中小企業者(以下「旧承認高度化等中小企業者」という。)とみなす。

5 旧承認高度化等円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業についての旧法第十八条に規定する中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)の特例について、

円滑化計画であつてこの法律の施行の際承認をするかどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

2 前項の規定により承認を受けた旧法第三十三条に規定する商工組合等に関する旧法第十一條第一項の規定により機構が整備し、又は管理している同項第一号に規定する工場若しくは事業場又は施設及び機構が造成し、整備し、又は管理している同項第二号に規定する工場用地若しくは業務用地又は施設については、同項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

3 旧承認高度化等円滑化計画の承認を受けた者に関する経過措置

第九条 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の規定により機構が整備し、又は管理している同項第一号に規定する工場若しくは事業場又は施設及び機構が造成し、整備し、又は管理している同項第二号に規定する工場用地若しくは業務用地又は施設については、同項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

4 旧承認高度化等円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業についての旧法第十二条第一項の規定により承認を受けた同項の進出計画であつてこの法律の施行の際承認をするかの処分がされていないものについての都

例については、なお従前の例による。

4 旧承認高度化等円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業についての旧法第十二条第一項に規定する中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)の特例について、

規定期により承認の申請がされた同項の進出計画であつてこの法律の施行の際承認をするか

第七条 この法律の施行前に旧法第九条第一項の規定により承認の申請がされた同項の高度化等計画の承認の申請等に関する経過措置

3 旧承認高度化等中小企業者及び旧承認高度化等円滑化商工組合等に関する旧法第十六条第一項に規定する基盤的技術産業集積関連保証についての同項に規定する中小企業信用保険法の特

例については、なお従前の例による。

官 (号) 外

<p>道府県知事の承認については、なお従前の例による。</p> <p>2 前項の規定に基づき従前の例により承認を受けた旧法第二十三条第一項の進出計画は、附則第十二条第一項の承認進出計画(以下「旧承認進出計画」という。)とみなす。</p> <p>3 前項の進出計画を実施する者は、附則第十二条第二項、第三項及び第五項の適用については、旧法第二十四条第一項の承認進出中小企業者(以下「旧承認進出中小企業者」という。)とみなす。</p> <p>(進出計画及び進出円滑化計画の承認を受けた者に関する経過措置)</p>	<p>法第二十六条第一項の承認進出円滑化商工組合等(以下「旧承認進出円滑化商工組合等」といわれる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前のように。)とみなす。</p>
<p>第十二条 旧承認進出計画及び旧承認進出円滑化計画の変更の承認及び取消しについては、なお従前の例による。</p> <p>2 旧承認進出中小企業者に関する旧法第二十七条において読み替えて準用する旧法第十五条に規定する中小企業投資育成株式会社法の特例については、なお従前の例による。</p> <p>(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)</p>	<p>法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p>
<p>(小規模企業共済法の一部改正)</p>	<p>第十七条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>第十六条の二及び第十六条の三第一項中「第十五条第二項第六号」を「第十五条第二項第七号」に改める。</p>
<p>(印紙税法の一部改正)</p>	<p>第十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。</p>
<p>第十五条第一項第五号口に掲げる業務を除く)、同法附則第六条に、「までの業務」を「の業務」に、「及び同法附則第八条の二(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)」を「並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)」に改める。</p> <p>(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)</p>	<p>第十七条第三項中「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二百五十四号)」を削る。</p>
<p>(中小企業基本法の一部改正)</p>	<p>第十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。</p>
<p>第十五条第一項第五号中「第九号から第十一</p>	<p>百五十四号)」の一部を次のように改正する。</p>
<p>3 前項の進出円滑化計画を実施する者は、次条第三項及び第五項の規定の適用については、旧</p>	<p>第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの</p>
<p>報告の徴収については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p>	<p>第十六条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第一百五十四号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>平成十九年四月二十七日 参議院会議録第二十一号(その二) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案</p>	<p>一一七</p>

号まで」を「第八号から第十号まで」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第号。以下「地域産業集積形成法」という。)第九条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

第十五条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 委託を受けて、地域産業集積形成法第九条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

第十五条第四項中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改め、同条第五項中「第一項第九号」を「第一項第八号」に、「及び第一項第十号」を「第一項第九号」に改め、第三十一条第一項に規定するものに限る。」の下に「及び第一項第十一号」を「同項第十号」に改める。

第十五条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 委託を受けて、地域産業集積形成法第九条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

第十五条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

る。

第十八条第一項第一号中「同項第九号及び第

十号」を「同項第八号及び第九号」に、「同項第十号」を「同項第十号」に改め、「限る。」の下に「同項第十一号に掲げる業務」を、「第三号ま

で」の下に「及び第六号」を加え、同項第二号中「第十五条第一項第八号」を「第十五条第一項第七号」に、「同項第九号」を「同項第八号」に、「第

十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第九号」に、「第十五条第一項第十一号」を「同項第十

号」に、「同項第九号」を「同項第八号」に、「第

九号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第九号」に、「第十五条第二項第四号」を「同條第二

号」に改め、同項第四号中「同條第二項第九号」を「同條第二項第七号」に改める。

第二十条第一項中「第十五条第一項第九号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

「第十五条第二項第八号」に改める。

第二十一条第一項中「第十五条第一項第八号」に、「第十五条第一項第九号」を「第十五条第一項第十号」に改める。

第二十二条第一項中「同項第九号」を「同項第

八号」に、「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第九号」に、「及び第十五条第一項第十三号」を「並びに第十五条第一項第十一号」に改める。

第二十三条第一項中「同項第九号」を「同項第

八号」に、「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第九号」に、「及び第十五条第一項第十三号」を「並びに第十五条第一項第十一号」に改める。

第二十四条第一項中「同項第九号」を「同項第

八号」に、「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第九号」に、「及び第十五条第一項第十三号」を「並びに第十五条第一項第十一号」に改める。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

附則第五条第一項中「並びに前条」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第四条第一項の業務

ロ 地域産業集積形成法附則第三条第一項の業務

附則第五条第二項中「第二項、前條」を「第二項」に、「第十五条第一項、前條第一項」を「同條第一項」に改める。

附則第六条第一項から第三項までの規定中「附則第四条」を削り、同条第四項中「第二項」に、「附則第四条」を「第二項」に改め、「附則第二項、第三項」並びに「附則第四条」を「第二項」に改める。

附則第七条中「並びに附則第四条並びに第五条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

附則第八条中「並びに附則第四条、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

附則第八条の二中「並びに附則第四条、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

附則第八条の三中「並びに附則第四条並びに第五条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

二 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条まで並びに前項の業務のほか、地域産業集積形成法附則第十五条第一項の業務を行ふ。

次の一条を加える。

(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)

第八条の四 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第

七条から前条までの業務のほか、地域産業集

積形成法附則第九条の規定によりなおその効力有するものとされる地域産業集積形成法附則第五条の規定による廃止前の特定産業集

積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法

律第二十八号。以下「旧特定産業集積活性化法」という。)第十二条第一項及び第二項(第二

号に係る部分に限る。)の規定による特定の地

域における工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設の造成、整備、譲渡

等及びこれらに附帯する業務を行う。

附則第十四条の表以外の部分中「附則第四条、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に、「第八条の三」を「第八条の四」に改め、同条の表

第十五条第一項第十四号の項及び第十五条第五項の項を削り、同表第十七条第一項第三号の項

中「第八条の三第一号」を「附則第八条の三第一号」に改め、同表第十八条第一項第一号の項を

次のように改める。

官報(号外)

第十八条第一項第一号	同項第十一号に掲げる業務並びに附則第八条の二項の業務
第六号に掲げる業務	同項第十一号に掲げる業務並びに附則第八条の二項の業務

附則第十四条の表第十八条第一項第三号の項を次のように改める。

第十八条第一項第三号	業務のうち
第六号に掲げる業務	第六号に掲げる業務並びに附則第八条の業務

第六号に掲げる業務並びに附則第八条の業務

業務並びに附則第八条の二の業務、附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十二条第一項に規定するものに限る）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十二条第一項に規定するものに係るものに限る。）のうち

もの並びに

もの並びに附則第八条の二第一項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）、附則第八条の二第二項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに係るものに限る。）、附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十二条第一項に規定するものに係るものに限る。）並びに

第五号に掲げる業務	第五号に掲げる業務並びに附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十二条第一項に規定するものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十二条第一項に規定するものに限る。）
三百八十九条 削除	三百八十九条を次のように改める。

附則第十四条の表第十九条第一項の項中「附則第四条、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に、「第八条の三」を「第八条の四」に改め、同表第二十二条第一項の項中「附則第四条第一項、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に改め、「第八条の二の業務」の下に「並びに附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十二条第一項に規定するものに限る。）」を加え、同表第三十五条第二号の項中「附則第四条、第五条第一項」を「附則第五条第一項に、「第八条の三」を「第八条の四」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十条 一般社団法人及び一般財团法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

官 報 (号 外)

平成十九年四月二十七日 参議院会議録第二十一号(その二)

一一〇

明治三十五年三月三十一日可日
第三種郵便物認可

発行所
二東京一〇五番地虎ノ門二五丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 二部 四六〇円)